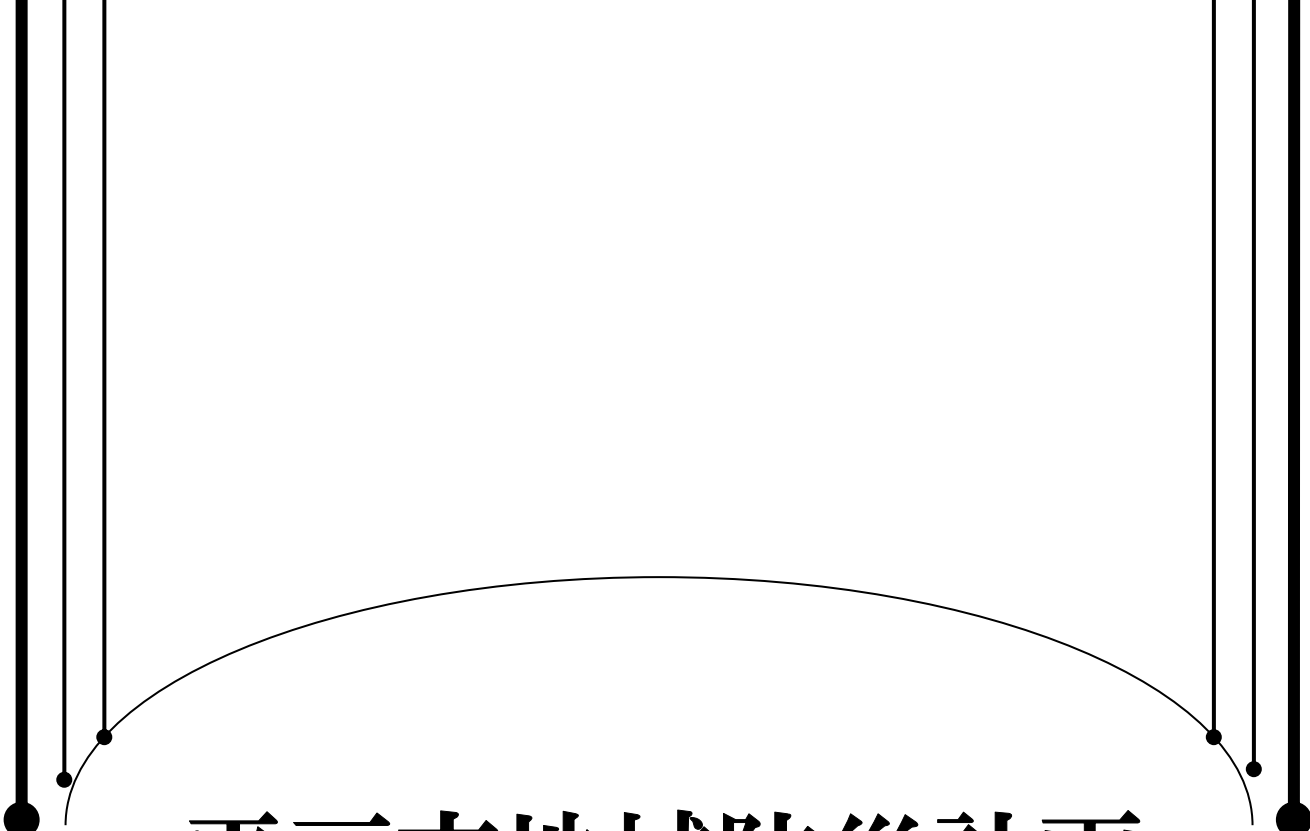


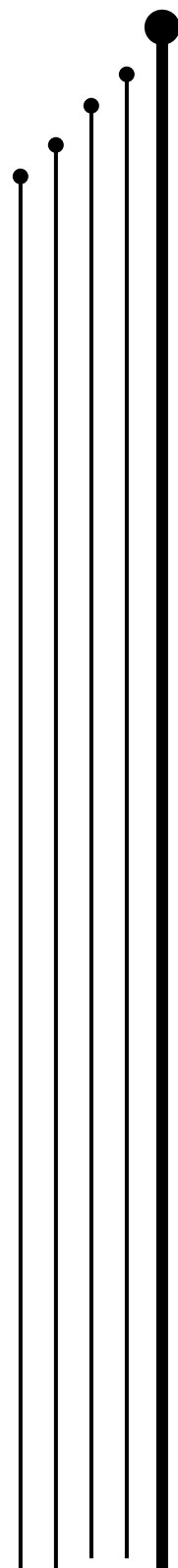


平戸市地域防災計画

(令和4年11月修正)

平戸市防災会議

目次



目 次

第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	防災の基本方針	3
第 3 節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 4 節	平戸市の地勢と災害記録	11
第 5 節	被害想定	16

第 2 編 基本計画編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	101
第 2 節	防災訓練計画	104
第 3 節	自主防災活動計画	107
第 4 節	災害通信業務整備計画	109
第 5 節	災害備蓄物資及び資機材の確保計画	111
第 6 節	風水害に強いまちづくり計画	113
第 7 節	消防計画	118
第 8 節	危険物災害予防計画	121
第 9 節	建築物災害予防計画	122
第10節	生活福祉に係る災害予防計画	124
第11節	避難行動要支援者対策の強化	128

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	平戸市災害対策本部	201
第 2 節	自衛隊災害派遣要請計画	216
第 3 節	防災気象情報の伝達計画	241
第 4 節	通信施設利用計画	253
第 5 節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	256
第 6 節	災害広報計画	265

第7節	水防計画	281
第8節	土砂災害防止計画	283
第9節	消防活動計画	287
第10節	災害救助法の適用	290
第11節	避難収容計画	294
第12節	救出計画	321
第13節	遺体捜索及び収容埋葬計画	323
第14節	食料供給計画	326
第15節	衣類及び生活必需品供給計画	328
第16節	給水計画	330
第17節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	332
第18節	義援金品募集配分計画	334
第19節	保健衛生計画	335
第20節	緊急輸送計画	339
第21節	文教応急対策計画	361
第22節	ライフライン施設応急対策計画	365
第23節	海上災害応急対策計画	367
第24節	救急医療対策計画	370
第25節	農林水産物災害応急対策計画	372
第26節	公共土木施設災害応急対策計画	401
第27節	県防災ヘリコプターの出動要請	404
第28節	自発的支援の受入れ	405
第29節	安否情報の提供及び被災者台帳の作成	407

第3章 災害復旧計画

第1節	災害復旧事業の促進	501
第2節	災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	502
第3節	金融その他の資金対策	508
第4節	被災者の生活確保に関する計画	513

第3編 地震災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	防災知識・思想の普及	601
第2節	地震防災訓練の実施	601
第3節	自主防災活動計画	601

第4節	防災都市・地域づくり計画	602
第5節	消防計画	604
第6節	建築物等災害予防計画	606
第7節	避難収容計画	609
第8節	緊急輸送活動計画	612
第9節	医療・保健に係る災害予防計画	616
第10節	災害備蓄物資及び資機材の確保計画	618
第11節	生活福祉に係る災害予防計画	618
第12節	相互応援体制の確立	619

第2章 災害応急対策計画

第1節	平戸市災害対策本部	701
第2節	情報活動	702
第3節	広報活動	708
第4節	自主防災活動	709
第5節	緊急輸送活動	710
第6節	自衛隊災害派遣要請	710
第7節	広域応援活動	711
第8節	災害の拡大防止活動	714
第9節	避難収容活動	719
第10節	災害救助法の適用	720
第11節	遺体捜索及び収容埋葬計画	720
第12節	食料供給計画	720
第13節	衣類及び生活必需品供給計画	720
第14節	給水計画	720
第15節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	720
第16節	保健衛生計画	720
第17節	救急医療対策計画	720
第18節	福祉に係る対策	721
第19節	応急教育活動	723
第20節	ライフライン施設応急対策	723
第21節	自発的支援の受入れ	723

第3章 災害復旧計画

第1節	災害復旧事業の促進	801
第2節	災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	801
第3節	金融その他の資金対策	801

第4節 被災者の生活確保に関する計画	801

第4編 津波災害対策編

第1章 津波の被害想定等

第1節 被害想定	851

第2章 津波災害の予防計画

第1節 防災知識普及計画	859
第2節 防災訓練計画	859
第3節 自主防災活動計画	859
第4節 津波に強い地域づくり計画	860
第5節 消防計画	861
第6節 避難収容計画	861
第7節 緊急輸送活動計画	861
第8節 医療・保健に係る災害予防計画	861
第9節 災害備蓄物資及び資機材の確保計画	861
第10節 生活福祉に係る災害予防計画	861
第11節 相互応援体制の確立	861

第3章 災害応急対策計画

第1節 平戸市災害対策本部	863
第2節 情報活動計画	864
第3節 災害広報計画	871
第4節 自主防災活動	871
第5節 避難収容計画	872
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	875
第7節 緊急輸送活動	875
第8節 広域応援活動	875
第9節 災害の拡大防止活動	875
第10節 災害救助法の適用	875
第11節 遺体捜索及び収容埋葬計画	875
第12節 食料供給計画	875
第13節 衣類及び生活必需品供給計画	875
第14節 給水計画	875
第15節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	875

第16節	保健衛生計画	875
第17節	救急医療対策計画	875
第18節	福祉に係る対策	875
第19節	応急教育活動	875
第20節	ライフライン施設応急対策	875
第21節	自発的支援の受入れ	875

第4章 災害復旧計画

第1節	災害復旧事業の促進	877
第2節	災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	877
第3節	金融その他の資金対策	877
第4節	被災者の生活確保に関する計画	877

用語集	878

第5編 事故災害等対策編

第1節	道路災害対策計画	901
第2節	危険物等災害対策計画	904
第3節	林野火災対策計画	907
第4節	海上災害対策計画	911

第6編 資料編

1 防災関係機関及び関係条例等

1-1	防災関係機関一覧表	1001
1-2	防災会議委員名簿	1002
1-3	平戸市防災会議条例	1004
1-4	平戸市災害対策本部条例	1006
1-5	平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例	1007

2 相互応援協定等

2-1	長崎県県北区域防災相互応援協定	1021
2-2	土砂災害防止及び山地災害防止に関する平戸市内郵便局と長崎県県北振興局 及び平戸市との協力に係る実施協定書	1024
2-3	災害時における平戸市内郵便局、平戸市間の相互協力に関する覚書	1026

2-4	災害時における物資の供給に関する協定書	1028
2-5	大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定	1031
2-6	平戸市における大規模な災害時の応援に関する協定書	1034
2-7	平戸市防災メールのメール登録推進に関する協定書	1036
2-8	災害時における相互協力に関する協定書	1037
2-9	原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書	1038
2-10	災害時におけるLPガス供給に関する協定書	1040
2-11	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	1042
2-12	災害時における平戸市内宿泊施設等の提供に関する協定書	1045
3	災害危険箇所関係	
3-1	災害危険箇所一覧表	1101
3-2	急傾斜指定地一覧表	1151
3-3	地すべり指定地一覧表	1153
3-4	砂防指定地一覧表	1154
3-5	土砂災害（特別）警戒区域一覧表	1155
4	消防・水防関係	
4-1	災害対策出動計画表	1161
4-2	消防団の現況	1162
4-3	防火対象物現況表	1165
5	危険物関係	
5-1	危険物施設一覧	1167
6	避難収容関係	
6-1	指定緊急避難場所、指定避難所一覧表	1181
6-2	平戸市避難所運営マニュアル	1201
6-3	要配慮者利用施設	1211
7	医療救護関係	
7-1	県災害拠点病院	1219
7-2	医薬品調達先一覧	1219
7-3	市内医療機関	1220
8	緊急輸送関係	
8-1	緊急物資集積場所	1221
8-2	ヘリポート	1221
8-3	ヘリコプター場外離着陸場適地一覧	1222
8-4	運送業者関係一覧	1223
9	建設・土木関係	
9-1	平戸市内建設業者一覧	1224
10	廃棄物関係	

10－1 廃棄物関係施設	1241
11 遺体の収容・処理関係	
11－1 火葬場一覧表	1242
12 文教関係	
12－1 平戸市内文化財一覧表	1243
13 その他	
13－1 過去の災害履歴	1249

第7編 様式編

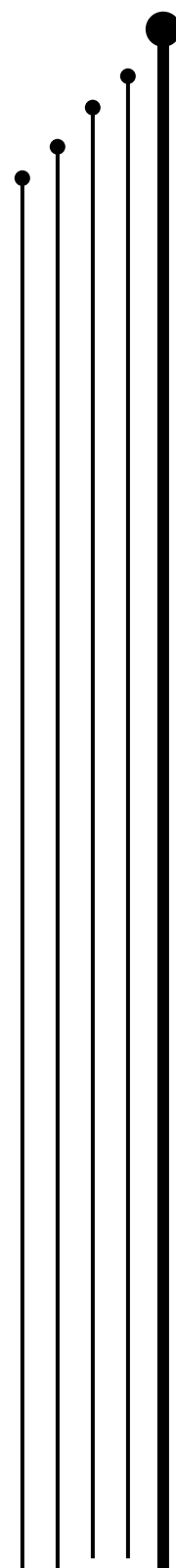
〔災害救助法による応急救助実務〕

災害発生状況報告	1501
別紙様式1 災害概況即報	1502
被害状況調	1503
別紙様式2 被害状況報告	1504
災害救助費算出内訳（災害別）	1505
救助実施記録日計票	1506
救助日報	1507
救助の種目別受払状況	1509
避難所設置及び収容状況	1510
応急仮設住宅台帳	1511
炊き出し給与状況	1512
飲料水の供給簿	1513
物資の給与状況	1514
救護班活動状況	1515
病院診療所医療実施状況	1516
助産台帳	1517
被災者救出状況記録簿	1518
住宅応急修理記録簿	1519
生業資金貸付台帳	1520
学用品の給与状況	1521
埋葬台帳	1522
死体処理台帳	1523
障害物除去の状況	1524
輸送記録簿	1525

〔自衛隊災害派遣要請〕

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	1526
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	1526
〔県防災ヘリコプター出動要請〕	
様式第 1 号 災害発生等に伴う航空機災害派遣要請（口頭受理用紙）	1527
様式第 2 号 災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書	1529
様式第 5 号 災害状況報告書	1531

第 1 編
總 則

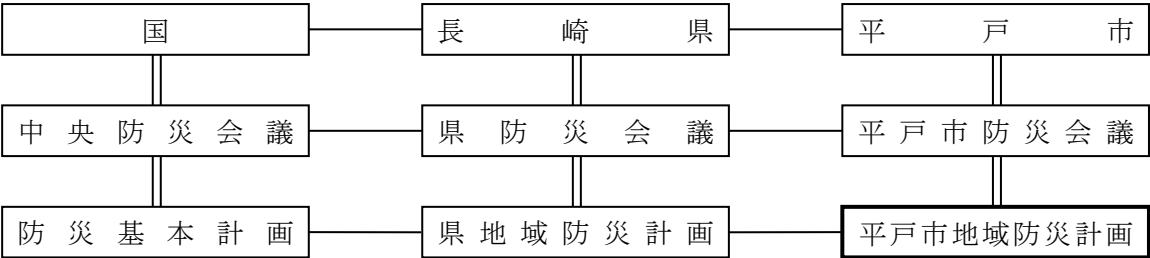


第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、平戸市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。

【国、県及び平戸市の防災会議並びに防災計画の体系】



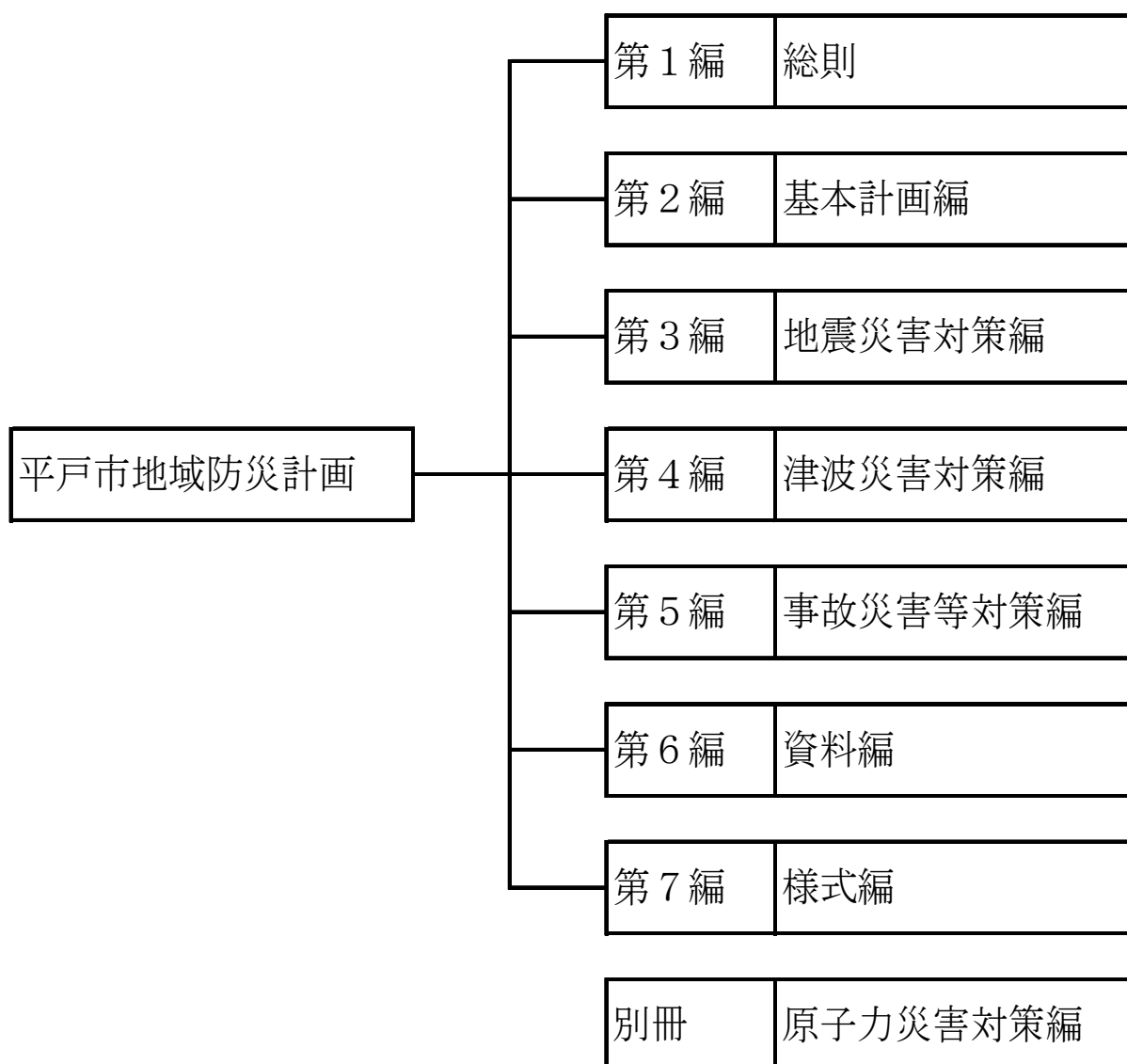
2 計画策定の前提

この計画は、旧平戸市、旧生月町、旧田平町、旧大島村の過去における災害の経験を礎に、平成17年10月1日発足した平戸市の自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を基本計画編、第3編を地震災害対策編、第4編を津波災害対策編、第5編を事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第6編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を、巻末に関連する様式集を掲げた。また、原子力災害対策編として別冊に定めている。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5 計画の周知

本計画の内容は、市職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底させる。

6 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

長崎県の北西端平戸島、度島、高島、生月島、大島及び九州本土北部の沿岸部に位置する本市は、梅雨前線及び台風の接近による暴風、集中豪雨による水害など甚大な災害をもたらす気象現象に見舞われる可能性が大きい。

また、九州北部に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置になると北西の風が強くなり、積雪や低温による凍結等が予想され、交通障害や農産物等に被害が及ぶ。

さらに、地震による津波被害の危険性もあり、このような災害に対処するため、今後なお一層の防災対策の充実強化を図っていく必要がある。

1 風水害

本市における風水害は、集中豪雨による地すべり、がけ崩れが多く、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

(1) 強 風

一般に台風は進行方向の左側より右側の方が風が強いので、台風の中心が長崎県西側を通過したときは特に注意が必要である。

(2) 大 雨（集中豪雨）

大雨の原因は梅雨前線、台風、低気圧である。一般に、降り始めからの降水量が100ミリを超えるとときや1時間に30ミリを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生するおそれがあり、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起りやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。降り始めからの降水量が200ミリを超えたときや1時間に50ミリを超す非常に激しい雨が降るときは、大きな土砂災害が発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

(3) 高潮及び高波

一般に台風や低気圧の接近等で気圧が下がると海面は盛り上がる（吸い上げ効果）。また、強風が湾の奥に向かって長時間吹き付けると海水が吹き寄せられ湾内の海面はさらに上昇する（吹き寄せ効果）。これらの効果によって海面が上昇し、陸地に浸水して被害が発生することがある。

台風の中心付近は気圧が低いいため吸い上げ効果が強い。また、強風を伴うため風上に開いた湾では吹き寄せ効果も加わり潮位がさらに高くなる。台風接近時にはこれらの効果が強まるため、満潮時でなくとも高潮災害が発生するおそれがあるので警戒を要する。

また、台風接近時には6メートルを超える高波が発生することがあり、高潮と重なり、海水が防潮堤を乗り越え、時には破壊して浸水害を増大させる。

(4) 暴風雪

本市の冬季においては、上空に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置により強風や暴風、波浪、降雪、積雪、低温、凍結等の気象災害が予想される。特に積雪や道路の凍結による交通障害が予測され、除雪や凍結防止対策等が必要である。なお、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害が発生することもある。また、施設園芸や露地栽培の農産物については、霜や低温による被害を防止するため、適切な育成管理が必要となってくる。

2 土砂災害

(1) 地すべり

大雨が急激又は長期に降ることで、山の斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象である。

(2) 崖崩れ

降雨時に地中にしみ込んだ水分により、不安定化した斜面が、急激に崩れ落ちる現象である。

(3) 山崩れ

山地の斜面の土砂や岩石が急激に移動する現象で、大雨が原因となる場合が多い。地震が要因となることもある。

(4) 土石流

山腹、谷底にある土砂が、長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象である。

3 火 災

火災については、市民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は木造家屋も多いため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、市民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。

なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

4 震 災

本市は1725年に長崎市南部付近で発生したM6の大規模地震以来、地震による被害は記録されていないが、このような不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

5 避難行動要支援者への配慮・地理的条件への対応

本市は、すべての災害に対して、避難行動要支援者である高齢者や身障者等、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

6 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 市民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、地域ぐ

るみの市民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、市民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

本節は、平戸市並びに長崎県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱
・平戸市防災会議に関する事務 ・防災施設の新設、改良及び復旧の実施 ・消防水防その他の応急措置 ・市地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・被災者に対する救助及び救済措置 ・災害時における保護衛生、文教及び交通対策 ・管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・災害対策に関する隣接市町等との相互応援協力等

2 消 防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
平 戸 市 消 防 本 部	・災害に対する予防、防御と拡大防止対策 ・消防機材の整備充実と教育訓練の実施 ・災害時における人命救助対策 ・災害時における危険物の災害防止対策

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長 崎 県	・県防災会議に関する事務 ・防災施設の新設、改良及び復旧の実施 ・水防その他の応急措置 ・県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ・被災者に対する救助及び救護措置 ・災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 ・その他県の所掌事務についての防災対策 ・市町が処理する災害事務又は業務の実施についての救助及び調整 ・災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所	・国・県道の維持管理、河川管理
平戸警察署	・災害時における市民の生命、身体及び財産の保護 ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制
	・災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等
長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所	・国・県道の維持管理、河川管理
平戸警察署	・災害時における市民の生命、身体及び財産の保護 ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州森林管理局長崎森林管理署世知原森林事務所	・国有林野等の森林治水事業等の防災管理 ・災害応急用材の需給対策
九州運輸局長崎運輸支局	・災害時における陸上輸送の調査並びに指導 ・災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 ・災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州運輸局長崎運輸支局 佐世保海事事務所	・災害時における海上運送の調査並びに指導 ・災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 ・災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
福岡管区气象台（長崎地方气象台）	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第七管区海上保安本部 （佐世保海上保安部） （平戸海上保安署）	・災害時、海上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の救助並びに海上の治安警備
長崎労働局江迎労働基準監督署	・工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
九州地方整備局長崎河川国道事務所 長崎港湾・空港整備事務	・直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 ・直轄河川の水防に関すること。 ・港湾海岸災害対策に関すること。

所	・高潮、津波、災害等予防に関する港湾海岸計画 ・その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第16普通科連隊	・災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動支援

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 平戸郵便局	・災害時における郵便業務の確保 ・災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱並びに災害つなぎ資金の融資
西日本電信電話(株)長崎支店	・電気通信設備の保全と災害時における非常通話の調整
日本赤十字社長崎県支部	・災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 ・災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 ・義援金品等の募集配分業務
日本放送協会佐世保放送局	・気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
日本通運(株)長崎支店	・災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
九州電力送配電(株)平戸配電事業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保 ・被災施設の応急対策と災害復旧

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
松 浦 鉄 道 (株)	・鉄道、軌道施設の設備 ・災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ・災害時の応急輸送対策 ・鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(社)長崎県L P ガス協会 (平戸支部)	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧
西 肥 自 動 車 (株) 生 月 自 動 車 (有) 大 島 村 産 業 (有)	・被災地の人員輸送の確保 ・災害時の応急輸送対策

大川陸運（株）	
竹山運輸(有) 北松通運(株) フェリー大島（平戸市）	・ 災害救助物資の緊急輸送
長崎国際テレビ 長崎放送 テレビ長崎 長崎文化放送 エフエム長崎	・ 災害状況及び災害対策に関する報道

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
ながさき西海農業協同組合	・ 被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、農家生活資材の確保及びあっせん ・ 被災農家に対する資金の融資及びあっせん ・ 農作物の需給調整
平戸市漁業協同組合 生月漁業協同組合 館浦漁業協同組合 九十九島漁業協同組合田平支所 大島村漁業協同組合	・ 水産物並びに養殖施設等の被害調査及び応急対策の実施協力 ・ 被災組合員に対する事業費、資材の確保あっせん ・ 高波・高潮等対策及び情報の提供
平戸商工会議所 平戸商工会	・ 被災者に対する衣料、食品のあっせん ・ 被災会員等に対する資金の融資あっせん
長崎県土地改良事業団体 連合会県北支所	・ 農業用ため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理 ・ 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
田平土地改良区 国営田平土地改良区 生月土地改良区 生月中央土地改良区 山田土地改良区 中野土地改良区 津吉土地改良区 中央土地改良区 馬込土地改良区 平戸土地改良区	・ 土地改良施設の防災対策 ・ 農地たん水の防排除活動 ・ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

平戸市社会福祉協議会	・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・福祉救援ボランティア
一般社団法人 平戸市医師会	・災害時における被災者の救護活動
北松歯科医師会	・災害時における歯科医療 ・身元確認
病院等経営者	・防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策 ・災害時における収容患者の避難誘導 ・被災負傷者等の収容保護 ・災害時における医療、助産等の救護 ・近隣医療機関相互間の救急体制の確立
社会福祉施設経営者	・防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 ・災害時における収容者の避難誘導
その他公共的団体及び防 災上重要な施設の管理者	・それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧

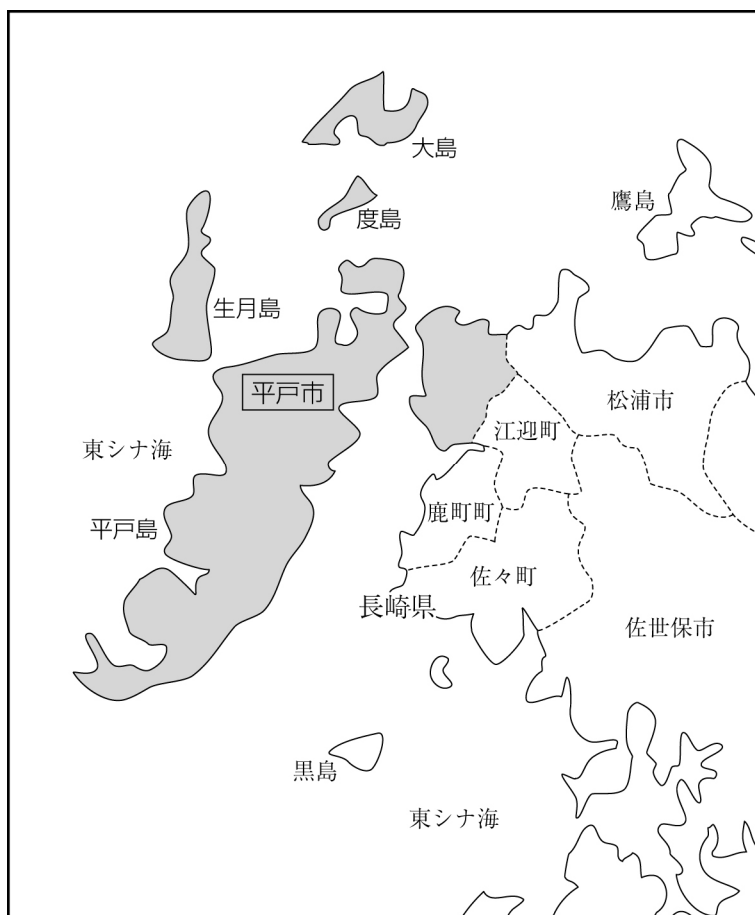
第4節 平戸市の地勢と災害記録

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

平戸市は、長崎県の北西端に位置し、県庁所在地の長崎市から北北西約80km、佐世保市から北西約25kmの距離にある。市の総面積は、235.5km²である。



各地区の面積 (km²)

平戸	生月	田平	大島	総面積
168.8	16.6	34.6	15.5	235.5

極 地

方 位		地 名
極東	東経129°38'	田平町
極西	東経129°20'	野子町尾上島
極南	北緯 33°07'	野子町帆上ノ瀬
極北	北緯 33°37'	大島村小二神島

(2) 地形・地質

本市は、平戸地区（平戸島、度島、高島）、生月地区（生月島）、大島地区（大島）の有人島及び九州本土北西部の沿岸部の田平地区と周辺の多数の島々から構成される。

平戸島は、平戸大橋により九州本土と結ばれ、生月島は平戸島の西にあり、生月大橋で結ばれている。大島は平戸島の北にあり、交通手段は船舶のみとなっている。田平地区のみ、本土の内陸地域と接している。

各地区とも平坦地は少なく、起伏の多い地形となっている。また、海岸線は各所に半島、岬が突出し、断崖などの自然景観が美しく、地域の多くが西海国立公園に指定されている。

ア 平戸地区

平坦地に乏しく、至るところ山岳丘陵が起伏しており、山系は白山火山帯の末端にあたり、おおむね三列の山陵をなしている。海岸線は多くの半島、岬、入江等をもって湾入する複雑な線となり、その延長は250kmに及んでいる。

土質は、一般に新生代第三紀層砂岩層を基盤とし、これに新火成岩質の玄武岩安山岩沖積層であって、各所にその露出を見ることができる。

イ 生月地区

南北に長く、東西に狭い。白山火山帯の西端に位置している。山脈は番岳（海拔286m）より北進し、一番岳に貫き、一つは御崎大バエ鼻に至る。南部は番岳より南進して丘陵となり、長瀬鼻及び潮見鼻に尽きている。

西海岸一帯は玄武岩等が露出し、東南に至る一帯は軟弱で、中央部は地すべり地帯をなし、耕地の荒廃がある。東南の耕地は針広混交林が多く、田畑が開けており、農家が散在する。また、山頭は広大な原野にして重要な水源池であり、番岳には徳川時代の遠見番跡があった。麓には眺望絶景な原野があり、東部に傾斜している。その間各地にため池が築造され、土地改良による開田が多い。一方、西南一帯は断崖絶壁で耕地は少ない。東海岸は天然の港湾に乏しいが、生月、館浦両地区に人工築造の漁港がある。

ウ 田平地区

北は玄海灘、東は松浦市、南に江迎町と鹿町町に隣接した、九州本土の西に位置する。

地形はなだらかな丘陵地で、南から北に向かってゆるやかに傾斜しており、最高地は海拔216mの吹上山である。

地層は、全般的に第三紀層に属する玄武岩で、その間に沖積層安山岩が散見され、土質は埴土、埴壤土からなっている。平地や谷間は水に恵まれているため、水田化が進んでいる。地形全体から見ると低平であるので、水田、耕地の割合が多い。

エ 大島地区

南北に短く、東西に長く、海岸線は断崖絶壁が多い。北西部は屈曲が少なく、一帯に高位部となっている。東西はそれぞれに東部に大根坂湾、西部に的山湾を抱いている。山脈は島の中央部を東西南北に走って背骨をなし、山地起伏して平坦地に乏しい。

耕地はピラミッド型の階段状をなし、急傾斜である。地質は、第三紀層に属し、玄武岩を母岩とし、表土は全般的に粘土質である。河川らしい河川はないが、急流で、豪雨の際は岩をかむ水勢で海中に流失している。

(3) 気 候

本市は、海に面しており、一般に温暖な海洋性気候である。気温の平年値は16.3℃で、月平均気温が0℃以下になることはない。気温の最高記録は35.1℃、最低記録は-5.8℃である。海洋に突出し、かつ対馬海流の影響で、冬季においても比較的温暖であり、年間のうち数日続いて積雪をみることは稀で、夏季においても35℃以上になることはほとんどない。降水量は年間2,000mmを超える多雨地帯に属し、特に6～8月に多い。12月中旬に初雪をみており、終雪は翌年の2月下旬である。積雪はほとんどみられない。台風は7月から9月の間に多い。

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は31,920人である（平成27年国勢調査）。昭和50年と比較すると、減少率は約39%となっており、減少の傾向が続いている。平成27年の年齢3区分割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は11.7%、生産年齢人口（15～64歳）は51.0%、老年人口（65歳以上）は37.3%となっている。長崎県平均と比較すると老年人口の割合が大きく、生産年齢人口の割合が小さくなっている。

また、世帯数は、12,421世帯（平成27年国勢調査）であり、昭和50年から平成27年にかけて、減少傾向となっている。

高齢化が進むことによる避難行動要支援者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産 業

産業別就業人口は、近年では第1次産業の割合が大幅に減少し、第3次産業の割合が増加している。しかし、第1次産業の割合は20.0%（平成27年国勢調査）で、長崎県平均（7.42%）を大きく上回っており、農林水産業を基幹産業とする本市の特徴を表している。

ア 水産業

本市は、長崎県の北西端に位置し、対馬暖流の影響を強く受け、数多くの島嶼と複雑な海岸地形や潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、イワシ・アジ・サバ・ブリ・イカ類、サンマ等の回遊が見られるほか、マダイ・イサキ・ヒラメや磯根資源のアワビ・ウニ等数多くの魚介類に恵まれている。

このような漁場環境のもと、大中型まき網漁業の基地を抱え、釣り漁業のほか、刺網、定置網、採介藻漁業、養殖業など多岐にわたる漁業が営まれている。

一方、漁業経営体数の減少、漁業者の高齢化、後継者不足のほか、「磯焼け」による藻場の消失・減少など、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっている。

イ 農業

本市においては、恵まれた自然環境のなかで、肉用牛をはじめ米、葉たばこ、ばれいしょ、たまねぎ、そらまめ、いちご、アスパラガス、菌床シイタケなど様々な農作物が栽培され、生産の安定化、産地のブランド化が進められている。また、地域内には肉用牛をはじめとする畜産に関わる関係機関が立地しており、これらは、県全域の畜産振興の拠点となっている。

一方で農家数、農業人口、農業産出額ともに減少傾向にあることや高齢化の進行など、農業を取りまく環境は厳しい状況となっている。

ウ 観光

本市は、美しい海や豊かな自然景観に恵まれているとともに、西欧やアジアとの交流の歴史やキリシタン文化を色濃く残す史跡等地域特有の歴史・文化資源があふれており、長崎県を代表する観光地の一つとなっている。

エ 製造業及び商業

本市の製造業事業所数は、平成29年で59事業所、従業者数は870人、出荷額等は約87億円となっている（「長崎県の工業」（県統計課））。

製造品の内訳は、「食料品」、「窯業土石」、「衣服・その他繊維製品」、「輸送機械」が主なものとなっている。また、好風況地域であるという気象条件を生かし、クリーンエネルギー（風力発電）の開発等の取り組みが行われている。

本市の小売商店数は、平成26年で416店、従業者数は1,602人、小売商業販売額は約273億円である（「長崎県の商業」（県統計課））。全体的に減少傾向であり、地域のにぎわい、活力が低下している状況にある。

(3) 交通

本市は九州の西、長崎県の北西端に位置していることなどから、道路網について周辺都市との広域的なネットワークは十分とはいえない状況にある。今後、西九州自動車道の整備やそれと当地域をつなぐ道路整備に伴って、福岡都市圏や長崎市などとの広域的なネットワークの形成が期待される。

地域内の幹線道路としては田平町地域を通る国道204号、平戸島内に国道383号、主要地方道平戸田平線等がそれぞれ整備されており、本土地域と平戸島、生月島を結んでいる。

公共交通網については、松浦鉄道が国道204号と並行する形で走っている。また、平戸地区内及び平戸地区～生月地区間にバスが運行しているものの、自家用自動車利用者数の増加や人口減少、少子化によりバス利用者数は減少傾向にあり、運行経費を行政が負担するなどの問題を抱えている。さらに、大島地区と平戸地区の間はフェリーが就航しており、島民の足としての利用のほか生活物資、車両、農水産物等の輸送手段として大きな役割を担っている。

3 災害記録

本市の過去の災害履歴は資料13－1のとおりである。

第5節 被害想定

長崎県では、平成16年10月23日の新潟県中越地震（M6.8）、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震（M7.0）など、それまで想定されていなかった地域で相次いで発生した地震等を契機に、平成14～16年度に実施した「雲仙活断層群調査」によって得られた情報等をもとに地震等災害の想定について調査の見直しを行い、平成18年3月「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」を公表した。

本節では、本市の防災対策の推進に当たり重要な基礎資料となる本報告書のデータについて、その概要を示すものとする。

1 想定震源の設定

長崎県内に被害を及ぼす地震の震源として、次のとおり設定されている。

(1) 想定活断層

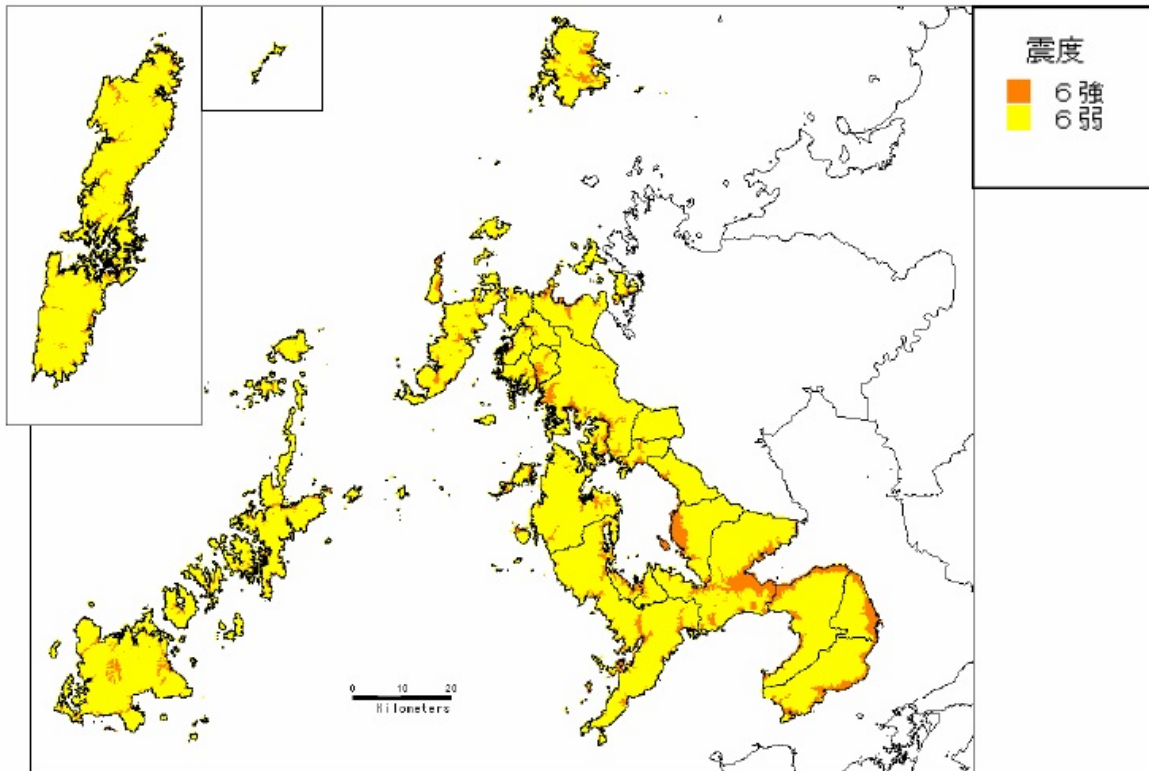
活断層		地震規模 (マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層群	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村一諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層系（福岡県）	7.2	26

ただし、いずれの活断層を震源とした場合でも、本市域において震度5弱以上は予測されず、被害はほとんどないものと考えられる。

(2) 県内全域M6.9の震源

福岡県西方沖地震のように活断層が確認されていなかったところで地震が発生する場合がある。活断層が確認されていない場所で地震が発生した場合に、それぞれの場所での程度

地においては震度6強が予測されている。

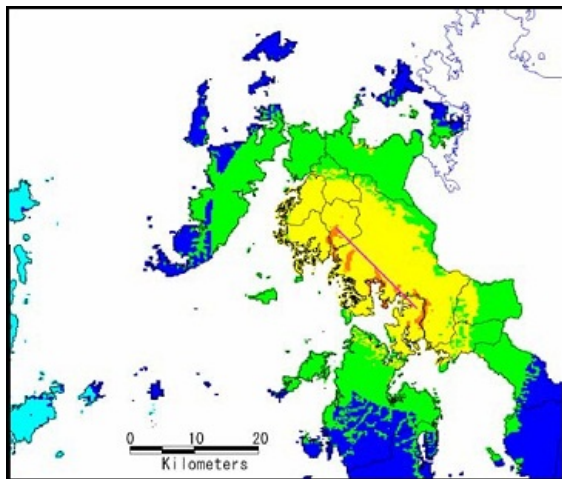


県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定した場合の震度分布
工学的基盤において計測震度5.4とした場合の表層における地震動の増幅率を考慮して算出した地表の震度分布

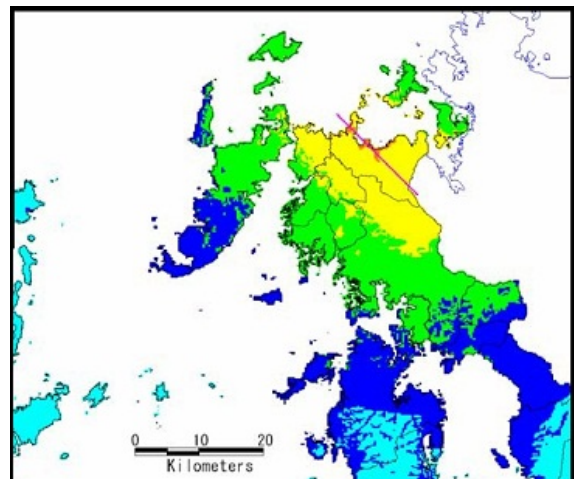
(3) 各市町中心部直下の震源

活断層が確認されていないところで起こる地震として、県内の各市町（平成18年3月31日現在）でどのような状況が考えられるのかを見るために、震源を各市町の中心部においた場合の震度分布を(2)と同様の手法で求めている。県北・壱岐地域としては、本市のほか、佐世保市、松浦市、壱岐市直下の活断層を想定（活断層確認の有無と無関係）した検討がなされている。

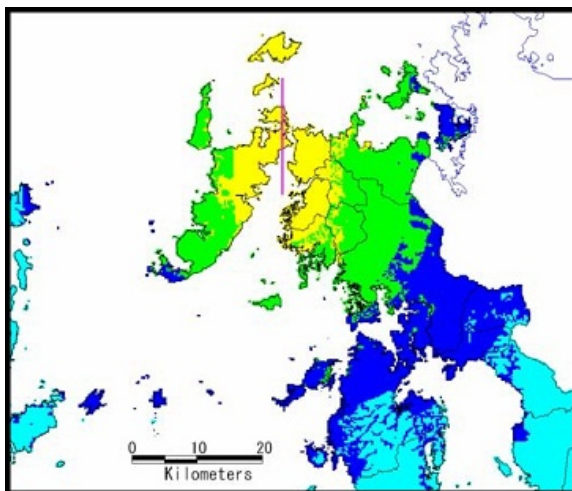
本市直下を震源とした場合、市全域で震度5強以上、平戸地区東部と田平地区で震度6弱が予測されている。また、沿岸部などでは震度6強が予測されている。



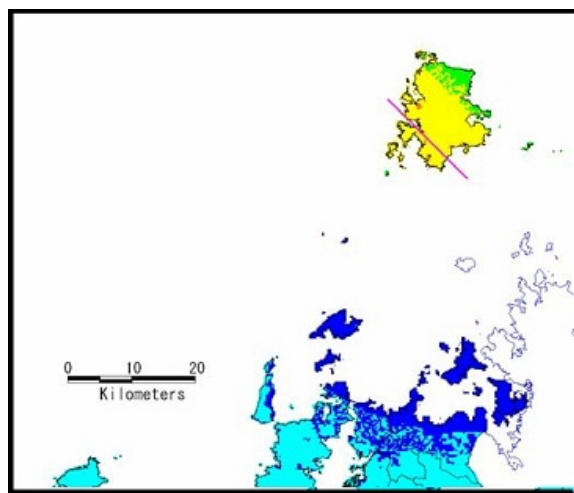
佐世保市直下



松浦市直下

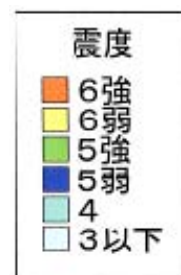


平戸市直下



壱岐市直下

市町直下に震源を想定した地震
(M6.9、震源断層上端深さ3km)の震度分布
(県北・壱岐)
(活断層確認の有無と無関係に想定)



2 被害想定

本市域においては、実際に確認されている活断層を震源とした場合、震度3～5弱程度では液状化、津波、火災による被害がほとんど想定されないことから、ここでは、県北・壱岐地域の各市直下に震源を想定した地震（M6.9、震源断層上端深さ3km）の建物被害とそれに伴う人的被害を示す。

(1) 揺れによる建物被害予測

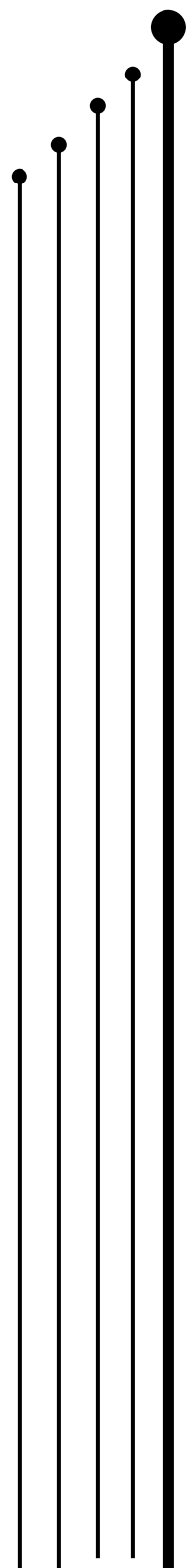
項目		想定震源			
		平戸市直下	松浦市直下	佐世保市直下	壱岐市直下
木造建物被害 (全28,668棟)	大破棟数	1,429	184	2	0
	大破率 (%)	4.99	0.64	0.01	0.00
	中破以上棟数	3,170	685	88	0
	中破以上率 (%)	11.06	2.39	0.31	0.00
非木造建物被害 (全3,867棟)	大破棟数	48	3	0	0
	大破率 (%)	1.23	0.08	0.00	0.00
	中破以上棟数	124	11	0	0
	中破以上率 (%)	3.20	0.28	0.00	0.00

(2) 建物被害による人的被害予測

項目		想定震源			
		平戸市直下	松浦市直下	佐世保市直下	壱岐市直下
屋内人口 (39,930人)	死者数	19	1	0	0
	死者率 (%)	0.05	0.00	0.00	0.00
	負傷者数	587	372	125	0
	負傷者率 (%)	1.47	0.93	0.31	0.00
	重傷者数	61	48	11	0
	重傷者率 (%)	0.15	0.12	0.03	0.00

第2編 基本計画編

第1章 災害予防計画



第1節 防災知識普及計画

本庁（総務課・消防本部・教育委員会・福祉課）
支所（地域振興課・公民館）

所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、市民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

1 市職員に対する教育

職員としての的確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 平戸市地域防災計画の概要
- (2) 気象災害に関する基礎知識
- (3) 災害の種別と特性
- (4) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(6)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課（局、室）等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

教育委員会は、小学校、中学校及び幼稚園（以下この節において「学校」という。）の長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。

3 市民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）には広く市民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

- (1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 平戸市地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する基礎知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難施設、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ、広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープの利用
- (ウ) 広報車、防災行政無線、大島テレビの利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、芸術文化・スポーツ振興団体、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デー（1月26日）の実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業への啓発

ア 職員の市民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

イ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

4 避難行動要支援者への配慮

防災知識等の普及に当たっては、外国籍住民、高齢者、障害者等避難行動要支援者にも配慮し、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障害者、高齢者の災害常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認

(4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

5 インターネットを活用した情報の収集と防災知識の普及

高度情報化時代に伴い、雨量情報等を早期に把握し、適切な措置がとれるよう情報通信システムを活用する。

長崎県が整備した「河川砂防情報システム（NAKSS）」や気象庁のキキクル（危険度分布）などを市民に広く普及させ、雨量情報をはじめ、台風の進路、雲の動き等の気象情報の収集、また防災上の知識等の普及のため、活用の推進を図る。

第2節 防災訓練計画

本庁（総務課・消防本部）
支所（地域振興課）

災害発生時に、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、県、関係機関及び市民等と連携を図りながら、図上又は現地において計画的継続的に防災訓練を実施する。

1 実践的な訓練の実施及び参加

- (1) 市長は、法令及び防災計画の定めるところにより、実施地域を指定し、県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、次のような、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をし、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

ア 可能な限り最新のデータに基づいた被害想定を行う。

イ 訓練の実施時間を工夫する。

ウ 避難行動要支援者に対する配慮をする。

エ 多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められるようにする。

オ 被害の把握は、「それに対してどのように応急対策を実施するのか」という判断と連動させる。

カ 発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとする。

- (2) 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員のほか、市民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的災害の発生に備え、庁内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的実施する。

なお、訓練の項目は次のとおりとし、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

- (1) 総合防災訓練

市は、隔年1回、総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関及び自主防災組織、ボランティア組織の参加も得ながら多数の市民が参加し、かつ実践的な訓練内容となるよう努める。

ア 非常無線通信訓練

イ 消防団の水防工法訓練

ウ 日赤奉仕団の炊き出し訓練

エ 避難訓練

オ 救出訓練

カ 救護訓練

キ その他

- (2) 図上訓練

図上訓練は、災害対策関係各機関の指揮者が災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に伝達するよう図上で総合防災訓練を行う。

(3) 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電話、無線伝達）
- (ウ) 避難訓練（危険区域居住者の避難）
- (エ) その他必要な訓練

イ 訓練実施時期

訓練の実施は、おおむね隔年1回とし、降雨期前を目途とし、予備日の指定を考慮する。

ウ 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所で行う。

(4) 消防訓練

各種消防訓練の年間計画を樹立し、教養ならびに訓練を実施する。

(5) 避難訓練

ア 水防訓練及び消防訓練等を併せた訓練とし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練を実施する。

イ 市長は、市民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。その際、避難行動要支援者に配慮した訓練となるよう努める。

ウ 教育委員会及び小・中学校及び幼稚園の長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

エ 市は、社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

(6) 非常通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果を発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(7) 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集できようよう訓練を実施する。

3 訓練の方法の検討

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で、最も効果的な方法で行う。

4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災

活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。
また、必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

第3節 自主防災活動計画

本庁（総務課・消防本部）
支所（地域振興課）

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、市は、自主防災組織の育成に取り組み、県や市町村と協力して防災活動を行うものとする。

1 自主防災組織の育成・指導

- (1) 自治会等を中心とする自主防災組織の育成を推進する。
 - ア 全市的に設置を推進するが、特に「木造家屋の集中している地区」「消防活動が困難な地区」等被災危険の高い地区に重点をおいて設置の促進を図る。
 - イ 既存の行政区を単位とし、コミュニティ組織の一環としての自主防災組織の設置を図るとともに、民間自衛消防組織と一体となった活動ができる体制づくりを促進する。
- (2) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会、防災訓練等を開催し、地域における自主防災活動の推進及び防災資機材の使用方法等について指導を行う。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、市及び消防機関と協力し、「自らの地域は皆で守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を実施する。

- (1) 平常時
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
 - ウ 家庭内の防災に関する話し合い
 - エ 各地域における避難地、避難路の確認
 - オ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
 - カ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
 - キ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
 - ク 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
 - ケ 最寄りの医療救護施設の確認
 - コ 防災訓練への参加
- (2) 災害発生時
 - ア 災害情報の正確な把握
 - イ 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
 - ウ 火災予防措置及び初期消火の実施
 - エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - オ 初期の救出、救助
 - カ 避難行動要支援者への配慮
 - キ 適切な避難

ク 給食・救援物資の配布及び市が実施する給水・救護物資配布活動への協力

ケ 自力による生活手段の確保

3 事業所等の自主防災活動

事業所においては、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じておおむね次のものについて行うものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

4 地区防災計画の策定

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的として、平戸市防災会議に対し、平戸市内の地区居住者等から平戸市地域防災計画へ地区防災計画を定めることを提案することができるものとする。

なお、定められた地区防災計画については、平戸市地域防災計画の別添資料として保管するものとする。

地区防災計画は、地域の実情に合わせて、次のものについて記載する。

- (1) 平常時
 - ・防災訓練、避難訓練（情報収集。共有・伝達訓練を含む）
 - ・活動体制の整備等
- (2) 発災直前
 - ・連絡体制の整備
 - ・状況の把握（見回り、住民の所在確認等）
- (3) 災害時
 - ・身の安全の確保
 - ・住民間の助け合い等
- (4) 復旧・復興
 - ・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援等

第4節 災害通信業務整備計画

本庁（総務課）
支所（地域振興課）

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図る。

また、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

1 市防災行政無線の整備拡充

- (1) 大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、全市をデジタル化した防災行政無線等の整備拡充に努める。
- (2) 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

2 市防災行政無線施設の維持管理

(1) 保守点検及び整備

災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。

イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

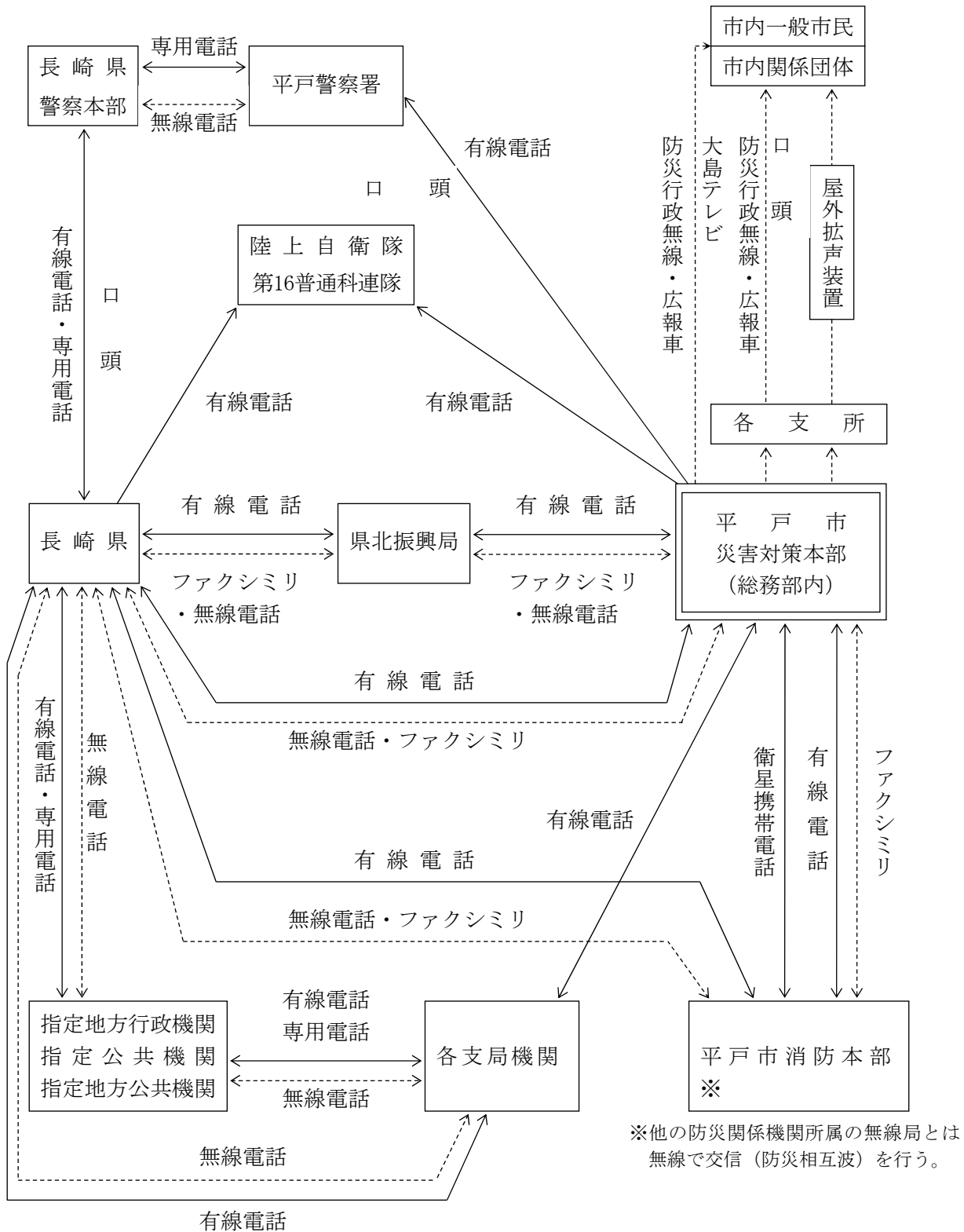
(2) 設備の更新及び機能の向上

ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。

イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

ウ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。

災害通信利用系統図



第5節 災害備蓄物資及び資機材の確保計画

本庁（市民課・福祉課・水道局）
支所（地域振興課）

災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

なお、備蓄品目や備蓄量については、県が定める「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（H26.3.31策定）に基づき定めるものとする。

1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の市民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な物資の備蓄場所を確保し、計画的な備蓄に努める。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 市民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。

イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

2 飲料水等の確保

- (1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくとともに、飲料水の確保を行う。
- (2) 非常災害時における応急給水対策は、医療機関や社会福祉施設・避難行動要支援者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 市民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。

ア 市民における貯水

(ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

(イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

(ウ) 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

(5) 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保をはかるために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。

(6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町と相互応援体制の整備に努める。

3 医薬品、医療資機材等の確保

(1) 市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。

(2) 市は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 防疫対策

(1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

5 し尿処理対策

(1) 必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

(2) 日ごろから、し尿処理施設の安全性の確保及びし尿収集車等の点検整備に努める。

第6節 風水害に強いまちづくり計画

本庁（総務課・農林整備課・農業振興課・水産課・建設課・消防本部）
支所（地域振興課）

市は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害等から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

1 風水害に強いまちづくり

(1) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については、各支所及び関係機関と協力し重点的に観察を行う。

関係機関名	連絡先	電話番号
県北振興局	振興局長	0956-22-0374
平戸警察署	署長	0950-22-3110
平戸市消防署	署長	0950-22-3167
平戸市役所生月支所	支所長	0950-22-9200
平戸市役所田平支所	支所長	0950-22-9210
平戸市役所大島支所	支所長	0950-55-2511

(2) 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

(3) 情報管理手法の確立

治山・地すべり・砂防・高潮・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(4) 災害危険地区の調査及び市民への周知

山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水等による危険地域等（資料3-1、3-2参照）を定期的に調査し、災害危険箇所について市民へ周知する。

(5) 雨量観測体制の整備

「長崎県河川砂防情報システム」を活用し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。

2 治山・治水対策

(1) 治山対策

市は、国及び県の協力を得て次により山地の災害予防対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(イ) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

ウ 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となっている林道の整備に努める。

(2) 治水対策

ア 河川管理施設の改修等

(ア) 各河川管理施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

(イ) 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

(ウ) 県及び气象台と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努める。

(エ) 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

イ 水路

排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

3 土砂災害予防対策

(1) 土石流防止対策

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、その周辺部を含めて総合的防災の見地に立ち、防災工事が進められるよう努める。

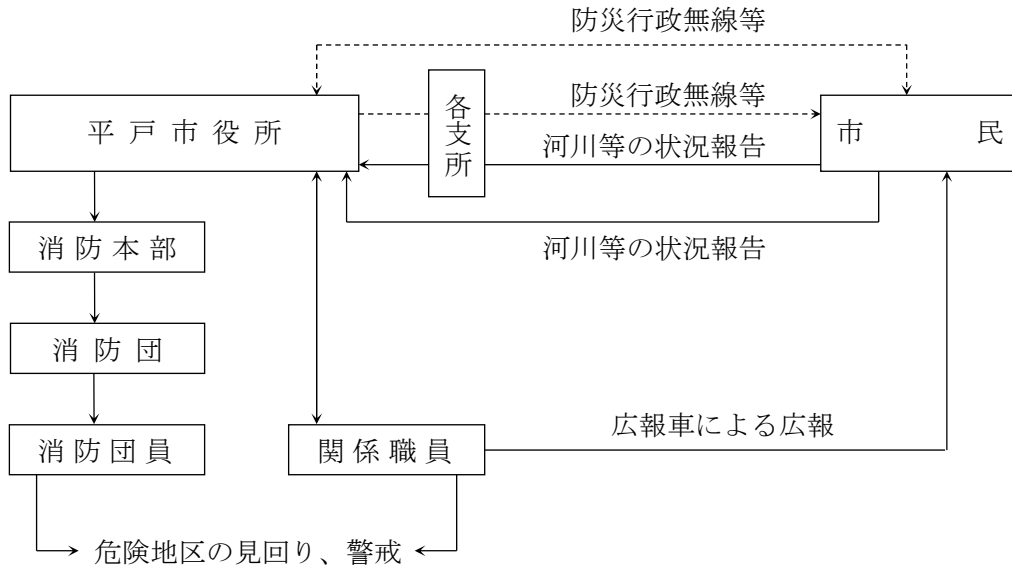
また、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制について指導する。

(3) 土砂災害に関する避難体制の整備

関係住民に対する避難方法、避難場所等の警戒避難体制についての整備を図る。特に危険地区内にある避難行動要支援者関連施設に対する避難体制に配慮する。气象台が発表する予

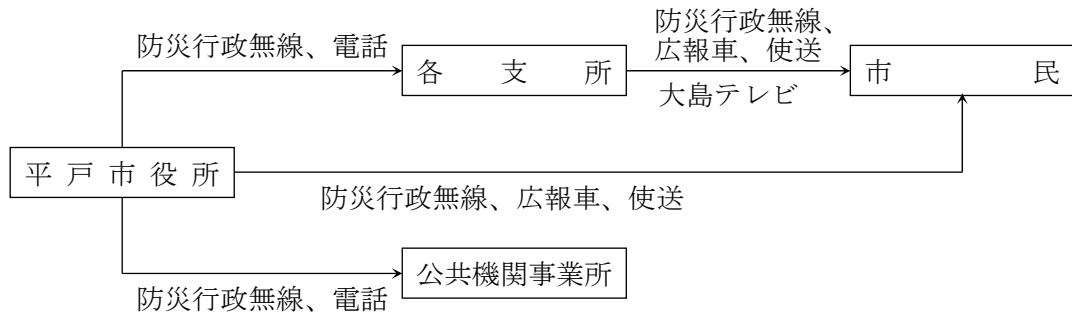
警報及び避難指示発令時の連絡系統等は次のとおりである。

ア 警報を発令したとき（警戒体制）



イ 避難指示を発令したとき（避難体制）

（ア）市民への連絡系統及び方法



4 高潮、波浪等災害予防対策

本市は海に面しており、また台風の経路として常に高潮、波浪等災害の危険にさらされている。このため、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。

(1) 潮位観測体制の確立

高潮・波浪等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸市民に対する広報、避難誘導等の措置、農作物の災害予防事前措置及び船舶等の避難措置が適切に講じられるよう、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。

(2) 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、港湾、漁港施設の整備を促進するとともに、高潮・波浪等の注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。

5 風害予防対策

強風による被害は、そのほとんどが台風によるものであり、毎年のように農林水産施設をはじめ住宅等がその被害に脅かされている。そのため市では、防災林の整備等を推進し、海岸からの飛砂、潮風、強風等による被害から人家、農地、施設等を保護するため、防潮工・防風

工・植栽工等を実施する。

6 農林水産業災害予防対策

本市の農林水産業は、絶えず風水害等による被害の危険性にさらされており、中でも台風期には農業施設を主として多額の損害を受けている。

(1) 農地、農業施設の災害の防止

洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、著しく機能が低下した施設の補修を行い、災害の発生防止を図る。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、林道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、地元と連携して整備を推進する。

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに、絶えず的確に気象情報を把握し、防災行政無線、広報車等を通じ農業従事者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 地元と連携して防除器具の整備、充実を図り、防除器具の点検や、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

ア 台風、干害等に対する事前対策について農業従事者に対し周知徹底を図る。

イ 稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、経営技術の確立を図る。

(6) 林業対策

森林については、森林組合と協力し、風倒木被害や山地災害防止を図るため適切な森林整備の推進に努める。

(7) 水産業関係

ア 水産気象対策の推進

台風等の気象情報を迅速に把握するとともに、漁業協同組合等関係団体に気象情報を伝達し、各船舶及び沿岸漁民に周知させ非常配備の体制を推進する。

イ 水産施設に対する防災対策

各施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに各施設の管理体制の強化を図る。

ウ 養殖施設等に対する対策

浅海養殖施設等の撤去及び移動については、技術的には困難であるが、台風等の気象情報により漁協組合員に周知し、一部の水族、定置網等の移動をさせ、被害を最小限にする。

第7節 消防計画

本庁（総務課・消防本部・消防署）
支所（地域振興課）

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織及び消防力の整備状況

消防組織は、平戸市消防本部及び平戸市消防団により構成されており、その整備状況は資料4-2のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の活動及び育成強化

ア 消防団の活動

それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

イ 消防団の育成強化の必要性

消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。近年の消防団は、団員対象者の減少による定数確保に苦慮しながらも、地域防災のため訓練に励み邁進している。高齢化等の問題を抱えているが、その育成強化を図ることが必要となっている。

ウ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への加入促進

消防団の団員が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への加入を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 一般家庭の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

消防本部・署は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等とともに、火気使用の適正化や消火器具・住宅用火災警報器等の普及推進・出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

消防本部は、消防用設備等の適正な維持管理と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

4 消防水利の活用、装備、資機材の整備

(1) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池、公共施設の貯水槽等の活用による消防水利の多様化を図る。

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

5 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、白岳、慈眼岳、緑ヶ岡、早福に中継局を整備し消防救急無線のデジタル化を図るとともに高機能通信指令システムの導入により、迅速確実な通信手段が整備されている。その整備状況は、次のとおりである。

消防通信体制の整備状況

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局							火災報知専用電話回線
	固定・ 基地局	卓上型 可搬無線局	移動局 (車両)	移動局 (携帯)	受令器	署活系	大島地 区防災	
平戸市消防本部	5	2	18	19	1	9	2	4
消防団			1		62	123	33	

(2) 通信・運用体制の整備

- (ア) 消防本部における通信員の専従化を図り、緊急通報の聞き取り及び各署所への出場指令の迅速化を図るほか、消防・救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路状況、気象情報等、支援情報の充実を図る。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 市民への情報提供及び平常時から市民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第8節 危険物災害予防計画

本庁（消防本部）
支所（地域振興課）

危険物等施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

消防本部は、県と連携して、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実に災害予防対策を推進する。また、有事に備えて防災体制の充実に努める。

1 事業者の自主保安体制の確立

- (1) 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
- (2) 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。
- (3) 自衛消防組織の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。
- (4) 漏洩、流出災害等に備えて必要な措置を定めるとともに薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を促進する。

2 保安意識の高揚

消防本部は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

3 保安の強化

- (1) 消防本部は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。
- (2) 消防本部は、化学消防機材等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

4 事故原因の究明

消防本部及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

5 危険物等の大量流出時の対策

- (1) 消防本部は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- (2) 消防本部は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。
- (3) 消防本部は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第9節 建築物災害予防計画

本庁（都市計画課・消防本部・文化
交流課）
支所（地域振興課）

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

2 一般建築物の堅牢化・安全化

(1) 市民等への意識啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

(3) 建築物の密集地帯における防災対策

住宅等建築物の密集地帯は、火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難施設の整備、不燃材料の使用促進、自主防災組織の育成等、防災上の指導が必要である。

3 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」において、県及び消防本部と共同で防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

(3) 文化財の災害予防

文化財（資料12－1 参照）の保全診断を定期的の実施するとともに、文化財防火デーに合

わせて消防本部と連携し、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図る。また、文化財の所有者、管理者に対し、防災対策の徹底を期すよう指導する。

ア 防災体制の確立

- (ア) 災害に対する管理体制の整備
- (イ) 災害に備えた環境の整備
- (ウ) 火気の使用及び危険物等の持込みの禁止
- (エ) 自衛組織の整備とその訓練の実施

イ 防災設備等の整備

- (ア) 消火器、スプリンクラー設備等の消火設備の整備
- (イ) 火災警報機、非常警報設備等の警報設備の整備
- (ウ) 避雷装置、防火壁、その他の設備の整備

(4) 防火対象物の状況

市内の防火対象物は、資料4－3のとおりである。

第10節 生活福祉に係る災害予防計画

本庁（福祉課・観光課）
支所（地域振興課）

高齢者、障害者、外国籍住民及び観光客等の要配慮者及び避難行動要支援者が被災した場合、一般市民より大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておく。

1 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者についてあらかじめ介護職員、民生・児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、その実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者のリスト及び戸別避難計画を作成して災害時の救助活動等に活用する。その際は、プライバシーの侵害に関して十分に考慮する。

2 防災体制の整備

(1) 市は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から要配慮者に対する県と連携をとった保健福祉のサービスの提供等に至るまで、膨大な業務量进行处理することとなるため、次の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

ア 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。

イ 高齢者、障害者等避難行動要支援者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。

ウ 必要に応じ、災害時における市民の協力体制のあり方を含んだ市町間災害救助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。

3 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

(1) 市は、県と連携し、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。

イ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

ウ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

エ 発災時において、すでにサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。

(2) 市は、県と連携し、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

4 避難行動要支援者に対する安全対策の推進

高齢者、障害者、観光客、外国籍住民等の避難行動要支援者に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域において安全対策を推進する。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や認定こども園における避難行動要支援者への安全確保対策を推進する。

ア 市は、避難行動要支援者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

イ 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

ウ 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

エ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

(2) 在宅要介護者等の安全確保

市は、県と連携し、在宅介護を要する障害者、常時単身又は夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日ごろから安全確保の対策を講じておく。

ア 広報等による避難行動要支援者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。

イ 地域在住の避難行動要支援者の把握と支援体制を確立する。

ウ 地域住民の発災時における避難行動要支援者の避難等安全確保の協力を指導する。

エ 前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

5 外国籍住民対策

(1) 災害発生時に、言語が不自由な外国籍住民が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国籍住民に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布することにより、避難場所・避難路等の周知に努める。

イ 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。

ウ 地域に住む外国籍住民を含めた防災訓練等の実施に努める。

(2) 日本赤十字本社を通して、外国から照会のある在日外国籍住民の安否調査について、関係各機関との連絡や、外国語通訳ボランティアの協力を得て所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答する。

6 観光客等対策

市・県・防災関係者及び観光施設等の管理者は、観光地を抱える市の特性を考慮し、地理不案内な観光客等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

(1) 市は、避難施設等の表示板が、観光客等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

(2) 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど、宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるものとする。

(3) 観光客等への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

7 緊急連絡体制の整備

地域ぐるみの協力のもとに避難行動要支援者ごとの伝達方法及び誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

8 避難体制の確立

- (1) 誘導担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。
- (2) 避難施設（資料 6－1 参照）や避難路の指定は、地区の避難行動要支援者の実態に合わせ利便性や安全性を十分配慮する。

9 防災教育・訓練の充実

- (1) 避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
- (2) 避難行動要支援者の支援活動の中心となる介護職員等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等地域組織の育成に努める。
- (3) 社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設の管理者に対して、次のことを啓発・指導する。

ア 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

10 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 市は、県と連携し、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に、積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- (2) 市は、県・市社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和 4 年 3 月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、市社会福祉協議会は、県及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和 4 年 3 月）」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。

- ・災害時のボランティアの窓口となる災害ボランティアセンターの設置・運営（市社会福祉協議会）

市社会福祉協議会と市は、協議のうえ、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。

- (3) 災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

第11節 避難行動要支援者対策の強化

本庁（総務課・福祉課・消防本部・消防署）
支所（地域振興課）

高齢者、障害者等の避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者施設の把握

市は、高齢者、障害者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の風水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称と所在地を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

(7) 市は、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。

(イ) 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(ウ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

a	要介護認定3～5の者
b	身体障害者手帳を所持している者のうち、肢体不自由（1～2級の者）
c	身体障害者手帳を所持している者のうち、聴覚障害・平衡機能障害の者
d	身体障害者手帳を所持している者のうち、視覚障害の者
e	療育手帳Aを所持している者
f	精神保健福祉手帳1級を所持している者
g	その他、上記以外で市等が支援の必要を認めた者

(エ) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所または居所
- e 電話番号その他の連絡先

f 避難支援等を必要とする事由

g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(オ) 市は避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。

その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。

(カ) 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(キ) 市は、避難行動要支援者名簿について、「平戸市情報セキュリティポリシー」を遵守し適正な情報管理を行う。

(ク) 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

(ケ) 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 個別避難計画の作成及び管理

市は、自ら避難することが困難な避難活動要支援者ごとに優先度の高い避難行動要支援者から作成する。

(ア) 個別避難計画には避難行動要支援者に関する事項に加え、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

a 緊急時の連絡先

b 避難先及び経路

c 避難支援者情報

d 避難時に配慮を必要とする事項

e 避難支援等の留意事項

(イ) 市は、個別避難計画の管理に関し、避難行動要支援者名簿に規定する前号(カ)から(ケ)の各項目を準用する。

(2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

ア 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合または、当該条例の定めによる場合に限る。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報

及び個別避難計画を提供することができる。

この場合においては、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

ウ 避難支援等関係者となるものは以下に掲げる団体及び個人とする。

(ア) 長崎県警察
(イ) 民生委員法に定める平戸市の民生委員・児童委員
(ウ) 平戸市自治連合協議会の自治会(自主防災組織)
(エ) 平戸市社会福祉協議会
(オ) 平戸市消防署
(カ) 平戸市消防団

エ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画は、当該の避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ・ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関しての確認書を市に提出すること。
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の保管を行うように指導すること。
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を必要以上に複製しないように指導すること。
- ・ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

(4) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(5) 情報伝達体制の確立

市は、要配慮者及び要配慮者施設へ電話、ファクシミリ、防災行政無線等を活用して災害情報を伝達する体制を整備するとともに、要配慮者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。

(6) 地域全体での支援体制づくり

市は、風水害時に、家族、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防機関等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が実施できる体制の整備に努める。

(7) 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難により、被害が最小限となるよう、講習会の開催、パンフレット・広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

(8) 避難行動要支援者に係る対策

非常災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者をはじめとする避難行動要支援者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることにかんがみ、市は、次の点に留意し、避難行動要支援者対策を実施する。

ア 居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

イ 避難行動要支援者を発見した場合には、本人の同意を得て、次の措置をとること。

(ア) 避難所へ移動する。

(イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行う。

(ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握も行う。

ウ 避難行動要支援者に対する次のような保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、避難行動要支援者の把握調査を開始すること。

(ア) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を利用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(イ) 避難所等において、生活に必要な車椅子、障害者用携帯トイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳等のニーズを把握するための相談体制を整備し、迅速な調達を行う。

(ウ) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。

エ 前項に掲げる措置に関し、近隣県・市町村への協力要請、関係団体等の調整を行う。

(9) 個別避難計画の整備

ア 個別避難計画に係る作成と本人同意

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせ、避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の作成を進める。ただし、個別避難計画を作成することについては、避難行動要支援者本人の同意を得られた場合に限る。

イ 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であり、市が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられる。

(ア) 地域における危険度の状況

(イ) 本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

(ウ) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

ウ 避難行動要支援者と避難支援等関係者との調整

市は、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打ち合わせるよう、避難支援等関係者に協力を求める。

エ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

(ア) 更新の契機

- ・ 本人、家族の申し出（意向、申出、届出）
- ・ 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認
- ・ 自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけ

(イ) 更新が必要となる事情の変更

- ・ 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）
- ・ 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
- ・ 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手段等）

(ウ) 更新の周期

- ・ 本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
- ・ 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

2 要配慮者利用施設における避難確保対策

(1) 要配慮者利用施設の定義

水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくり法において「要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）」規定された施設とする。

また、対象となる要配慮者利用施設については、本計画書資料編 6－3 要配慮者利用施設一覧に記載する。

(2) 災害に対する安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、津波災害警戒区域の把握等を行い、安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図る。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全確保に万全を期す。

(3) 避難確保計画の作成等

要配慮者利用施設の管理者は、洪水・高潮・土砂災害・津波に対する避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、もしくは変更し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。津波に対する避難確保計画については、市への報告とともに公表しなければならない。

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な助言・勧告を行う。

(4) 地域等との連携

要配慮者利用施設の管理者は、災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

(5) 緊急保護体制の整備

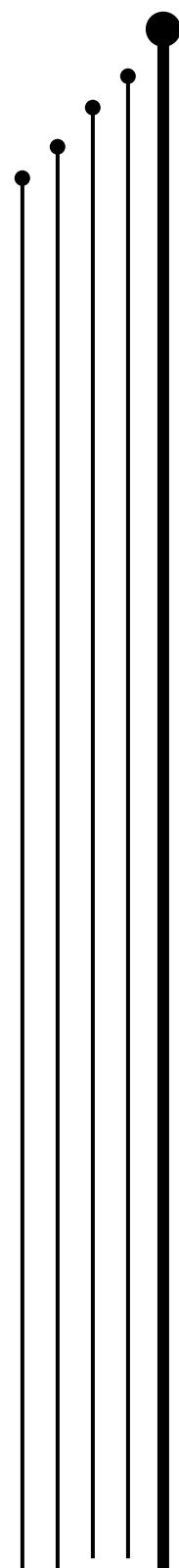
要配慮者利用施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

3 避難所の要配慮者対策

公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受け入れが可能となるよう、その体制の整備を進めておく。

第 2 章 災害応急対策計画



第1節 平戸市災害対策本部

全 部

市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災組織体制の確立

(1) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりとその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合がある。特に、このことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、市長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を本庁に設置し、初動体制に万全を期するものとする。

ア 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置については、①大雨、洪水、暴風等の警報が発令されたとき、②本市に台風が接近し、本市への影響のおそれがあるとき、③震度4の地震が観測されたとき、④その他気象注意報・警報が発令され災害の発生が予想される場合に設置する。

※関係各課、各支所、平戸警察署、平戸市消防本部(署)に対し、警戒本部設置の連絡を行い、県北振興局には、長崎県防災情報システムにより設置の報告をする。

イ 災害警戒本部の解散

気象警報等が解除または災害の危険性が解消されたと認められた場合、災害警戒本部を解散する。

※関係各課、各支所、平戸警察署、平戸市消防本部(署)に対し、警戒本部解散の連絡を行い、県北振興局には、長崎県防災情報システムにより解散の報告をする。

ウ 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、次のとおりである。

災害警戒本部組織図

(ア) 本庁

本 部	部 (部長)	副 部 長	部 員
本部長 副市長	総務部 (総務部長)	総務課長	総務課職員 4名 人事課職員 2名
	財務部 (財務部長)	企画財政課長	企画財政課職員 1名 税務課職員 1名
	市民生活部 (市民生活部長)	市民課長	市民課職員 1名 健康ほけん課 1名 会計課職員 1名
	福祉部 (福祉部長)	福祉課長	福祉課職員 1名 長寿介護課職員 1名 子ども未来課職員 1名 監査委員事務局職員 1名
	文化観光商工部 (文化観光商工部長)	観光課長	観光課職員 1名 商工物産課職員 2名 文化交流課職員 1名
	農林水産部 (農林水産部長)	農林整備課長	農林整備課職員 1名 農業振興課職員 1名 水産課職員 2名 農業委員会職員 1名
	建設部 (建設部長)	建設課長	建設課職員 2名 都市計画課職員 2名
	水道部 (水道局長)	水道局次長	水道局職員 1名
	教育部 (教育次長)	教育総務課長	教育総務課職員 1名 学校教育課職員 1名 生涯学習課職員 1名
	議会部 (議会事務局長)	議会事務局次長	議会事務局職員 1名

※ 状況に応じて人員を増減するものとする。

(イ) 支所

・生月支所

支 部	部 (部長)	副 部 長	部 員
支所長	地区対策部 (地域振興課長)	参事兼市民協働班長	地域振興課職員 2名
	教育部 (生月町中央公民館長)	係長	

・田平支所

支 部	部 (部長)	副 部 長	部 員
支所長	地区対策部 (地域振興課長)	参事兼市民協働班長	地域振興課職員 2名
	教育部 (田平町中央公民館長)	係長	

・大島支所

支 部	部 (部長)	副 部 長	部 員
支所長	地区対策部 (地域振興課長)	市民協働班長	地域振興課職員 2名
	教育部 (大島村公民館長)	参事兼係長	

※ 状況に応じて人員を増減するものとする。

エ 災害警戒本部の警戒体制

(ア) 各部部員を持って情報の収集、伝達及び連絡が円滑に実施できる体制となるよう努める。

(イ) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、各部長等へ連絡し、部員に速やかに警戒勤務に服するよう指示するものとする。災害警戒本部の連絡体制は別紙1のとおりである。

オ 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条第1項及び平戸市災害対策本部条例（資料1－4参照）等の規定により、次のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたときには、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、警察・消防などの実働機関との調整の場を設け、関係機関の責任者は、相互の情報交換、搜索の地域分担等を行うことにより、効果的な活動を行うものとする。

ア 設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

a 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合

b 前記aのほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合

(イ) 廃止基準

a 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合

b 災害対策活動が完了した場合

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び市民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 部	庁内電話等	総務部長
各 支 部	防災行政無線又は電話	総務部長
市 民	防災行政無線等	総務部長
関 係 機 関	防災行政無線又は電話	総務部長
県 本 部（県）	県防災行政無線又はF A X	総務部長
地方本部（県北振興局）	県防災行政無線又はF A X	総務部長

ウ 設置場所

災害対策本部は、総務課に設置する。また、事務の円滑な処理を図るため各支所に支部を置く。

(3) 現地対策本部の設置

市長は、災害対策本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めたときは、現地対策本部を設置する。

ア 市長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ 市長は、現地対策本部員として、市災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

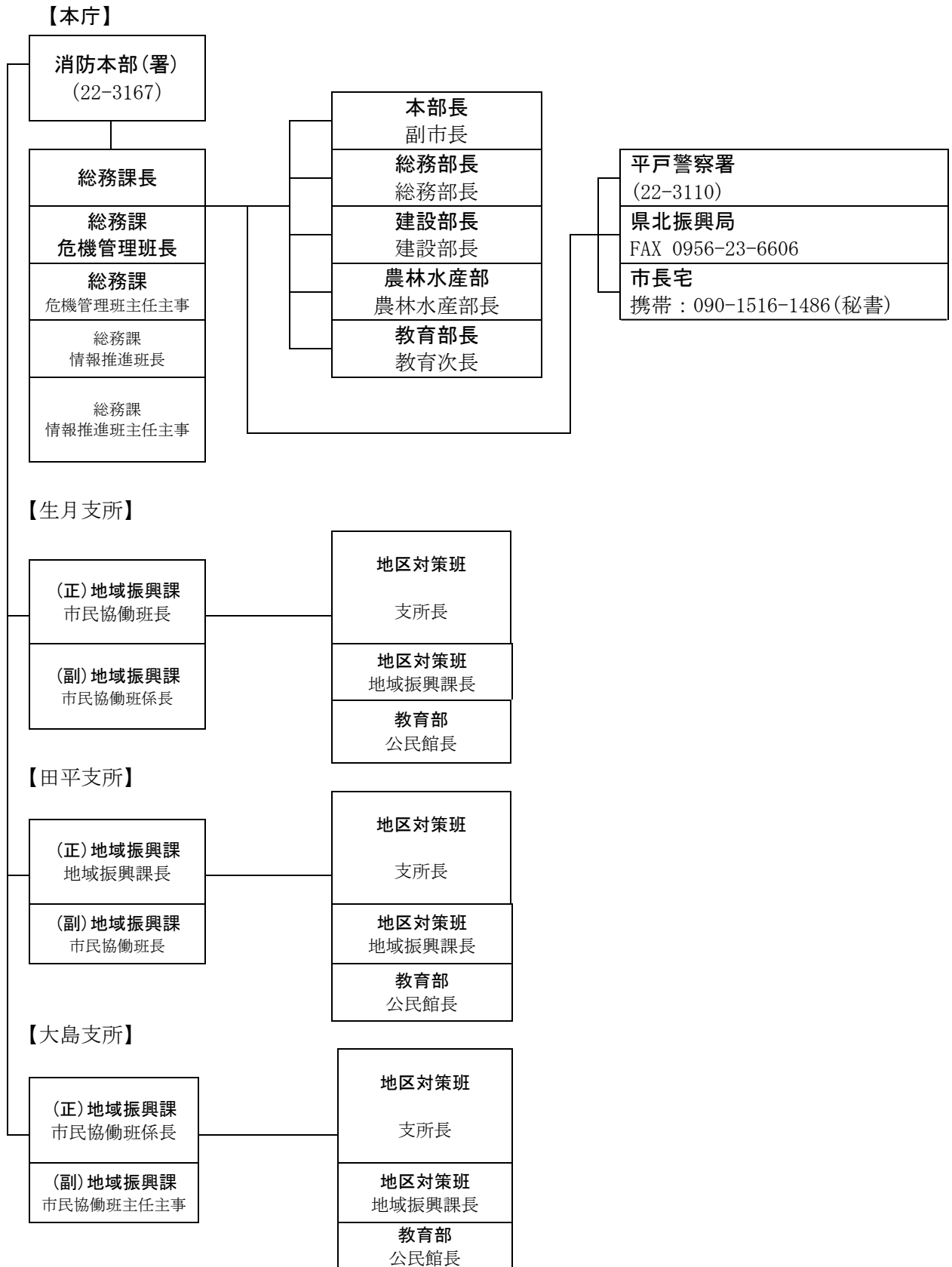
ウ 設置及び廃止基準は災害対策本部に準ずる。

(4) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、別紙2のとおりである。

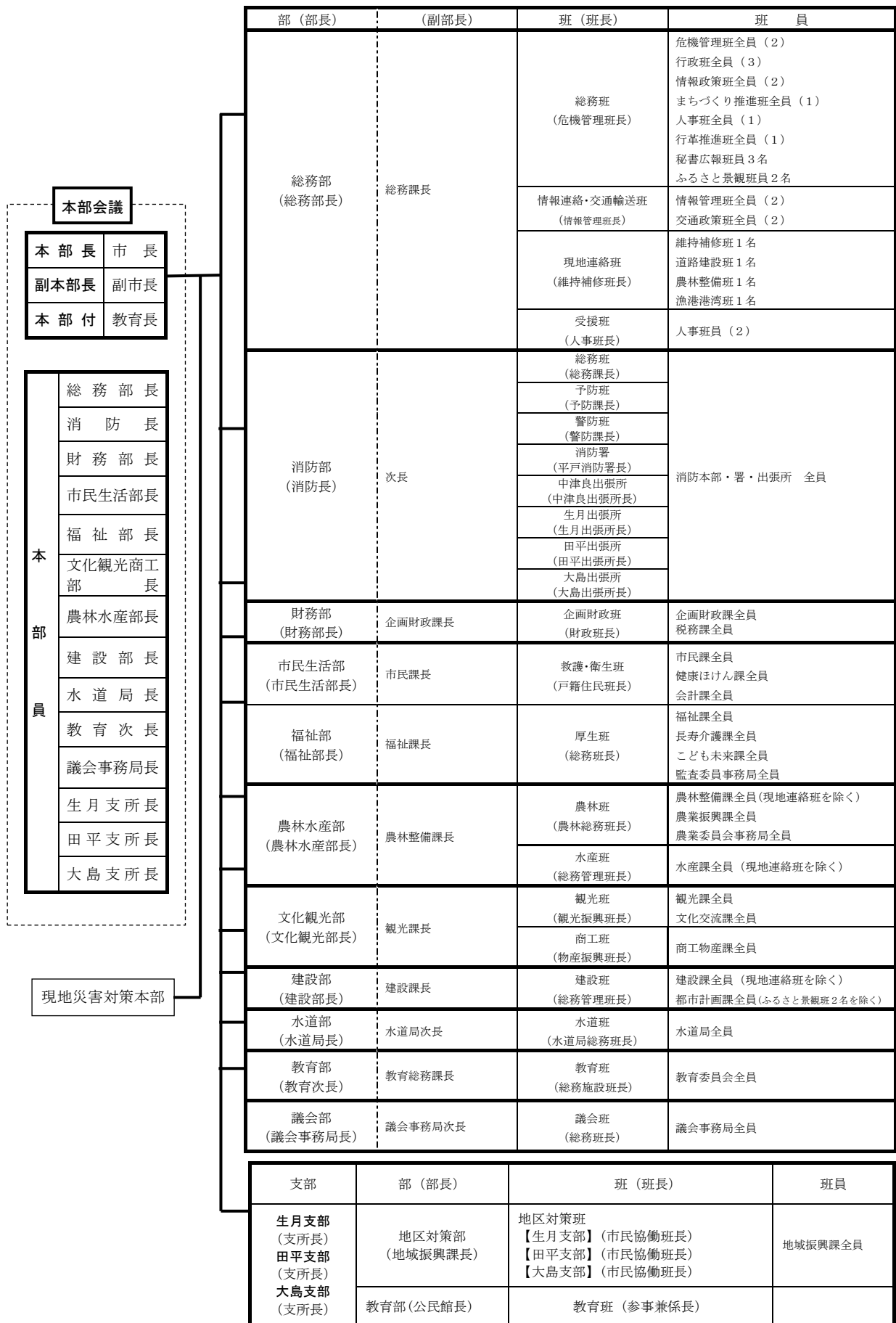
別紙 1

災害警戒本部（夜間等）連絡体制



別紙2

平戸市災害対策本部組織図



(5) 災害対策本部各部の所掌事務

ア 本部

部	班	所 掌 事 務
総務部	総務班	(1) 災害対策本部に関すること。 (2) 総合的対策の樹立及び総合連絡調整に関すること。 (3) 本部会議に関すること。 (4) 部外諸機関との連絡に関すること。 (5) 自衛隊等の出動要請に関すること。 (6) 各種要望書等の作成に関すること。 (7) 本部長の命令伝達に関すること。 (8) 防災行政無線その他電話通信施設に関すること。 (9) 災害時における人員の配置及び調整に関すること。 (10) 職員の勤務に関すること。 (11) 庁員の非常招集に関すること。 (12) 部員の給食に関すること。 (13) 災害現地への人員輸送に関すること。 (14) 管内における地区情報員(嘱託員等)の設置及び災害現況の受報把握に関すること。
	情報連絡・交通輸送班	(1) 気象及び災害情報の接受、収集及び各部係の連絡等に関すること。 (2) 交通に関すること。 (3) 輸送機関のあっ旋に関すること。 (4) 災害情報の収集及び記録に関すること。 (5) 広報に関すること。 (6) 災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。
	現地連絡班	(1) 災害箇所の現地調査に関すること。 (2) 総務班との連絡調査に関すること。
	受援班	(1) 応援自治体等との連絡調整に関すること。 (2) 各部からの要請の取りまとめに関すること。
消防部	総務班	(1) 総合連絡調整に関すること。 (2) 消防団との連絡調整に関すること。
	警防班	(1) 災害警防及び救助活動に関すること。 (2) 緊急避難措置に関すること。 (3) 水防に関すること。
	予防班	(1) 死傷者及び建物等の被害調査に関すること。 (2) 災害情報の連絡に関すること。
財務部	企画財政班	(1) 災害対策予算に関すること。 (2) 災害対策に関する経理一般に関すること。 (3) 普通財産の災害対策及び災害調査に関すること。 (4) 台風等の暴風警報時の避難業務に関すること。 (5) 住家の被害認定調査及び罹災証明書交付に関すること。
市民生活部	救護・衛生班	(1) 救護所の設置に関すること。 (2) 医療実施状況の確認に関すること。 (3) 救護班の編成及び派遣その他り災者の応急救護に関するこ

		と。 (4) 災害用医療薬品の調達及び衛生資材に関すること。 (5) 一般防疫に関すること。 (6) 災害時における上下水道の衛生維持に関すること。 (7) 埋葬の実施状況確認に関すること。
福祉部	厚生班	(1) 災害救助費の予算及び庶務に関すること。 (2) 応急救助の種類及び方法に関すること。 (3) 応急救助の企画調整に関すること。 (4) 福祉施設の災害に関すること。 (5) 厚生のための資金貸付に関すること。 (6) 日本赤十字社への委託に関すること。 (7) 義援金品の受付配分及び輸送に関すること。 (8) 台風等の暴風警報時の避難業務に関すること。 (9) 避難所の設置状況確認に関すること。 (10) 被服、寝具、生活必需品の配分及び給与に関すること。 (11) 生業資金貸与に関すること。 (12) り災者の救出状況確認に関すること。 (13) り災世帯及び構成人員の調査確認に関すること。 (14) ボランティア活動の支援に関すること。
農林水産部	農林班	(1) 農林関係全般の被害状況調査及び庶務に関すること。 (2) ムシロ、カマス、縄等の調査入手あつ旋に関すること。 (3) 農作物の被害調査及び対策に関すること。 (4) 応急用農作物の種苗補給に関すること。 (5) 林野関係の被害調査及び対策に関すること。 (6) 家畜及び家きんの被害調査及び対策に関すること。 (7) 家畜飼料の補給に関すること。 (8) 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 (9) 開拓施設の災害調査及び対策に関すること。 (10) 農地及び農業用公共施設の災害調査並びに対策に関する こと。 (11) 炊出し用主食の調達及び実施状況に関すること。 (12) り災者に対する主食の配給に関すること。
	水産班	(1) 水産関係全般にわたる被害調査及び庶務に関すること。 (2) 高潮対策に関すること。 (3) 港湾の災害復旧に関すること。 (4) 水産施設の災害調査及び対策に関すること。 (5) 漁港海岸堤防に関すること。 (6) 漁港の災害復旧に関すること。

文化観光商工部	観光班	(1) 公園及び観光施設資料等の災害調査並びに対策に関する こと。
	商工班	(1) 商工鉱業の災害調査及び対策に関すること。 (2) 商工鉱関係全般の被害調査とりまとめ及び庶務に関する こと。 (3) 輸送機関のあつ旋に関すること。 (4) 炊出用物品（副食物、調味料等）物資のあつ旋及び調達 に関すること。
建設部	建設班	(1) 所管事項全般にわたる被害調査のとりまとめ及び庶務に 関すること。 (2) 道路及び橋梁の災害復旧に関すること。 (3) 災害時における道路、橋梁の使用に関すること。 (4) 災害時における公有水面に関すること。 (5) 水防に関すること。 (6) 河川堤防溝梁、水路及び桶管の災害復旧に関すること。 (7) 災害関係住宅の調査及び建設に関すること。 (8) 建築物の災害防止に関すること。 (9) 市有建物の災害調査及び復旧に関すること。 (10) 住宅の応急修理等に関すること。 (11) 応急仮設住宅の設置に関すること。 (12) 被災建物応急危険度判定に関すること。
水道部	水道班	(1) 被害調査のとりまとめ及び庶務に関すること。 (2) 水道施設の災害調査及び対策に関すること。 (3) 水道施設の災害復旧に関すること。
教育部	教育班	(1) 学校、幼稚園施設の災害調査及び対策に関すること。 (2) 災害時における幼児・児童生徒及び授業等の措置に関す ること。 (3) 学校用教科書、その他教材のあっせん調達に関するこ と。 (4) 社会教育関係施設の災害調査及び対策に関すること。 (5) 保健体育関係施設の災害調査及び対策に関すること。 (6) 学用品の必要数量及び学童数の調査に関すること。 (7) 学用品の配分及び給与に関すること。
議会部	議会班	(1) 各議員との連絡調整に関すること。

イ 支部

部	班	所 掌 事 務
地区対策部	地区対策班	・支部の庶務に関すること。 ・管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・本部の指令の伝達に関すること。 ・本部との連絡調整に関すること。 ・職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・防災行政無線の管理運営に関すること。 ・消防団との連絡調整に関すること。 ・り災証明の発行に関すること。 ・避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 ・被災者の支援に関すること。 ・食品衛生に関すること。 ・埋火葬に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 ・市民の相談に関すること。 ・被災世帯の確認に関すること。 ・市民の安否確認に関すること。 ・避難行動要支援者の保護及び避難対策に関すること。 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・管内の農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・家畜伝染病の防疫に関すること。 ・林地、治山施設及び林業施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・漁港施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・商工業関係の被害調査及び報告に関すること。 ・観光施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・観光客の安全確保に関すること。 ・道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。 ・緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。 ・地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。 ・水防対策に関すること。 ・高潮対策に関すること。 ・市有建物の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・上水道、簡易水道施設の被害調査及び対策に関すること。 ・上水道、簡易水道施設の災害復旧に関すること。
教育部	教育班	・災害時における幼児・児童生徒及び授業等に関すること。 ・学校、幼稚園施設の被害調査及び対策に関すること。 ・学校用教科書、その他教材のあつせん調達に関すること。 ・社会教育関係施設の被害調査及び対策に関すること。 ・社会体育関係施設の被害調査及び対策に関すること。

2 動員計画

(1) 災害対策本部の配備区分及び配備基準

第1配備	気象業務法に基づく警報が発令されるなど災害の発生が予想され警戒を必要とするとき。	1 情報・連絡を担当する少数の人数をもって充てる。 2 災害対策本部規程に基づき、気象情報の受理及び通報、職員の非常招集等を担当する職員及びその他本部長が必要と認める若干名が配置につく。
第2配備	局地的な災害が発生した場合又は発生のおそれがあるとき。	1 災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 2 各部の部長が各部の分担事項より勘案し、班の編成を立て、総務部に連絡し、動員配置の円滑化を図るものとする。
第3配備	市全域にわたって風水害等による災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。	1 動員可能な全職員をもって当たるもので、完全な非常体制とする。 2 総務部総務班で、動員可能な全職員を招集し、各部の実働状態を考慮し、適正配置で行う。

(2) 動員計画

ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

災害対策本部動員計画表

【本 部】

配備区分	配 備 内 容
第1配備	総務部 ― 部長 ― 副部長 - 総務班長外15名 (副班長1名、危機管理班員2名、行政班員2名、情報政策班員2名、まちづくり推進班1名、人事班員1名、行革推進班員1名、秘書広報班員3名、ふるさと景観班員2名) - 情報連絡・交通輸送班長外4名 (副班長1名、情報管理班員2名、交通政策班員1名) - 現地連絡班長外7名 (副班長3名、建設課職員2名、農林整備課職員1名、水産課職員1名) 消防部 ― 部長 ― 副部長 - 総務班長 - 予防班長 - 警防班長 - 平戸消防署長 - 中津良出張所長 - 生月出張所長 - 田平出張所長 - 大島出張所長 財政部 ― 部長 ― 副部長 - 企画財政班長 市民生活部 ― 部長 ― 副部長 - 救護・衛生班長 福祉部 ― 部長 ― 副部長 - 厚生班長 農林水産部 ― 部長 ― 副部長 - 農林班長 - 水産班長 文化観光商工部 ― 部長 ― 副部長 - 観光班長 - 商工班長 建設部 ― 部長 ― 副部長 - 建設班長 水道部 ― 部長 ― 副部長 - 水道班長 教育部 ― 部長 ― 副部長 - 教育班長 議会部 ― 部長 ― 副部長 - 議会班長
第2配備	総務部 ― 部長 ― 副部長 - 総務班長外16名 (副班長1名、危機管理班員2名、行政班員2名、情報政策班員2名、まちづくり推進班1名、人事班員1名、行革推進班員1名、秘書広報班員3名、ふるさと景観班員2名、建築班員1名) - 情報連絡・交通輸送班長外4名 (副班長1名、協情報管理班員2名、交通政策班員1名) - 現地連絡班長外7名 (副班長3名、建設課職員2名、農林整備課職員1名、水産課職員1名) 消防部 ― 部長 ― 副部長 - 総務班長 - 予防班長 - 警防班長 (日勤者及び当務者全員、所用の非番者) - 平戸消防署長 - 中津良出張所長 - 生月出張所長 - 田平出張所長 - 大島出張所長 財務部 ― 部長 ― 副部長 - 企画財政班長外8名 (副班長1名、企画財政課職員2名、税務課職員5名) 市民生活部 ― 部長 ― 副部長 - 救護・衛生班長外17名

	(副班長1名、市民課職員5名、健康ほけん課職員8名、会計課職員3名) 福 祉 部 ―― 部 長 ―― 副部長 ―― 厚生班長外32名 (副班長1名、福祉課職員10名、こども未来課職員10名、長寿介護課職員10名、監査委員事務局職員1名) 農 林 水 産 部 ―― 部 長 ―― 副部長 ―― 農林班長外10名 (副班長1名、農林整備課職員・農業振興課職員8名、農委事務局職員1名) 水産班長外4名 (副班長1名、水産課職員3名) 文 化 観 光 商 工 部 ―― 部 長 ―― 副部長 ―― 観光班長外6名 (副班長1名、観光課職員3名、文化交流課職員2名) 商工班長外3名 (副班長1名、物産振興班員1名、商工新産業班員1名) 建 設 部 ―― 部 長 ―― 副部長 ―― 建設班長外12名 (副班長1名、建設課職員6名、都市計画課職員5名) 水 道 部 ―― 部 長 ―― 副部長 ―― 水道班長外4名 (副班長1名、水道局職員3名) 教 育 部 ―― 部 長 ―― 副部長 ―― 教育班長外11名 (副班長1名、教育総務課職員3名、生涯学習課職員4名、学校教育課職員3名) 議 会 部 ―― 部 長 ―― 副部長 ―― 議会班長外1名 (議会事務局職員1名)
第3配備	災害対策本部全員（全職員）

【各支部】

配備区分	配 備 内 容
第1配備	地区対策部 ―― 部 長 ―― 班 長 ―― 地域振興課職員全員 教 育 部 ―― 部 長 ―― 班 長
第2配備	地区対策部 ―― 部 長 ―― 班 長 ―― 地域振興課職員全員 教 育 部 ―― 部 長 ―― 班 長
第3配備	災害対策本部全員（全職員）

備 考

- 1 配備毎の人数に相当する者の選任については、各部において事前に決定しておくこと。
- 2 配備指令に基づく集会場所は総務課とする。ただし、支部にあつては各支所とする。
- 3 その他必要な事項は、その都度本部長が指示する。

イ 自主参集

(ア) 本部員に指名された職員の自主参集

本部員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の参集

a その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、職員の居住地により登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を計画しておく。

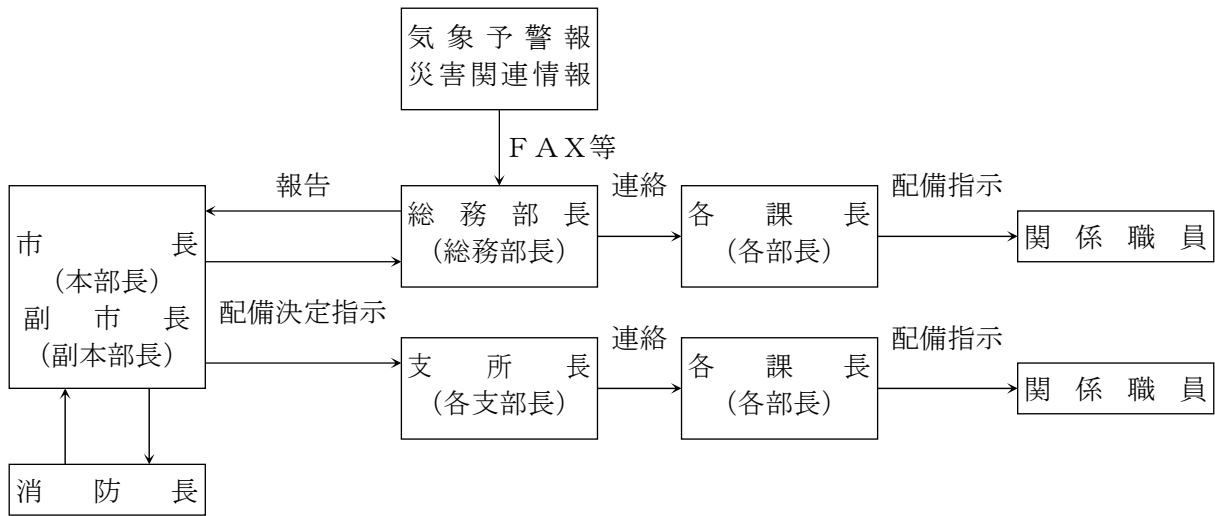
b 交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集に当たる。

c 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。

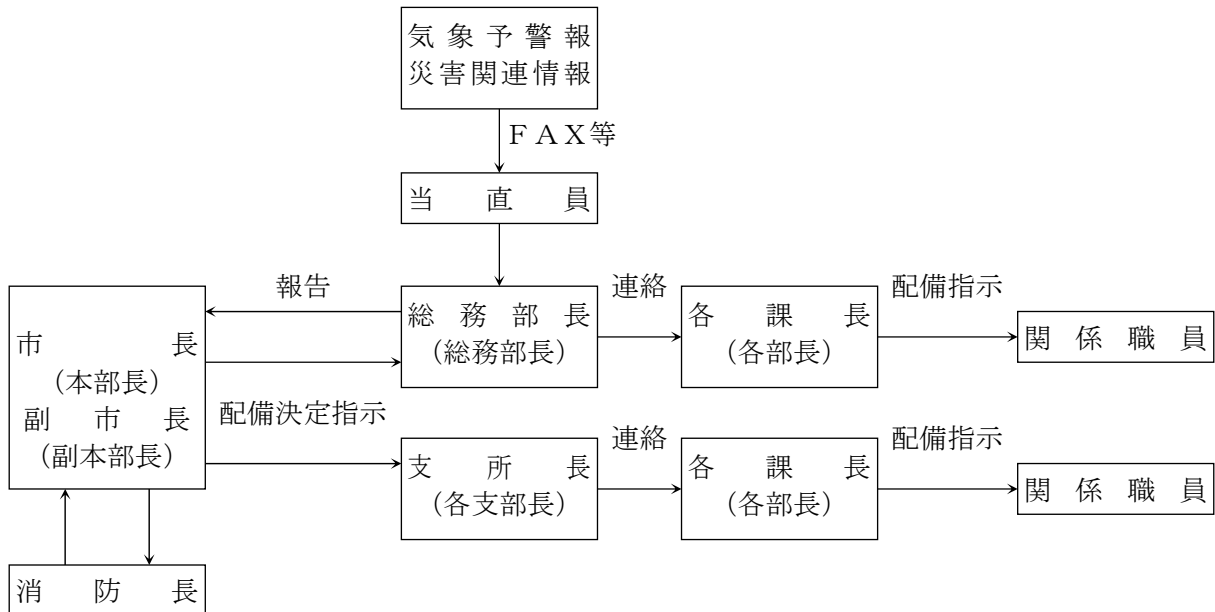
(4) 動員系統

配備要員の動員は、次の系統により行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



第2節 自衛隊災害派遣要請計画

本庁（総務部）
支所（総務・情報部）

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、市民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の手続き

(1) 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事等に対して災害派遣要請を依頼する。

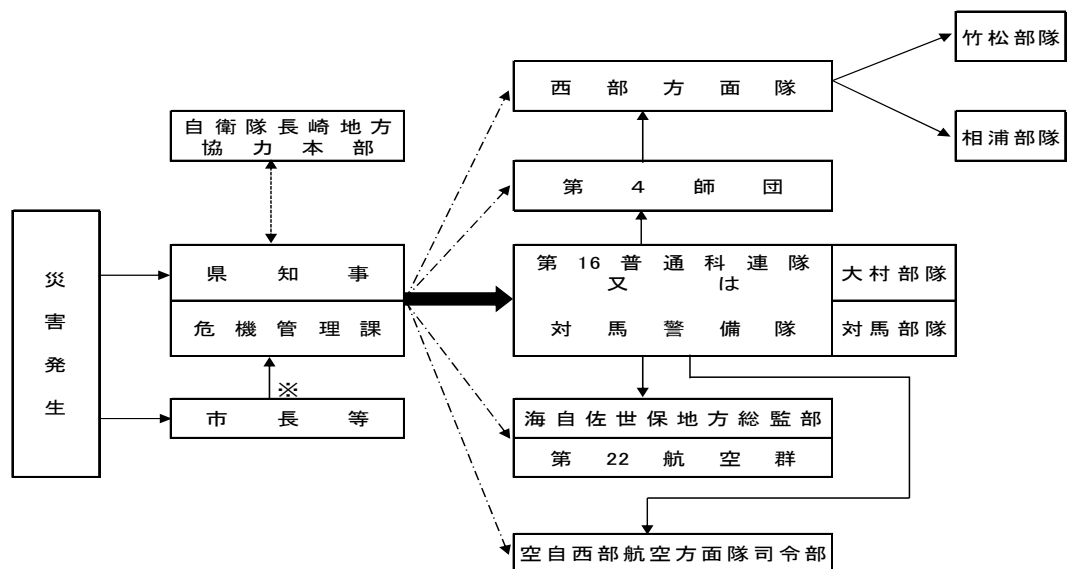
なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接、陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができるものとし、この場合、市長は、速やかに知事等にその旨を通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

(3) 要請の手続き

ア 出動要請の系統



※県との通信途絶等の場合、各市長等は、直接要請することができる。

凡例

——→ 法令による系統

←----- 県(市)部隊間の連絡

- - - - - 災害の状況に応じ要請

イ 要請（連絡）先

要 請 （連絡）先	指定部隊 等 の 長	所 在 地 （電話番号）	担 任 地 域 等
陸上自衛隊第 16普通科連隊 （大村駐屯地）	大村駐屯 地司令	大村市西乾馬場町416 （0957-52-2131）	長崎県（対馬除く）全般

ウ 要請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請（依頼）書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- （ア） 災害の状況及び派遣を要請する事由
- （イ） 派遣を希望する期間
- （ウ） 派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数
- （エ） 派遣を希望する区域及び活動内容
- （オ） その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

2 自衛隊との連絡調整

- （1） 災害発生又は、そのおそれがある場合は、大村部隊から、次の各所に通信連絡班が派遣され、情報収集並びに連絡調整に当たることとなっており、市は、情報の収集等に協力する。
 - ア 県本部（県庁内）
 - イ 県北振興局（佐世保市）
 - ウ 諫早市役所、大村市役所等
- （2） 大規模災害又は、特異災害（離島災害等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方協力本部より、それぞれ連絡幕僚が派遣され連絡調整に当たることとなっている。また、大島地区に災害対策本部が設置された場合、必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐とん部隊を含む）より、連絡幕僚が派遣され連絡調整に当たることとなっている。
- （3） 知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。
- （4） 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整に当たることとなっている。

3 派遣部隊の活動

- （1） 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。
- （2） 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、一部市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- エ 市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

4 派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 連絡調整員の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整の担当職員を指定する。

(2) 資機材の調達提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

要請者側が準備し提供する主な資機材

品 名		摘 要
器 具 類	1 ベルトコンベヤー	掘土・搬土
	2 一輪車	小路の運搬作業用
	3 手釣類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設 備 類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資 材 類	1 ゴム手袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚等	
	4 吠・荒縄等	水防築堤等
	5 木杭	水防築堤等
	6 標準材料	
	7 消毒剤	防疫用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

(3) 宿舍等のあっせん

派遣部隊等の宿舍等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舍施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様である。

(4) 臨時ヘリポートの設定

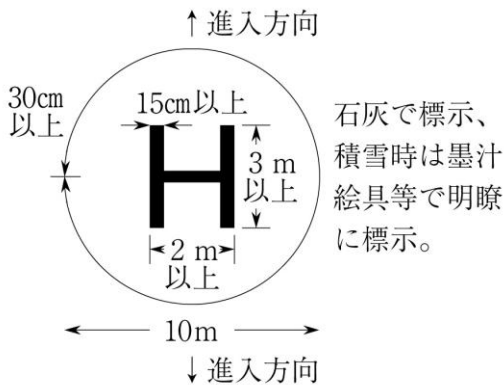
ア 基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

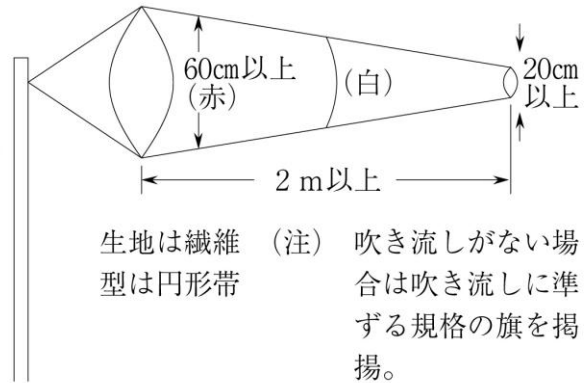
ウ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

a 記号の基準



b 吹き流しの基準



（イ）表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

（5）情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

（6）本市のヘリポート（資料8－2及び資料8－3参照）

5 派遣部隊の撤収要請

- （1）派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- （2）撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。
- （3）災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として、市が負担し、細部については、その都度、市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- （1）派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- （2）派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- （4）派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- （5）無作為による損害の補償
- （6）その他協議により決定したもの

第3節 防災気象情報の伝達計画

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 気象予警報等の周知

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

表1 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

表2 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき

		きに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3) 注意報・警報の発表基準

警 報

令和4年5月26日現在

平戸市	府県予報区		長崎県		
	一時細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		平戸・松浦地区		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	27	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	134	
	洪水		流域雨量指数基準	釜田川流域＝8.3 中津良川流域＝8.8 神曾根川流域＝11 鏡川流域＝6.4	
			複合基準 ※1	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風		平均風速	陸上	20m/ s
				海上	20m/ s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/ s 雪を伴う
				海上	20m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10 c m
				山地	12時間降雪の深さ20 c m
	波浪		有義波高	6.0m	

	高潮	潮位	平戸島東側※2	2.4m
			平戸島西側※3	2.1m

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 平戸島東側：田平町（平戸大橋以南）及び平戸島東海岸（平戸大橋から野子町追帆崎まで）

※3 平戸島西側：平戸島東側を除く地域

注意報

令和4年5月26日現在

平戸市	府県予報区	長崎県		
	一時細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	平戸・松浦地区		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	釜田川流域＝6.6 中津良川流域＝7 神曾根川流域＝8.8 鏡川流域＝5.1	
		複合基準 ※1	釜田川流域＝（6, 6.6）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/ s
			海上	10m/ s
	風雪	平均風速	陸上	10m/ s 雪を伴う
			海上	10m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3 c m
			山地	12時間降雪の深さ5 c m
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	平戸島東側※2	1.9m
			平戸島西側※3	1.6m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	①最小湿度45%で、実効湿度65% ②実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さ100 c m以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30 c m以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合		

		冬期：最低気温が-3℃以下	
	霜	11月30日までの早霜、3月15以降の晩霜 最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

※1（表面雨量指数、土壌雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 平戸島東側：田平町（平戸大橋以南）及び平戸島東海岸（平戸大橋から野子町追帆崎まで）

※3 平戸島西側：平戸島東側を除く地域

（警報・注意報発表基準一覧表の解説）

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれがある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 全般気象情報、九州北部地方気象情報、長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等

に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」、「記録的な大雨に関する九州北部地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

長崎県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析した時である。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 海上予報・警報

長崎地方気象台では、チェジュ島西海上、長崎西海上、女島南西海上を対象に海上予報のほか、天気の変化に応じて次の海上警報を発表する。

種 類	発 表 基 準
海 上 風 警 報	最大風速が28ノット（13.9m/s）以上34ノット（17.2m/s）未満か又は今後予想されるじょう乱に対してその後の発達程度等を加味し、特に警告を必要とする場合に発表する。
海上強風警報	最大風速が34ノット（17.2m/s）以上48ノット（24.5m/s）未満か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。
海上暴風警報	最大風速が48ノット（24.5m/s）以上か又は今後予想されるじょう

	乱、領域に対し発表する。ただし、熱帯低気圧で最大風速が64ノット（32.7m／s）以上か又は今後64ノット（32.7m／s）以上になることが予想される場合には海上台風警報を発表する。
海上台風警報	最大風速が64ノット（32.7m／s）以上か又は今後予想される熱帯低気圧に対して発表する。
海上濃霧警報	濃霧により視程が0.3海里未満になっているか又は今後予想される海域に対して警告を必要とする場合に発表する。

(11) 火災警報

市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。

なお、火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて平戸市や消防本部に伝達される。

基準等は次のとおりである。

(通報基準)

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(通報内容及び時刻)

毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

(12) 異常現象を発見した者の措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、情報連絡系統図によって関係機関に通報する。

イ 市長が気象庁に通報義務を持つ事項

(ア) 対象になる現象名

a 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等

b 地象に関する事項

地震関係（群発地震）

c 水象に関する事項

異常潮位

異常波浪

(イ) 発生場所

(ウ) 発見した日時分

(エ) その他参考となる情報

(オ) 通報手段

市から気象官署に対する通報は、公衆電話又は電信による。

ただし、イの(ア)のa及びbについては、文書によってもよい。

(カ) 通報に要する経費

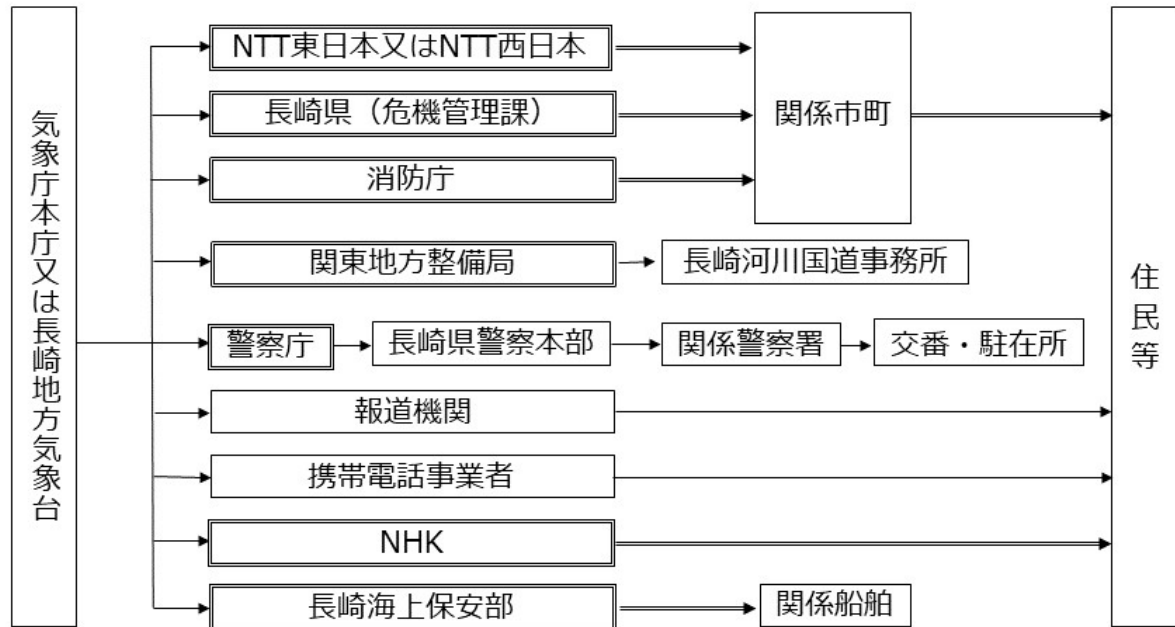
発信市の負担とする。

(キ) 気象官署への通報は、長崎地方気象台とする。

2 気象予警報等の伝達

気象予警報等の情報を受理した場合は、次の伝達系統図により迅速に市民及び関係機関に伝達する。

(1) 長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統



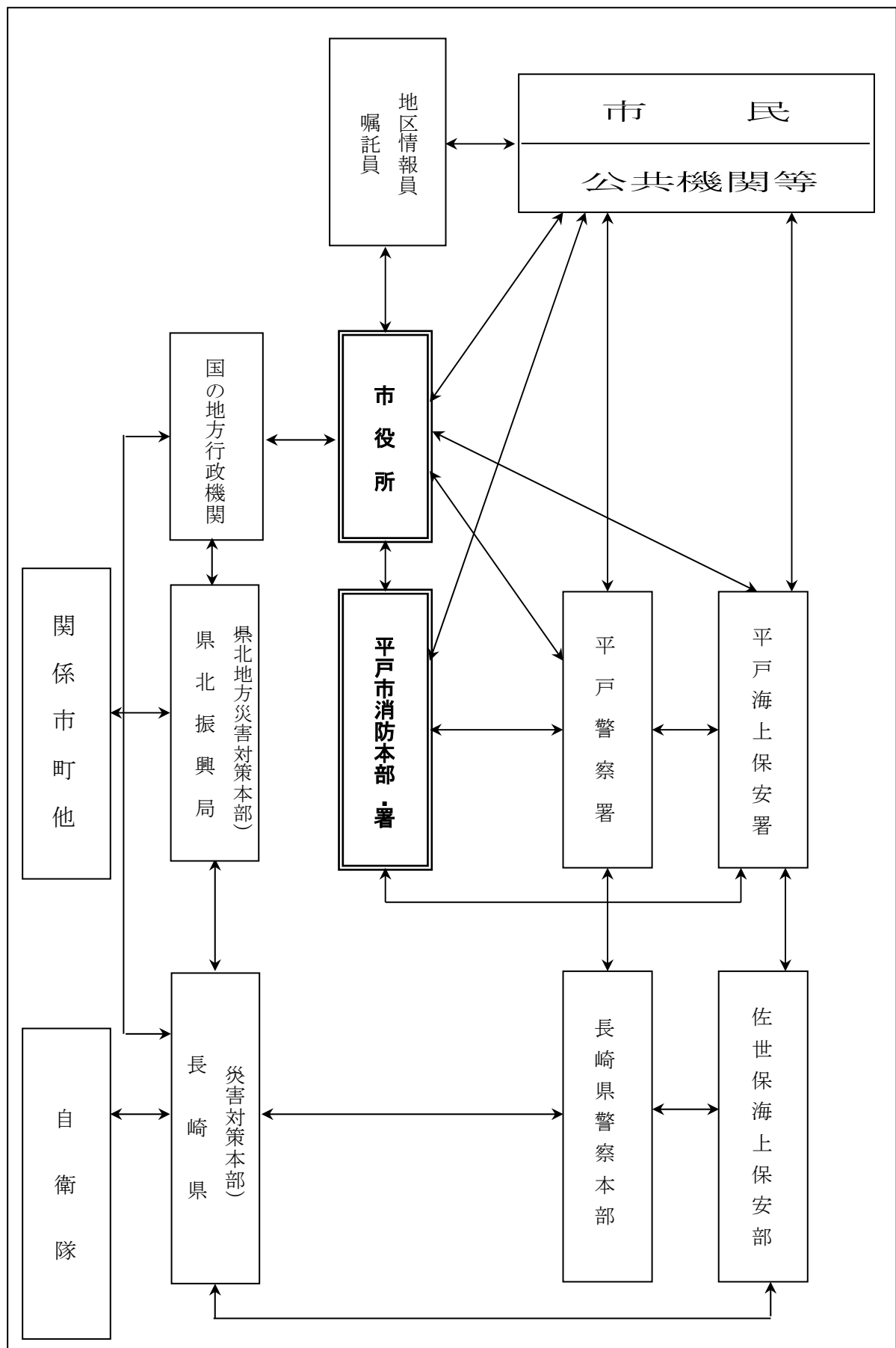
注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

注4）緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

(2) 情報連絡系統図



第4節 通信施設利用計画

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

1 通信施設の確保

防災行政無線、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、避難施設との通信手段として、有線電話のほかに防災行政無線などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町との通信手段の確保に努める。

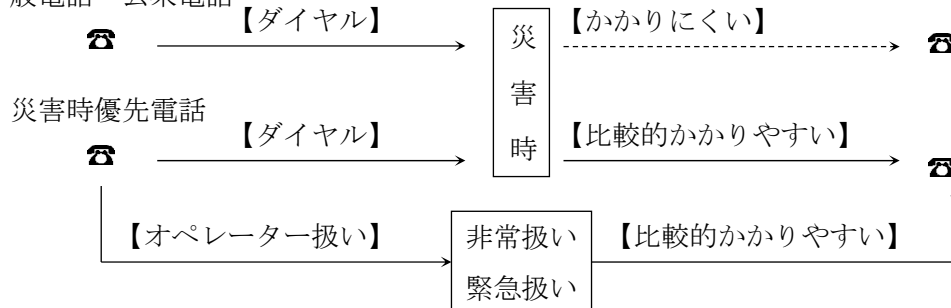
2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の市の通信連絡手段としては、市防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話及び緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講じる。

(1) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信が混雑し、電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

一般電話・公衆電話



(2) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、防災行政無線のほか、消防、警察、電力、アマチュア無線等の無線通信施設の利用を図る。

(3) 非常（無線）通信の利用方法

ア 非常通信の内容

災害に関係して緊急措置を要する内容とする。

(ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

(イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

(ウ) 気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること

イ 非常通信の依頼手続

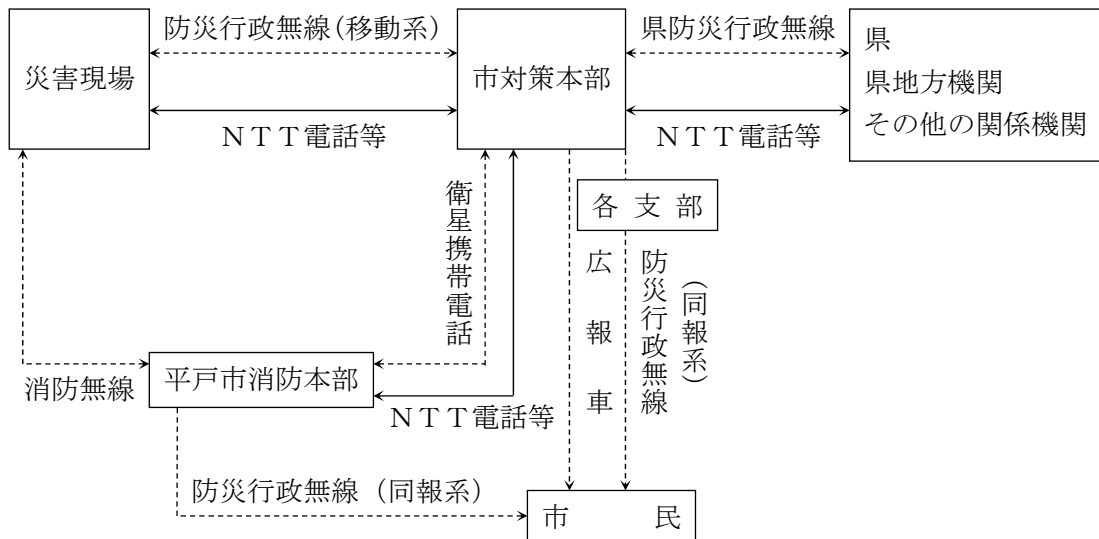
無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

(ア) あて先の住所、氏名、電話番号

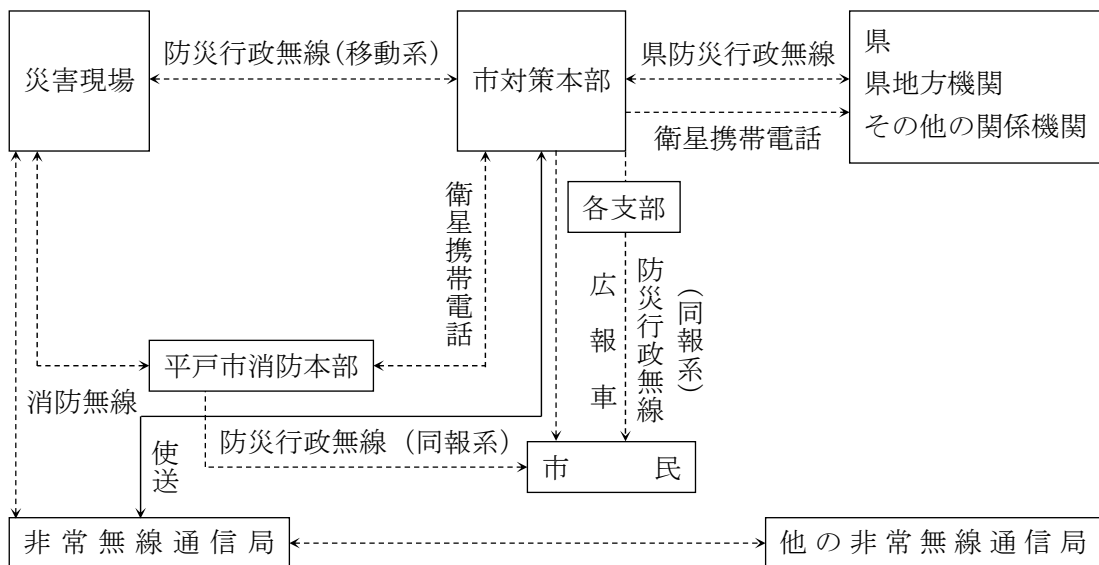
(イ) 連絡内容（200字以内）

連絡系統図

※ 通常の災害（N T T電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（N T T電話等が使用できない場合）



(4) 特設公衆電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより通信が混雑し、電話がかかりにくくなるため、災害時の安否情報に必要な重要通信を確保する目的に、市が指定した避難所へ特設公衆電話を設置する。

【大規模災害時】

平戸：度島小中学校、田助小学校、平戸小学校、平戸中学校、中野小学校、中野中学校、紐差小学校、中部中学校、根獅子小学校、南部中学校、志々伎小学校、平戸文化センター

生月：生月小学校、山田小学校、生月中学校、生月町開発総合センター

田平：田平北小学校、田平南小学校、田平東小学校、田平中学校、田平町体育館、平戸市福祉保健センター

大島：大島小学校、大島中学校

【台風、大雨等の災害時】

平戸：田助ハイヤ伝承館、中野ふれあい会館、獅子ふれあい会館、平戸市ふれあいセンター、中津良小学校、堤小学校、平戸市多目的研修センター、津吉小学校、志々伎ふれあい会館、野子小中学校

生月：御崎コミュニティセンター、平戸市多目的集会施設、生月町中央公民館、生月町元触地域交流センター、山田地区活性化センター

田平：田平町民センター、田平町南地区交流センター、田平町東地区交流センター

大島：東神浦公民館、西神浦公民館、前平公民館、西宇戸公民館、大根坂公民館、大島地区活性化センター、板の浦集会所

3 緊急放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

ア 市の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

ア 放送を求める理由 イ 放送内容 ウ 放送範囲 エ 放送希望時間

オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第5節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

全 部

本計画は、市（災害対策本部）が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集に当たっては、特に市民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

1 災害情報の収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- エ 交通規制等道路交通状況
- オ 観光客等の状況
- カ 自衛隊活動状況
- キ 避難状況
- ク 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- ケ 避難所の設置状況
- コ 避難生活の状況
- サ 災害応急対策実施状況
- シ 緊急輸送実施状況
- ス 生活必需物資の在庫及び供給状況
- セ 物資の価格、役務の対価動向
- ソ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- タ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- チ 復旧見込み等

(2) 情報収集手段

ア 市は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

イ 市は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織及び郵便局職員の協力を得るなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

ウ 大規模な災害が発生し、甚大な被害が予想される場合は、県に対して県防災ヘリコプターの出動を要請し、次の事項の情報収集に努める。

(ア) 災害発生場所、延焼の状況

(イ) 建築物の被害状況

- (ウ) 市民の動向
- (エ) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (オ) 公共機関及び施設の被害状況

2 被害状況の調査

市における被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	総務部長	
住家等の被害	財務部長	
農林水産業関係被害	農林水産部長	農協、農業共済、漁協
商工業関係被害	文化観光商工部長	商工会
社会福祉関係被害	福祉部長	各施設の長
衛生、保健、病院	市民生活部長	各施設の長
道路、橋梁、土木関係被害	建設部長	
上下水道関係被害	水道局長、市民生活部長、生月支所長	
文教、文化財関係被害	教育次長 文化観光商工部長	各施設の長
火災	消防長	

3 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりである。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認めら

れるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は、次の表のとおりである。

種 別	摘 要
災 害 概 況 即 報	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には本様式を用いること。
被 害 状 況 報 告	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	他の法令又は通達等に基づき、市長が知事に対して行うものである。

なお、被害報告先の防災関係機関一覧については、資料 1－1 参照のこと。

(3) 被害報告等の要領

ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、併せて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

ウ 「被害の認定基準」の人的被害の計上に関する取扱については、「(4) 人的被害の把握に係る事項」によるものとする。

被害の認定基準

被 害 区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者

	住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
住 家 被 害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上、主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公 共 建 物	庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

	畑の流出、 埋没、冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
その他の	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m ³ を超えると思われるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
被 害 金 額	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	そ の 他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

(4) 人的被害の把握に係る事項

人的被害の計上については、平成24年3月9日付け消防応第49号（平成25年3月29日消防応第14号改正）に基づき、以下のとおりとする。

ア 「死者」について

(ア) 死者の扱いについて

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

- a 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）
- b 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき、災害が原因で死亡したものと認められたもの（当該災害が原因で、所在が不明なものは除く。）

(イ) 死者の計上場所について

(ア) a のケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

- a 土砂崩れや河川の氾濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

番号	状 況	報 告 内 容
1	被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
2	被災地が不明で、かつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、4 の場合を除く。）	死体発見場所で計上
3	被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載がない場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上
4	被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係ない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(ア) b のケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から、当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記表に準じて判断することができる。

イ 「行方不明者」について

(7) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

- a 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
- b 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- c 当該災害が原因で所在不明となり、民法第 30 条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの
- d 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第 4 条に基づき死亡したと推定されるものの
- e 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- f 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(イ) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

番号	状 況	報 告 内 容
1	被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
2	被災地が不明な場合	被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活基盤のあった場所。以下同じ。）で計上
3	被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

ウ 「負傷者」について

(7) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上

する。

なお、避難者等における避難生活中に負傷したものについては、次の に掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

番号	状 況	報 告 内 容
1	家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの	重症又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
2	当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けたもの	重症又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(イ) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

番号	状 況	報 告 内 容
1	直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
2	上記表2に掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき、認定した市町村で計上

第6節 災害広報計画

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

1 広報担当の確認

市が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

広報担当区分	責 任 者	連 絡 方 法
市 民 担 当	総 務 部 長	広報車、防災行政無線、有線電話、口頭、文書、テレビ、ラジオ
報 道 機 関 担 当		
防災関係機関担当		有線電話、無線電話、庁内放送、庁内電話
庁 内 担 当		
防 災 情 報 担 当	消 防 長	防災行政無線、広報車

2 災害広報の連絡調整

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報は、すべての総括者（総務部長）に連絡する。

3 広報事項の決定

市は、各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

- (1) 災害発生直後
 - ア 市災害対策本部設置に関する事項
 - イ 安否情報
 - ウ 被害区域及び被害状況に関する情報
 - エ 避難（指示・場所等）に関する情報
 - オ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
 - カ 防疫に関する情報
 - キ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。）
 - ク ライフラインの被害状況に関する情報
 - ケ 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
 - コ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
 - サ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
 - シ 自主防災組織に対する活動実施要請

ス 出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ

(2) 生活再開時期

ア 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報

イ 民心安定のための情報

ウ 相談窓口の設置に関する情報

エ ごみ、し尿、災害廃棄物及び医療廃棄物などの処理に関する情報

オ ボランティアの受入れ情報

(3) 復興期

ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報

イ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

4 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各課と緊密な連絡を図り、資料作成を行う。

(1) 広報担当者の撮影した災害写真

(2) 防災関係機関及び市民等が取材した災害写真

(3) 報道機関等による災害現場の航空写真

(4) 災害応急対策活動取材した写真その他

5 広報の実施

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

(1) 防災行政無線による広報

(2) 屋外拡声装置による広報

(3) 広報車による広報

(4) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報

(5) 広報紙による広報

(6) チラシ、パンフレットによる広報

(7) 避難所への広報班の派遣

(8) 自主防災組織を通じての連絡

(9) インターネット・パソコン通信など

なお、障害者や高齢者などの避難行動要支援者、日本語の理解が十分でない外国籍住民などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

6 広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部及び各支部に設置する。

なお、相談の内容に応じて、平戸市行政組織の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、市民等へ周知する。

7 報道機関への発表

- (1) 災害対策基本法第57条に基づく、「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ・ラジオなどの報道機関へ広報を依頼する。
- (2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

第7節 水防計画

本庁（総務部 消防部 建設部）
支所（地区対策部）

風水害時は、河川の増水、高潮等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市及び消防本部は、消防署員・消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

1 監視・警戒活動

洪水・大雨のおそれのある注意報が発令されたときは、その管轄する水防区域において、ダム、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

2 通報・連絡

市は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(1) 水防信号

消防団等の招集及び市民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○— ○—○—○— ○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○— ○—○—○—○— ○—○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

備 考

- ア 第1信号は警戒水位に達したとき。
- イ 第2信号は消防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ウ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- エ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- オ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- カ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 資機材の確保と補充

市は、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

3 水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫^{はんらん}等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防

活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

4 応援による水防活動の実施

- (1) 市は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を行う。
- (2) 市長は、水防上自衛隊の派遣を必要と認めたときは、県知事を通じ本章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請する。
- (3) 市は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第27節「県防災ヘリコプターの出動要請」により要請する。

第８節 土砂災害防止計画

本庁（総務部 消防部 建設部）
支所（地区対策部）

風水害時は、斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等の出動により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

１ 土砂災害防止体制の確立

市は、長崎地方気象台からの気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

２ 危険箇所周辺の警戒監視・通報

- (1) 市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。
- (2) 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３ 避難指示の判断・伝達

- (1) 避難指示等を判断する情報収集

急傾斜地の崩壊や土石流が発生するかどうかは、土壌の斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示の発令は土砂災害警戒情報の一つの判断材料でもあるため、土砂災害警戒情報を補足する情報として、土砂発生の危険度の推移が判るスネーク曲線を表示する長崎県河川砂防情報システム（ナックス）で確認するとともに、市の雨量観測値と併せて的確な判断ができるよう努める。

雨量計設置箇所

番 号	設 置 場 所	種 別	所 在 地
1	長 崎 県 県 北 振 興 局	自 記	
2	平 戸 市	自 記	

- (2) 避難指示等に対する助言

市は、避難指示等の判断に際し、必要に応じて指定行政機関や県等に助言を求める。

- (3) 情報の伝達

市は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線、広報車、サイレン、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行う。ただし、市の所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については、十分留意する。

また、発表された土砂災害警戒情報や収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する現象情報を関係住民等に円滑に伝達できるよう施設の整備を図るとともに、特に土砂災害警戒区

域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所など危険区域周辺における緊急情報の伝達方式についても配慮する。

4 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するのは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 土砂災害警戒・特別警戒区域の設定

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限する。また、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 警戒避難体制の確立

ア 土砂災害からの円滑かつ安全な避難

住民は、行政が提供する情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、土砂災害の特質、その前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、各人も土砂災害への備えを自主的に行い、適時・適切な警戒避難行動をとるなど、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。

避難行動には、指定緊急避難場所や安全な場所への移動する避難行動（立ち退き避難）と屋

内に留まり安全を確保する避難行動（屋内安全確保）とがあるが、土砂災害における避難は立ち退き避難を基本とする。

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難指示等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では屋内安全確保とはせず、早めの立ち退き避難を行う必要がある。一方で、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合には、屋内安全確保も考えられる。

避難指示等と住民に求める行動

避難指示等等	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
避難指示 【警戒レベル4】	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	命の危険 直ちに安全確保！

立ち退き避難が必要な住民（居住する建物別の避難行動）

	土砂災害警戒区域内	土砂災害特別警戒区域内
木造家屋に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物（崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも下階）に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物（崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも上階）に居住する住民	立ち退き避難 または 屋内安全確保 ※立ち退き避難が原則	立ち退き避難 または 屋内安全確保 ※立ち退き避難が原則

イ 停電、機器の故障のため市と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、次のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、市民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、市民への啓発を行う。

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- (イ) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- (エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

ウ 避難が遅れ、危険が差し迫った状況においては、次について周知徹底する。

- (ア) 周囲より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上に避難することを心がける。
- (イ) 他の危険箇所への避難は避ける。（地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等）
- (ウ) 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
- (エ) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

(4) 専門家の派遣による支援

市は、必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第9節 消防活動計画

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市はもとより、市民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施する。また、消防機関は、その全機能を挙げて消火活動、人命救助活動に取り組み市民の生命身体・財産を保護する。

1 市長の行うべき措置

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命ずる。
- (2) 消防機関が行う消防活動等を支援する。
- (3) 消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町に対して応援要請を行うとともに、知事に対して、応援要請を行うほか、本章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 市は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防活動の基本方針

- (1) 火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防機関の全機能を挙げて、消防活動を行う。
- (2) 火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

3 消防機関の活動

(1) 消防本部

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、市民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 市民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

ウ 救急・救助活動

要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置と安全な場所への搬送を行う。

(2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。

ア 消火活動

人命の安全確保を最優先に、火災の延焼拡大を防止するため消防活動を行う。

イ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを市民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら市民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急・救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 非常参集

消防職員及び消防団員は、市内に大規模な災害が発生したことを認知したときは、招集伝達を待つことなく、自主的に参集しなければならない。

4 市民・自主防災組織、事業所の活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 市民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- (ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- (イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- (ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

5 応援要請

(1) 県防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、本章第27節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(2) 県への報告及び応援

ア 市に応援対象火災が発生したときは、協定の市町に応援要請後、直ちに県北振興局を経由して県に火災の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

イ 知事は、大規模火災時において、市の対応のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、県北振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町長に応援を要請する。

第10節 災害救助法の適用

本庁（総務部 市民生活部 福祉部 教育部）
支所（地区対策部）

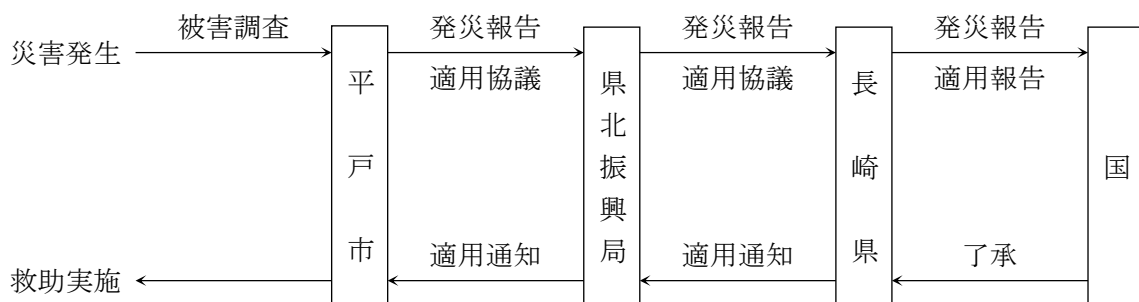
市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 被害状況の把握

- (1) 市長は、次のア～エの災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに県北振興局に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
 - ア 災害救助法による救助が必要と思われる災害
 - イ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - ウ 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害
 - エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害
- (2) 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。
- (3) 市長は、被害の認定を基準により行う。（基準は本章第5節参照）
- (4) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助の実施

- (1) 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき次の救助を行う。

 - ア 収容施設の供与（応急仮設住宅の設置を除く。）
 - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（購入を除く。）

エ 災害にかかった者の救出

オ 学用品の給与（購入を除く。）

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、次のとおりである。

救助の実施基準一覧

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	設置、維持及び管理のための経費 1 作業員賃金 2 消耗器材費 3 建物等の使用謝金 4 器物の使用謝金、借上費、購入費 5 光熱水費 6 仮設便所等の設置費	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅	住家が全焼、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの資金では住宅を得ることができない者(世帯単位)	設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等	1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、5,714,000円以内とする	災害発生の日から20日以内着工し、速やかに設置	供与期間2年以内
炊き出し、その他食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	1人1日当たり 1,160円以内 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合は3日以内分 (大人・小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	被災者が直ちに食することができる現物によるものとする
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品費又は資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与	1 全半壊(焼)、流失、床上浸水、全島避難等により、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 2 死亡者、転出者は除く	被害の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の区分は災害発生の日をもって決定する 2 後掲表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は当該地域の時価により現物給付に限ること
医療	災害により医療の途を失った者(応急的に処理する)	1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術	救護班が使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具修繕費の実費 病院、診療所又は施術者	災害発生の日から14日以内	(医療機関による場合)救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
		4 病院又は診療所への収容 5 看 護	一般病院診療所国民健康保険診療報酬の額以内 施術者による場合は協定料金の額以内		力の限界以上に患者がある場合若しくは救護班が到着しない場合に限る
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 死体の捜索の場合は10日以内	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う（輸送作業員賃金は、別途計上）
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	1 世帯当たり 595,000円以内 半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	災害発生の日から1か月以内に完了	1 実情に応じ市町相互間において対象数の融通ができる 2 世帯ごとに限度額以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書（教材を含む） 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学生 1人当たり 4,500円 中学生 1人当たり 4,800円 高校生等 1人当たり 5,200円	災害発生の日から教科書1か月以内 文房具・通学用品15日以内	1 各人ごとに限度額以内 2 備蓄物資は時価評価 3 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（作業員賃金を含む） 3 骨壺及び骨箱	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、作業員賃金は、別途計上

救助の種類	対 象	支出できる費用	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	1 洗浄、縫合、消毒 2 一時保存 3 検 案	1 1体当たり 3,500円以内 2 既存建物利用 通常の実費 野外仮設の場合 1体当たり 5,400円以内 3 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班によること 2 輸送費、作業員賃金は、別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあること。自己の資力では、障害物の除去ができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃、購入費、輸送費及び作業員賃金	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了	1 実情に応じ市町相互間において対象者数の融通ができる 2 1世帯ごとに限度額以内
輸送費及び作業員賃金	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実費が認められる期間以内	

※費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

表（別表の被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに
全壊 (焼) 流失	夏（4月～9月）	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
	冬（10月～3月）	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
半壊 (焼) 床上 浸水	夏（4月～9月）	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
	冬（10月～3月）	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

第11節 避難収容計画

本庁（総務部 消防部 市民生活
部 福祉部 建設部 教育部）
支所（地区対策部 教育部）

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。また、必要に応じて避難所を開設し、避難者を収容して適切な運営管理を実施する。その際、避難行動要支援者についても十分考慮する。

1 避難の指示等

(1) 高齢者等避難【警戒レベル3】

市民の迅速かつ円滑な避難を実施するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、災害が発生するおそれがある状況において、避難行動に時間を要する高齢者等（避難行動要支援者、避難支援者含む）に対して、安全な場所への避難行動を開始することを求める高齢者等避難【警戒レベル3】を発令する。

居住者等がとるべき行動は、①高齢者等（避難行動要支援者、避難支援者含む）、特に避難行動に時間を要する者は、危険な場所からの避難行動を開始すること、②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始し、自主的に避難することなどが求められる。

(2) 避難指示【警戒レベル4】

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、危険な場所から全員避難を開始することを求める避難指示【警戒レベル4】を発令する。

居住者等がとるべき行動は、危険な場所からの全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）することなどが求められる。

(3) 緊急安全確保【警戒レベル5】

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう促したい場合、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保【警戒レベル5】を発令する。

居住者がとるべき行動は、命の危険があることから直ちに身の安全を確保することなどが求められる。

(4) 災害発生時の対応

ア 災害情報の把握については、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、迅速かつ的確な収集に努めるとともに、災害の発生を確認した場合、消防庁が定める災害報告取扱要領に基づき、把握した被害状況等について必要な事項をすみ

やかに県に報告するものとする。

イ 災害発生の際、市長に事故あるときは、①副市長、②総務部長の順で権限を委任する。

ウ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、次表における市長の事務を、市長に代わって行う。

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長（知事に報告） (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(ア) 立退きの勧告 (イ) 立退きの指示
(2) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。（水防法第29条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者 （管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（地すべり等防止法第25条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた 吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）（自衛隊法第94条）	(ア) 警察官（公安委員会に報告） (イ) 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（長官の指定する者に報告）	(ア) その場に居合わせた者 (イ) その事物の管理者 (ウ) その他関係者	(ア) 必要な警告を発する。 (イ) 特に急を要する場合には危険をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。

(5) 警戒区域の設定

ア 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

状況	指示者	対象者	措置
(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	(ア) 市長 (イ) 警察官又は海上保安官(注1)	災害応急対策に従事する者以外の者	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去の命
(3) 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者	(ア) 退去の命 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限
(4) 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	(ア) 退去の命

(注1) 市長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(注2) 前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

イ 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨

を市長に通知しなければならない。

ウ 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

2 避難指示等の判断基準

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

避難指示等の発令については、対象となる災害を①土砂災害、②河川洪水、③高潮災害の3種類とし、以下の基準から判断する。

避難指示等は、以下の長崎地方気象台基準を参考に、今後の気象予測や長崎県河川砂防情報システム（NAKSS：ナックス）、土砂災害危険箇所の巡視報告を含めて3つの基準のいずれかに該当したら発令します。

(1) 土砂災害

	現地情報等 による基準	土砂災害警戒情報 による基準	積算雨量等による基準		
			連続雨量が 100mm以上	連続雨量が 40mm以上 100mm未満	連続雨量 なし
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される。	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合。 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。 ○警戒レベル3の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）。	○当日の雨量が50mmを超える。	○当日の雨量が80mmを超える。	○当日の雨量が100mmを超える。

【警戒レベル4】 避難指示	○近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見される。 ○近隣で土砂災害が発生するおそれがある。 ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される。	○土砂災害警戒情報が発表された場合。 ○土砂キキクル（危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」となった場合。 ○警戒レベル4の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○警戒レベル4の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。	○当日の雨量が50mmを超え、時間雨量30mm以上の強い雨が予想される。	○当日の雨量が80mmを超え、時間雨量30mm以上の強い雨が予想される。	○当日の雨量が100mmを超え、時間雨量30mm以上の強い雨が予想される。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。			
解除	○災害現場、危険箇所等の現地調査を行い、安全が確認される。	○土砂災害警戒情報が解除される。			

【参考】○大雨警報（土砂災害）発表基準：土壤雨量指数が発表基準に到達、または到達すると予想された場合

○土 壤 雨 量 指 数：土壤雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

○土砂災害警戒情報：土砂災害警戒情報は、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

○土砂キキクル（危険度分布）：大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

※1段階(避難の準備)、2段階(避難を開始)、3段階(避難を完了)、4段階(まだならすぐ避難)

(2) 河川洪水

避難指示等は以下の長崎地方気象台基準を参考に、洪水警報、水位情報、今後の気象予測や長崎県河川砂防情報システム（NAKSS：ナックス）、河川巡視からの報告等を含めて判断し、発令します。

避難情報等	現地情報等による基準
難高ル【警戒レベル3】 齢者等避難	①洪水警報が発表される。 ②洪水キキクル（危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。 ③警戒レベル3の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示【警戒レベル4】	①洪水キキクル（危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合。 ②河川氾濫のおそれがある。 ③堤防等が決壊するおそれがある（堤防等の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される）。 ④警戒レベル4の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤警戒レベル4の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
確保緊急安全【警戒レベル5】	①既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。 ②大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
解除	○河川巡視等の現地調査を行い、安全が確認される。

【参考】

○洪水警報発表基準：流域雨量指数が発表基準に到達、または到達すると予想された場合

○流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
詳細は流域雨量指数の説明

（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。

○洪水キキクル（危険度分布）：大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができません。

(3) 高潮災害

避難指示等は、以下の長崎地方気象台基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視等からの報告を含めて判断し、発令します。

	現地情報等による基準
高 齢 者 等 避 難 【警戒レベル3】	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれている場合 ③警戒レベル3 の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24 時間前に、特別警報の発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 ⑤風向・風速などから、越波・越流の危険性が高いと判断される。
避 難 指 示 4【警戒レベル4】	①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。 ②警戒レベル4 の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ③高潮により人的被害の発生する危険性が高いと判断される。 ④海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある。 ⑤異常な越波・越流が発生する。
保 緊 急 安 全 確 5【警戒レベル5】	○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。
解 除	○高潮警報が解除される。 ○現地調査を行い、安全が確認される。

【参考】

- 高潮注意報発表基準：平戸島東 TP（潮位・基準は東京湾平均海面）から1.9mを超えた場合
 平戸島西 TP（潮位・基準は東京湾平均海面）から1.6mを超えた場合
 ○高潮警報発表基準：平戸島東 TP（潮位・基準は東京湾平均海面）から2.4mを超えた場合
 平戸島西 TP（潮位・基準は東京湾平均海面）から2.1mを超えた場合

◆津波災害については、津波災害対策編に移行しています。

3 避難の伝達方法

(1) 避難警報の発令

種 別	警報発令者	発 令 方 法
事前避難警報	市 長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、市防災会議、県等関係の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	市 長	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。

		市長ができない場合は、あらかじめ別の者が行えるよう事前に決めておくこと。この場合発令後市長に報告する。

(2) 警報の伝達方法

避難警報は、サイレン、半鐘、市防災行政無線、有線放送、携帯電話の一斉同報メール、ラジオ、テレビ等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底させる。この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を決めておく。

また、市は携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

4 避難の周知徹底

(1) 市民等に対する周知

ア 事前措置

水防管理者（市長）は、避難の立退きの万全を図るため避難場所、避難経路等をあらかじめ市民に周知徹底させる。

イ 指示等

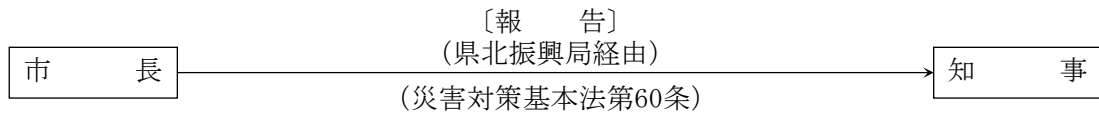
水防管理者（市長）は、避難の指示をしたとき、又は通知を受けたときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示をした場合は、関係機関に連絡又は通知する。

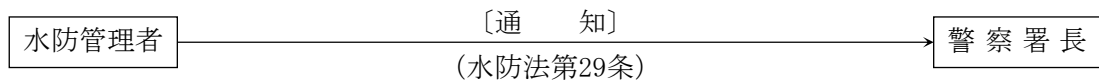
ア 報告

市長は、避難の指示を行った場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



イ 通知

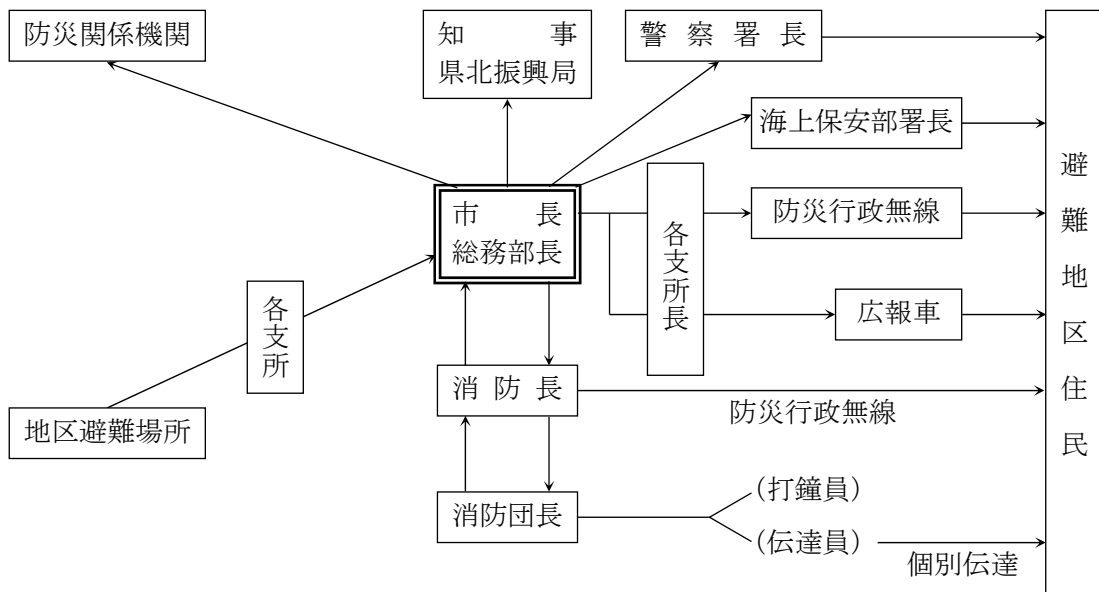
水防管理者（市長）は、避難の指示を行った場合は、その旨を警察署長に通知する。



(3) 伝達系統

避難指示は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難指示を必要と認めるときは、市長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。

- a 市防災行政無線を利用した伝達
- b あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- c サイレン及び鐘による伝達
- d 広報車からの呼びかけによる伝達
- e テレビ・ラジオ、有線放送、電話、その他特使等の利用による伝達

(イ) 総務部長は、避難の指示があった場合は、避難時間、避難場所及び避難場所への経路を示さなければならない。

5 避難誘導及び移送等

(1) 避難誘導の実施

市は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

(ア) 避難場所（資料6－1参照）が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、市民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難場所（資料6－1参照）への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所（資料3－1、3－2参照）を避ける。

ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(ア) 避難場所の開設に当たって、市長は、避難場所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等を設置し、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 移 送

ア 小規模の場合

避難立退きに当たっては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等により移送及び輸送を行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、県に要請する。

(4) その他避難誘導等に当たっての留意事項

ア 避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、事前に把握された避難行動要支援者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び避難行動要支援者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

6 学校等の避難対策

- (1) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- (2) 引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。
- (3) 児童及び生徒等を帰宅させる場合は、地区又は集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。その際は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- (4) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

7 病院・社会福祉施設の避難対策

(1) 避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに

区別し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重症者、老幼婦女子を優先して誘導する。

(2) 移 送

病院・社会福祉施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

(3) 避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

8 船舶等の避難対策

船舶等の避難対策は海上保安部・署等と協力して実施する。

(1) 船舶その他港湾施設等において避難を必要とする場合は、早急に船舶所有者、組合等に対し避難指示を行い、荒天準備の指導及び避難状況の把握をなす。

(2) 爆発性、可燃性等の危険物や木材、はしけ等、障害となるおそれのある物件については、所有者等に対し移動、除去、固縛等を勧告する。

9 避難場所及び避難所

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、管内の地域別に、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、予想される災害の種類ごとに、あらかじめ指定緊急避難場所として定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

ウ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

エ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定及び周知

ア 市は、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る避難所について、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、その管理者の同意を得た上で、指定避難所としてあらかじめ定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

ウ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

エ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知

市は、指定緊急避難場所と指定避難所の整備に当たり、両者の違いについて間違わないよう、住民への周知徹底を図る。

(4) 避難場所及び避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

10 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

(1) 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 市は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、要配慮者等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(4) 市は、市の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては、県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

(5) 開設の方法

ア 避難場所は、市が指定する学校等の公共施設を使用する（資料6－1参照）。ただし、これらの施設が使用できない場合は、季節を考慮し、野外に仮設避難所を設置する。野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。ただし、野外受

入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難施設が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間である。

イ 市長は、避難施設を開設したときは、その旨を公示するとともに、收容すべき者を誘導し保護する。

ウ 市長は、避難施設を開設したときは、直ちに次の事項を知事（県北振興局長経由）に報告すること。

（ア） 開設の日時

（イ） 避難施設開設の目的

（ウ） 收容状況及び收容人員

（エ） 開設期間の見込み

（オ） 避難対象地区名

エ 自宅や避難施設で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設等の二次避難施設に收容する。二次避難施設を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに県に連絡する。

（6） 費用

災害救助法による避難施設の設置及び收容のため支出する費用及び設置期間については、本章第10節「災害救助法の適用」のとおりとする。ただし、設置期間は、二次災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は、県と協議の上、決定する。

11 避難施設の運営管理

（1） 市は、避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難施設ごとに收容されている避難者の情報及び車中泊避難者などの避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。特に避難行動要支援者に関する情報の把握を徹底する。

なお、詳細については「避難所運営マニュアル」（資料6－2）参照のこと。

（2） 市は、避難施設における情報の伝達、食料・水等の配付、仮設トイレ等の清掃、ゴミの分別、保管等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、また、必要に応じて、防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

（3） 市は、避難施設に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。

（4） 市は、避難施設における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等双方の視点等の配慮に努める。

（5） 市は、車中泊避難者などのやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、

食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- (6) 避難施設に配置された職員及び警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護

12 避難所における感染症対策

市は、避難所における新型インフルエンザ等の流行時における感染拡大を防ぐため、次のような点に留意して感染症対策に努めるものとする。

- (1) 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。
- (2) 避難者の健康状態の確認については、市民生活部と適切な対応を事前に検討しておくとともに、避難所への到達時に実施する。
- (3) 避難者や避難所運営スタッフは、こまめに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- (4) 避難所の物品等の清掃については、定期的に家庭用洗剤を用いて行うなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- (5) 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。
- (6) 発熱、咳等の症状が出た人及び新型インフルエンザ等の感染者との濃厚接触者に対する専用のスペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

(7) 各避難施設の責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 避難施設用物品費受払簿
- ウ 避難施設設置及び収容状況（名簿作成）
- エ 避難施設設置に要した支払証拠書類
- オ 避難施設設置に要した物品支払証拠書類

(8) 市が設定した避難施設を所有又は管理する者は、避難施設の開設及び避難した市民に対する応急の救護に協力する。

(9) 市は、警察機関と協議して、自主防災組織等の協力を得ながら避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

12 避難施設設備の整備

市は、県及び近隣市町に支援協力を要請しながら、避難施設の環境整備を図る。

なお、避難施設の標準的設備は次のとおりである。

(1) 特設コーナー

- ア 広報広聴コーナー
- イ 避難施設救護センター（保健室等）
- ウ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）
- エ 更衣室

(2) 資機器材等

ア 寝具	イ 被服
ウ 日用品（タオル、歯ブラシ等）	エ 常備薬
オ 仮設トイレ	カ 簡易焼却炉
キ 炊き出し備品	ク 電話
ケ 畳・カーペット	コ 間仕切り用パーテーション
サ 洗濯機	シ 乾燥機
ス テレビ、ラジオ	セ 簡易シャワー
ソ 仮設風呂	タ 扇風機
チ 網戸	ツ ストープ
テ 暖房機	ト 電源設備
ナ 給水タンク	ニ 掲示板
ヌ パソコン	

(3) スペース

- ア 駐車場
- イ 仮設トイレ
- ウ 仮設風呂

- エ 給水タンク
- オ 簡易焼却炉
- カ 掲示板
- キ 資機材置き場

第12節 救出計画

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 救助活動

(1) 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施する。

ア 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

(ア) 火災の際に火中に取り残されたような場合

(イ) がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合

(ウ) 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合

(エ) 山津波により生き埋めになったような場合

(オ) 登山者が多数遭難したような場合

(カ) 災害により海上又は、沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合

イ 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者

(2) 救出期間

災害発生時から各関連機関と打合せのもと、救出期間を定め、救出を実施する。

(3) 救出班の編成

救出班は、消防職員、消防団、警察官、市職員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

(4) 関係機関との協力

ア 市及び消防本部は、県、県警察及び海上保安部・署と密接な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 広域的な応援を必要とする場合には、県に対し、応援要請を行う。

ウ 市長は、状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

(5) 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

(6) 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

2 救出の連絡等

災害により現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	担当課	所 在 地	電話番号
平戸市消防本部・消防署	警防課	岩の上町733-1	22-3167
平戸市役所	総務課	岩の上町1508-3	22-4111
平戸市役所生月支所	地域振興課	生月町里免1660	22-9200
平戸市役所田平支所	地域振興課	田平町里免27-1	22-9210
平戸市役所大島支所	地域振興課	大島村前平1840-1	55-2511
平戸警察署	警備課	岩の上町1462	22-3110
平戸海上保安署		岩の上町1529-2	22-4999

第13節 遺体搜索及び収容埋葬計画

本庁（総務部 消防部 市民生活部 福祉部）
支所（地域対策部）

市は、警察・消防などの関係機関と情報交換を行い、相互の任務分担を明確にするなど連携を密にして、行方不明者の搜索及び遺体の処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

1 行方不明者等の搜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官等の協力を得て搜索を行う。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 遺体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (4) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設置する。
- (5) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (6) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (7) 市長は、行方不明者の搜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (8) 市民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。
- (9) 死体を発見した者は、警察（漂流死体は海上保安部）に通報すること。また、死体発見の通報を受けた機関は、速やかに警察（漂流死体は海上保安部）に通報すること。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、消防職員、消防団、警察署の協力を得て次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 遺体見分
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見遺体その他の事故遺体は、市長が開設した遺体収容所へ収容する。ただし、漂流死体の処理については以下による。
 - ア 死体の身元が判明している場合
 - 死体の身元が判明している場合は、警察官又は海上保安官の見分を受けた後、ただちに

その遺族、親戚、縁者又は災害発生地の市町村長に連絡して引き取らせる。ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明していない場合であって救助法を適用された被災地市町村から漂着したものと推定される場合は、前記アと同様に取り扱う。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておく。

(イ) 死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により処理する。

(3) 市長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、神社等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておく。

(4) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。

(5) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

(6) 変死体については、警察署へ届け出る。

(7) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体埋葬

(1) 災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため遺族等による埋葬を行うことが困難な場合、市は遺体の埋葬を行う。

(2) 埋葬の方法は次のとおりとする。

ア 原則としては火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。

イ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

(3) 災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 埋葬年月日

ウ 死亡者の住所、氏名

エ 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ 埋葬品等の支給状況

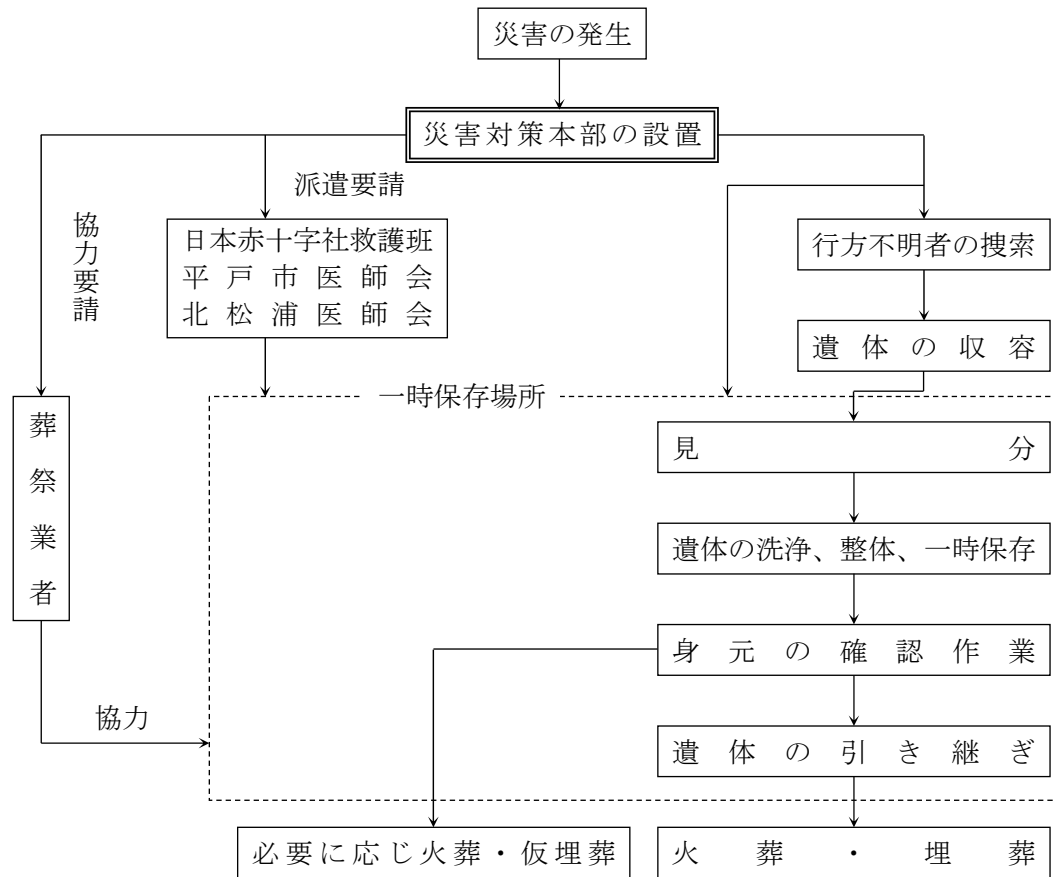
カ 費用

(4) 本市における火葬場は、資料11-1を参照のこと。

4 遺体の搜索及び収容埋葬のための費用及び期間

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索及び収容埋葬のための費用及び期間は、本章第10節「災害救助法の適用」のとおりである。

行方不明者の搜索、遺体の収容等の流れ



第14節 食料供給計画

本庁（農林水産部 文化観光商
工部）
支所（地域対策部）

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、市は、関係機関等と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、市内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、県北振興局長を通じて知事に要請する。

イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが、市内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、県北振興局長を通じて知事にそのあつせんを依頼する。

(2) 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には九州農政局長・崎県拠点地方参事官に対し文書により応急用食料の緊急引渡の要請を行う。

2 食料の輸送

(1) 食料集積地の指定及び管理

ア あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

イ 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

(2) 輸 送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は、市長が行う。

(3) 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(4) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による災害地までの輸送を要請する。

3 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は、知事の委任に基づき、これを行う。

(1) 食品の給与対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼（壊）、半焼（壊）、流失、床上浸水等の被害をうけ炊事のできない者

ウ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者

(2) 食品の給与の方法

米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。

(3) 主食の供給数量の基準

供 給 を 要 す る 事 態	供 給 品 目	供 給 数 量
1 り災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合	原則として米穀、実情により乾パン及び乾燥米飯	市長が希望する数量
2 災害により販売機能が混乱し通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同 上	同 上
3 被災地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同 上	同 上

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しは原則として、指定避難場所（資料6－1参照）において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出し施設、器材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用し、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

なお、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあっせんを要請する。

(3) 炊き出しに関する事務の責任者は、市長とする。

(4) 炊き出し用の副食物は、次の関係業者と常に連絡を保ち、要求のある場合は直ちに供給に応ずる。

ア 野菜出荷等の団体（ながさき西海農業協同組合）

イ 水産物等の供給団体（市内各漁協）

(5) 記録等

炊き出しの状況（場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに、次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア 炊き出し受給者名簿

イ 食料品現品給与簿

ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

第15節 衣類及び生活必需品供給計画

本庁（市民生活部 福祉部）
支所（地区対策部）

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

1 生活必需品の給与及び貸与

(1) 給与又は貸与の対象者

- ア 災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害をうけた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

- ア 寝具……就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
- イ 外衣……洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。（以下同じ。）〕
- ウ 肌着……シャツ、パンツ等
- エ 身の回り品……タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- オ 炊事道具……なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
- カ 食器……茶碗、皿、はし等
- キ 日用品……石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ク 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

ア 物資の購入及び配分計画

- (ア) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。
 - a 被災者や避難所の状況
 - b 医療機関、社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設の被災状況
- (イ) 市長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。
- (ウ) 市は、衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ市内又は近隣の市町の業者から購入する。この場合、なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。
- (エ) 救護物資の集積地は、資料 8－1 のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

イ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

(ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、市長とする。

(イ) 支給責任者は、民生委員及び市民組織等の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 自力で生活必需品を受けることが困難な避難行動要支援者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

ウ 給付又は貸与期間及び限度額

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間及び限度額は本章第10節「災害救助法の適用」のとおりとする。

2 輸 送

(1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

(2) 輸送方法は、平戸市内においては貨物自動車等による陸上輸送を主とし、大島、度島及び孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(3) 市長は、交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被災地までの運送を要請する。

第16節 給水計画

本庁（水道部）
支所（地区対策部）

災害時には、給水施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、市民が飲料水を取得することが困難となったとき、市民に必要最小限の飲料水を供給して市民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は地下水で飲用に適するものを水源にする。

(2) 水源の水質検査・保全

市は、確保された水源をろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水体制の確立

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、県北振興局及び保健所に協力を求める。

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく市民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設及び避難行動要支援者関連施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(5) 自力で給水を受けることが困難な避難行動要支援者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(6) 被災地における最低給水量は、災害発生から3日間は1人1日あたり3ℓを目安とする。

3 給水の実施

(1) 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。

なお、医療機関、福祉施設、避難行動要支援者関連施設及び医療救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、市民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として市民に供給する。

(2) 浄・給水場等での拠点給水

市民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) ポリ容器等による給水

ア 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、必要個数を配置する。

ウ 避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

エ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

4 応援要請

市長は、市のみでの飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して知事に調達あっせんを要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第17節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

本庁（建設部）
支所（地区対策部）

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空室になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 応急仮設住宅の設置

(1) 対 象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者

(2) 規模

1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、費用の限度額は、本章第10節「災害救助法の適用」のとおりとする。

(3) 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅建築工事設計による。ただし、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の避難行動要支援者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置

イ 供与期間は、2年以内の期間である。

(5) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ定めた候補地から、その都度市長が定める。被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対 象

ア 災害のため住家が半壊半焼し、自らの資力では応急修理できない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用の限度額は、本章第10節「災害救助法の適用」のとおりとする。

(3) 応急修理期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第233号第23条の3第1項の特定災害対策本部、同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了

(4) 建築物応急危険度判定士

災害により被災した住宅について、安全性を判定するため、建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

3 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

入居者等の選定は、市長が行い、その基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産がない失業者
- (3) 特定の資産がない母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- (4) 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- (5) 前各号に準ずる経済的弱者

4 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空室を活用する。

5 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、都市計画課が担当し、原則として競争入札による請負とする。

- (2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあつせんを要請する。

- (3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者の確保に努める。

市内で建築技術者が確保できない場合は、知事にあつせんを要請する。

第18節 義援金品募集配分計画

本庁（福祉部）
支所（地区対策部）

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

1 義援金

(1) 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社長崎県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

(2) 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

(3) 配 分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

2 義援物資

(1) 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等、報道機関等を通じて一般市民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援物資の引継ぎ及び配分

寄託された義援物資は、市に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

市は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者に十分配慮する。

(3) 義援物資の管理

市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第19節 保健衛生計画

本庁（市民生活部 福祉部 農林水産部）
支所（地区対策部）

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫消毒

市は、知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次のとおりである。

災 害 の 程 度	薬 品 名		
	クレゾール	消石灰	クロールカルキ（井戸）
床上浸水 （全・半壊、流失を含む）	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症が流行し、若しくは流行のおそれがあるときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 検病及び健康診断

検病及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(5) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応をとる。

(6) 防疫活動班の編成

防疫実施のための防疫活動班は、衛生班長1名、事務職員1名、作業員数名で編成する。

(7) 連絡通知等

市長は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(8) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

ア 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

(ア) 検病

(イ) 防疫消毒の実施

(ウ) 集団給食の衛生管理

(エ) 飲料水の管理

(オ) その他施設内の衛生管理

(9) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市民課において、関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事に調達あっせんの要請を行う。

2 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

県の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者等災害時避難行動要支援者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

3 食品衛生監視活動

市長は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生監視員の派遣を保健所に要請する。

4 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理に係る防災体制の整備

ア 一般廃棄物処理施設の耐災化等

(ア) 市は、一般廃棄物処理施設の耐災化、不燃堅牢化等を図るよう努める。

(イ) 市は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

イ 災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、以下の措置を行うよう努める。

(ア) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

(イ) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

(ウ) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

(エ) 生活ごみを含めた災害廃棄物（地震や大雨等の災害により発生する木くず、コンクリートがら、金属くず等の廃棄物）の一時保管場所である仮置場の設置計画、し尿、生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

災害廃棄物の仮置場については、関係者と協議のうえ、その候補地をあらかじめ選定しておく。

(オ) PCBやアスベスト等の有害廃棄物について、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握する。

(2) 災害廃棄物の処理

ア 災害廃棄物処理実行計画

市は、災害廃棄物を処理するにあたって、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

イ 支援要請

市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

ウ し尿処理

(ア) 市は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、障害者、高齢者、女性及び子どもへの配慮を行う。

(イ) 市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

エ 生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

オ その他の災害廃棄物の処理

(ア) 市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

(イ) 処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の工程等ごとに

必要な事項について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

工程等	主な事項
収集運搬体制	体制の構築、収集・運搬ルート計画、必要な人員・資機材の確保
仮置場	仮置場の選定、必要面積の算定、設置、搬入・搬出、管理方法
処理施設	破砕・選別施設、仮設焼却炉の設置検討
損壊家屋の解体・撤去	撤去等に関する指針の概要
避難所ごみ処理	ごみの排出区分
離島における災害廃棄物処理対策	島内処理と島外処理
環境対策・モニタリング	モニタリングの目的、項目
津波堆積物	基本的処理フロー
特別な対応が必要となる廃棄物	有害廃棄物・危険物、廃家電製品、廃自動車、廃二輪車、太陽光発電設備、腐敗性の強い廃棄物、思い出の品等

5 死亡獣畜等対策

市は、死亡した獣畜の処理に当たっては、関係法令に従い、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

第20節 緊急輸送計画

本庁（総務部 建設部）
支所（地区対策部）

緊急輸送の実施に当たっては、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位の確立

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・第2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

市は、災害応急対策実施のため、災害現場に通ずる道路あるいは避難所に通ずる主要道路を緊急輸送道路とし、安全性の確保や危険箇所の改善など、災害対策を進める。

また、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

イ 車両の確保

(ア) 市所有車両等の確保

車両等の掌握は、総務課が行う。

(イ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、輸送関係業者（資料8-4参照）に協力を要請し、輸送力確保に努める。

(2) 船舶輸送力の確保

漁業協同組合及び運輸支局を通じ、旅客船事業者に協力を求める。

なお、必要船舶数に不足が生ずる等県独自では十分に応急措置が実施できない場合は、九州運輸局と協議のうえ、九州各県に応援を要請する。

また、離島に対する災害救助及び救助物資の海上輸送又は陸上の交通が途絶した場合は、海上自衛隊、海上保安部・署又は海運支局にそれぞれ協力を要請する。

(3) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等又は、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」により県に要請依頼する。

ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び数量

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 発着地点又は目標地点

イ 市のヘリポートは、資料8-2のとおりである。

3 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

4 道路交通確保

(1) 市は、他の道路管理者、公安委員会等と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 市は、他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

(3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、市及び他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、関係機関の協力を得て車両の移動等を行うものとする。

5 緊急通行車両の確認等

市長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

6 交通規制の実施

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき次の措置について広報を行う。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

7 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町に対し調達、あっせんを要請する。

(1) 輸送区間及び借上げ期間

(2) 輸送人員又は輸送量

(3) 車両等の種類及び台数

(4) 集結場所及び日時

8 災害救助法に基づく措置

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは、次の場合である。

ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救援用物資のための輸送

カ 死体捜索のための輸送

キ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費及び期間は、本章第10節「災害救助法の適用」のとおりである。

第21節 文教応急対策計画

本庁（総務部 教育部）
支所（地区対策部 教育部）

災害時における学校施設の被災及び児童・生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会は応急教育を実施する。

1 避難措置

(1) 在校時

- ア 災害の発生が予想される気象条件となった場合、各校長は、必要に応じ下校時刻の繰り上げの措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
- イ 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引き渡し等の適切な措置を講ずる。
- ウ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- エ 市は、被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

(2) 登下校時及び休日等の措置

- ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡を取り、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- イ 児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者に連絡する。
- ウ 市は、被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

2 学校施設の確保

市教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、市民に対し周知徹底を図る。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	ア 特別教室、屋内運動場等を利用する。 イ 二部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	ア 公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 隣接学校の校舎を利用する。 ウ 応急仮設校舎を建設する。

特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	ア 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	ア 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。

3 応急教育活動

(1) 休業措置

- ア 校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講ずる。
- イ 正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業等を実施する。

(2) 実施場所の確保

- ア 教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人数等を考慮して、市内の他の学校、集会所、公民館等を利用する。
- イ 教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

(3) 教職員の確保

- ア 校長及び教育委員会は、教職員の被災状況を把握し、学校に來れない教職員の代替編成を講ずる。
- イ 教職員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教職員の確保に努める。

(4) 応急の教育方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業などを行う。

(5) 通学路の安全確保

- ア 教職員は通学路の安全確保を行う。
- イ 保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。
- ウ 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

4 学用品等の給与と調達

(1) 給 与

市長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を來した小・中学校及び高等学校の児童生徒

イ 学用品の種類等

- (ア) 教科書（教材を含む。）
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

ウ 費用の限度額

本章第10節「災害救助法の適用」のとおりである。

エ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

(ウ) 校長は、配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

(2) 調 達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

5 学校給食対策

(1) 校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

(2) 学校給食用物資は、(財)長崎県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

6 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

(1) 市長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

(2) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

(3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

7 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

8 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
- (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 教育委員会、市長、消防機関への連絡、応援要請
- (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合は臨時休館措置
- (カ) 資料の保存

ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- (イ) 教育委員会への連絡
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 資料の保存

エ 施設が避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び市長に協力し、円滑な避難所運営に努める。

(2) 文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。

なお、本市における文化財については資料12－1 参照のこと。

第22節 ライフライン施設応急対策計画

本庁（建設部 水道部）
支所（地区対策部）

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 水道施設対策

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、水道工事業者に要請し、被災後直ちに復旧する。

イ 災害の規模によっては、市長を通じて知事に応援の業者のあつせんを求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管

(ウ) その他の配管

2 下水道施設対策

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

第23節 海上災害応急対策計画

本庁（総務部 消防部 農林水産部）
支所（地区対策部）

海上災害発生時には、船舶やヘリコプターを活用して一刻も早く被災者のもとにかけつけ捜索・救助活動を開始することが必要である。そのため、市は、基本的かつ的確な情報収集に努め、県及び防災関係機関に速やかに連絡する。また、流出油あるいは燃料への引火、炎上等の二次災害の発生にも備え、被害軽減のための体制を確立する。

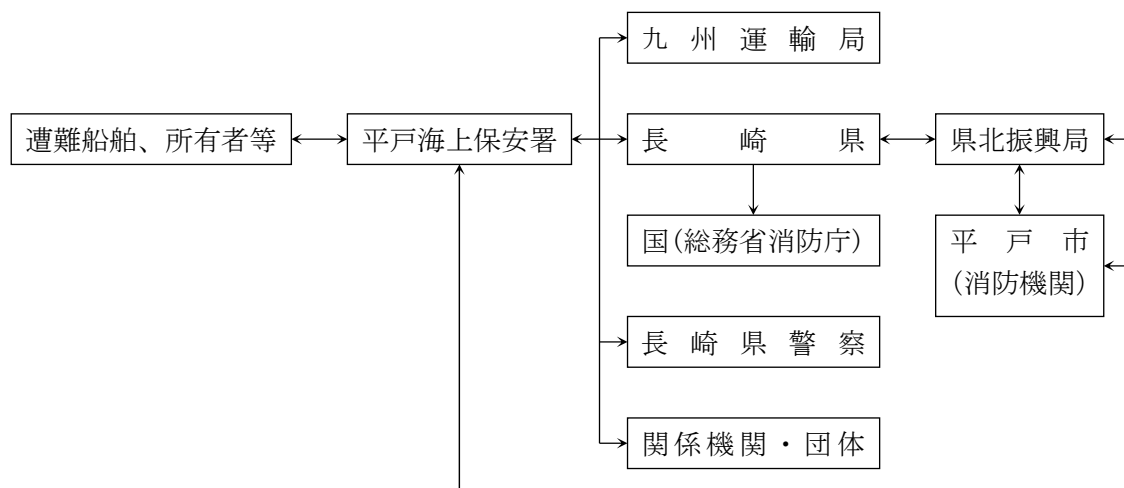
1 災害応急体制の確立

市は、関係機関と連携を図り、人命救助を第一に必要な応急対策を講ずる。

(1) 情報通信

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



(2) 広報

海難発生時の広報は、本章第6節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を

実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本章第1節「平戸市災害対策本部」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。

(5) 救助・救出活動

海難発生時における救助・救出活動については、本章第12節「救出計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安部・署及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

なお、火災船舶を認知したときは、消防本部と平戸海上保安署との協定に基づき協力して消火活動を行う。

イ 救護のため必要があるときは、市民を招集し、船舶その他の物件を徴用又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

2 流出油等災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、特に次の点に留意しながら、市は、関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

(1) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、本章第6節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 旅客及び地域住民等への広報

市は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客及び地域住民に対して次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(2) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等は、速やかに平戸海上保安署に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

市は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

第24節 救急医療対策計画

本庁（市民生活部 福祉部 消防部）
支所（地区対策部）

災害のため、被災地の市民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 医療救護の実施

(1) 医療救護の対象者

- ア 応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 災害発生の日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

(3) 医療救護の期間

- ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内
- イ 助産
分べんした日から7日以内

2 医療救護班の編成

- (1) 災害により多数の負傷者等が発生し、通常の救急医療体制では対応しきれないときは、平戸市医師会による医療救護班の派遣を受けて、医療救護活動を行う。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
- (2) 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- (3) 平戸市医師会の医療救護班で不足する場合は、日本赤十字社救護班の応援を要請するものとし、その場合においては、平戸市医師会の医療救護班を包含し編成する。
- (4) 医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
 - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動

- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (5) 医療救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。
 - ア 重症者及び中等症者の収容と処置
 - イ 助産
 - ウ 死体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (6) 医療救護班の編成基準
 - 医 師 1～2名（内1名班長）
 - 薬剤師 1名
 - 看護師 3～4名（内1名看護師長）
 - 事務員 1名
 - 運転手 1名

3 医療救護所の設置

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ医療救護所を設置する。

4 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者（資料7－2参照）から調達する。
- (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あつせんを要請する。

第25節 農林水産物災害応急対策計画

本庁（農林水産部）
支所（地区対策部）

大規模災害により、農業生産基盤、治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による野菜・花き等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

1 農林水産業用施設の点検・整備

農林水産業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害が発生した場合は十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 大規模災害により農林水産業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 気象災害対策の周知徹底

気象災害対策については、県農林部・水産部及びそれぞれの出先機関との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握を行うとともに対策指導の徹底を期する。

なお、具体的な対策は以下による。

(1) 稲

ア 水害技術対策

(ア) 水害発生前の対策

- a 軟弱苗は水害に弱いので、厚まきを避け、緑化、硬化を適正に行い、健全な苗を育てる。
- b 田植終了後も残り苗は当分の間、通常の管理を行い災害に備える。
- c 常習冠水地帯では、予備苗を育成する。
- d 7月初めまでの水害に備えて、早生品種の種籾を確保しておく。
- e 水路の流れをよくするため、清掃及び障害物の除去をしておく。

(イ) 冠水期の対策

a 本田期の対策

(a) 改植しない場合

- ・冠水した場合は、表面排水により早期排水に努める。ただし、排水方法としては、晴天高温が続くときに古い水を一時に排水してしまうと、稲がしおれて枯死することがあるので、古い水を排水する一方、代りに新しい灌がい水を少しずつ

流し込む。

- ・流入した砂や泥土、異物などの排除を行うとともに株元をほぐす。
- ・冠水後も生葉があり、また新根が発生している場合は、回復が可能であるので、植替えしないで肥培管理に努める。
- ・耕土が酸素不足になっているので、落水して一時田を干し、その後は間断灌水に努める。
- ・稲の回復を促進するため、生育に応じた追肥を行う。
- ・除草剤については、落水後稲の回復を待って散布する。
- ・黄化萎縮病の常発地では薬剤防除を行う。
- ・葉いもち病や白葉枯病が激発することが多いので、速やかに薬剤防除を行う。

(b) 再育苗する場合

- ・出穂安全限界期（9月10日頃）内になることが必要であるので、次の稚苗移植時期（諫早平坦）を標準として、およそ15～18日前までに、播種する。

播種に当たっては、水稻生育シミュレーションを利用して、遅植限界日の目安を把握する。

諫早平坦地における遅植限界日

品種名	遅植限界日（出穂期が9月11日頃）
ヒノヒカリ	7月24日
にこまる	7月15日

注）水稻生育シミュレーションにより平年値で予測

- ・品種は秋冷による不稔に備えて、出穂安全限界期内に収穫させるため、早、中生品種を入手する。
- ・育苗箱数（苗床面積）は2割程度増す。
- ・育苗日数は、箱育苗で15～20日を目標とする。

イ 干害技術対策

(ア) 用水対策

- a ため池や用水等の水利施設を整備する。
- b 貯水量把握に努め、関係者の話し合いの中で節水栽培を行う。
- c 地下水を利用できる場合は、ボーリングや井戸等によって確保する。
- d 常習干ばつ地帯では早期栽培と普通期栽培の組み合わせや、早、中生品種栽培の導入等により計画配水を行うこと等で水の有効利用を図る。
- e 河川地帯等で用水不足の地域では、還元灌がい等の施設を設ける。
- f ポンプの所有台数及び設置場所等を確認しておく。

(イ) 移植が遅延した場合

- a 実用的限界育苗日数は、箱育苗（1箱180g以上播）で播種後35日（苗令3.5葉）程度である。

- b 育苗箱は風通しのよいところにおき、箱の間隔を5～10cmあけて苗のムレを防ぐ。
 - c 箱育苗、水苗代とも極端に肥料切れした場合に追肥し、苗の老化を防ぐ。
 - d 箱育苗は、灌水量を少なくする。
 - e 伸びすぎた場合は葉先を軽く剪除する。
 - f 植付けが可能になった時点で苗に追肥（弁当肥）をする。
 - g 箱施薬は、植付けの目途が確実にってから田植当日に施用する。ただし、徒長軟弱の場合は使用をとりやめる。
 - h 老化苗は分けつが少なくなるので、植付株数や本数を増加する。
 - i 除草剤は薬害が発生しやすいので、使用に当たっては薬害の少ない除草剤や田植後遅く使用しても効果の高い除草剤を選ぶ。
 - j 施肥については、基肥は基準量とし、中間肥は減量して田植後早目に施用する。
- (ウ) 植え付けた水田の用水不足の場合
- a 苗の活着後は、節水のため時々田面に水を走らせる程度とし、白乾を防ぐ。
 - b 初・中期除草剤の使用は中止し、後期除草に努める。
 - c 畦畔の漏水防止を徹底する。
 - d 畦畔付近に青草を切って敷く。
 - e 亀裂が生じた場合は、田面を浅く削って亀裂を埋める。
なお、降雨があった場合は中耕機を通して水持ちをよくする。
 - f いもち病の多発が予想されるので、防除を徹底する。
 - g 出穂前の10～15日頃と出穂開花期には努めて灌水する。
 - h 枯死又は移植不能となった場合は、共済組合（単協、県連）と連絡をとりながら代替作物を作付ける。

ウ 冷害技術対策

- (ア) 早生品種を早植えする。
- (イ) 健苗を育成して、活着を促進し生育を早める。
- (ウ) 水管理
 - a 冷水灌がい田や漏水田等においては掛流しを避け、昇温灌がい法をとるよう指導する。
中間止水灌がい等も水温上昇に有効であるが、灌がい水の供給量等を考慮して押水灌がい等実施しやすい方法により水温の上昇を図る。
(注) 押水灌がいは掛流し灌がいの中間的な方法であり、水尻（排水口）をふさいで水田で減水しただけの水が少量ずつ用水路から連続的に補給される灌がい法である。普通、用水路にせきをつくり、水が自然に水田に流入するようにする。
 - b 生育初期に低温日照不足により稲の生育が軟弱徒長ぎみのときは、晴天の日を選んで日干し等を行い、倒伏防止を図る。
 - c 山間地においては、水稻の幼穂形成期（出穂前10～15日）にかけて著しい気温の低下（最低気温で16℃以下）をきたし、障害型冷害の発生のおそれのあるときは、でき

るだけ深水（15cm位）にして幼穂を低温から保護する。

（エ） 漏水及び湧水防止の為、以下の点を関係者に指導する。

畦畔の破損、モグラ、ケラの害等による畦畔からの漏水を防いで水温の低下を防ぐ。また、田の中から冷水の湧き出るところは、湧口の周りに手あぜを作り、湧水を水田の外に導き、水温の低下を防止する。また、冷水が湧出する水田は、溝を作って冷水を捨てる。

（オ） 除草

低温寡照の条件下においては、稲が軟弱徒長して除草剤に対する抵抗性が弱くなっており、また、雑草の発生も少ないか、あるいは遅れているので、次のことに注意して除草剤を使用する。

- ・ 除草剤の使用は晴天の日を選んで行い、早目に切りあげる。

（カ） 施肥

- a 堆肥等の施用は早目に行い、遅く肥効が現れないようにする。
- b 土壌改良資材や、磷酸質肥料等を増施する。

（キ） 病虫害防除

いもち病：低温寡照が続く場合はいもち病の多発が懸念されるので、早目の防除を徹底する。

エ 風害（大雨）技術対策

（ア） 台風接近中は早めに深水にして倒伏及び損傷防止に努める。また、通過後も水田が乾かないように注意する。

（イ） 排水路を整備し、冠水を防止する。

（ウ） 倒伏した場合は、落水を行うと同時に、穂先を水から上げる。

（エ） 倒伏した場合は、ウンカ類の発生が多くなるので、発生に注意し防除を行う。

（オ） 風水害後は、穂いもち病が多発することが多いので、速やかに薬剤散布を行う。

（カ） 用排水路が破損した場合、緊急に水路を整備する。

なお、早急に整備ができない場合は、仮設水路を設ける等して、堪水できるように対策を講ずる。

（キ） 冠浸水した場合は、速やかに排水を図る。

（ク） 海水が流入した場合は、排水と同時に多量の水を掛流しする。また、潮風により塩分が付着したときは清水で洗い流す。

（2） 麦

ア 播種期の長雨（播遅れ）技術対策

（ア） 播種量を増加する。

（イ） 小麦にはシロトビムシ類の被害が発生するので、播種前の薬剤種子粉衣を行う。

（ウ） 排水を図り根の活性を良くし、生育促進に努める。

（エ） 施肥は基肥量を多くし、初期生育の促進を図る。

（オ） 踏圧は中止する。

イ 生育後期の長雨技術対策

(ア) 水田麦作では、排水を良くするために溝さらいを行う。

(イ) 収穫が適正かつ迅速にできるよう収穫機及び乾燥機を整備する。

(3) かんしょ

ア 冷害技術対策

種いも貯蔵中、降雪低温により腐敗することがあるが、特に屋外貯蔵の場合、イモガマに積雪したときは早急に除雪するとともに、イモガマに冷水が入らないよう注意する。また、貯蔵温度にも注意し、10℃以下に低下するような場合は、さらにワラ囲い等を行い、保温に努める。

育苗期の低温により、苗の伸長を停止又は抑制するので保温に努める。

挿苗期の低温により、活着及び初期生育が悪く、減収するので、地温15℃以上で挿苗するように注意する。

(4) ばれいしょ

ア 風害技術対策

(ア) 生育初期のものは株元が動かないよう土寄せを行う。

(イ) 茎葉の損傷部より疫病等が発生しないよう、薬剤散布を行う。

イ 水害技術対策

(ア) 生育初期のもので株元が露出した場合、速やかに土寄せを行う。

(イ) ほ場に冠水することのないよう、特に水田では排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し、根腐れ（いもの腐敗）を防止する。

(ウ) 春作ばれいしょでは降雨後、晴れ間をみて疫病の防除を徹底する。

ウ 干害技術対策

(ア) 秋作で植付後の干ばつは、種いもの腐敗を助長するので萌芽まで極力かん水に努める。

(イ) 干ばつ期の早期の中耕・培土は、土壌表面を乾燥させやすいので注意する。

(ウ) アブラムシ類、ジャガイモガ、ニジュウヤホシテントウ、ハスモンヨトウ等の害虫が発生しやすいので防除を徹底する。

エ 寒害技術対策

(ア) 冬作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、またマルチ作業もやや遅めに行う。

(イ) 霜害を受けた場合、えき芽から新葉の再生するのを待って液肥の葉面散布を行う。

(5) 園芸作物

ア 風害技術対策

(ア) 果樹

a 防風樹（網）を整備・補強する。

b 果樹棚の補強及び枝の結束、高接ぎ樹の枝の結束、幼木の支柱立てを行う。

c ハウス栽培では、施設の補強及びハウスバンドでビニールを十分おさえ耐風性を高

める。また、強風が吹くときは、吸気口を閉め換気扇をまわす。しかし、停電やなお一層の強風でハウス本体が破損するおそれのある場合は、ハウスバンドを切りビニールを除去する。

- d 収穫期に入っている果樹又は収穫間近いものは、事前に収穫する。
- e 倒伏した樹は健全な根を切断しないようにできるだけ早く引き起こし、支柱を立てて固定する。
- f 枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図る。しかし、枝を切り落とした場合は、傷口に癒合促進剤を塗布する。
- g 潮風等を受けた場合は、できるだけ早く清水を十分散布し、塩分を除去する。
- h 落葉を生じた場合は、樹勢の早期回復と翌年の生産安定のため、残葉数に応じて摘果する。
- i 落葉が過半数にも及ぶ場合には、日焼け防止のため、幹や大枝に日焼け防止剤を塗布する。
- j 病害発生予防のため、事前に薬剤散布を行う。特に、台風通過後は風傷等から感染が拡大するので、早めに薬剤散布する。

K 強風下での作業には、危険が伴うので十分注意する。

(イ) 野菜・花き

- a ハウス、トンネル等の施設は倒壊しないよう基礎及び支柱を補強させるとともに、ネット、ひも等でビニールの破損防止に努める。
- b 生育初期は、株元が動かないよう土寄せか敷わらをする。
- c 地上をはうつる性のものは、つる先が傷まないよう魚網やワラ等で所々おさえて土でおさえる。
- d 支柱栽培のものは支柱の補強、結束等を行い、倒伏を防止する。生育中のものは支柱より離しネット等で被覆する。
- e 風のあとは、作物が倒伏した場合は、すみやかに引き起こす。また、病害の発生に注意し薬剤散布を行う。さらに、液肥の葉面散布等によって草勢の回復に努める。
※作物が倒伏した場合は、曲がり等品質低下、病害の発生助長が懸念されるため、すみやかに引き起こす。また、作物が風によって草勢が弱った場合はその回復のために液肥散布を行う。
- f 潮風等を受けた場合は、速やかに清水で洗い流す。
- g 移植可能な野菜・花きは補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

イ 水害技術対策

(ア) 果樹

- a 勾配や排水溝を設ける等して排水を促し、土壌流亡を少なくする。
- b 集排水溝の土砂さらいをするとともに、木の根元の土が流失した箇所には覆土を行う。
- c 樹が埋没した場合は、周辺の土砂を速やかに除去する。

- d 平坦地で冠水した場合は、早急に排水する。
- e ハウス栽培では、ハウス内に雨水が流入しないようハウスの周囲の側溝、排水溝を整備して、雨水を排除する。
- f 病害発生予防のため、事前に薬剤散布を行う。

(イ) 野菜・花き

- a は種後、雨で種子が露出しないよう敷わらを十分に行う。
- b 生育初期のものは株元の露出を防止するため土寄せをし、敷わらを行う。
- c ほ場に冠水することのないよう排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し根腐れを防止する。
- d 雨後晴れ間をみて病害の発生を防止するため薬剤を散布する。
- e 移植可能な野菜は補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

ウ 干害技術対策

(ア) 果樹

- a 流水、湧水、貯水等の確保に努める。
- b 敷わら、敷草を行い、土壌水分の蒸散防止に努める。
- c 極力灌水を行う。特に幼木には、こまめな灌水を行う。
- d 干ばつの被害が進行した樹では、その程度に応じて摘果（摘房）を行って樹体への負担を軽くし、樹勢の回復に努める。
- e ハダニ、カメムシ等の発生増加に注意し、適宜防除に努める。
- f 樹勢の弱った樹のせん定は、なるべく軽く行う。
- g 薬剤散布は早朝の涼しい時間帯に行う。

(イ) 野菜・花き

- a 敷草、敷わらを行い、極力かん水に努める。
- b 中耕除草は、干ばつ時はしないか又は実施する場合も表面のみ軽く削る程度にとどめる。
- c 肥料は固形では吸収されにくいので、必要な場合には水に薄めて夕方に施す。
- d 薬剤散布は日中をさけ、朝夕の涼しいときに行う。

エ 寒害（霜害）技術対策

(ア) 果樹

- a 収穫に入っている果樹または収穫期に近いものは、異常低温襲来前に収穫するか、袋かけまたは防寒資材で樹冠を被覆し保温に努める。
- b 防風垣（網）を整備・補強する。
- c 冷気の停滞する所では、防風垣の下枝を1 m程度刈り上げ風の流れをよくする。
- d 積雪による枝折れ、枝裂けを防止するため、支柱等による枝の補強や枝をひもで結束する。なお、枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図るが、枝を切り落とした場合は、傷口に癒合促進剤を塗布する。

また、ネット栽培では崩壊防止のため、ネットは片側寄せで結束しておく。

- e 積雪の場合は、早急に除雪に努める。
- f ハウスに積雪した場合は、内張りカーテンを巻き上げて、暖房熱で屋根の雪を解かす。また、必要に応じて除雪も行う。除雪作業は危険を伴うので十分注意する。

(イ) 野菜・花き

- a ビニール被覆、マルチング、べたがけ資材等により地温の上昇を図る。
- b 生育初期における窒素質肥料の多施用を避ける等、健全な生育管理に努める。
- c 早まき、早植えを極力避け、健苗の育成に努める。
- d 積雪による被害を受けやすい地域では、施設の破損、倒壊を防止するため、施設の点検に努め、必要に応じて補強、破損箇所の補修を行う。
- e 積雪時には、栽培施設内の温度を高め、積雪の落下を促進する。また、速やかな除雪を行う。
- f 被害が発生した場合には、欠株の補植、速効性肥料の施用等適切な肥培管理により、草勢の回復を図るとともに、病虫害の防除を徹底する。

(6) 茶

ア 水害技術対策

- (ア) 茶園周囲に排水溝を掘り、他からの表面水の流入を防ぐ。
- (イ) 根が露出した場合は、直ちに覆土する。

イ 干害技術対策

- (ア) 敷草などを行い、地表からの水分蒸散を防ぎ、適宜かん水を行う。
- (イ) 根を切る土壤管理作業を控える。

ウ 寒干風害技術対策

- (ア) 機械油乳剤を散布する。季節風の強い所では、茶株面の直接被覆を組み合わせる。
- (イ) 防風ネットなどを整備する。幼木園ではソルガムなどの防風作物を間作しておく。
- (ウ) 被害が軽微の場合は、そのままにしておく。被害が中程度で青枯、赤枯の茎葉が1番葉に混入するようであれば、春、整枝時期に摘採面を揃える程度に軽くせん除しておく。

被害が甚だしく、枝枯、落葉している場合は健全部位までせん枝するか、深刈、中刈などの更新を行う。

エ 凍霜害技術対策

- (ア) 間接被覆、防霜ファンの活用を図る。
- (イ) 直接被覆を行っている茶園は、被害を助長するので事前に撤去する。
- (ウ) ニ葉期未満で被害を受けた場合は、放任する。
ニ葉期以上で被害を受けた場合は、被害部のみをせん徐する。
部分的に被害を受けた場合は、そのままとし無被害（軽被害）部を摘葉した後に整枝する。
- (エ) 芽出し肥を施用していない茶園と、摘採が大幅に遅れる茶園では、速攻性窒素質肥料で、芽出し肥または追肥相当量を直ちに施す。

- (オ) カンザワハダニ、赤焼病の被害が増大するので、発生を認めたら初期防除を徹底する。

オ 潮風害技術対策

- (ア) 防風林、防風垣、ネット等による防風対策を施行する。
(イ) 茶樹に潮の付着が認められれば直ちに水で洗い流す。

(7) 畜産

ア 風水害技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 強風、突風により、畜舎等の倒壊、損傷が懸念されるので、屋根等の補強を実施するとともに、畜舎等周辺を十分に点検し、雨水の流入、浸水等がないように、防水シートによる応急被覆や排水溝や周辺道路の点検等を行う。
- b 浸水、雨漏り等から畜舎内は、高温多湿、不衛生となるので、災害が落ち着いたら速やかに畜舎及びその周辺の排水を図り、敷料の交換、空気の入替え、排せつ物の搬出等により、乾燥化を図るとともに消毒を実施する。
- c 畜舎内外の清掃、消毒を実施し、細菌、ウイルス及びその媒介物となる害虫、吸血昆虫を駆除するとともに、家畜保健衛生所等との連絡により伝染病の予防及び消化器病、外傷等異常家畜の早期発見と観察に努める。
- d 酪農経営については、特に衛生的な牛舎環境と搾乳器具の取扱いを行い、搾乳後の生乳の冷却に努める。また、停電等に備え発電機を確保しておく。
- e 変敗又はカビが発生した飼料は給与しない。

(イ) 飼料対策

- a 保管中の飼料については、床面の浸水に対する排水の促進と床面の乾燥化を図る。また、飼料庫の換気に努め飼料の湿害、虫害、変敗、カビ発生の防止を図る。
- b 飼料畑については、長雨、水害によって飼料作物の茎葉は軟弱に生育し、倒状しやすいので、十分にほ場周囲の水溝を掘り、乾土化に努めるとともに、中耕、培土、追肥を実施して生育促進を図る。

倒状又は湿害により再生の見込みがないものは、早期に刈り取り給与するか又はサイレージ、乾草等の貯蔵飼料として利用する。また、流失冠水等により発芽不良が予測される場合には、再播用種子の確保に努める。

イ 干害（暑熱）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 畜舎を開放し、通風、換気に努める。
- b 屋根裏への断熱材の設置及び屋根への消石灰塗布などにより放射熱の低減を図る。
- c 畜体等への散水・散霧により、家畜の体感温度の低下を図る。
- d 密飼いを避ける。
- e 寒冷紗やよしずを設置するなど家畜への直射日光を避ける。
- f 嗜好性、養分含量の高い飼料及び新鮮な水を十分与える。

(イ) 飼料対策

- a 干害で正常な生育が期待できない場合は、早めに刈り取り、乾草又はサイレージとして貯蔵し利用する。
- b 土壌の保水力を高めるためできるだけ堆肥を施用するよう努めるとともに、播種後の乾燥を防止するため填圧を十分に行い、初期生育を促す。
- c 放牧地等草地については、過放牧、過度の低刈りや短い間隔での刈り取りを避け、貯蔵養分の消耗を軽減して草勢の維持に努める。

ウ 寒害（冬期）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 保温材で被覆するなど、給水施設の凍結を防止する。
- b 畜舎のすきま風を防ぎ、保温に努める。
- c 畜舎の換気・採光に努める。

(イ) 飼料対策

- a 寒害時の刈り取りは避け、生育が回復してから行う。
- b 発芽が悪いときは、早めに追播又は播直しを行う。
- c 生育が悪いときは、暖かくなってから生育状況に応じて追肥を行う。
- d 粗飼料の不足に備えて、稲わらや、その他貯蔵飼料を十分確保しておく。

(8) 林木等

ア 造林木

- (ア) 干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

(イ) 造林木の風害、潮害跡地の復旧対策は、次のように行う。

- a 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被災林地については伐倒整理し、防風林帯を設け今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- b II 齢級以下の幼齢木の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起し等を実施し回復に努める。
- c 潮害被災林については被害の程度を考慮し、樹勢回復のための手入を行う。元玉より柱材1本の利用が不可能な材分については、耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

イ しいたけ

- (ア) ほだ木が直射日光を受けると、しいたけ菌糸に悪影響を与えるので、笠木の補充を行い直射日光を避ける。
- (イ) 干ばつ時の下草の刈りすぎは、ほだ木の乾燥を促し、しいたけ、菌糸の伸長、ほだ化を阻外するので、伏込地、ほだ場の状況をみて行う。
- (ウ) ほだ場の乾燥しやすい場所では、ほだ木を低く組んだり、倒すなどして水分調節を行う。

(9) 藻類養殖

ア 本養殖時期における風害技術対策

本養殖時期に暴風により、幹縄等の流出、破損又は、流れ藻等による芽切れ等、甚大な被害を受けた場合は次の応急技術指導を実施する。

(ア) 種付け指導

風波により芽切れしたものについては、糸状体による種付、重ね張り及び種糸の取り替え等による種付技術の指導を実施する。

なお、流れ藻により被害を受けやすい漁場については、前もって防除施設を設置させる。

(イ) 幹縄等の張り替え

養殖施設の流出、破損したものについては、幹縄の張り替え等を行わせる。

(10) 貝類養殖（真珠養殖を含む）

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設のき損、筏の流失、養殖カゴの落下等の被害については、

(ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり風浪の影響について十分配慮するとともに、漁業権者に対し、漁場の行使について指導する。

(イ) 最悪の事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる。

(ウ) 被害が起こった場合は稚貝購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失、くろ貝等のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十分配慮するとともに、漁業者に対し漁業の行使について指導する。

(イ) 被害が予想される場合は、

a 深吊りを行わせる。

b 安全な海域へ避難させる。

(ウ) 被害が発生した場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

ウ 冷害、干害等対策

恒常的に異常海況が発生する海域においては、貝類の異常へい死を防ぐため、

(ア) 冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。

(イ) 安全な海域に一時避難させる。

(ウ) 被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

(11) 魚類養殖

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設の破損、筏の流失、又は生簀網の破損、養殖魚の散逸等の被害については、

(ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり、その影響について十分配慮するとともに、漁業権者に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は、養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失又は養殖魚のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十分配慮するとともに、漁協に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生事態が予想される場合には、安全な海域へ避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

第26節 公共土木施設災害応急対策計画

本庁（農林水産部 建設部）
支所（地区対策部）

道路、河川、海岸等の公共土木施設等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、市は、これらの施設管理者及び関係機関と協力し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

1 応急工事施工の体制

(1) 要員及び資材の確保

市は、実施機関と連携し災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておく。

ア 技術者の現況把握及び動員

市は、応急工事の施工に必要な技術者・技能者の現況を把握し、地域別人員、技術、知識、経験の程度及び技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき、緊急時には、適切な動員措置を講ずる。

イ 建設業者の現況把握及び動員

市は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時には、建設業者に緊急要請を行い、直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ 資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、市は、土のう袋、くい、蛇籠等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておき、災害時には緊急確保の措置を講ずる。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておく。

(2) 関係機関に対する応援要請

市は、災害対策基本法第29条第74条及び自衛隊法第83条に基づく派遣要請等を行い、応援を求める。

2 応急工事の施工

(1) 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常、本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

ア 応急仮締切の施工

市は、仮締切工事施工位置の状況により、次の工事を行う。

- (ア) 在来法線位置締切
- (イ) 堤外月輪型締切
- (ウ) 堤内月輪型締切
- (エ) 河口締切

(オ) 後退締切

イ 応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法は、おおむね次のとおりである。

(ア) 土俵工法

(イ) 杭打工法

(ウ) 捨石（捨ブロック工法）

(エ) 枠類工法

(オ) 沈床工法

(カ) 沈船工法

(キ) サンドポンプ船工法

(2) 道 路

ア 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

(ア) 排土作業又は盛土作業

(イ) 仮舗装作業

(ウ) 障害物の除去

(エ) 仮道、さん道、仮橋等の設置

イ 応急工事の順位

市は、救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

ウ その他

上下水道、電気ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は、相互に連絡し、適切な応急措置を行うものとする。

なお、緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡する。

(3) 砂防施設

ア 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また、仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は、効果のないと認められる場合は応急本工事として被害水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ 砂防えん堤応急工事

市は、砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

(4) 港湾、漁港

ア 背後地に対する防護

市は、高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ 航路、泊地の防護

市は、河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ けい留施設

市は、岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置として、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

3 被災施設の復旧等

- (1) 国土交通省及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- (2) 国土交通省は、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は市町から要請があり、かつ当該県又は市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該県又は市町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県道又は市町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第27節 県防災ヘリコプターの出動要請

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

機動性に優れた県防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時においては、県防災のヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 市民に対する避難指示等の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート（資料8－2及び資料8－3参照）を早急に確保する。

イ ヘリポートは、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

3 緊急運航の要請

- (1) 緊急運航の要請は、県危機管理課に行う。
- (2) 要請は、様式第1号、2号の模写電送及び口頭により行い、事後速やかに文書にて提出するものとする。
- (3) 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第5号）により、速やかに運航責任者に報告するものとする。

第28節 自発的支援の受入れ

本庁（総務部 市民生活部 福祉部）
支所（地区対策部）

大規模な災害時には、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、災害時に迅速な受け入れができるよう受入れ・調整体制を整備するとともに、平常時から各種ボランティア団体と緊密な関係を維持しておく。また、災害時に中心的な役割を果たすボランティアリーダーの育成にも努める。

1 ボランティアの受入体制の確立

災害発生後、被害の様態及び被災地の状況等に対応した適切なボランティアの配置、安全確保及び有効な活動ができるように、速やかにボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付を開始する。

(1) 一般ボランティアの受付

一般ボランティアの受入機関は、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会とし、相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。

ボランティア活動に関する次の項目についての情報の収集・伝達は、担当する各部が行い、これらの情報を総務部及びボランティアセンターに、活動に必要な情報を提供する。

ア	避難所の運営	福祉部
イ	炊き出し、食料等の配布	福祉部
ウ	救援物資等の仕分け、輸送	福祉部
エ	高齢者、障害者等の介護補助	福祉部
オ	清掃活動	市民生活部
カ	その他被災地での軽作業	各部

(2) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアに関する申し込みについては、関係する各部で対応する。

ア	医療救護所などでの医療、看護	市民生活部
イ	被災建築物の応急危険度判定	建設部
ウ	砂防関係施設診断	建設部
エ	外国籍住民のための通訳	文化観光商工部
オ	被災者へのメンタルヘルスケア	市民生活部・福祉部
カ	避難行動要支援者への介護	福祉部
キ	アマチュア無線などによる情報通信事務	総務部
ク	その他専門的知識が必要な業務	各部

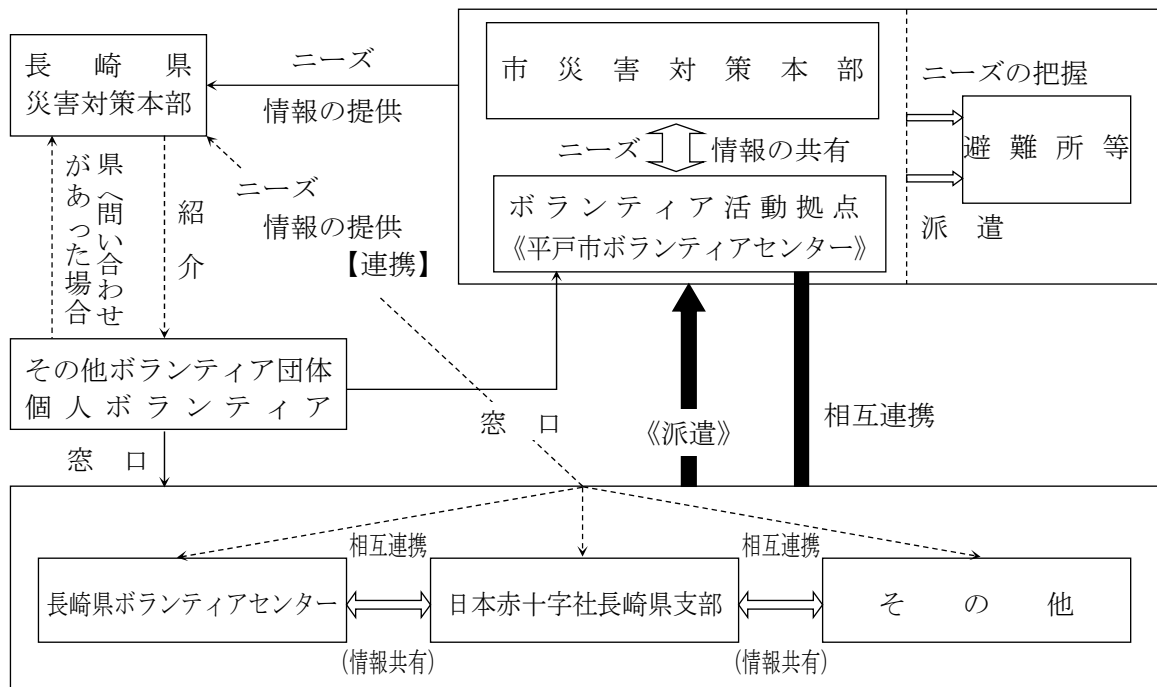
2 ボランティアニーズの把握

市総務部は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズなどの情報を平戸市ボランティアセンターと共有するとともに、県災害対策本部へ情報を提供する。

3 ボランティア活動の円滑化

災害時に、円滑な応急対策が図れるよう、市は、ボランティア関係団体と密接に連絡を取り、支援に努める。また、必要に応じてボランティアに対し、活動拠点及び必要な資機材を提供する。

ボランティア活動支援計画イメージ図



第29節 安否情報の提供及び被災者台帳の作成

本庁（総務部 市民生活部 福祉部）
支所（地区対策部）

東日本大震災の際には、大規模な地震・津波による壊滅的な被害状況や交通・通信網の打撃に加え、被災者の避難先も広域にわたった。また、被災地方公共団体に対して数多くの安否情報の照会がなされたことから、災害対策基本法第86条の15に、災害時に被災地方公共団体において安否情報の回答が可能となるよう、法律に明確な根拠を設けて個人情報保護条例との関係を整理された。

1 安否情報の照会

(1) 照会方法

安否情報の照会に係る手続きについては、災害発生後の応急期から復旧期にかけて行われることが想定されるが、大規模な災害の発生時には、そのもたらす被害状況が壊滅的なものとなることや、避難者の避難先も広範囲にわたることが想定され、画一的にその照会方法を規定することは、かえって発生時における制度の有効活用を阻害するおそれがある。

そのため、災害対策基本法施行規則第8条の3第1項において、照会時に都道府県知事又は市町村長に対して、明らかにしなければならない事項が規定されているものの、その照会方法までは規定しておらず、書面によるほか、地方公共団体の窓口における口頭による照会、電話による照会等も可能となっている。

(2) 照会にあたって明らかにしなければならない事項

安否情報の照会にあたって、明らかにしなければならない事項は、災害対策基本法施行規則第8条の3第1項に規定されている。

- ①照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②その他、照会者を特定するために必要な事項
- ③照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ④照会をする理由

(3) 照会者の本人確認の方法（書面、窓口における口頭による照会）

本人確認の方法としては、次のもので行う。

- ①運転免許証
- ②健康保険の被保険証
- ③特別永住者証明書又は在留カード
- ④住民基本台帳カード
- ⑤個人番号カード
- ⑥その他の書類

※電話での照会についても、①～⑤のいずれかをFAX等で送信してもらい、本人確認を行う。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の収集・回答対象となる被災者及び照会者に提供する情報

① 想定

電話や電子メール等を活用し、私人間で行われることが想定される被災者の安否確認が十分に機能しないような社会的混乱が生じている場合に、行政機関に対して行われることが想定されるが、次の事項に留意し、提供できる情報については、必要最小限のものとする。

- ア 同居親族が被災により離散してしまった場合に、その生活再建に向け、再び結合するための手掛かりとすること
- イ 被災者の勤務先の関係者等が、雇用関係にある自らの従業員の安否を確認することで、雇用関係の継続の必要性の有無等の判断に資すること
- ウ 被災者の安否を案ずる親族、友人、知人等にとって、極めて関心の高い安否情報を提供することで、その精神の安寧を図ること

② 安否情報の収集・回答対象となる被災者

- ア 災害による死傷者
- イ 身体的障害を被らなかった避難者
- ウ 避難指示を受けた避難者
- エ 避難指示を受けていない自主避難者
- オ 長崎県又は平戸市の住民でない被災者
- カ その他災害により何らかの被害を受けた者

③ 照会者に提供する情報

- ア 照会者が被災者と同居の親族である場合
 - (ア) 氏名
 - (イ) 住所
 - (ウ) 生年月日
 - (エ) 性別
 - (オ) 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先、その他安否の確認に必要と認めれる情報
- イ 照会者が同居以外の親族又は職場の関係者等である場合
 - (ア)～(エ)についてはアと同じ
 - (オ) 被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 照会者が被災者の友人、その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合（被災者の氏名、住所、生年月日、性別を特定している場合は、アと同様の対応を行う。）
 - (ア) 被災者について保有している安否情報の有無

※詳細な安否情報については、同居親族等に対して確認をしてもらう。

3 安否情報の回答の際に配慮すべき事項

(1) 趣旨

災害対策基本法第86条の15第2項に、現在居所や連絡先を含む被災者の安否情報の回答にあたっては、照会に係る被災者本人又は第三者の権利利益を不当に害することのないよう配慮すべきことを、安否情報の回答にあたる都道府県知事又は市町村長に義務付けられている。

(2) 配慮すべき内容

① 被災者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合

- ア 配偶者の暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する安否情報を当事者に知らせる場合
- イ 多重債務者と思しき被災者の安否情報を、消費者金融会社に知らせる場合
- ウ 単身の被災高齢者についての安否情報を不用意に回答すること

② 第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合

- ア 葬儀会社等が、営業目的で遺族に連絡を取るような場合
- イ 被災者の相続人となった者の元に、債権者が取り立てに訪れるような場合

4 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集方法

当該事務を実施する部局が、安否情報を保有していない場合には、照会に備え、事前に又は照会があった時点で、安否情報の収集を行う。

これらの安否情報については、避難所に避難した被災者について安否情報の回答にあたる平戸市長が自らこれを収集するほか、負傷者が搬送される民間医療機関や遺体を収容・検案する長崎県警察等外部機関からの情報提供を受ける必要がある。

① 平戸市内部での個人情報の活用

平戸市内部で保有する安否情報を個別の照会に応じて、その都度、検索・利用する場合のほか、災害発生後の多数の照会に備え、各部署が分散保有する情報を、予め集約・整理しておけるようにする。(避難所の入所者名簿、避難行動要支援者名簿に基づき行った安否確認結果など)

② 外部機関からの個人情報の取得

市は、必要に応じて、外部に対して個人情報の提供を求めることができる。

なお、個人情報の提供を求める外部は次のとおりとする。ただし、過剰な負担をかけないために、照会方法、照会内容、照会の頻度等を下記事業者と協議しておく必要がある。

- ア 関係地方公共団体の長
- イ 消防機関
- ウ 長崎県警察
- エ 傷病者を収容する民間医療機関
- オ 旅客名簿を保有する運送事業者

- カ 宿泊者名簿を保有する旅館業者
- キ 児童生徒の安否情報を保有する教育機関
- ク 配偶者暴力相談支援センター
- ケ 児童相談所
- コ 福祉事務所

※ク～コについては、配偶者からのDVやストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者であるおそれがある場合に行う。

5 被災者台帳の作成等

平戸市長は、地域に係る災害が発生した場合、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができる。

(1) 被災者台帳記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他、市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(2) 被災者台帳作成のための情報提供請求

被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他のものに対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 被災者台帳の利用及び情報提供

平戸市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、作成した被災者台帳に記載又は記録された情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用又は提供することができる。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 平戸市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に、台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

様式第1号

被災者台帳情報提供の様式例（本人）

フリガナ			
氏 名	印		
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
提供を求める 台帳情報	希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① ② ③ ④ ⑤		
申請者連絡先			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

運転免許証		保険証	
特別永住者証明書 在留カード		住民基本台帳カード 個人番号カード	
その他	確認手段：		

被災者台帳情報外部提供同意の様式例

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
外部提供先 及び 提 供 可 能 情 報	①公共料金等減免 ☐電力会社（〇〇電力） ☐ガス会社（〇〇ガス） ☐水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） ☐下水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） ☐NHK ☐NTT ☐携帯電話会社（会社名・支店名） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： ☐その他（） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： ※上記料金減免に必要な情報の提供 ※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本 様式による同意は不要です （次ページに続きます）		

	②被災者支援団体等への提供 ☐ 民生委員 ☐ 社会福祉協議会 ☐ 町内会等地域自治組織 ☐ 消防団 ☐ その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等） 団体等名称： 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： ☐ 提供を同意する情報（ ） ※別添から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い ③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供 ☐ 社会福祉協議会（再掲） ☐ 国（官署名： ） ☐ 被災者生活再建支援法人 ☐ 独立行政法人住宅金融支援機構 ☐ その他 団体等名称： 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： ☐ 提供を同意する情報（ ） ※別添から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い ④その他 提供同意する団体名： 提供を同意する理由： 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： ☐ 提供を同意する情報（ ） ※別紙から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ①
 - ②
 - ③
 - ④
 - ⑤

（備考）

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

様式第3号

〇〇〇第〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長

〇〇 〇〇 様

〇〇市（区・町・村）長

〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

6. その他

様式第4号

〇〇〇第〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長

〇〇 〇〇 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

代表〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：特定非営利法人 〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

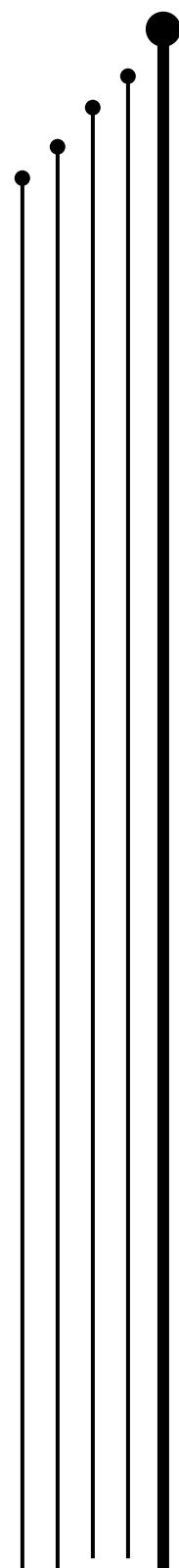
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

5. その他

第 3 章 災害復旧計画



第1節 災害復旧事業の促進

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

1 基本方針

災害後の市民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

3 事業の実施

市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

4 復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧計画
 - イ 海岸公共土木施設復旧計画
 - ウ 港湾公共土木施設事業復旧計画
 - エ 漁港公共土木施設事業復旧計画
 - オ 砂防施設事業復旧計画
 - カ 道路公共土木施設事業復旧計画
 - キ 林地荒廃防止施設災害復旧計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 公立文教施設災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (8) その他公営企業施設災害復旧事業計画
- (9) 公用財産災害復旧事業計画
- (10) 上下水道災害復旧事業計画

第2節 災害復旧事業に対する財政援助 並びに資金計画

全 部

1 法律等による一部負担又は補助等

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭37. 8. 14 建設省都市局長通達）
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 障害の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (13) 売春防止法
- (14) 老人福祉法
- (15) 水道法
- (16) 下水道法
- (17) 災害救助法
- (18) 堆積土砂排除事業
- (19) 開拓者等の施設整備事業
- (20) 簡易水道整備事業
- (21) 災害等廃棄物処理事業
- (22) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (23) 火葬場整備事業
- (24) 公的医療機関整備事業
- (25) 文化財保護法

2 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」）による措置は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅施設災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共的施設区域内
 - (イ) 公共的施設区域外
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

(第3節「1 農林水産業に関する金融の確保」関連)

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

(第3節「2 中小企業に関する金融の確保」関連)

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 降灰除去事業に対する補助
- エ 自然災害に伴う応急仮設校舎等に対する補助
- オ 私立学校振興会の業務の特例
- カ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- キ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ク 水防資材費の補助の特例
- ケ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- コ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- サ 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- シ 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

(5) 激甚災害指定基準の確認

激甚災害の指定基準は、次のとおりである。

ア 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×0.25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×0.05
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条（天災に	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因

よる被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3
法第12条、第13条、第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2。ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害。ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられ

	ることがある。 1 減失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 減失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸数 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

イ 局地激甚災害指定基準

適 用 す べ き 措 置	局地激甚災害指定基準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	・ 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税込額×100分の50に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置	・ 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計

右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置	額がおおむね5,000万円未満を除く。 ・ 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。

3 平戸市の資金計画

ア 地方債（地方自治法、地方財政法）

（ア） 歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

（イ） 災害復旧事業費

① 補助災害復旧事業債

- ・ 現年発生補助災害復旧事業債
- ・ 過年発生補助災害復旧事業債

② 単独災害復旧事業債

- ・ 現年発生単独災害復旧事業債
- ・ 過年発生単独災害復旧事業債
- ・ 小災害復旧事業債

③ 公営企業等災害復旧事業債

イ 地方交付税

市は資金需要に応じ、繰上交付を県へ要請する。

（地方交付税法第16条第2項（交付の特例））

第3節 金融その他の資金対策

本庁（総務課 農林課 水産課）
支所（地域振興課）

1 農林水産業に関する金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行う以下の各種制度の周知を図るなどの措置を講ずることにより、民生の安定を図る。

(1) 天災資金の貸付け（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行うものである。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のもの）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、漁網綱、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5 t未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。

(2) 農林漁業資金の貸付け（株式会社日本政策金融公庫法）（利率は令和4年3月18日現在）

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農林漁業者が農林漁業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

ア 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（日本政策金融公庫資金）

(ア) 貸付対象事業

災害により被害を受けた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金を貸付けの対象とする。

(イ) 貸付けの相手方

農協（主務大臣指定施設の場合は転貸の場合に限る。）、農業者、森林組合、森連（主務大臣指定施設の場合は林業者に転貸の場合に限る。）、林業者、漁協、漁業者等

(ウ) 貸付限度

- ・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額
- ・主務大臣指定施設 1施設当たり、300万円（特認600万円）、（ただし、漁船は1,000万円・漁業種類による特認あり）又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額

(エ) 貸付条件等

利率 年0.50%

償還期限 ・共同利用施設 20年以内（うち据置期間3年以内）

・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間3年以内）。ただし、果

樹の栽培25年以内（うち、据置期間10年以内）

（オ） 借入申込手続

借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申し込む。

申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。

公庫からの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。

イ 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

（ア） 貸付けの相手方

農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占める者等）

（イ） 貸付対象事業

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を貸し付けの対象とする。

（ウ） 貸付方法

該当者は経営安定計画書を作成し、被害についての市の証明を添付して公庫又は公庫の受託金融機関となっている銀行等のいずれかに提出する。

（エ） 貸付条件

貸付利率 年 0.17～0.45%

貸付限度額 600 万円（特認年間経費等の 12 分の 6 以内）

償還期限 10 年以内（内据置期間 3 年以内）

（オ） 借入申込手続

提出書類

借入申込書、経営安定計画、同添付書類

（3） その他の災害資金

農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。

ア 日本政策金融公庫資金

（令和 4 年 3 月 18 日現在）

資 金 の 種 類	利 率（年）	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.17～ 0.50%	25年以内	うち10年以内	農業者 1 人当たり要負担額
林業基盤整備資金 （樹苗養成施設）	0.17～ 0.50%	15年以内	うち 5 年以内	貸付を受ける者の負担する額の 80%
林 道	0.17～0.50%	20年以内	うち 3 年以内	同上
漁業基盤整備資金	0.17～0.50%	20年以内	うち 3 年以内	事業費の 80%

イ 農協系統資金

(令和2年2月20日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	0.20%	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 2億円以内

(4) 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

(令和4年3月18日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年0.30%	10年以内	2年以内
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年0.50%	10年以内	2年以内

2 中小企業に関する金融の確保

(1) 方針

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関から被災中小企業者が復旧資金の融資を受ける際に信用保証料の一部補助を行うとともに、既存借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

(2) 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関として、それぞれ災害復旧貸付が下記のとおり行われる。また、「激甚災害に対処するための財政援助に関する法律」による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置を講ずる。

日本政策金融公庫

ア 中小企業事業

金利	所定金利
融資限度額	1億5千万円(別枠)
貸付期間	設備資金15年以内(措置2年以内)

運転資金10年以内（据置2年以内）

担保特例 中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う。

イ 国民生活事業

金 利 所定金利

融資限度額 各融資限度額に1災害当たり上乗せ3千万円

貸付期間 各種融資制度の返済期間以内

担保特例 中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う。

商工組合中央金庫

金 利 所定金利

融資限度額 なし

貸付期間 設備資金20年以内（据置3年以内）

運転資金10年以内（据置3年以内）

中小企業向け損害担保災害復旧資金

金 利 所定金利

融資限度額 1億5千万円（組合：4億5千万円）

貸付期間 設備資金、運転資金とも10年以内（据置2年以内）

(3) 信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な場合は、激甚災害について指定された地域内に事業所を有し、市長の証明を受けた被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

ア 保証限度 個人、法人 2億8,000万円

協同組合 4億8,000万円

イ 保証期間 取扱金融機関の定めるところによる。

ウ 保証料 一般保証料率 有担保 年0.70% 無担保 年0.80%

特別保証料率 災害発生都度、別途定められる。

(4) 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対する既往の小規模企業者等設備導入資金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。

また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更する

第4節 被災者の生活確保に関する計画

本庁（総務課 税務課 健康ほけん課 福祉課 こども未来課 長寿介護課）
支所（地域振興課）

1 被災者に対する職業のあっせん

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、公共職業安定所と連携して、必要な就職のあっせんに努め、被災者の生活の確保を図る。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者

(2) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

(3) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業を紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。

2 租税等の徴収猶予、減免（地方税法ほか）

(1) 県税の減免等の措置

ア 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2ほか）

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内

イ 県税の徴収猶予（地方税法第15条ほか） 1年（やむを得ない場合2年）以内

ウ 県税の減免

（ア）個人の県民税

（イ）個人の事業税

（ウ）不動産取得税

（エ）自動車税

（オ）固定資産税

（カ）産業廃棄物税

(2) 市税の減免等の措置

ア 市税の期限の延長（地方税法第20条の5の2ほか）

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内

イ 市税の徴収猶予（地方税法第15条ほか） 1年（やむを得ない場合2年）以内

ウ 市税の減免

（ア）市民税

- (イ) 固定資産税
- (ウ) 軽自動車税
- (エ) 都市計画税
- (3) 保険税等の減免等の措置
 - ア 保険税等の徴収猶予
 - イ 保険税等の減免
 - (ア) 国民健康保険税（地方税法第717条ほか）
 - (イ) 後期高齢者医療保険料（高齢者の医療の確保に関する法律）
 - (ウ) 介護保険料（介護保険法）

3 生業資金の確保

(1) 生活福祉資金（災害臨時費）

生活福祉資金貸付制度に基づき、市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と協力して被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

ア 貸付対象

災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

(ア) 貸付対象世帯

①低所得世帯

②障害者世帯

③高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する〈要介護1以上〉65歳以上の高齢者がいる世帯 ※4人世帯で年収600万円程度まで）

(イ) 借入申込人の年齢は65歳以下。また、生活福祉資金貸付の連帯保証人でないこと、あるいはなろうとしていないこと。

(ウ) 連帯保証人は、原則として長崎県内に居住する者とし、年齢は60歳以下〈同一世帯の者は除く。〉

イ 貸付限度額及び償還期限

(ア) 貸付限度額 150万円

(イ) 据置期間 半年以内

(ウ) 償還期間 7年以内

(エ) 貸付利子 連帯保証人がいる場合 無利子
連帯保証人がいない場合 年1.5%

ウ 貸付条件

(ア) 連帯保証人 原則1人（ただし連帯保証人がいない場合も借入申込可）

(イ) 延滞利子 年3.0%

エ 提出書類（申込先：市社会福祉協議会）

(ア) 借入申込書（所定のもの）

(イ) 世帯全員の住民票（3か月以内のもの）

(ウ) 罹災証明書（市長が発行したもの）

(エ) 世帯で収入のある者全員の所得証明書

- (オ) 建物改修（増築、改築、改造）等計画及び経費見積書
 - (カ) 計画図面
 - (キ) 工事内容がわかる詳細な見積書
 - (ク) 障害者世帯の場合は、障害者手帳、障害年金証書の写し
 - (ケ) 高齢者世帯の場合は、介護保険証の写し
 - (コ) 連帯保証人の所得証明書
 - (サ) 工事対象箇所の写真
 - (シ) その他申込に必要な書類
- (2) 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金
- 県との緊密な連携のもとに、貸付制度について広く周知を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて県が行う貸付けの窓口となる。

ア 貸付対象

(ア) 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）、配偶者のない女子が扶養している児童。父母のいない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体

(イ) 父子福祉資金貸付金

父子家庭の父（配偶者と死別した男子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない男子が扶養している児童。父母のいない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体。

(ウ) 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）、40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者及び母子福祉団体

イ 貸付金申込みの受付

窓口は、市こども未来課（福祉事務所（支所 地域振興課））とし、直接の指導、相談等については、主としてこども未来課（福祉事務所）の母子・父子自立支援員が当たる。

ウ その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて据置期間を2か年以内に延長することができ、その期間中は無利子である。

エ 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資 金 名	貸 付 金 額 の 限 度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付け 3,030,000円	1 年	7年以内
	団体貸付け 4,560,000円	1 年	7年以内
事業継続資金	個人貸付け 1,520,000円	6 か月	7年以内
	団体貸付け 1,520,000円	6 か月	7年以内

住 宅 資 金	1,500,000円 (ただし、災害老朽化等による 増改築の場合 2,000,000円)	6 か月	6 年以内 (災害 7 年以内)

(注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利 子 利率 事業開始資金

連帯保証人有 無利子

連帯保証人無 年1.0%

事業継続資金

連帯保証人有 無利子

連帯保証人無 年1.0%

住宅資金

連帯保証人有 無利子

連帯保証人無 年1.0%

(3) 生活保護

福祉課（福祉事務所）は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給して支援する。

(4) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

ア 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

イ 災害弔慰金

(ア) 平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料 1－5 参照）によって支給

(イ) 死亡者が生計維持者の場合500万円、その他の者の場合250万円を支給

(ウ) 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

a 市の区域内で住居滅失数が5戸以上

b 県内の他の市町で災害救助法が適用された場合の災害

c その他特別の場合

ウ 災害障害見舞金

(ア) 平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料 1－5 参照）によって支給

(イ) 災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める1級程度の障害）がある市民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円を支給する。

(ウ) 見舞金を支給する場合の災害の範囲

災害弔慰金の場合と同じ。

エ 災害援護資金の貸付け

(ア) 世帯主が負傷（療養期間1か月以上）し、次のいずれかに該当する場合

a 家財の損害（価格の1／3以上の被害）及び住居の損害がない場合 150万円

- b 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- c 住居が半壊した場合 270万円
- d 住居が全壊した場合 350万円
- (イ) 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合
 - a 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - b 住居が半壊した場合 170万円
 - c 住居が全壊した場合（dの場合を除く。） 250万円
 - d 住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円
- (ウ) 連帯保証人有 無利子
- (エ) 償還方法 年賦償還、半年償還、月賦償還
- (オ) 償還期間 10年（償還期間は10年で、措置期間はそのうち3年）
- (カ) 所得制限

市民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

1人世帯のときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

オ 国県市町の負担割合

- (ア) 弔慰金 国 2／4 県 1／4 市 1／4
- (イ) 障害見舞金 国 2／4 県 1／4 市 1／4
- (ウ) 貸付金 国 2／3 県 1／3 市 なし

カ 小災害り災者に対する見舞金品の支給

平戸市民で災害により損害を受けた者等に見舞金品をおくり、その自立更生を助長する。

区 分	支 給 対 象 者	金 額		
弔 慰 金	災害により死亡した者（その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く）の遺族	死亡者1人につき100,000円。ただし死亡者が主として生計を維持していた場合200,000円		
見舞金品	災害救助法の適用基準に達しない災害により被害を受けた世帯	り災の 程度 世帯構成	全壊、全焼 流失	半壊、半焼
		1人世帯	15,000円	10,000円
		2人世帯	20,000円	14,000円

		3人以上1人増すごとに加算する額	6,000円	5,000円

※ この要領でいう「災害」とは市内で起こった火災、風水害、その他予測できない天災地変等による災難事故をいう。

(5) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）また、国の支援制度の適用要件を満たさない市町に居住する被災者に対しては、長崎県・市町被災者生活再建支援制度（県・市町負担）による支援金の支給を行う。

市は、法に基づき基金の事務の一部を委託された場合および、長崎県・市町被災者生活再建支援制度による給付金の支給を行う場合は、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

ア 対象となる自然災害

(ア) 自然災害の種類

- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

(イ) 災害の程度

① 国の支援制度

- a 災害救助法に該当する被害が発生した市町における自然災害
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- d 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、a～bが発生した都道府県の市町（人口10万人未満に限る）における自然災害
- e 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、a～cが発生したくいきに隣接する市町（人口10万人未満に限る）における自然災害
- f a若しくはbの市町を含む都道府県またはcの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口5万人未満に限る）における自然災害

② 県・市町の支援制度

- a 長崎県または福岡県・佐賀県・熊本県で法が適用される災害
- b 長崎県または福岡県・佐賀県・熊本県で災害救助法が適用される災害

イ 支給対象世帯と支給額

(ア) 支給対象世帯

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- e 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(イ) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (ア)aに 該当	解体 (ア)bに 該当	長期避難 (ア)cに 該当	大規模半壊 (ア)dに 該当	中規模半壊 (ア)eに 該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (a～d)	200万円	100万円	50万円
支給額 (e)	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で20（又は100）万円

(ウ) 支援金の支給申請

申請窓口	市役所福祉課
申請時の添付書類	①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
申請期間	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

ウ 支給対象経費

(ア) 生活関係経費

a 通常分

- (a) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費（自動炊飯器、電子レンジ、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機など）

- (b) 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）
- b 特別分
 - (a) 被災世帯の住居地域、特性により対象となる生活品の購入費又は修理費（ルームエアコン、ストーブ、防寒服、ベビーベッド、学生服、眼鏡等）
 - (b) 住居を移転するための交通費
 - (c) 住宅を賃借する場合の礼金、権利金など
 - (d) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の治療に要する医療費
- (イ) 居住関係経費
 - a 家賃等
 - (a) 住宅（公営住宅を除く。）を賃借する場合の家賃
 - (b) 一時的な居住に要する仮設住宅、その他施設の利用料
 - b 家賃等以外
 - (a) 住宅の再建設のため必要な住宅の解体、廃棄物の撤去及び整地に要する費用
 - (b) 住宅建設又は購入のための借入金利息及び債務保証料
 - (c) 住宅の賃借、建設又は購入のために必要な手数料
- (ウ) 支援金支給手続き
 - ① 国の支援制度

各被災者からの申請を市で受付を行い、県を経由して財団法人道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。
 - ② 県・市町の支援制度

各被災者からの申請を市で受付を行い、県に申請書を提出し、県で審査、支給決定及び支援金支給を行う。
- (6) 児童救済金の支給

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。市は、窓口となって被災者を支援する。
- ア 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。
- イ 救済金の種類と額
 - (ア) 学資金

親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付

a 両親・父親の死亡	小・中学生	年 66,000円	高校生	年264,000円
	大学生等	年371,000円		
b 母親の死亡	小・中学生	年 33,000円	高校生	年132,000円
	大学生等	年186,000円		
 - (イ) 被服文具費

住家を失ったときに給付

小・中・高校生	50,000円
3歳～6歳までの幼稚園等に通う未就学児	35,000円

(ウ) 修学旅行資金 被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときは、その翌年度まで）

小学生 40,000円、中学生 70,000円、高校生 110,000円

(エ) 就職支度金 中・高校を卒業して就職するとき給付 50,000円

ウ 交付申請

罹災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所（こども未来課）に提出する。

4 住宅災害の復旧対策

(1) 住宅災害についての情報収集

市は、被害状況を的確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況のいかんにかかわらず、災害により住宅に被害が発生した場合は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書を提出する。県は、これを取りまとめ、直ちに国土交通省（住宅局総務課）に報告するとともに住宅金融公庫（福岡支所経由）その他関係機関に通報し、援助指導体制の確立を計ることとなっている。

(2) 住宅災害の復旧対策

ア 公営住宅法による災害公営住宅の建設

(ア) 適用される災害

a 天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は市内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上

b 火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は市内の1割以上

(イ) 事業主体

原則として市

(ウ) 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2／3

イ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

(ア) 適用基準

一戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万円以上になった場合

(イ) 国庫補助

再建、補修共1／2

ウ 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度
住宅金融公庫法施行規則第1条の3に規定される災害について適用される。

(3) 住宅の被害区分

被害の区分		被害の程度
滅失	全壊 全流失 全焼	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
損傷	半壊 半流失 半焼	上の比率が20%以上50%未満
	その他	上の比率が20%未満のもの

5 生活必需物資、復旧用資器材の確保

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現し、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

(1) 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて需要、供給の不均衡により物価の高騰の防止を図るため、状況に応じ必需物資の確保と需要供給の調整に努め民生の安定を図る。

(2) 復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して復旧用資器材の確保に努める。

6 罹災証明の発行

罹災証明に付いては、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、極めて重要な役割を果たしているため、発災後、被災者から申請がある場合、速やかに、罹災証明を交付する。

(1) 対象となる災害の規模

- ① 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象
- ② 大規模な火事又は爆発、その他その及ぼす被害の程度において、これらの類する政令で定める原因により生ずる被害

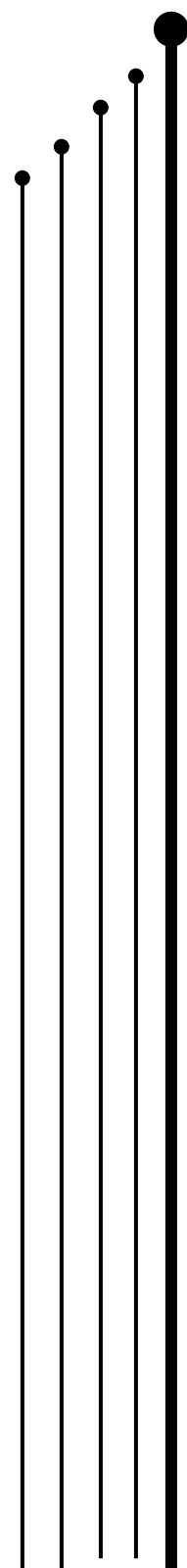
(2) 被害調査の基準

罹災証明書の交付及び住家等の被害調査に関する事務は、平戸市が行う。なお、被害認定基準については、国が示している「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って行う。

第 3 編

地震災害対策編

第 1 章 災害予防計画



節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第1節	防災知識・思想の普及	101	「第2編 基本計画編 第1章 災害予防計画」を使用する。
第2節	地震防災訓練の実施	104	
第3節	自主防災活動計画	107	

第4節 防災都市・地域づくり計画

本庁（総務課・建設課・都市計画課・農林課・水産課）
支所（地域振興課）

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、市街地などの面的な視点からの取組も必要となる。

こうした観点から、市街地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施するものとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し展開する。また、地震に伴い生ずる液状化現象等による被害を防止するための対策を計画的に推進する。

1 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命の安全を確保する。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な道路、鉄道、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 郷土保全事業の充実

- (1) 地震に強い郷土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。
- (2) 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。
- (3) 人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

3 地震に強いまちの形成

- (1) 市は、地震防災対策特別措置法に基づく事業の推進を図る。
- (2) 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努め、災害に強い都市・地域の方針の都市計画への位置づけを推進する。
- (3) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。

- (4) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理、市街地再開発による市街地の面的な整備を図る。
- (5) 道路、公園等の施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備する。
- (6) 防火地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (7) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

4 液状化対策

- (1) 市内の液状化の可能性のある地域を調査し、可能性のある地区においては、液状化に関する知識の普及に努め、地盤改良等の実施による液状化発生防止策を講じるように指導する。
- (2) 大規模な開発を行う地区においては、液状化対策に有効な措置を講じる。
- (3) 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

5 急傾斜地対策

(1) 目的

地震により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等（資料3-1、3-2参照）について防災施設の整備を図る。

(2) 方針

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下海域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

6 ため池対策

(1) 目的

ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、整備補強を行う。

(2) 方針

人家、道路等を下海域にもつ危険な防災重点ため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

第5節 消防計画

本庁（総務課、消防署）
支所（地域振興課）

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、市は、消防機関と連携をとりながら消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防計画」に準ずる。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

1 出火防止

市及び消防本部は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。
- キ 住宅用火災警報器の設置および維持管理指導を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自衛消防組織の育成指導を行う。
- カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理するよう指導する。

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場な

どで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、市民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市及び消防本部は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

ウ 幼年期における防火教育を推進するため、保育・幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 市民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第6節 建築物等災害予防計画

本庁（総務課 建設課 都市計画課 教育委員会 水道局 消防本部）
支所（地域振興課 公民館）

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 公共建築物の耐震性強化

(1) 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、避難行動要支援者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求されるため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(3) 防火管理者の選任

消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し、火災予防の徹底を図る。

2 教育施設の耐震性強化

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、震災時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

震災時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

3 一般建築物の耐震性強化

(1) 一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(3) 市民等への意識啓発

ア 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

イ 専門家の協力による指導・啓発

(ア) 建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診

断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制の整備を図る。

(イ) 地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定体制の整備を図る。

体制の整備に当たっては、県が関係団体と協定を締結しており、連携して取り組む。

4 水道施設の耐震性強化

水道施設の耐震性の強化を図るため、水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては、水道施設の技術的基準を定める省令及び日本水道協会制定の指針等に沿って、十分な耐震設計及び施工を行う。

5 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

6 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、市民に対する普及、啓発活動を行う。

7 サーバー等の安全対策

地震発生の際、庁舎内等に設置しているサーバー等の一時停止に対する平常時よりの防災対策として庁内での人的被害を最小とするとともに、速やかにシステムを再稼働させることを目標としていく。また、停電に備え自家発電設備の整備が必要である。

(1) 建物に関すること

- ア 天井、照明器具の落下防止
- イ フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
- ウ 壁・窓ガラスの破損防止
- エ 避難エリア・通路の確保

(2) サーバー等及び付帯設備に関すること

- ア 機器の移動・転倒防止
- イ ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止
- ウ データファイルの破損防止

- エ 重要なシステム・データ等のバックアップサーバの同時に被災しない場所への設置
- オ 通信設備及び空調設備の固定
- カ 非常用電源の確保
- キ 庁内LAN回線の被害防止
- ク NTT通信回線等の地方機関との回線の確保
- ケ 自動消火設備の設置
- (3) ソフト面の防災対策
 - ア 防災体制の明確化
 - イ 地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
 - ウ 復旧連絡網の整備

第7節 避難収容計画

本庁（総務課 市民課 福祉課
建設課 消防本部 教育委員
会）
支所（地域振興課 公民館）

大規模な災害発生時における避難者の収容のため、市は事前に、緊急に避難する場所としての避難場所、また、二次避難所として、ある程度の設備が整っている集会所等の避難施設へ向かう避難路等について、発災の際、速やかに開設及び運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

1 避難場所の確保

災害から市民が一時避難するための場所についてあらかじめ定めておく（資料6－1参照）。

また、学校等教育施設を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

この場合、次の条件に留意する。

- (1) 火災による輻射熱等、被害の危険性のない場所であること。
- (2) 洪水による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (3) がけ崩れのおそれのないこと。
- (4) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- (5) 対象とする地区の市民を収容する広さを確保すること。（避難場所の必要面積は、おおむね2㎡1名を目安とする。）
- (6) 危険物施設等が近くにあること。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

2 避難施設の確保

風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した市民を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難収容施設は原則として公共建築物である（資料6－1参照）。

(1) 避難施設等の選定要件

- ア 「避難場所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- イ 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- エ その他被災者が生活するうえで、市が適当と認める場所であること。（避難者の必要面積は、おおむね3.3㎡2名を目安とする。）

(2) 避難施設の管理

- ア 避難施設の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 避難施設の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。

エ 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく（資料6－2参照）。

オ 学校等教育施設を避難施設として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

カ 指定した避難施設については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、避難施設としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

(3) 避難施設の設備及び資機材の配備

避難施設に必要な次の設備及び資機材については、災害時に早急に配備できるように準備に努める。

ア 通信機材

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク 仮設の小屋又はテント

ケ 防疫用資機材

コ 工具類

サ 仮設のシャワー又はフロ

シ 冷・暖房器具

ス クッション材等

セ 仮設のトイレ

3 避難路の確保

避難場所、避難施設への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備えた複数路の確保
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、危険要因の排除に努める。

4 避難計画の整備

次の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 避難施設の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

5 避難に関する広報

指定避難施設等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、市民への配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線等の整備を推進する。

6 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅に関し、公有地等建設可能な用地の把握に努め、災害が起きたときは状況に応じて対応する。

7 安全・安心の確保

避難生活において人権を尊重することは、男女ともに必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要となるので、次の事項に留意して避難所を開設する。

- (1) 家族単位での間仕切り用パーティションの設置
- (2) 男女別の更衣室
- (3) 男女別の簡易トイレの設置（個室用テントを設置する。）
- (4) ランタン等の外灯の設置

また、安全・安心して避難生活を送るために、次の事項に留意する。

- (1) 女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組み
- (2) プライバシーを確保する仕組み
- (3) 異性の視線が気にならない男女別の物干し場、入浴施設
- (4) 授乳室
- (5) 安心して相談や診察等を受けることができるスペースの整備

第8節 緊急輸送活動計画

本庁（総務課 建設課）
支所（地域振興課）

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送ネットワークの確保

(1) 緊急輸送ネットワーク計画の策定

市は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる輸送施設（道路・港湾・ヘリポート等）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送ネットワーク計画の策定を行うとともに、当該施設の防災対策の計画を定め整備を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。また、広域農道等についても食料等の緊急輸送道路として確保できるよう整備及び管理に努める。

(3) 港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、耐震岸壁を整備し、発災後は海路による救援活動を積極的に行えるように整備の促進を図る。

(4) ヘリポートの指定及び整備

ア 市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリポートについて、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する（資料8－2及び資料8－3参照）。

イ ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、市民等に対する周知徹底を図るとともに、ヘリポートの整備を行う。

2 輸送力の確保

(1) 車両の確保

車両は、市有のものを確保するが、不足する場合は、次により市有外の輸送力の確保に努める。なお、自動車の確保は、次の順序によるものとする。

ア 公共団体の車両

イ 営業用の車両

ウ その他自家用の車両

(2) 船舶の確保

ア 船舶の確保は、次の順位により確保する。

（ア）公共団体の船舶

（イ）営業用の船舶

(ウ) その他の自家用の船舶

イ 市内において、船舶の確保が困難な場合は、隣接市町、県又は九州運輸局長崎運輸支局佐世保海事事務所に確保の協力又はあっせんの要請を行う。

ウ 緊急に海上輸送を必要とするとき、又はア、イによる輸送力の確保が困難なときは、海上保安部の船艇の派遣を県（危機管理課）に要請依頼する。

(3) 人力による輸送力の確保

車両、船舶等による輸送が不可能なときは、人夫等人力により輸送する。労務の確保は市民の協力を要請して行う。ただし市民による人力輸送が困難な場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請して行うものとする。

3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備する。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、警察機関に協力して次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(イ)

- a 規制が行われている道路の区間以外の場所
- b 規制が行われている区域以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日		
緊急通行車両確認証明書					
知 事 印 公安委員会 印					
番号標に標示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）					
使用者	住 所	() 局 番			
	氏 名				
通 行 日 時					
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地		
備 考					

第9節 医療・保健に係る災害予防計画

本庁（市民課 健康ほけん課）
支所（地域振興課）

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は関係機関の協力のもと早期に広域的医療・保健活動を実施し、傷病者の救護及び防疫活動が行えるよう体制を整えておく。

1 医療施設の災害に対する安全性の確保

市は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- (1) 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。
- (2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2 災害時医療体制の整備

(1) 地域の医師会との連携

市は、災害時における医療の確保のため、平戸市医師会及び北松浦医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。

(2) 災害拠点病院との連携

重篤患者など市医療救護班及び市内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院（資料7-1）との連携体制を整える。

ア 地域災害医療センター

- (ア) 被災地からの一時的な重症傷病者の受入れ
- (イ) 傷病者の広域搬送
- (ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (エ) 地域の医療機関（資料7-3参照）への応急用資機材の貸出し機能

イ 基幹災害医療センター

- (ア) 地域災害医療センターをさらに強化した機能
- (イ) 要員の訓練、研修機能

(3) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

3 医薬品等の安定供給の確保

(1) 災害時情報網の整備

市は、医療機関、医薬品等関係団体、医師会、薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

市は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

(3) 医薬品等の円滑な供給

市は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、「長崎県災害時医薬品等供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

4 防疫に係る防災体制の整備

- (1) 市は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各節の使用 方 法
第10節	災害備蓄物資及び資機材の確保計画	111	「第2編 基本計画編 第1章 災害予防計画」を使用する。
第11節	生活福祉に係る災害予防計画	124	

第12節 相互応援体制の確立

本庁（総務課）
支所（地域振興課）

離島を抱えた地理的な状況を考慮し、大規模な災害時は、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実も含めた体制を図る。

1 近隣の相互応援協定の締結等

近隣市町間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定（資料2-1、2-2参照）を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とするものである。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部局の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

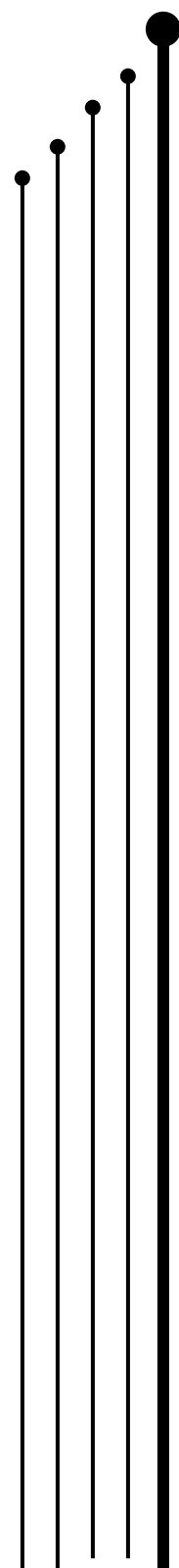
2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結各機関間との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

3 緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うことについても整備しておく。

第 2 章 災害応急対策計画



第１節 平戸市災害対策本部

全 部

市域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

１ 災害警戒本部

災害警戒本部の設置及び組織については第２編第２章第１節「平戸市災害対策本部」に準ずる。ただし、設置基準については次のとおりとする。

(1) 震度４の地震が観測されたとき。

２ 災害対策本部

災害対策本部の設置・組織及び所掌事務等については、第２編第２章第１節「平戸市災害対策本部」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ、市長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

３ 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、第２編第２章第１節「平戸市災害対策本部」に準ずる。ただし、地震災害時における体制配備時期については、次のとおりである。

(1) 配備の基準

区 分	配 備 時 期	配 備 内 容
第１配備	震度５弱以上の地震が観測されたとき。	１ 情報・連絡を担当する少数の人員をもって充てる。 ２ 災害対策本部規程に基づき、気象情報の受理及び通報、職員の非常招集等を担当する職員及びその他本部長が必要と認める若干名が配置につく。
第２配備	局地的な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合。	１ 災害発生と共に直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 ２ 各部の部長が各部の分担事項より勘案し、班の編成をたて、総務部に連絡し、動員配置の円滑化を図るものとする。
第３配備	市全域にわたって地震より災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合。	１ 動員可能な全職員をもって当たるもので、完全な非常体制とする。 ２ 総務部総務班で、動員可能な全職員を招集し、各部の実動状態を考慮し適正配置を行う。

第2節 情報活動

本庁（総務部）
支所（地区対策部）

地震発生時における、各種地震情報、被害発生情報等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

1 地震に関する情報

（1）緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市 町 名
長 崎 県	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡（長与町、時津町）
	長崎県島原半島	島原市、南島原市、雲仙市
	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵郡（東彼杵町、川棚町、波佐見町） 北松浦郡の一部（佐々町）
	長崎県五島	佐世保市の一部（宇久町に限る）、五島市、南松浦郡（新上五島町）、北松浦郡の一部（小値賀町）
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県対馬	対馬市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

（2）地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報

震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 - 震度3以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 - 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報(注)	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 - マグニチュード7.0以上 - 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び福岡管区・長崎地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

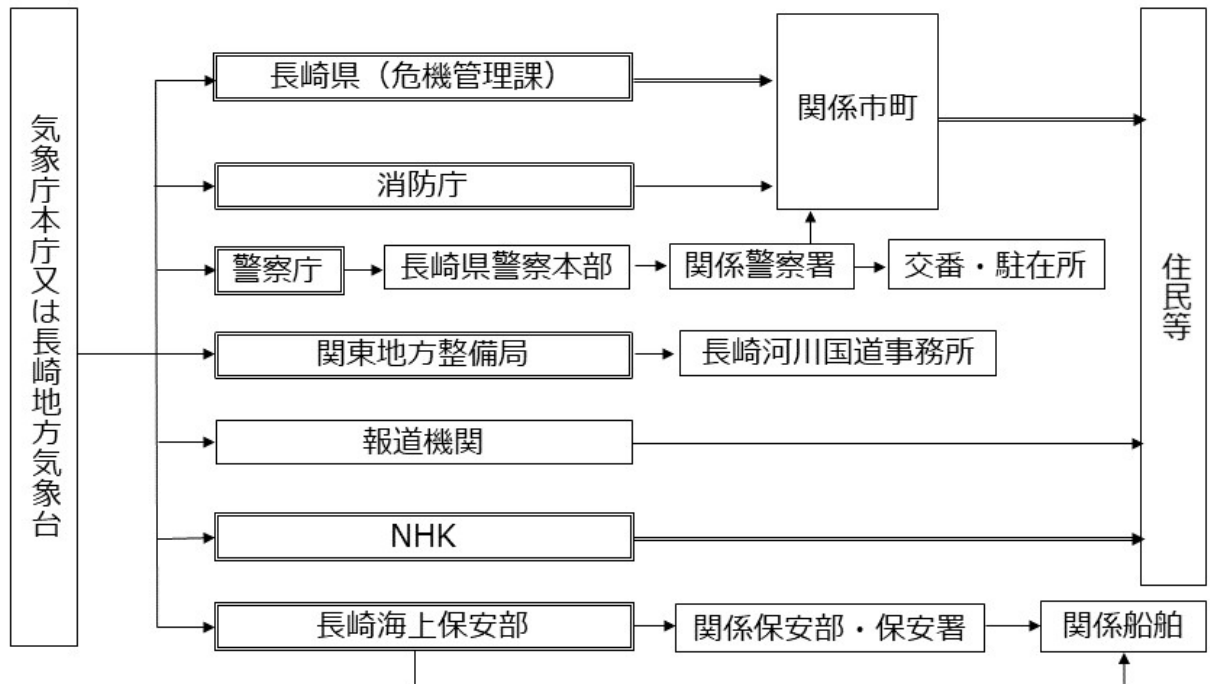
解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く。） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報、津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地域開設資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（全国速報版・地域速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(4) 震度計設置状況

震度観測点名称	管理	観測点所在地
平戸市岩の上町	気象庁	平戸市岩の上町字大膳原 321（平戸特別地域気象観測所）
平戸市鏡川町	防災科*	平戸市鏡川町 944-2（総合運動公園駐車場）
平戸市志々伎町	防災科*	平戸市志々伎町字棚ノ田 712（ゲートボール場）
平戸市生月町	長崎県	平戸市生月町里免 1660（生月支所）
平戸市田平町	長崎県	平戸市田平町里免 27-1（田平支所）
平戸市大島村	長崎県	平戸市大島村前平 1838-1（平戸市消防署大島出張所）

*防災科・・・防災科学技術研究所

(5) 地震・津波情報の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

2 情報の収集、連絡

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりとする。

- ア 緊急要請事項
- イ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- ウ 観光客等の状況
- エ 避難状況
- オ 避難所の設置状況
- カ 災害応急対策実施状況
- キ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- コ 復旧見込み等
- サ 被害状況
- シ 交通規制等道路交通状況
- ス 自衛隊活動状況
- セ 避難の指示又は警戒区域設定状況
- ソ 避難生活の状況
- タ 緊急輸送実施状況
- チ 物資の価格、役務の対価動向

(2) 情報収集

市は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

ア 市災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じるなど、市における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。

イ インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

(3) 地震発生直後の情報等の収集、連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、大規模地震が発生した場合には、佐賀県玄海原子力発電所の被害情報を関係機関と連携して収集し、必要に応じ、住民へ周知する。

なお、情報の収集にあたっては、原子力安全・保安院及び九州電力（株）等の情報提供に十分留意するものとする。

(4) 応急対策活動情報の収集、連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

イ 市は、県及び関係機関と連携し、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

ウ 主な情報及び要請すべき事項

(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

(ウ) 市の災害応急対策実施状況

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第3節	広報活動	260	「第2編 基本計画編 第2章 災害応急対策計画 第6節 災害 広報計画」を使用する。

第4節 自主防災活動

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

市民の生命と財産を市民自らの手で守るため、地震発生時における地域の自主防災組織が行う活動について定める。また、市は、各地域における自主防災組織に対して当計画に準じて活動に取り組むよう推進していく。

1 組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営し、組織内における活動分担に沿って自主防災活動に取り組む。

2 情報の収集・伝達

- (1) 市からの地震等情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。

3 初期消火活動

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとり、初期消火・出火防止に努める。

4 防災用資機材の配備活用

防災倉庫等に保管中の資機材を必要な場所に配備するとともに、必要な応急措置を実施する。

5 避難誘導活動

市は、あらかじめ決められた各地区の避難路に沿って、避難所（資料6－1参照）までの誘導を行うが、避難路・避難所については、被災の状況に応じて変更されることも考えられ、地区のリーダー、県及び関係機関と十分に連絡を取り合って、避難誘導に努める。また、高齢者、障害者、乳幼児、外国籍住民等避難行動要支援者に対して十分に考慮し、優先的な実施に努める。

6 救出救護活動

市は、災害時における病院・医院の緊急体制、救護所の設置場所等を確認し、負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動を行う。

7 給食給水活動

飲料水や食料などを確保し、避難所等において被災者に対し、配分・炊き出し等を実施する。

8 家庭内対策等

家庭内では、次の事項について各家庭へ呼びかけ、二次災害の防止、出火防止等に努める。

- (1) 家具類の固定状況を確認する。
- (2) タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープをはる等の安全対策を施す。
- (3) 火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を施す。
- (4) 備蓄食料・飲料水の確認をする。

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各節の使用 方 法
第5節	緊急輸送活動	339	「第2編 基本計画編 第2章 災害応急対策計画 第20節 緊急 輸送計画及び第2節 自衛隊災害 派遣要請計画」を使用する。
第6節	自衛隊災害派遣要請	216	

第7節 広域応援活動

本庁（総務部 消防部）
支所（地区対策部）

大規模災害等災害時においては、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

1 近隣の相互応援活動

(1) 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

(2) 応援の要請等

ア 災害が発生した場合、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により、長崎県及び関係機関・団体に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

なお、後日速やかに次の事項を明らかにした文書を県に提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を要する場所

(ウ) 応援を必要とする期間、人員、資機材等

(エ) 応援を必要とする経路

(オ) 応援又は応急措置事項その他参考となるべき事項

イ 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

2 消防の応援

市は、被災地以外の近隣市町に対し、長崎県広域消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援を要請する。要請を受けた市町は迅速かつ円滑な措置をとる。

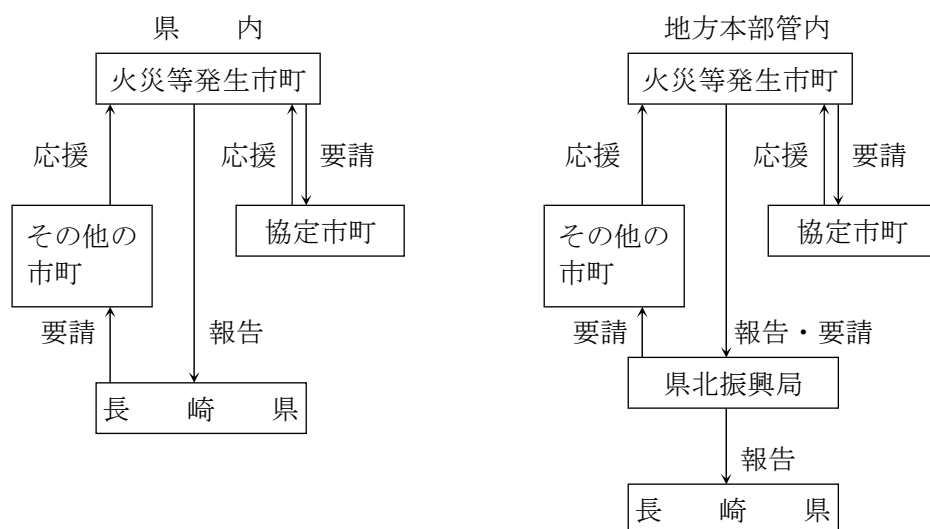
(1) 出動区分

区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災等が発生した地域を管轄する消防機関が出動 ② 火災等が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市の計画に基づく出動
第二次出動	火災等が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援市町からの要請 ③ 応援市町長からの命令	火災等発生市町の計画に基づく出動

	等により隣接地域の消防機関が出勤	
第三次出勤	火災等が発生した市町の要請に基づき、県知事の出勤要請を受けた他市町の消防機関の出勤 ① 受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出勤

(2) 応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



イ 市が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）次の事項を県に対し、報告しなければならない。

- (ア) 火災等の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- (イ) 火災等の状況
- (ウ) 気象関係
- (エ) 今後の判断
- (オ) 応援消防力及び必要機材
- (カ) その他の必要事項

なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。

(3) 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市町現有消防力のおおむね3分の1以内とする。

(4) 応援部隊の任務

火災現場等に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 隣接県との相互応援協定

佐賀県市町と長崎県市町間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和41年2月25日締結）により、相互に受・支援する。

3 県への報告及び応援

- (1) 市に応援対象災害が発生したときは、応援要請後、直ちに県北振興局を経由して県に災害の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。
- (2) 知事は、大規模災害時において、協定市町の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、県北振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町及び他県に応援を要請する。

4 自衛隊の支援

自衛隊の支援については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請」を参照のこと。

第8節 災害の拡大防止活動

本庁（総務部 消防部 市民生活
部 福祉部 建設部）
支所（地区対策部）

1 消防活動

地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きく、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 基本方針

ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、発災後初期段階においては、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の市民は協力して可能な限り消防活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ 地震発生数時間後、電気の回復による出火やガス配管の破損による引火等により出火する事例を踏まえ、震災後数日間は、火災警戒を怠らないよう一般への広報に留意する。

(2) 消防本部及び消防団の活動

ア 火災発生状況の把握

被災市町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防長は地震発生の際の火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

(ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

(イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて、避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(ウ) 危険物の漏えい等により火災が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立ち入り禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(エ) 救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 消防の応援

被災地以外の市町は、被災市町からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

実施に当たっては、本章第7節「2 消防の応援」に定めるところによる。

(3) 事業所の活動

事業所においては、地震発生時において、次の措置を講ずる。

ア 火災予防装置

火気の消火及びL P ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流失等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災装置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者に対して避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関へかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭におけるガス栓の閉止、L P ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施し、その点検、確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消防活動に努める。

ウ 消防職員、消防団員が到着したときはその指揮に従う。

(5) 市民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにL P ガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消防活動を行う。

2 水防活動

地震による、津波及び洪水に対する水防活動を行う。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。

なお、呼びかけを行った旨を、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者（市長）は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

(イ) 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに必要に応じて自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣、又は警察官の出動を県に要請する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする場所

(ウ) 応援を必要とする人員、資機材等

(エ) その他応援に関し必要な事項

3 人命の救出、救急活動

震災のため、倒壊家屋の下敷きになるなど、生命身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にあるものに対し、捜索又は救出、救急活動を行い、その者の保護を図る。

(1) 救出活動の実施者

ア 救出は原則として、市長、消防機関、警察機関、海上保安部・署が実施する。

イ 初期の活動として、市民及び自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。

ウ 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、又は市長等に協力する。

エ その他救助法を適用した場合は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

(2) 救出対象者

救出対象者は、おおむね次の状態にある者とする。

ア 火災の際に火中に取り残された場合

イ 地震又は地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

ウ 流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合

エ 山津波により生き埋めになったような場合

オ 地震、津波等災害により海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合

カ 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者

(3) 救出の方法

ア 市の救出活動

- (ア) 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。
- (イ) 救出活動に必要な車両船艇、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。
- (ウ) 市による救出が困難なときは、速やかに隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。

イ 自主防災組織の救出活動

自主防災組織は、組織内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、市、消防機関、警察等に連絡し、早期救出に努める。

(4) 救急活動

ア 初期救急活動

被災地における市民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

イ 市の救急活動

医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、応援協定に基づき、県及び近隣市町に対し、応援出動を要請する。

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 市は、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認する。

5 二次災害の防止

余震又は降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

なお、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。(本章第9節「避難収容活動」参照のこと。)

実 施 者	実 施 内 容
市及び県	○ 二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ○ 市は、余震等による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行うとともに災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。 ○ 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ○ 関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。
危険物施設等の管理者	○ 石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
市、県及び事業者	○ 有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第9節 避難収容活動

本庁（総務部 消防部 市民生活
部 福祉部 教育部）
支所（地区対策部 教育部）

大規模地震発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者についても十分考慮する。

具体的な計画については、第2編第2章第11節「避難収容計画」に準ずる。

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第10節	災害救助法の適用	288	「第2編 基本計画編 第2章 災害応急対策計画 第10節、第 13節、第14節、第15節、第16 節、第17節、第19節、第24節」 を使用する。
第11節	遺体捜索及び収容埋葬計画	323	
第12節	食料供給計画	326	
第13節	衣類及び生活必需品供給計画	328	
第14節	給水計画	330	
第15節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理 計画	332	
第16節	保健衛生計画	335	
第17節	救急医療対策計画	370	

第18節 福祉に係る対策

本庁（総務部 福祉部）
支所（地区対策部）

非常災害の発生に際して、市は、災害の規模及び市における行政機能状況等を勘案し、次の点に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- ① 災害発生により新たに発生する食料・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、避難行動要支援者に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- ② 近隣市町民生部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。
- ③ 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他県の市町村民生部局職員の応援を要請する。
- ④ 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意し、対策を講ずる。

1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。
- (2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日時用生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、県・市等に支援要請する。
- (4) 市は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
 - イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
 - ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

2 児童に係る対策

- (1) 市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
 - ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、県・市に対し、通報がなされる措置を講ずる。
 - イ 住宅基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともにその実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

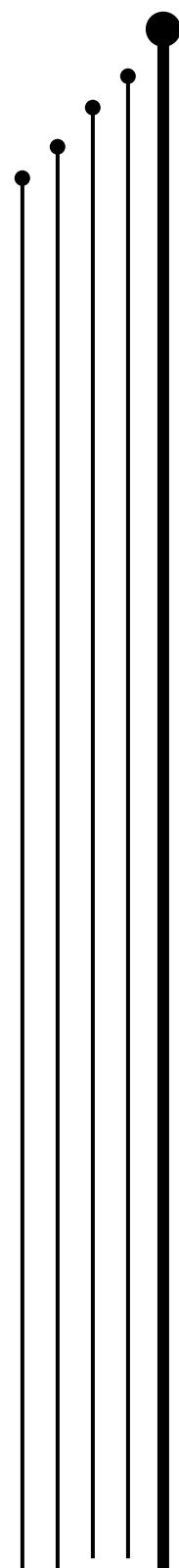
エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、母子寡婦福祉資金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第19節	応急教育活動	361	「第２編 基本計画編 第２章 災害応急対策計画 第21節、第 22節、第28節」を使用する。
第20節	ライフライン施設応急対策計画	365	
第21節	自発的支援の受入れ	405	

第 3 章 災害復旧計画

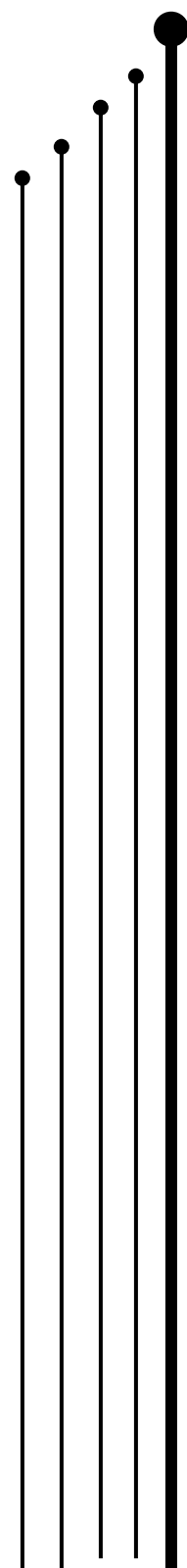


節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第1節	災害復旧事業の促進	501	「第2編 基本計画編 第2章 災害応急対策計画 第1節、第2 節、第3節、第4節」を使用する。
第2節	災害復旧事業に対する財政援助並 びに資金計画	502	
第3節	金融その他の資金対策	508	
第4節	被災者の生活確保に関する計画	513	

第 4 編

津波災害対策編

第 1 章 津波の被害想定等



第1章 津波の被害想定等

第1節 被害想定

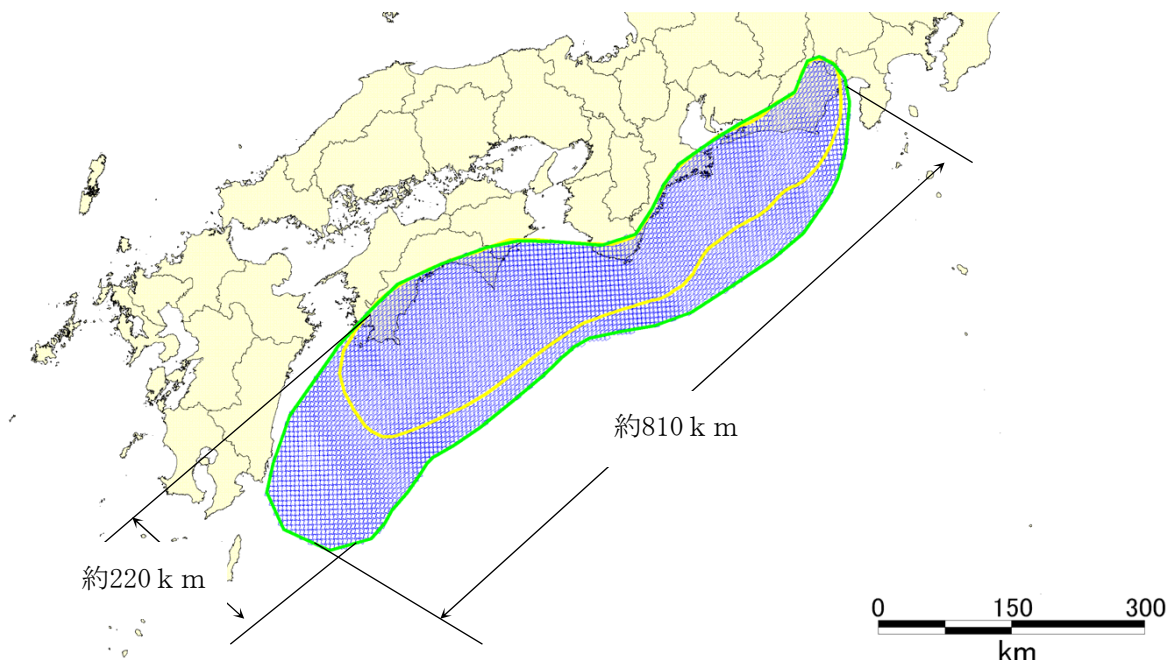
長崎県では、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の発生を受け、長崎県地域防災計画の見直しの前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査（以下「平成17年度アセスメント」という。）を検証するとともに、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果等の新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海、東南海、南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行い、平成24年4月「海溝型地震津波想定に関する報告書」を公表した。

本節では、本市の防災対策の推進に当たり重要な基礎資料となる本報告書のデータについて、その概要を示すものとする。

1 想定地震津波の設定

長崎県内に被害を及ぼす波源（震源）断層（4連動モデル）の諸元として、次のとおり設定されている。

- ・地震の規模（モーメントマグニチュードMW）：9.0
- ・断層面積：1.14×10⁵（k m²）
- ・要素断層の大きさ：5 k m×5 k m
- ・要素断層数：約4,300
- ・要素断層のすべり量：平均8.51m（アスペリティを設定せず、均一なすべりで設定）



第1回長崎県地域防災会議見直し検討委員会での地震についての検討内容

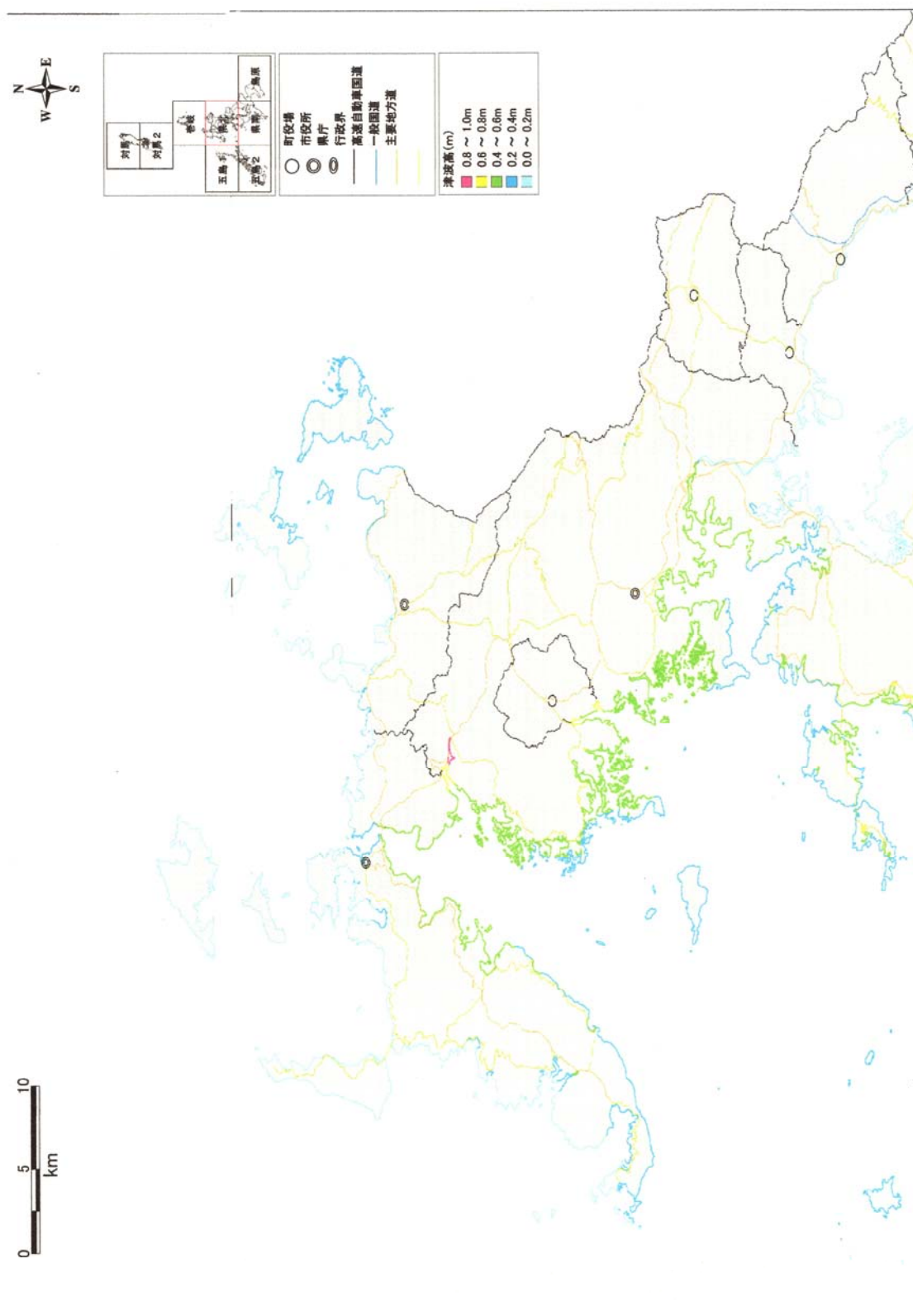
検討した地震	津波波源としての検討の判断
① 東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動	■検討対象とする。 ○ 東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○ 日向灘まで入れて、仮にマグニチュード9.0 ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に波の高さが2倍になっても、その後湾とか港の中で共振現象が起こるとかということがあり、やってみないとわからない。 港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○ 3連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○ 国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら1回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○ 海のそばに県庁を建てようということに心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
② 橘湾～長崎（野母崎）半島付近の断層	□検討対象としない。 ○ 長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかなり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○ 津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば10 キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば20 キロ、30 キロになってくると1メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
③ 対馬南方の断層（九州電力(株)の津波想定）	□検討対象としない。 ○ 対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても、横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○ 現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
④ 南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震（M8～M9）	□検討対象としない。 ○ この地域では、過去に巨大地震に記録はなく、唯一、八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○ 現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング（太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み）がほとんど検知されていない。 ○ 実際にシミュレーションをすると、データがないのでパラメータの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況等をみて必要に応じて評価することで良いのではないかと考える。

⑤ 沖縄トラフ(東シナ海)の地震(M7)	□検討対象としない。 ○ 過去に起こった地震は、マグニチュード7程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくいいため、震源として想定しなくてよいと考える。
⑥ 黄海・東シナ海	□検討対象としない。 ○ 基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は小さいと考える。
⑦ 日本海東縁の地震(M7～M8)	□過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) ○ 佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使える。 ○ 長崎県・壱岐には津波が来ても、過去の最大が30センチ程度であるから、過去の履歴から1メートル程度で防災対策をやっていくことでよいと考える。
⑧ 警固断層、西山断層等	□過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) ○ 警固断層については、3カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが、海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。 また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。 ○ 西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性はあるが、その場合でも波高は、工数十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。 ○ 揺れについては平成17年を参考にする。
⑨ チリ地震(M9.5)のような外国の巨大地震	□過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) ○ チリ地震津波では長崎港で115センチであった。外国で起こっても長崎に影響があることを周知させることが必要である。
⑩ 山体崩壊や海底火山噴火等の地震以外の要因	□過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) ○ 代表的な例が1792年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード6.4の地震で山が崩壊して、1万5,000名が亡くなった。 こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。
⑪ 平成17年度防災アセスメントでの想定地震(雲仙断層群等)	□前回防災アセス結果で検討する(シミュレーションはしない) ○ 前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、50メートルメッシュを12.5メートルメッシュにしたとしても、5倍、6倍という話にはならない。

2 浸水深と危険度

浸水深		深さの目安及び危険度		
		身体	建物	自動車
	0.00～0.15m 未満	足首までつかる深さ	床下浸水	0.1m程度でブレーキが効きにくくなる。
	0.15～0.50m 未満	膝までつかる深さ。 流れが（流速 1m/秒程度）あれば 0.3m程度でも歩行が困難となる。	床下浸水	0.3m程度でマフラーから水が逆流してエンジンに水が浸入。オートマチック車ではクラッチ板の剥離がおきる。
	0.50～0.80m 未満	腰までつかる深さ。 0.5mを超えると歩行が困難となる。1983年の日本海中部地震による津波では浸水深 0.7mの津波で死亡者が出ている。	床上浸水 0.5m以上 1.0m未満 で木造建物は軽微破壊	車が浮き、ドアの開閉が難しく、中に閉じ込められて、車とともに流出され、危険な状態
	0.80～1.20m 未満	胸までつかる深さ。	床上浸水 1.0m以上 2.0m未満 で木造建物は半壊	
	1.20～2.00m 未満	足がつかない深さ。		
	2.00～5.00m 未満	足がつかない深さ。	床上浸水 2.0mで1階軒下まで浸水する程度。 5.0mで2階軒下まで浸水する程度。 2.0m以上で木造建物は全壊	

最大津波高分布図 平戸市（初期潮位＝既往最大潮位）



3 最大水位、最大津波高 ※(1)、(2)の数値は、県のシミュレーションの数値

長崎県は、各自治体の市町村庁舎に近く、同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される 27 地点の港で既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位とした。堤防等施設の機能条件別の最大水位・最大津波高及び津波の到達時間に関する計算を行っており、その結果を示す。

本市の最大津波高は 0.3～0.4m 程度、津波の到達時間は、150～180 分程度と予測される。

(1) 既往最大潮位が初期潮位の場合

最大津波高及び津波の到達時間一覧

港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の 隆起・沈降量 (m) ※1	津波の 到達時間 (分) ※2	最大津波の 到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m)	最大津波高 (m) ※3
平戸港	2.14	0.00	177	501	2.48	0.34
前津吉漁港	2.14	0.00	158	321	2.58	0.44

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位 (T.P. (m))」－「初期潮位 (T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

(2) 朔望平均満潮位が初期潮位の場合

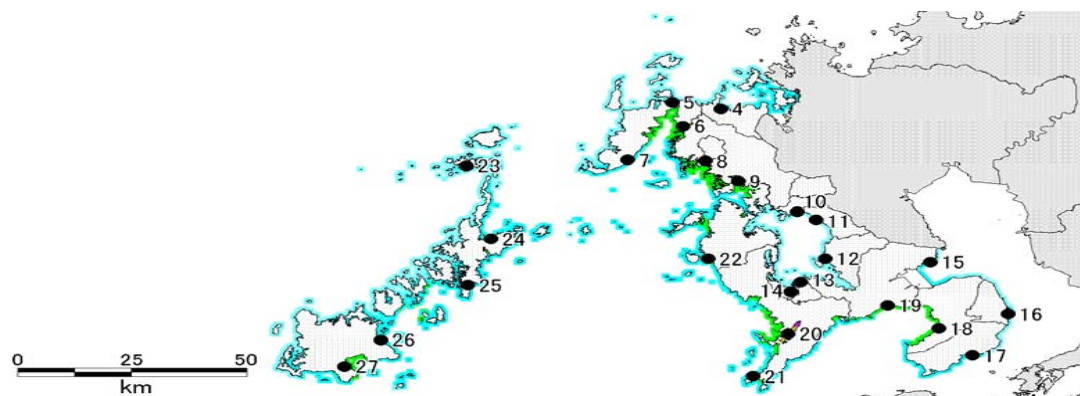
最大津波高及び津波の到達時間一覧

港名	初期潮位 T.P. (m)	地盤の 隆起・沈降量 (m) ※1	津波の 到達時間 (分) ※2	最大津波の 到達時間 (分)	最大水位 T.P. (m)	最大津波高 (m) ※3
平戸港	1.49	0.00	178	502	1.84	0.35
前津吉漁港	1.49	0.00	158	203	1.92	0.43

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位 (T.P. (m))」－「初期潮位 (T.P. (m))」－「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



4 被害想定 ※(1)、(2)の数値は、県のシミュレーションの数値

本市における既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位とした、堤防施設の機能条件別に建物・人的被害の推計を行い、その結果を示す。

津波浸水による建物被害は既往最大潮位のととき 760 棟、浸水被害軽減効果は 20%となり、また、朔望平均満潮のととき 360 棟、浸水被害軽減効果は 25%となる。

(1)既往最大潮位が初期潮位の場合

木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数（人）				堤防等 施設に よる 浸水被 害軽減 効果 （ % ） ※3
床下浸水 H < 0. 5m	床上浸水 （軽微） 0. 5m ≤ H < 1. 0m	床上浸水 （半壊） 1. 0m ≤ H < 2. 0m	床上浸水 （全壊） 2. 0m ≤ H	床下浸水 H < 0. 5m	床上浸水 （軽微） 0. 5m ≤ H		津波到達時間 による補正後 ※1		津波到達時間 による補正前 ※2		
							避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
210	130	170	40	80	130	760	0	0	(40)	(110)	20%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

※2 避難行動に移る前（5 分以内）に津波が到達した場合の死亡者数（なお、この数値については、長崎県が算出した数値を用いている。）

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果（%）

= {1-（堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数）/（堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数）}×100

(2)朔望平均満潮が初期潮位の場合

木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数（人）				堤防等 施設に よる 浸水被 害軽減 効果 （％） ※3
床下浸水 H＜0.5m	床上浸水 （軽微） 0.5m≦H ＜1.0m	床上浸水 （半壊） 1.0m≦H ＜2.0m	床上浸水 （全壊） 2.0m≦H	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水 （軽微） 0.5m≦H		津波到達時間 による 補正後 ※1		津波到達時間 による 補正前 ※2		
							避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
90	70	80	0	40	80	360	0	0	(20)	(50)	25%

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

※2 避難行動に移る前（5 分以内）に津波が到達した場合の死亡者数（なお、この数値については、長崎県が算出した数値を用いている。）

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果（%）

= {1-（堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数）/（堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数）}×100

5 津波浸水予測

長崎県においては、津波予測解析により、津波の陸域への遡上による最大浸水深を求め、浸水予測図として整理し、県内 27 地点の港湾漁港区域において、既往最大潮位の津波浸水予測図を作成している。

6 建物被害の予測（県の防災会議資料から抜粋）※中央防災会議でも使用。

津波による建物被害は、過去の被害事例より建物被害及び他の被害も含めて構造別に津波高（浸水深）と被害程度の間係をまとめている。（表 津波高と被害程度 参照）

なお、下記の表での被害の程度には建物の強度は考慮されていない。

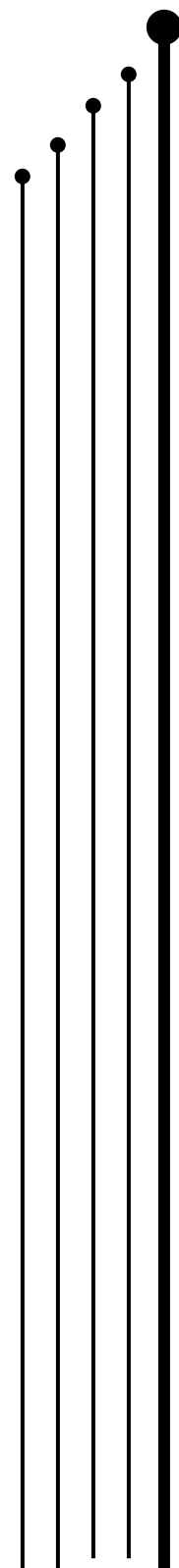
表 津波高と被害程度（津波による被害の目安として用いる。）

津波強度		0	1	2	3	4	5
津波高（m）		1	2	4	8	16	32
津波形態	緩斜面	岸で盛上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に 砕波を伴う ものが増える。	第一波でも 巻き波砕波を 起こす。		
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
音響				全面砕波による連続音 （海鳴り、暴風雨）			
					浜での巻き波砕波による大音響 （雷鳴。遠方では認識されない）		
						崖に衝突する大音響 （遠雷、発破。かなり遠くまで聞こえる）	
木造家屋		部分的破壊		全面破壊			
石造家屋		持ちこたえる		（資料無し）		全面破壊	
鉄・コン・ビル		持ちこたえる			（資料無し）		全面破壊
漁船			被害発生	被害率50%		被害率100%	
防潮林被害 防潮林効果		被害軽微 津波軽減 潮流物阻止		部分的被害 潮流物阻止		全面的被害 無効果	
養殖筏		被害発生					
沿岸集落			被害発生	被害率50%		被害率100%	
打上高(m)		1	2	4	8	16	32

出所）首藤伸夫「津波強度と被害」
（1992 年、津波工学研究報告第 9 号 101-136）

※津波強度、水の壁、砕波、巻き波砕波の用語の意味については、P25の用語集を参照。

第 2 章 津波災害の予防計画



第2章 津波災害の予防計画

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第1節	防災知識普及計画	101	「第2編 基本計画編」を使用する。
第2節	防災訓練計画	104	
第3節	自主防災活動計画	107	

第4節 津波に強い地域づくり計画

東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）が発生した場合、本市沿岸部においても津波が襲来することが想定されるため、被害を防止するための対策を計画的に推進する。

1 ハザードマップの作成及び充実

市は、長崎県が示す津波浸水予測図（平成24年4月）に基づき、津波による浸水が予測される地域等を示したハザードマップ等の作成・充実を図り、市のホームページや市民への配布等により、広く周知する。

2 津波避難計画の作成

市は、津波危険度の高い地域について、地域住民との協働により、地域の津波避難計画の作成を支援し、地域の特性に応じた迅速かつ安全な避難体制づくりを推進する。

3 津波避難への公共施設の活用

市は、津波から市民等の避難を確保するため、沿岸部等の公共施設について、当該施設の構造や階層等を考慮の上、津波からの避難のための施設として活用する。

また、市は、津波による浸水が予測される地域等において、避難看板等への海拔表示等の整備に努める。

4 津波対策

(1) 目 的

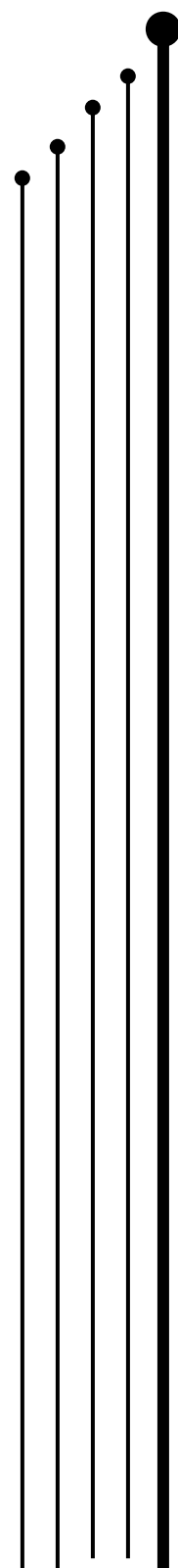
津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備を図る。

(2) 方 針

人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等を実施する。

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第5節	消防計画	604	「第3編 地震対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」を「津波」に
第6節	避難収容計画	609	
第7節	緊急輸送活動計画	612	
第8節	医療・保健に係る災害予防計画	616	
第9節	災害備蓄物資及び資機材の確保計画	111	「第2編 基本計画編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「津波」に
第10節	生活福祉に係る災害予防計画	124	
第11節	相互応援体制の確立	619	「第3編 地震対策編」を使用する。

第 3 章 災害応急対策計画



第3章 災害応急対策計画

第1節 平戸市災害対策本部

市域に津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ津波災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害警戒本部

災害警戒本部の設置及び組織については第2編第2章第1節「平戸市災害対策本部」に準ずる。ただし、設置基準については次のとおりとする。

- (1) 津波注意報・警報が発令され災害の発生が予想されるとき。

2 災害対策本部

災害対策本部の設置・組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「平戸市災害対策本部」に準ずる。ただし、勤務時間外に津波が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ、市長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

3 津波発生時の緊急配備体制

配備体制については、第2編第2章第1節「平戸市災害対策本部」に準ずる。

第2節 情報活動計画

津波発生時における、津波情報、被害発生情報等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

具体的な計画については、第2編第2章第3節「防災気象情報の伝達計画」に準ずる。

なお、気象庁から発表される津波予報、津波に関する情報については次のとおりである。

1 津波に関する情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注4）

（注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（注4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

予報区単位で発表する。沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付が難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

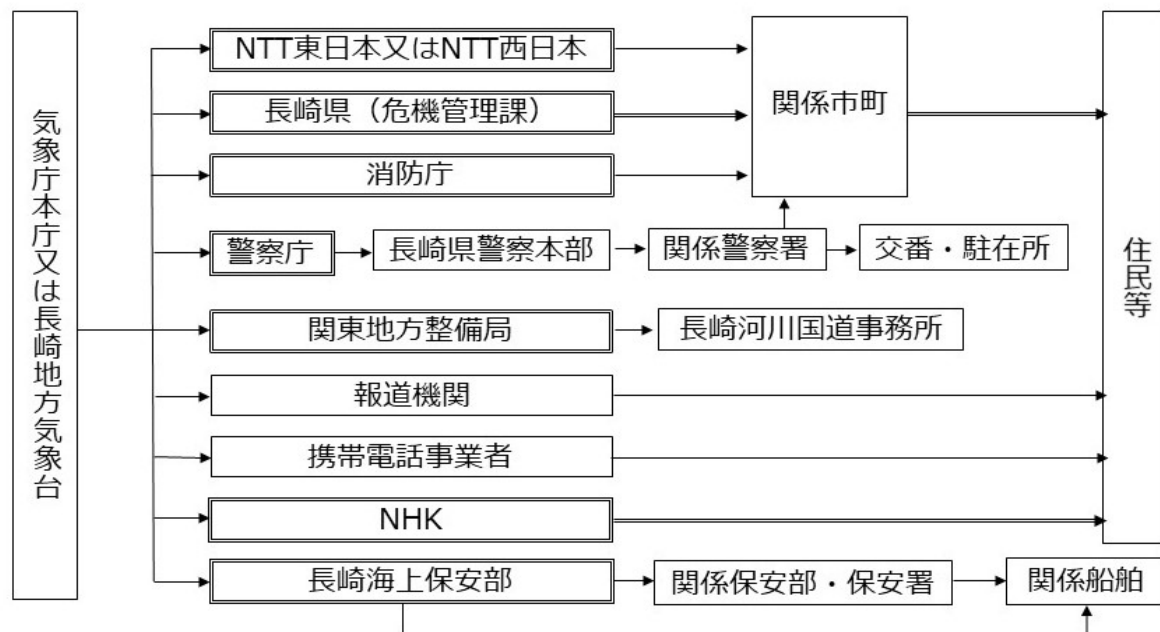
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報の解除後も海面変動が継続するとき (注)(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 津波警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知

の措置が義務づけられている伝達経路

注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。

注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

2 情報の収集、連絡

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりとする。

- ア 緊急要請事項
- イ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- ウ 観光客等の状況
- エ 避難状況
- オ 避難所の設置状況
- カ 災害応急対策実施状況
- キ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- コ 復旧見込み等
- サ 被害状況
- シ 交通規制等道路交通状況
- ス 自衛隊活動状況
- セ 避難の指示又は警戒区域設定状況
- ソ 避難生活の状況
- タ 緊急輸送実施状況
- チ 物資の価格、役務の対価動向

(2) 情報収集

市は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

ア 市災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じるなど、市における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。

イ インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

(3) 津波発生直後の情報等の収集、連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、大規模地震が発生した場合には、佐賀県玄海原子力発電所の被害情報を関係機関と連携して収集し、必要に応じ、住民へ周知する。

なお、情報の収集にあたっては、原子力安全・保安院及び九州電力（株）等の情報提供に

十分留意するものとする。

(4) 応急対策活動情報の収集、連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

イ 市は、県及び関係機関と連携し、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

ウ 主な情報及び要請すべき事項

(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

(ウ) 市の災害応急対策実施状況

節	節 名	基本計画編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第3節	災害広報計画	260	「第2編 基本計画編 第6節 災害広報計画」を使用する。
第4節	自主防災活動	708	「第3編 地震対策編 第4節 自主防災活動」を使用する。

第5節 避難収容計画

津波発生時においては、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者についても十分考慮する。

具体的な計画については、第2編第2章第11節「避難収容計画」に準ずる。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

1 津波の避難対象地域

津波時における避難対象地域は、津波による浸水被害の発生が予測され、避難を必要とする地域であり、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）が発生した場合の津波浸水予測図【既往最大潮位の防潮施設等が機能しない場合】により、津波による浸水が予測されている地域とする。

※ 既往最大潮位：各検潮所で、潮位の観測開始から現在までの期間に記録された最高の潮位。

2 避難指示等

(1) 津波災害の避難指示等の発令基準

避難指示等は以下の長崎地方気象台基準を参考に、現地からの報告等を含めて判断し、発令する。

また、強い地震（震度4程度以上）を覚知した場合には、津波警報等の情報が入手できない場合にも、直ちに避難指示を行う。

	現地情報等による基準
避難指示	①震度4程度以上の地震が発生した場合 ②津波警報（津波）が発表される。 ③津波警報（大津波）が発表される。 ④津波災害が発生するおそれがある。
解除	○津波警報が解除される。 ○現地調査を行い、安全が確認される。

3 津波からの避難

(1) 市民等の避難行動

津波からの避難について、避難対象地域内の市民等は、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所又は高台等の安全な場所（地域）へ迅速に避難することを基本とします。

ただし、津波浸水予測地域内で、津波からの避難が遅れた市民、救助活動に従事する者又は避難行動要支援者等が、津波浸水予測地域の外へ避難する時間的猶予がない場合等は、近くの

高台、堅牢な高い建物、あるいは高い建物等に一時的に緊急避難を行う。

ア 津波注意報発令時

津波注意報が発表された場合、市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避するものとし、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。

イ 津波警報発令時

(ア) 地震の揺れを伴わない場合（遠地での地震の場合）

遠地での地震発生等、本市において地震の揺れを伴わない場合については、基本的に堤防等により津波をくい止めることができますが、海岸付近にいる市民及び観光客等は、迅速に退避するものとし、沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにするとともに、市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。

(イ) 強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを伴った場合

本市において、強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合については、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難する。

ウ 津波警報（大津波）発令時

津波警報（大津波）発表時においては、堤防等を乗り越えることも予想されることから、地震の揺れの有無に関わらず、避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の安全な場所へ迅速に避難するものとします。

区 分		市民等の基本的な行動
津波注意報発令時		・ 海岸付近にいる市民及び観光客等は、迅速に海岸付近から退避する。
津波警報 （津波） 発令時	地震の揺れを伴 わない場合	・ 沿岸地域の市民等は、海岸付近に近付かないようにする。 ・ 市及び報道機関等からの情報を収集する等、迅速に緊急避難ができるよう警戒体制を図る。
	強い地震又は長 時間のゆっくり とした揺れを伴 った場合	・ 避難対象地域内の市民等は、原則として、津波浸水予測地域外の避難所、一時避難場所、公園、広場又は高台等の安全な場所（地域）等へ迅速に避難する。
津波警報（大津波）発令時		

4 避難所の開設

市は、津波による被害から市民等の安全を守るため、第一次的な措置として、原則、海拔5m以上高さのある避難所を開設するものとします。

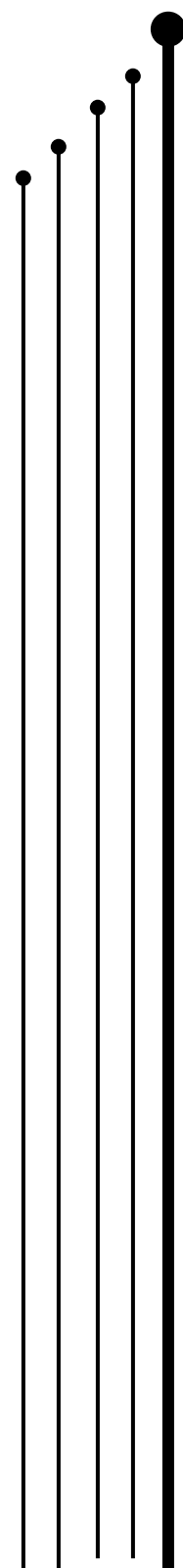
5 避難誘導體制

市は、市民等が安全かつ迅速に避難ができるよう、警察、消防及び消防団等の関係機関と連携し、避難誘導にあたる。

ただし、市及び関係機関の誘導だけでは限界があるため、地域の自主防災組織等は、避難行動要支援者も含め、地域でまとめた避難の実施に努める。

第6節	自衛隊災害派遣要請計画	216	「第2編 基本計画編 第2節自衛隊災害派遣要請計画」を使用する。
第7節	緊急輸送活動	338	「第2編 基本計画編」を使用する。
第8節	広域応援活動	710	「第3編 地震災害対策編 第7節広域応援活動」を使用する。
第9節	災害の拡大防止活動	713	「第3編 地震災害対策編 第8節災害の拡大防止活動」を使用する。
第10節	災害救助法の適用	288	「第2編 基本計画編」を使用する。
第11節	遺体捜索及び収容埋葬計画	323	
第12節	食料供給計画	326	
第13節	衣類及び生活必需品供給計画	328	
第14節	給水計画	330	
第15節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	332	
第16節	保健衛生計画	335	
第17節	救急医療対策計画	370	
第18節	福祉に係る対策	720	「第3編 地震災害対策編 第18節福祉に係る対策」を使用する。
第19節	応急教育活動	397	
第20節	ライフライン施設応急対策	365	「第2編 基本計画編」を使用する。
第21節	自発的支援の受入れ	405	

第 4 章 災害復旧計画



第4章 災害復旧計画

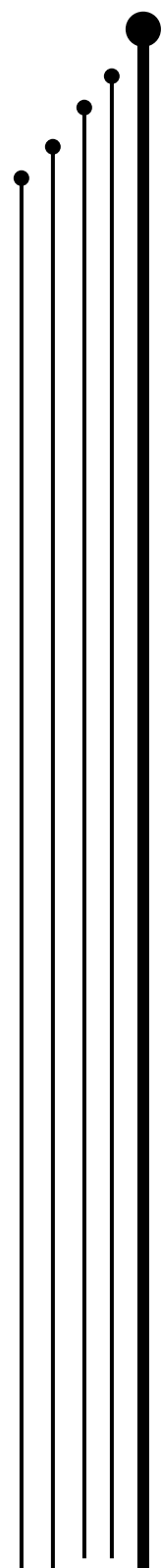
節	節 名	基本計画編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節	災害復旧事業の促進	501	「第2編 基本計画編」を使用する。
第2節	災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	503	
第3節	金融その他の資金対策	509	
第4節	被災者の生活確保に関する計画	531	

用語集

モーメントマグニチュード MW	地震の破壊エネルギーの大きさを表す尺度。 また、その数値。地震を起こした断層運動の強さから算出する。 地震計の針の揺れから算出するマグニチュードよりも地震そのものの規模を正確に表す。
浸水深 (しんすいしん)	浸水深とは浸水域の地面から水面までの深さです。
既往最大潮位 (きおうさいだいちょうい)	各検潮所で、潮位の 観測開始から現在までの期間に記録された最高の潮位のこと。
朔望平均満潮位 (さくぼうへいきんまんちょうい)	朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値のこと。
津波強度 (つなみきょうど)	津波の強さ（エネルギー量）
水の壁 (みずのかべ)	地震のとき、津波がある程度の高さになり、壁のようになる。
砕波 (さいは)	津波が沖合いから浅瀬に到達した際、先頭の津波が崩れる状態。
巻波砕波 (まきなみさいは)	津波が大きい場合、浅瀬付近で津波が巻いて崩れてくる状態。

第 5 編

事故災害等対策編



第1節 道路災害対策計画

本庁（総務課 建設課）
支所（地域振興課）

第1 災害予防計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る必要がある。

1 道路施設の点検

市は、他の関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設の安全性の強化

- (1) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- (2) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (3) 市は、関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (4) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (5) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

第2 災害応急対策計画

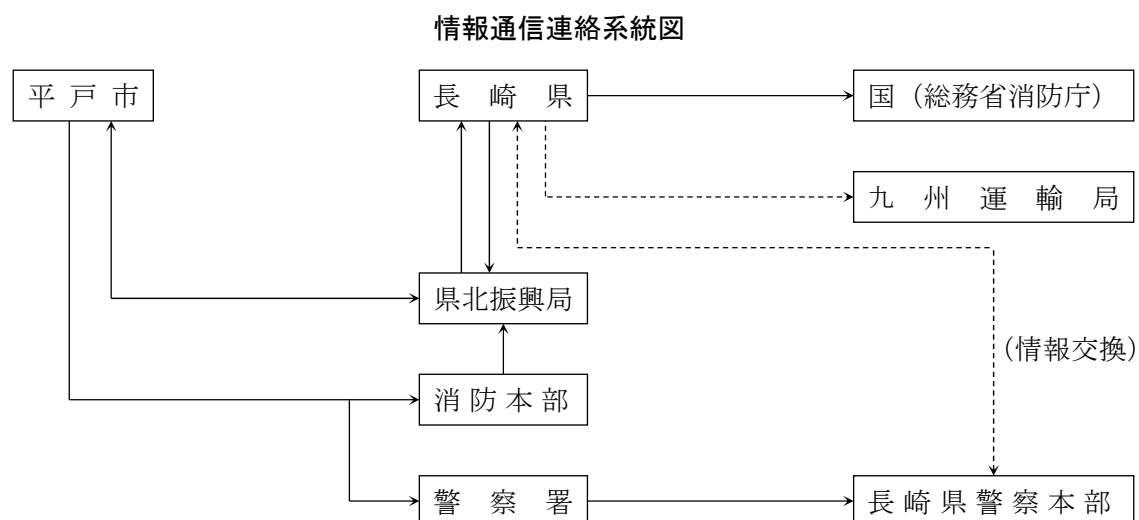
大規模な道路災害が発生した場合は、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策の実施に努める。

なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

1 情報通信の実施

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第6節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「平戸市災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第12節「救出計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第24節「救急医療対策計画」の定めるところにより実施する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、第2編第2章第9節「消防活動計画」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第13節「遺体捜索及び収容埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第20節「緊急輸送計画」の定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編第2節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3編第2章第7節「広域応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

第2節 危険物等災害対策計画

本庁（総務課 都市計画課 消防本部）
支所（地域振興課）

第1 災害予防計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺市民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設等の把握

市及び消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については資料5－1を参照のこと。

2 情報通信手段の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 市は、関係機関と災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 市は、関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第6節「災害広報計画」の定めるところによるほか次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報

- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2 災害応急対策計画

市の区域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「平戸市災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

3 消防活動

- (1) 消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。
- (2) 消防機関は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

4 避難措置の実施

人命の安全を確保するため、第2編第2章第11節「避難収容計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救出及び医療救護活動

第2編第2章第12節「救出計画」及び第24節「救急医療対策計画」の定めるところにより、被災者の救助・救出及び医療救護活動を実施する。

また、第13節「遺体捜索及び収容埋葬計画」の定めるところにより、遺体の捜索及び収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第20節「緊急輸送計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3編第2章第7

節「広域応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援を要請する。

第3節 林野火災対策計画

本庁（総務課・農林整備課・水産課・消防本部）
支所（地域振興課）

第1 災害予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 入林の許可・届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件の急変条件の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び市の条例の規定に基づき、市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の発表基準は、第2編第2章第3節「防災気象情報の伝達計画」を参照のこと。

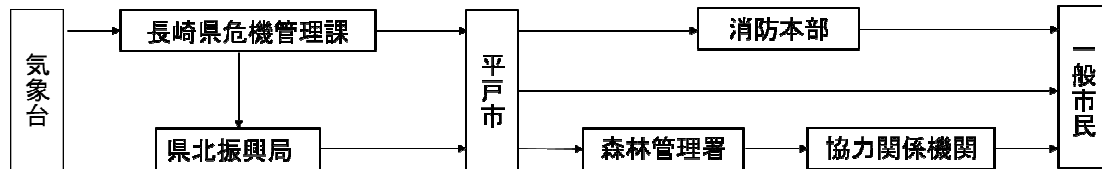
(2) 伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、長崎森林管理署へ

通報するとともに、一般市民に周知徹底を図る。

また、市長は、火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



第2 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により市民等の注意を喚起する。

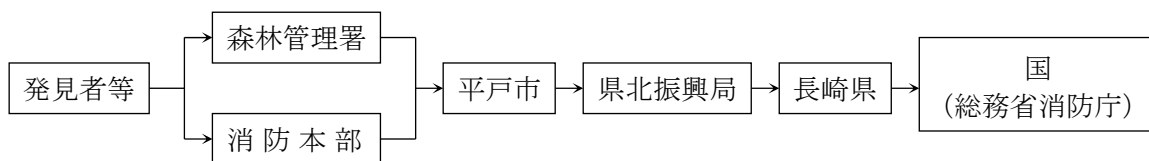
また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 情報連絡体制の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第6節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図りながら、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「平戸市災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

市及び消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第27節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づく県防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (3) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリポートの適地をあらかじめ選定しておく。

5 避難措置

人命の安全を確保するため、第2編第2章第11節「避難収容計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第20節「緊急輸送計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3編第2章第7節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援

を要請する。

9 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

第4節 海上災害対策計画

本庁（総務課・農林課・水産課・建設課）
支所（地域振興課）

第1 災害予防計画

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合及び船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

1 災害予防体制の確立

市及び消防本部は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - イ 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、海上保安部・署からの荒天に対処する警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。
 - ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - オ 海難防止に対する意識の高揚

2 流出油等災害予防対策

市及び消防本部は関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため前記1に加え、特に以下の点に留意しながら予防体制の確立を図る〔平戸防〕

る。

(1) 海上保安部・署から流出油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置する。

(2) 前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の猶予がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、あるいは、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

ア 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。

イ 部分的に、少量の流出油等の防除は、関係者が自主的に行う。

ウ 油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。

エ 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。

オ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

カ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとで行う。

(イ) 消火器具の配備

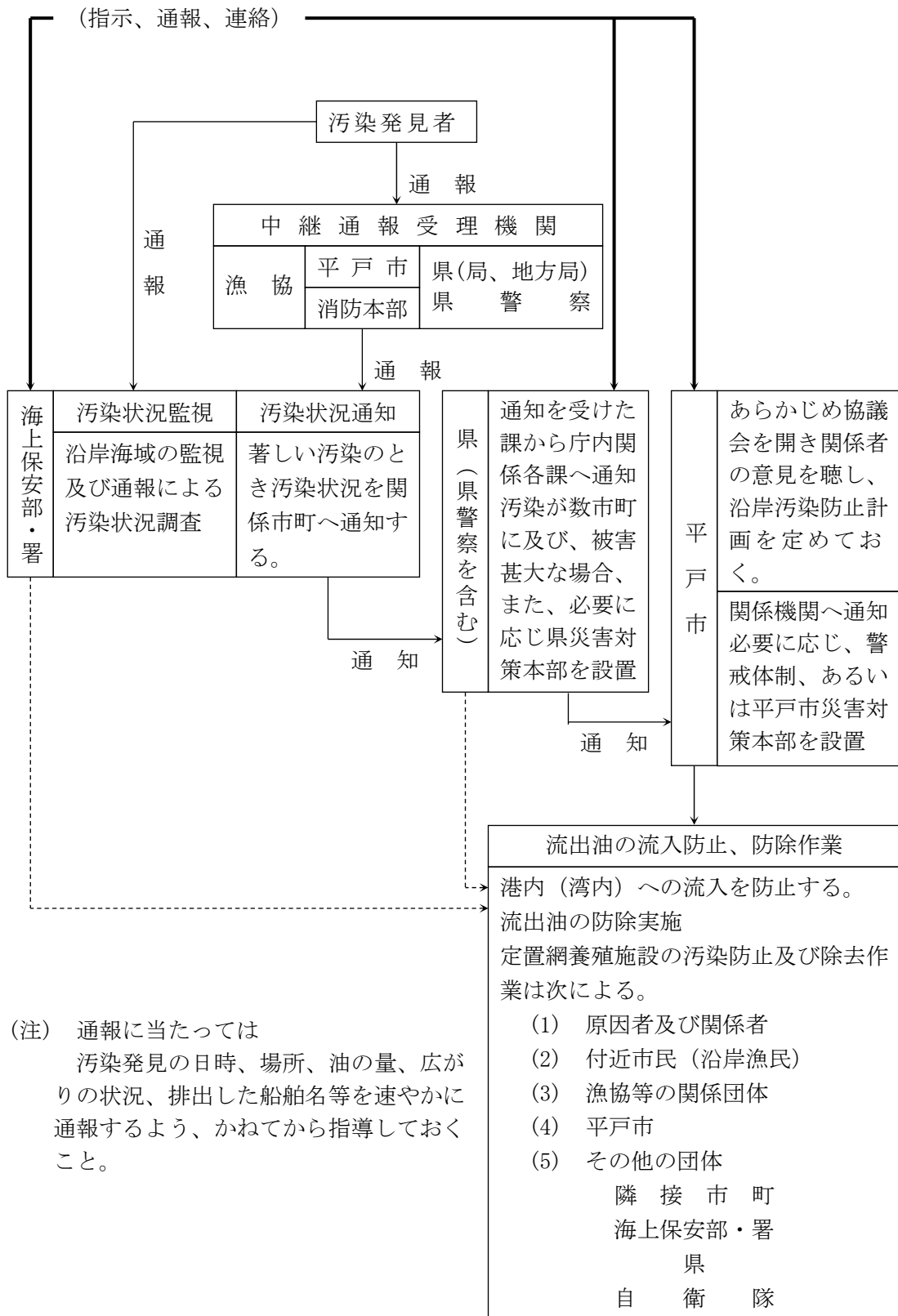
(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

キ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

ク 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独では、困難と認められる場合には、県及び隣接市町への応援要請を行う。

流出油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



第2 災害応急対策計画

海上災害発生時には、船舶やヘリコプターを活用して一刻も早く乗客・乗員のもとにかけつけ、捜索・救助活動を開始することが必要である。そのためには、基本的かつ的確な情報収集に努め、県及び防災関係機関に速やかに連絡する。また、流出油あるいは燃料への引火、炎上等の二次災害の発生にも備え、被害軽減のための体制を確立する。

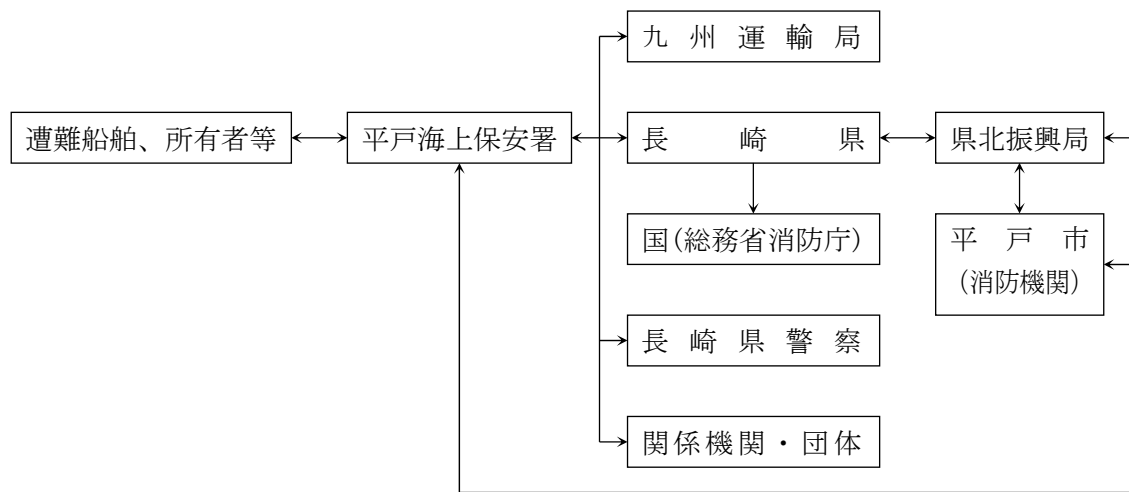
1 災害応急体制の確立

市は関係機関と連携を図り、人命救助を第一に必要な応急対策を講ずる。

(1) 情報通信

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



(2) 広報

海難発生時の広報は、第2編第2章第6節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「平戸市災害対策本部」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。
- (4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。
- (5) 救助・救出活動

海難発生時における救助・救出活動については、第2編第2章第12節「救出計画」の定めによるほか、次により実施する。

 - ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
 - イ 救護のため必要があるときは、市民を招集し、船舶、車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

2 流出油等災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、特に次の点に留意しながら関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

- (1) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第2編第2章第6節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

 - ア 旅客及び地域住民等への広報

市は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客及び地域住民に対して次の事項について広報を実施する。

 - (ア) 油等大量流出事故災害の状況
 - (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (ウ) 海上輸送復旧の見通し
 - (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

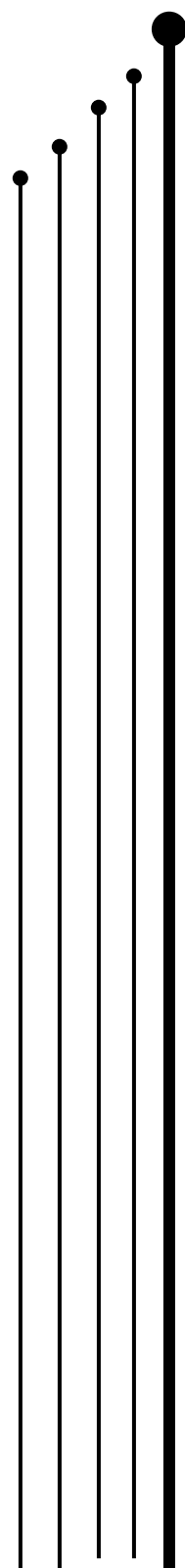
事故の原因者等は、速やかに平戸海上保安署に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

市は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

第 6 編

資 料 編



1 防災関係機関及び関係条例等

1－1 防災関係機関一覧表

機 関 名	住 所	電話番号
国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所	長崎市宿町316-1	095-839-9211
長崎県危機管理課	長崎市江戸町2-13	095-824-1111
長崎県県北振興局	佐世保市木場田町3-25	0956-23-4211
長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所	平戸市田平町山内免808	0950-57-0562
長崎県県北保健所	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933
平戸警察署	平戸市岩の上町1462	0950-22-3110
日本郵便株式会社 平戸郵便局	平戸市築地町499-1	0950-22-2245
佐世保海上保安部	佐世保市千尽町4-1	0956-33-4999
平戸海上保安署	平戸市岩の上町1529-2	0950-22-3997
長崎地方気象台	長崎市南山手町11-51	095-811-4862
九州電力送配電(株)平戸配電事業所	平戸市岩の上町1502-2	0120-986-939
一般社団法人 平戸医師会 (柿添病院)	平戸市浦の町 748 番地 1 タウンコート1階	0950-23-2151
(社)長崎県トラック協会 北松支部所属 (北松通運(株)管理部)	平戸市田平町山内免218-1	0950-57-1313
(社)長崎県バス協会 (西肥自動車(株)平戸営業所)	平戸市大久保町1256-2	0950-22-3171
(株)NTT フィールドテクノ九州支店 長崎営業所	長崎市金屋町4-15 NTT金屋ビル 6F	095-893-8059
長崎県水難救済会	長崎市旭町8-8	095-861-3303
自衛隊長崎地方協力本部佐世保出張所	佐世保市木場田町2-19	0956-23-1231
平戸市消防本部	平戸市岩の上町733-1	0950-22-3167
竹山運輸 有限会社	平戸市度島町1652	0950-25-2011
日本赤十字社 長崎県支部 平戸地区 (社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会)	平戸市岩の上町1466	0950-22-2180
松浦鉄道 株式会社	佐世保市白南風町1-10	0956-25-3900
社団法人 長崎県LPガス協会 平戸支部	平戸市	—

1-2 防災会議委員名簿

【任期:令和3年10月1日～令和5年9月30日】

条例該当	No.	機関及び職名	住所	備考
会長	1	平戸市長	平戸市岩の上町1508番地 3	
第1号	2	国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 技術副所長	長崎市宿町316番地 1	
	3	平戸海上保安署長	平戸市岩の上町1529番地 2	
第2号	4	陸上自衛隊第16普通科連隊 重迫撃砲中隊 中隊長	大村市西乾馬場町416	
第3号	5	県北振興局次長兼建設部長	佐世保市木場田町 3 番地25	
	6	県北振興局農林部長	佐世保市木場田町 3 番地25	
	7	県北振興局保健部長兼県北保健所長	平戸市田平町里免1126番地 1	
第4号	8	平戸警察署長	平戸市岩の上町1462番地	
第5号	9	平戸市副市長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	10	平戸市総務部長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	11	平戸市財務部長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	12	平戸市福祉部長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	13	平戸市文化観光商工部長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	14	平戸市農林水産部長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	15	平戸市建設部長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	16	平戸市市民生活部長	平戸市岩の上町1508番地 3	
	17	平戸市大島支所長	平戸市大島村前平1840番地 1	
	18	平戸市水道局長	平戸市築地町536番地 1	
第6号	19	平戸市教育長	平戸市田平町里免27番地 1	

【任期:令和3年10月1日～令和5年9月30日】

条例該当	No.	機関及び職名	住所	備考
第7号	20	平戸市消防長	平戸市岩の上町733番地 1	
	21	平戸市消防団長	平戸市岩の上町733番地 1	
	22	平戸市消防団平戸北部地区団長	平戸市岩の上町733番地 1	
	23	平戸市消防団平戸中部地区団長	平戸市岩の上町733番地 1	
	24	平戸市消防団平戸南部地区団長	平戸市岩の上町733番地 1	
	25	平戸市消防団生月地区団長	平戸市岩の上町733番地 1	
	26	平戸市消防団田平地区団長	平戸市岩の上町733番地 1	
	27	平戸市消防団大島地区団長	平戸市岩の上町733番地 1	
第8号	28	(株)NTTフールドテクノ九州支店 長崎営業所 長崎営業所長	長崎市金屋町4-15 NTT金屋ビル 6F	
	29	九州電力送配電(株) 平戸配電事業所長	平戸市岩の上町1502番地 2	
	30	一般社団法人 長崎県バス協会 理事 (西肥自動車(株)平戸営業所長)	平戸市大久保町1256番地 2	
	31	北松通運(株) 総務部総務課長	平戸市田平町山内免218番地 1	
	32	生月自動車有限会社 専務取締役	平戸市生月町里免657番地 3	
	33	日本郵便株式会社 平戸郵便局長	平戸市築地町499番地 1	
	34	一般社団法人 平戸市医師会 会長 (柿添病院)	平戸市浦の町748番地 1	
	35	竹山運輸 有限会社 代表取締役	平戸市度島町1652番地	
	36	日本赤十字社 長崎県支部 平戸市地区 (社会福祉法人 平戸市社会福祉協議会会長)	平戸市岩の上町1466番地	
	37	松浦鉄道 株式会社 取締役 運輸部長	佐世保市白南風町 1 番10号	
	38	一般社団法人 長崎県LPガス協会 平戸支部長 (吉田プロパン店)	平戸市津吉町795番地	
第9号	39	度島地区自治会自主防災組織 会長 (度島町代表区長)	平戸市度島町1662番地	
	40	平戸防災ネットワーク 会長	平戸市生月町壱部4874番地	

1－3 平戸市防災会議条例 （平成17年10月1日） （条 例 第 171 号）

改正 平成19年6月27日条例第29号

改正 令和元年12月16日条例第22号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、平戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）平戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて平戸市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、40人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者
 - （2）陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - （3）長崎県の知事の部内のうちから市長が委嘱する者
 - （4）長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - （5）市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - （6）教育長
 - （7）消防長及び消防団長
 - （8）指定公共機関又は地方公共機関職員のうちから市長が委嘱する者
 - （9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月16日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－4 平戸市災害対策本部条例 （平成17年10月1日） （条 例 第 172 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、平戸市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

1－5 平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年10月1日） （条 例 第 69 号）

改正 平成23年12月22日条例第35号

平成31年3月25日条例第7号

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にすること。
- （2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とすること。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- （3） 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先

にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者と生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合（滅失には、全壊、全焼及び流失のすべてを含む。）
350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令

第8条から第11条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年平戸市条例第16号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年生月町条例第29号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大島村条例第14号）又は田平町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年田平町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年12月22日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月25日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 相互応援協定等

2－1 長崎県県北区域防災相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の趣旨に基づき、長崎県県北振興局管内の市町において大規模な災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できない場合において、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

（協定の適用区域）

第2条 この協定の適用区域は、協定を締結した市町（以下「協定市町」という。）の全域（以下「ブロック」という。）とする。

（応援の対象となる災害）

第3条 この協定による応援の対象となる災害は、災害の発生した協定市町（以下「発災市町」という。）独自の防災力を越える大規模な災害で、防災に関して発災市町以外の協定市町の応援を必要とするものとする。

（応援項目）

第4条 応援項目は次のとおりとする。

- （1） 災害応急措置に必要な職員の派遣
- （2） 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3） 避難・収容施設及び住宅の提供
- （4） 医療・防疫・ごみ・遺体処理等の支援
- （5） 災害応急措置に必要な車両、資機材の提供
- （6） その他災害応急措置の応援のため必要な事項

（協定の運用体制）

第5条 本協定の円滑な運用を図るため、協定市町の中から幹事市町及び副幹事市町を選出する。

2 幹事市町は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。

3 副幹事市町は、幹事市町が被災等によりその事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

4 幹事市町及び副幹事市町の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 協定市町は、次条の規定による応援要請手続き等が確実かつ円滑に行われるよう防災担当部所長の連絡責任者として指定するとともに、災害が発生したときは、当該市町の防災担当部所を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

6 幹事市町は、少なくとも年1回、前項の連絡責任者で構成する会議を開催し、応援の実施のため必要な情報の交換及び防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

（応援要請手続き等）

第6条 応援を要請しようとする発災市町（以下「要請市町」という。）は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により他の協定市町に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出する。

2 前項の応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、実施しようとする応援内容を要請市町に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続き等の細目は、第4条各号に定める応援項目ごとに別に定める。

4 要請市町は、第1項の規定により他の協定市町に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事市町に対して一括して応援を要請できるものとする。

5 幹事市町は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに要請市町以外の協定市町に通報し、次条の県の指導及び調整に基づいて、実施しようとする応援内容を取りまとめ、要請市町に通知するものとする。

6 要請市町以外の協定市町は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事市町の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

（県の指導及び調整）

第7条 前条第1項の規定により応援要請した要請市町、並びに前条第4項及び第6項に係る幹事市町は、長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策県北地方本部（以下「地方本部」という。）に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び調整を求めるものとする。

2 前項の指導及び調整を求められた地方本部は、長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策本部（以下「県本部」という。）にその旨を報告するとともに、前項の規定による応援等に関して、必要な指導及び調整に努めるものとする。

3 県本部は、地方本部が被災等により前項の事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

（協定市町以外の区域からの応援）

第8条 県本部は、第2条に規定するブロックにおいて十分な応急措置が実施できないと判断したときは、地方本部と調整のうえ、ブロック以外の長崎県災害対策地方本部に対して、必要な指示を行うとともに、法第4条第1項及び第72条第1項の規定による総合調整及び必要な指示を行うものとする。

（応援市町の指揮等）

第9条 応援市町は、応急措置の実施については、要請市町の指揮の下に行動するものとする。

2 要請市町が指揮不能の場合は、応援市町は、第7条に基づく県の指導及び調整を受けた幹事市町の調整の下に行動するものとする。

（報告）

第10条 応援市町は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町及び地方本部に報告するものとする。

2 要請市町は、災害の概要を前項の報告を受けた後速やかに応援市町及び地方本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第11条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた要請市町の負担とする。

2 応援を受けた要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた要請市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の幹事市町の任務）

第12条 幹事市町は、他の条項において定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

（1） 各協定市町における防災担当部所の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各協定市町からの連絡により、それらを更新し、各協定市町へ提供すること。

（2） 消防等他の広域防災応援協定の幹事担当部所との情報交換等を行うこと。

（3） 前2号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

（他の相互応援協定との関係）

第13条 この協定は、協定市町の相互間において個別に締結される防災の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第14条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定める。

（適用）

第15条 この協定は、平成8年7月22日から適用する。

（附則）

第16条 この協定は、平成20年8月1日から適用する。

（附則）

第17条 この協定は、平成21年12月1日から適用する。

（附則）

第18条 この協定は、平成23年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、協定市町及び長崎県北振興局が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

記名押印〔略〕

2-2 土砂災害防止及び山地災害防止に関する平戸市内郵便局と長崎県北振興局及び平戸市との協力に係る実施協定書

（協定の目的）

第1条 土砂災害を防止し被害を軽減するためには、地域住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及や土砂災害発生の前兆現象等に関する情報の速やかな伝達などを通じた警戒避難体制の整備が重要であるため、平戸市内に所在する郵便局（別紙1記載、以下「甲」という。）と長崎県北振興局（土砂災害防止については田平土木事務所、山地災害防止については県北振興局林業部）（以下「乙」という。）及び平戸市（以下「丙」という。）は、郵政省（現総務省）と建設省（現国土交通省）及び郵政省と林野庁がそれぞれ先に締結している「土砂災害防止に関する郵政省と建設省の協力に係る基本協定」ならびに「山地災害防止に関する郵政省と林野庁の協力に係る基本協定」に基づき、協力の実施に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（土砂災害関係情報の掲出等）

第2条 甲は、本来業務に支障のない範囲内で、乙が準備する土砂災害に関する調査箇所図、山地災害危険地区図及び土砂・山地災害の防止に関する冊子等を掲出又は、備え付けるものとする。

2 前項の規定による経費については、乙が負担するものとする。

（土砂災害情報連絡体制の整備）

第3条 甲は、外務職員等が業務の遂行の際に土砂災害発生の前兆現象に関する情報を入手した場合にあたっては、丙に通報するよう、職員に周知するものとする。

2 丙は、甲から通報があった場合は、速やかに通報内容を確認し、緊急を要する場合は住民の避難等の判断を行なうと伴に、必要に応じて乙へ連絡するものとする。

3 乙は、丙から連絡があった場合は、丙との連絡体制を整えたと伴に、土砂災害の防止及び被害の軽減について丙との相互協力に努めるものとする。

4 連絡体制については、別紙2のとおりとする。

（雨量計等の設置）

第4条 雨量計及び雨量計表示板の設置については九州郵政局長から国有財産の使用承諾等を得るものとする。

2 前項の規定により設置した雨量計等に係る経費については、乙が負担するものとする。

3 設置した雨量計等に係る第三者からの照会対応については、乙が行なう。

4 雨量計等の設置に当たっては、甲の業務に支障を与えないよう乙は最大限配慮するものとする。

（有効期間）

第5条 この実施協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし有効期間満了の2ヶ月前までに、甲、乙、丙から書面による解約の申し出がない場合は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第6条 この実施協定に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙で協議の上、決定するものとする。

この実施協定の締結を証するため、この書面を三通作成し、平戸郵便局長、長崎県北振興局長、平戸市長の三者が記名押印のうえ、各々一通を保有する。

尚、別紙1に記載の平戸市内郵便局の代表を平戸郵便局長とする。

平成14年6月28日

記名押印〔略〕

2-3 災害時における平戸市内郵便局、平戸市間の相互協力に関する覚書

平戸市内郵便局（別紙に掲げる郵便局、以下「甲」という。）及び平戸市（以下「乙」という。）は、平戸市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、平戸市内郵便局及び平戸市が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、平戸市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 甲及び乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互使用
- （2） 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （3） 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び救護対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- （4） その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（防災会議への参加）

第5条 平戸市防災会議委員に平戸郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、平戸市若しくは平戸市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換

を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては平戸郵便局総務担当副局長、乙においては、災害担当主管課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年7月21日

記名押印〔略〕

別紙〔略〕

2－4 災害時における物資の供給に関する協定書

平戸市長（以下「甲」という。）と物資の供給に関する協定機関（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）平戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）平戸市外の災害について、長崎県知事及び近隣市町長から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の費用（第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む）は、甲が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに乙の指定する口座に振込みにより支払うものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第9条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第12条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

記名押印〔略〕

別紙〔略〕

物資の供給に関する協定機関一覧

平成22年4月1日締結の13事業者(23店舗)

①エレナ平戸店、②株式会社たけだ(平戸店、メルカド、スピリッツ)、③門谷薬局、④株式会社木寺薬局、⑤有限会社マルセイ(中部店、南部店)、⑥有限会社かんぼストア、⑦有限会社まるご(本店、マルセイ薬品部)、⑧有限会社北原薬品(壱部浦店、館浦店)、⑨有限会社ドラッグすみや薬品、⑩株式会社清和(アリーナ、フレッシュマートたびら店)、⑪有限会社石橋薬局(本店、支店)、⑫ながさき西海農業協同組合(いきつき店、やまだ店、大島店、リラックス平戸店)、⑬株式会社ミドリ薬品(平戸店)

〔平戸防〕

供給を要請する物資一覧

項 目	品 名
食 料 品 等	弁当 おにぎり パン レトルト食品（ごはん、おかず類） インスタント食品（即席めん類） 調理缶詰類 容器入り飲料（水、お茶、牛乳、その他） 味噌 醤油 生鮮食品類 育児用調製粉乳
日 用 品 等	軍手 タオル 紙おむつ 石けん 洗剤 ティッシュ 生理用品 ガーゼ 包帯 絆創膏 歯ブラシ 歯磨き粉 割り箸 スプーン 懐中電灯 乾電池
医薬品等	風邪薬 頭痛薬 胃腸薬 睡眠改善薬 止瀉薬 鎮痒消炎薬 殺菌消毒薬 皮膚治療薬 外用消炎鎮痛剤
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

2－5 大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書

平戸市（以下「甲」という。）と協定機関（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合において、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川、住宅等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 本協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- （1）震度5弱以上の地震発生により、大規模な災害が発生した場合。
- （2）大津波（3メートル以上）により、大規模な災害が発生した場合。
- （3）前項に定めるもののほか、大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等により災害が発生し、甲が乙の支援協力が必要であると認めた場合。

（支援の要請）

第3条 甲は、前条の災害が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認められたときは、乙に対して、第4条に定める対策業務の実施を文書により要請するものとし、乙は甲に対して、被災状況を確認後及び対策業務完了後、速やかに、報告するものとする。

- （1）市が管理する公共施設の被災状況について、被災情報の提供を要請・報告する場合。

・被災情報提供要請書（様式1） ・被災状況報告書（様式2）

- （2）被災状況を把握し、緊急の対策業務を要請・報告する場合。

・緊急作業出動要請書 兼 緊急作業完了届（様式3）

2. 前項の要請・報告について、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに文書により行うものとする。

（対策業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の被災状況に関する情報収集と提供。
- （2）公共施設の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う障害物の除去作業。
- （3）公共施設の応急復旧作業。
- （4）その他甲が必要と認める緊急応急復旧作業。

（対策業務の実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定により対策業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を甲に提供することにより対策業務の支援を行うものとする。

ただし、要請において通信不能等及び特に緊急を要する場合は、この限りではない。

（乙の支援体制）

第6条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

- （1）ブロック毎の連絡網など組織的な支援体制を整備する。
- （2）緊急出動可能な資材、機材、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。また、変更がある場合は、遅滞なく甲へ報告する。
- （3）その他必要事項

（報告）

第7条 乙は、第4条の規定に基づき対策業務を行った場合は、第3条に定めるもののほか、必要に応じ、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。

ただし、緊急等の場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）対策業務に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
- （2）対策業務内容及び場所
- （3）業務期間
- （4）その他必要事項

（経費の負担）

第8条 対策業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、被災情報の提供については、無償とする。

2. 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費費用（甲の積算基準に基づき）を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第9条 第5条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の災害補償については、原則として、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報の提供）

第11条 乙及び施行業者は、諸活動中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

(協定の効力)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から締結の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意志表示を行わない場合には、この協定は、満了日の翌日より 1 年間更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 9 月 8 日

記名押印〔略〕

大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定機関一覧

平成 22 年 9 月 8 日締結の 5 団体 (54 業者)

- ① 社団法人長崎建設業協会北部支部
- ② 平戸市建設業協同組合
- ③ 社団法人長崎県中小建設業協会
- ④ 平戸市田平町建設業組合
- ⑤ 平戸市生月町建設業協会

2－6 平戸市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と平戸市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 77 条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第 1 条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第 2 条 平戸市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と平戸市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を平戸市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第 3 条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第 4 条 市長は、平戸市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、別表－1 に示す災害の内容に応じて電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1 の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた平戸市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2 の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第 5 条 平戸市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あら

はじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として平戸市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と平戸市総務部総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、平戸市においては総務部総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年7月7日から適用する。

記名押印〔略〕

別紙〔略〕

2－7 平戸市防災メールのメール登録推進に関する協定書

携帯電話販売店（以下「販売店」という。）と平戸市（以下「市」という。）は、平戸市防災メールのメール登録推進の応援に関する内容を定め、平戸市の災害情報や火災情報等をメール配信することで市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けてこれらのメール配信サービスを広く市民に普及させることを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項に関するものとする。

- （1）携帯電話の購入や買換えの際のチラシの配付
- （2）携帯電話へのメール登録作業の代行
- （3）その他携帯電話へのメール登録に関する助言等

（平戸市が行うメール配信の情報）

第2条 メール配信の情報は、次の事項に関するものとする。

- （1）災害情報や火災情報などの緊急情報
- （2）選挙の啓発などの行政情報
- （3）その他市長が必要と認める情報

（チラシ等の作成）

第3条 チラシ等については、市が作成し、販売店へ提供するものとする。

（平常時の連絡）

第4条 販売店と市は、平常時から携帯電話へのメール登録に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、販売店と市が協議して定めるものとする。

（運用）

第6条 この協定書は、平成23年10月3日から適用する。

記名押印〔略〕

販売店：ドコモショップ平戸店、a uショップ平戸店、ソフトバンク佐々店

2－8 災害時における相互協力に関する協定書

災害時における相互協力について、平戸市（以下「甲」という。）と平戸警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は平戸市内において自然災害及び事故災害（以下「災害」という。）が発生し、乙が自らの庁舎での業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、乙が甲の所有する施設の一部を警察活動の拠点として使用することへの協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 前条の場合において、乙は必要に応じ、甲に対して以下の協力を求めるものとする。この場合甲は、可能な限り乙に協力するものとする。

（1）使用対象となる甲が所有する施設は、平戸市田平町里免 93 番地 1 所在の平戸市役所田平支所及び平戸市紐差町 678 番地 1 所在の平戸市ふれあいセンター並びに平戸市辻町 199 番地所在の平戸市多目的研修センターとし、同所の一部に乙が管理する警察活動に必要な資機材を搬入の上、乙の活動拠点とすること。

（2）甲が管理する駐車場の一部を乙が管理する車両の駐車場として借用すること。

（3）その他、甲が管理する資機材等で警察活動に必要なものについて借用すること。

（経費の負担）

第3条 乙は、法令その他特別な定めがある場合を除くほか、甲が協力に要した経費として算出した額を負担するものとし、経費の負担に疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（協議の決定）

第4条 この協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議し決定する。

（効力の発生）

第5条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 5 月 8 日

記名押印〔略〕

2－9 原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）及び松浦市（以下「乙」という。）並びに佐世保市、平戸市、壱岐市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって長崎県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

第2条 丁は、次に掲げる非常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

（1）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

（2）原災法第15条第1項各号に掲げる場合。

2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。

（1）原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

（2）核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

（3）発電所敷地内において火災が発生したとき。

（4）放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行なったとき。

（5）核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

（6）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

（7）その他緊急事態が発生したとき。

3 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行なうものとする。

4 甲は、前記第3項の平常時の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行う。

(事前説明)

第4条 丁は、甲及び乙に対し、別に定めるところにより、事前説明を行なうものとする。なお、甲及び乙と丁は、相互に意見を述べるができるものとする。

2 甲は、前記第1項の事前説明を受けた場合は、丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(立入検査)

第5条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に立入検査させることができるものとする。

2 甲は、第1項の規定により立入検査を行なう場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、その結果を連絡するものとする。

(損害の賠償)

第6条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第7条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

(覚書)

第8条 この協定の施行に必要な事項については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定めるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年6月9日

記名押印〔略〕

2-10 災害時におけるLPガス供給に関する協定書

平戸市（以下「甲」という。）と社団法人長崎県LPガス協会平戸支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が平戸市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、LPガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うLPガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「LPガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所等に、LPガスを供給するため必要な器具類（燃焼器具、調整器、高・低圧ホース等）及び配管並びに容器等（以下「LPガス設備」という。）を運搬、設置及び点検してLPガスを供給することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難場所等へのLPガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、LPガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、別に定めるLPガス供給要請書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 要請の経路は、甲が乙に対し供給要請を行い、それに基づき乙から地域販売店に要請を行うものとする。

（協力事項の発動）

第4条 この協定に定める協力事項は、甲が平戸市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なLPガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

（LPガス設備の運搬、設置及び点検）

第6条 LPガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

（設置の確認等）

第7条 乙は、甲が指定した場所において、LPガス設備の設置・点検が終了したときは、速やかに別に定めるLPガス供給開始報告書により甲へ報告するものとする。

2 甲は設置場所に職員を派遣し、LPガス設備の設置及び点検結果を確認する。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場所は、甲が指定する者が確認するものとする。

（費用等の負担）

第8条 第6条の規定によるLPガス供給に要する費用の負担区分は、以下のとおりとする。

（1） 甲が負担するもの

① LPガス設備の運搬及び設置・点検に係る燃料費

② LPガス費

（2） 乙が負担するもの

① LPガス設備費

② LPガス設備の設置工具、点検器具費

③ LPガス設備の設置・撤去に係る人件費

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月21日

記名押印〔略〕

2-11 災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

平戸市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置

できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（情報の管理）

第14条 甲および乙は、提示された情報については、他の者へ提示してはならない。

（協議事項）

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年2月3日

記名押印〔略〕

2-12 災害時における平戸市内宿泊施設等の提供に関する協定書

平戸市（以下「甲」という。）と平戸旅館組合（以下「乙」という。）とは、災害時に被災した住民等の避難所として、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）を活用するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- （1）平戸市内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）指定避難所の閉鎖後に、自宅への入居並びに応急仮設住宅への入居及びその他居住施設の確保ができない被災者がいるとき。
- （3）平戸市以外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、被災者の受入を要請されたとき。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、この協定に基づき、その業務の範囲内において可能な限り宿泊施設等の提供に協力する。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合、要配慮者等を他の避難者よりも優先して、宿泊施設の提供に協力する。

（要配慮者等の範囲）

第2条 要配慮者等は、次のとおりとする。ただし、協力宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護等が必要な者については対象としない。

- （1）高齢者（65歳以上の者）
- （2）障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）
- （3）乳幼児
- （4）妊産婦
- （5）（1）から（4）までと同一世帯の者及び甲が必要と認めた介護者
- （6）その他、甲が特に必要と認める者

（宿泊施設等の提供内容）

第3条 協力宿泊施設が提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- （1）宿泊
- （2）食事
- （3）入浴
- （4）その他甲乙が協議し必要と認めるサービス

（要請の方法）

第4条 甲が乙に対し第1条に規定する協力を要請するときは、文書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合には、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲から第1項又は第2項の規定により要請があった場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、協力宿泊施設名及び受入可能人員・期間の情報を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

(受入の方法)

第5条 乙は、甲からの被災情報に基づき、協力宿泊施設の情報等を提供する。

2 乙への利用申込は、甲が乙の定める方法により行うものとする。

3 要配慮者等の受入は、災害の発生状況、被災状況等に応じて、甲と乙が連携して行う。

(受入対象期間)

第6条 協力宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能になった日から、自宅、公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等への入居が完了するなど、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでを基準として、甲と協議の上、別途定める日までの期間とする。

(借上げ費用等)

第7条 この協定に基づく協力宿泊施設の借上費用（第3条に定めるサービスの提供料金を含む。以下同じ。）の額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

ただし、第3条に定めるサービス以外のサービスの利用料金は、原則、利用者負担とする。

2 借上費用は、甲が負担するものとし、その支払方法は、甲と乙との協議による。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、甲による申込み後に取消があった場合であっても、甲に対して取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(実績報告)

第9条 乙は、本協定に基づく提供を行ったときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、第1条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間その効力を持続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な要領は、別に定めるものとする。

以上の協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成27年6月12日

記名押印〔略〕

3-1 災害危険箇所一覧表

工事状況：●工事完了 ○工事中 ◎未実施 ☆一部施工

箇所 番号	地区	災害区分	位置	工事 状況	現 況	分 及 県 指 定	災害予想							防止対策工事の現況	所 管 課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)	
101	平戸	地すべり	田助町田助浦	●	田助町浦方バス停～田助簡易郵便局（三輪秀雄 22-2906）～田助町123（山内造船事務所）裏一帯	2 ○					郵便局 1	県道 120		9	田
102	平戸	急傾斜	田助町田助(3)地区	●	田助町137(江藤八重子宅)から田助町244(福神屋キミ宅 22-2292)裏山一帯。 港背後対策工事完了の間の残りが岩質土 幅約10m	2 ○	20.0		1.5			市道 225		17	田
104	平戸	急傾斜	大久保町潮の浦(2)	●	潮の浦集落一帯。 平成10年5月11日の豪雨により一部崩落豪雨時に崩落するおそれがあり、注意を要する。	2 ○						市道 320		50	田
105	平戸	急傾斜	大久保町小曲り地区	●	大久保町1197-1(柳田政義宅22-4365)から大久保町386-3(谷本廣美宅23-3017)裏山一帯。 家屋の裏一帯が崖地と接近しており、豪雨時には崖崩れのおそれがある。	2 ○						市道 100		10	田
106	平戸	急傾斜	大久保町小川地区	◎	海上ホテル前から小川地区公会堂先一帯。 裏師堂～公会堂の裏一帯が崖地と接近しており、豪雨時には崩壊のおそれがあり、注意を要する。	1					ホテル1 葉師堂1	県道 50 市道 50		2	建・ 田
107	平戸	急傾斜	大久保町旗松亭下	◎	崎方公園下、大久保町2510(長嶺宅)からオランダ堀一帯。	1	s					市道 100		20	建・ 教
108	平戸	急傾斜	鏡川町勝尾岳	●	宮の町第2駐車場裏から鏡川町301(元田丸屋商店22-2432)裏一帯。 昭和43、47年頃から微動状態にあり、近年家屋への影響もあり豪雨時には嚴重な注意を要する。	3 ○					病院1 体育館1			200	田
110	平戸	急傾斜	鏡川町薄香2	◎	鏡川町459-1(瀧元孝吉宅 23-3572)から鏡川町469(山本方)までの裏一帯。 家屋の裏一帯が崖地と接近しており、豪雨時には崩壊のおそれがある。	3								5	建
111	平戸	地すべり	寺の坂地区	●	本成寺(22-2746)裏一帯に亀裂が入っており、平成6年度に対策工事一部施行済みであるが、豪雨時には注意を要する。	1 ○					寺1			15	田
112	平戸	急傾斜	岩の上町中の崎	◎	岩の上町1039-2宅地裏山一帯。 山腹に小崩落が発生している。下方には人家、港湾施設があり、崩落すれば災害の発生が予想される。	4 ○	0.4		0.2		港湾施設	市道 100		3	県 林
113	平戸	急傾斜	度島浦	◎	度島町2412宅地裏一帯。 裏の崖が家屋と接近しているため、豪雨時には注意を要する。 (秋葉神社～山添吉次宅～西屋ツヤ宅)	5					神社1			3	農
114	平戸	地すべり	岩の上町明の川内地区	●	地すべり区域指定 S37.2.14 追加指定 S47.12.25 明の川内第2地帯。 現在でも地区の下流側海岸線に向かって移動している傾向が見られる。又、面積が広く災害発生時は大規模の可能性がある。	4 ○	10.9	22.5	1		8.48	市道 2,100		神社 仏閣 住宅 64	県 農
115	平戸	地すべり	鏡川町後平地区	●	地すべり区域指定 S63.3.26 雨期又は豪雨により小規模な初期地すべり現象がみられ、年々々々田の隆起陥没等が発生している。(昭和63年3月指定)	3 ○	17.14	27.64	1.76		2.14	市道 600		30	県 農・ 農
116	平戸	急傾斜	職人町	◎	琴平神社参道にかかる崖地が崩れ、参道が崖地方向に傾いている。 市道をはさみ人家があるため、今後の豪雨時に更に崩壊のおそれがあり、注意を要する。	1					御堂 1			2	建
118	平戸	防災重点 ため池	岩の上町 (天神の池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	4 ○		8.1	0.2	1 (3,300m)		市道 200	150	15	県 農・ 農

箇所 番号	地区	災害区分	位置	工事 状況	現 況	団 体 及 県 指 定	災 害 予 想							防 止 対 策 工 事 の 現 況	所 管 課	
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)			家屋 (戸)
119	平戸	防災重点 ため池	大野町 (池の原溜池)	◎	下流域に国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定され る。	4 ○		4.1	0.4	1 (10,200㎡)		国道 120 市道 70	650		整備計画はない。 下流域に国道があり、仮に決壊した場 合2次被害が想定されることから浸水想 定区域図の作成を行う。	県 農・ 農
120	平戸	急傾斜	戸石川町戸石川地区	◎	平成11年9月2日の豪雨により、小規模の崩壊が発生して おり、今後の豪雨時に崩壊のおそれがあり注意を要する。	1 ○	0.2		0.1			市道 50		5	監視中(平成12年度)	建・ 田
121	平戸	地すべり	大久保町大水川原地区	◎	大久保町331宅地裏山の亀裂。 平成12年より監視中	2 ○	0.2	0.1	0.4		海岸施設	市道 50		2	監視中(平成12年度)	農
124	平戸	砂防	戸石川町戸石川	●	昭和30年7月の豪雨により、溪岸崩壊浸食が発生し、耕地に 多大の被害及び本川に異常埋塞。	1		8.8				市道 100			昭和47年度	県 林
127	平戸	崖崩れ	木引町掘石地区	●	木引町742宅地裏山が一部崩落しており、豪雨時には更に崩 壊するおそれがある。	3	0.04							1	自然災害防止事業 平成16年度完了 平成18年度完了	農
128	平戸	崖崩れ	大久保町潮ノ浦地区	●	光の園保育園裏山が一部崩壊しており、豪雨時には更にグラ ウンドに崩壊する恐れがある。	2								2	自然災害防止事業 平成18年度完了	農
129	平戸	山崩れ	岩の上町大手門地区	○	平成23年8月23日の豪雨により、猶興館グラウンド下横河山 一帯が山崩れした。大雨時には学校施設及び上部宅地に影響 が及ぶ危険性がある。	1	0.5	0.3			高校 グラウンド			1	平成24年度県教育委員会事業実施中	県 教・ 農 林・ 農
130	平戸	山崩れ	鏡川町鏡川地区	●	平成23年8月23日の豪雨により、鏡川町354-1宅地周辺一帯が 陥没山崩れした。大雨時には下側の市道・県道まで影響が及 ぶ危険性がある。	1	0.5	0.5				県道 50 市道 50	50	2	県営自然災害防止事業 平成24年度完了	県 林・ 農
131	平戸	山崩れ	大久保町 下大久保地区	●	大久保町2085宅地裏山一帯で亀裂や小規模な崩壊が発生して おり、今後の豪雨時に崩壊のおそれがあり注意を要する。	2	0.4		0.07			市道 50		1	県営自然災害防止事業 平成27年度完了	県 林
132	平戸	河川氾濫	岩の上町上大垣地区 皿川	○	上大垣バス停留所国道暗渠下から下大垣ため池一帯。 大雨時に河川幅が狭いため氾濫・住宅浸水の恐れがある。	1		3.0	0.4	1	駐車場 0.1	市道 400	400	12	河川改良事業 平成27年度事業開始 (H27～R2)	建
133	平戸	田助浦地区 公会堂 付近一帯	田助町田助浦地区	●	荒天時の波浪により、河川の流末水路が氾濫し、宅地が浸水 する恐れがある。	2			0.3			県道 100			自然災害防止事業 平成28年度対策工事了	県 漁
134	平戸	山崩れ	度島町 飯盛地区	◎	度島町503(角野政信宅)裏山で斜面崩壊が発生しており、 今後の豪雨、長雨時には増破のおそれがあり注意を要する。	5	0.1		0.1			市道 50		1	県営自然災害防止事業 平成27年度完了	県 林
135	平戸	防災重点 ため池	戸石川町 (端瀬池)	◎	漏水量216L/min/100mが確認される。施設の老朽化も著しく 下流域には人家があることから仮に決壊した場合2次被害が 想定される。	1 ○	0.1	2.0	1.0	1 (14,000㎡)		市道 100	700	35	整備を予定している。下流域に人家が あり、仮に決壊した場合2次被害が想定 されることからハザードマップを作成 した。	県 農・ 農
136	平戸	斜面崩壊	木引町	◎	押し出し現象による縦横ブロックのクラック発生	3 ○		0.1				県道 50			平戸市平線の道路擁壁への押し出しに よる変状について対策工事を検討	田
137	平戸	山崩れ	岩の上町 (亀岡公園地内)	◎	令和2年7月の豪雨により、一部法面が崩壊し市道まで影響が 及んだ。法面に浮石、湧水が見られるため、今後の豪雨時に 注意を要する。		0.45					市道 173			自然災害防止事業 令和2年度一部事業実施 今後、経過観察し変状が出たときは、 法面一帯の対策工事を検討する。	都 市 計 画
138	平戸	防災重点 ため池	鏡川町梅崎地区 (堀宅(梅崎)溜池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想 定される。	○		3.4	0.3	1 (1,100㎡)		市道 100	620	5	整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊 した場合2次被害が想定されることから 浸水想定区域図を作成した。	県 農・ 農

3-1 災害危険箇所一覧表

工事状況：●工事完了 ○工事中 ◎未実施 ☆一部施工

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	団 及 県指定	災害予想								防止対策工事の現況	所 管 課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)		
139	平戸	防災重点 ため池	木引町 (宇戸の池)	◎	下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		3.4		1 (10,200㎡)		県道 80 市道 50	740		整備計画はない。 下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県 農 ・ 農
140	平戸	防災重点 ため池	大野町 (上原溜池)	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		5.7		1 (10,200㎡)		国道 180 市道 100	820	2	整備計画はない。 下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県 農 ・ 農
平戸地区 33箇所																
201	中野	地すべり	大山地区	●	地すべり区域指定 S43.3.27 ホテル蘭風周辺一帯。(大山地区)昭和28、34年の豪雨によりすべりがひどくなり、昭和44年～55年まで防止工事が行われたが地すべり的なクラック等の兆候があるので豪雨時には注意を要する。	6 ○	8.30	34.13	0.60	1	4.97	国道 3,000	630	51	地すべり対策事業 昭和53年度概成 平成20年度対策工事 概成	県 農
202	中野	地すべり	川内町中央	●	川内町1072(小田宅)から川内浦照日神社一帯。(旧川内タクシー一帯を含む) 昭和28年、34年の豪雨により、地すべり滑動著しく人家等が危険となり、昭和34年度緊急地滑り対策工事として実施。昭和53年の豪雨により人家、田畑が再び危険な状態となり、55年度より平成3年度対策工事施工済みであるが、豪雨時注意を要する。	6 ○	6.58	4.59	2.93	1		市道 1,940	200	177	地すべり対策事業 昭和36年度概成 平成3年度概成 平成8年度概成 平成14年度～監視中	田 ・ 建
203	中野	地すべり	川内町川内在	●	地すべり区域指定 S63.3.20 中野小学校から三和モーターズにかけての山手一帯。 豪雨時に時期的に移動し広範囲にわたり崩壊、水田の変形、段差が発生している。	6 ○	10.0	15.0	0.7	2	4.3	市道 1,700	500	23	地すべり対策事業 平成14年度概成	県 農 ・ 農 ・ 田
204	中野	地すべり	主師町主師	●	地すべり区域指定 S38.8.30 主師町325宅地裏山、及び主師町295宅地前から主師町382-2宅地にかけて、豪雨時地すべりの危険があり注意を要する。	7					小学校分校 1			4	地すべり対策事業 平成3年度概成 監視中	県 林 ・ 農
205	中野	地すべり	古江町宮の浦地区	●	地すべり区域指定 S38.8.30 平成9年8月6日の豪雨により、古江町450-8宅地に亀裂が発生し、大雨時には地すべりが拡大する危険性がある。	7 ○	0.3		0.1			市道 100		1	平成10年度概成 監視中	県 林 ・ 農
206	中野	山崩れ	山中地区 (中野教会車100m)	●	平成9年9月6日の豪雨により、山腹崩壊が発生し市道大越深川線及び下方農地への土石流被害があり、豪雨、長雨時には再度被害が予想される。	7 ○	0.1	9.0				市道 150	60		復旧治山事業 平成10年度工事実施 平成12年度完了	県 林 ・ 農
207	中野	山崩れ	主師町地区 白石地区	●	平成9年8月6日の豪雨により、急斜面が崩壊したため、県道平戸生月線及び人家(5世帯)への災害が予想される。	7 ○	2.1	0.1	0.4			県道 400		5	復旧治山事業 平成10年度工事実施 平成20年度完了	県 林 ・ 農
208	中野	山崩れ	坊方町 神曾根地区	●	採石場跡地が崩れ県道直上まで来ており、今後の大雨時には崩落のおそれがあり注意を要する。	7						県道 200			災害防除事業 平成11年度完了(県)	田
209	中野	山崩れ	主師町冷水	●	平成11年9月2日の豪雨により、山腹の崩壊が発生し人家、県道、農地に被害を与えたため平成11年度対策工事を実施した。今後の豪雨時に崩壊のおそれがあり注意を要する。	7 ○	0.1	0.1	1.0			県道 100		14	災害関連緊急治山事業 平成11年度完了 平成22～23年度完了	県 林
210	中野	地すべり 海岸	主師町磯田藤宅宅～神社一帯 同場所海岸	☆	豪雨時、地すべりの危険がある。海岸が波による浸食が著しいため。	7	0.5							1	自然災害防止事業 平成14年度、平成16年度 事業実施(追加要望あり)	田
211	中野	地すべり	水垂地区	●	地すべり区域指定 S38.8.30 地すべり的なクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	6 ○	2.0	15.0	1.0		2	1,200		18	昭和39～44年度地すべり対策事業実施 監視中	県 農 ・ 農
212	中野	自然災害	川内町黒曾根	●	川内町677宅地裏山が崩壊しており、今後の豪雨時にさらに崩壊のおそれがあり注意を要する。	6								2	監視中	農

箇所番号	地区	災害区分	位置	工事状況	現況	区分及び県指定	災害予想								防止対策工事の現況	所管課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)		
213	中野	急傾斜	中野大久保	◎	急傾斜対策で工事完了地区であるが、ブロック垣高さ2.2m長さ13mに渡り崩壊している。(有安オートから井手商店)	6	0.5	0.1	0.2			市道 50 県道 100		6	県単独事業要望中	田
214	中野	地すべり	古江	●	地すべり区域指定 S38.8.30 地すべりのクラック等の兆候があるので豪雨時は注意を要する。	7	15.0	18.0	0.4		下中野海浜 荒崎海岸環 境整備事業	市道 2,200		11	昭和40～45年度対策工事実施 平成4～14年度対策工事実施 現在監視中	県農
215	中野	崖崩れ	中野地区 番屋峠地区	●	川内町954宅地裏山が一部崩壊しており、豪雨時には更に崩壊するおそれがある。	6	0.2	0.1						1	自然災害防止事業 平成16年度工事完了	農
216	中野	山崩れ	坊方地区	○	集落を流れる2本の溪流に多量の不安定土砂が存在しており、梅雨期や豪雨時に荒廃が進み、その土砂が市道や農地に流れ込み危害を与えている。	7	10.0	5.0	0.5		公民館1 神社1	市道 500		24	平成21年度完了	県農
217	中野	砂防	水垂町 種子田川	◎	中下流域には転石等が厚く堆積し、上流域は谷幅に土砂の堆積が見られ、豪雨時には下流域の人家及び国道に甚大な被害の恐れがある。	6 ○		1.1				国道 150 農道 140		4	地すべり対策事業 平成22～31年度事業実施中(県)	県砂
218	中野	地すべり	山中町矢ノツ地区 (中野ナフコ裏)	●	平成23年8月23日の豪雨により山中町1366宅地周辺山林一帯に亀裂が発生し、大雨時には地すべりが拡大する危険性がある。	7	5	2	1	3		市道 100		4	地すべり対策事業 平成24年度地すべり区域指定 平成28年度工事概成 監視中	県林・農
219	中野	地すべり	坊方地区	○	平成6年度に山地小規模地すべり防止事業で整備した箇所であるが、平成23年3月23日の豪雨により坊方町282宅地の裏の畑並びに家屋、牛舎一帯の地盤が徐々に下がっており注意を要する。	7	3	0.5	0.3			市道 100		2	平成6年度県単山地小規模地すべり防止 事業で概成 平成24年度県再調査 監視中	県林・農
220	中野	山崩れ	山中地区 (中野教会西100m)	◎	市道山中・細差線上流の溪流に多量の不安定土砂が存在しており梅雨期や豪雨時に市道や下方農地に土石流被害を与える恐れがある。	7	6	3	0.4			市道 50	100	10	平成27年度県営自然災害防止事業実施 予定	県林
221	中野	山崩れ	主師町 小主師	●	小主師バス停の上流の溪流から降雨のたびに雨水や土石が県道に流れ出し、通行に支障を来とし、山林の斜面部には、大小様々な転石が堆積しているため集中豪雨により崩落し県道及び下流の民家に被害を与える可能性がある。	7	2	2	0.06		3,400台/日	100	300	6	県政予防治山事業 平成30年度完了	県林・農
222	中野	急傾斜	主師町 白石地区	◎	白石集落において、平成26年7月豪雨により民家裏斜面で落石が発生し、辛うじて民家にまで被害が及ばなかったものの上部斜面は岩盤が露出した状態で未だ不安定なままであり、斜面の崩壊により民家や市道に甚大な被害が予想される。	7	0.1	0.05				200		5	監視中	県林・農
223	中野	高潮	大山町字北平、字南平	●	右種護岸が被災しており、台風時及び荒天時の波浪により、コンクリート擁壁が倒壊し、背後地の被害が拡大する恐れがある。	7	0.3	0.1							自然災害防止事業 令和3年度対策工事完了	県
224	中野	土砂災害	下中野町	◎	斜面からの落石、雨水による土砂崩壊	7 ○						県道 200			平戸田平線の斜面上部からの落石及び土砂崩壊について対策工事を検討 整備計画はない。	田
225	中野	防災重点 ため池	川内町 (清水の池)	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		6.3	0.5	1 (10,000㎡)		国道 130 市道 300	620	1	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから 浸水想定区域図を作成した。	県農・農
226	中野	防災重点 ため池	川内町 (丸尾の池)	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		4.2	0.5	1 (9,000㎡)		国道 140 市道 180	700	1	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから 浸水想定区域図を作成した。	県農・農
227	中野	防災重点 ため池	下中野町 (花の木第一溜池)	◎	下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		5.3		1 (14,000㎡)		県道 100	700		整備計画はない。 下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから 浸水想定区域図を作成した。	県農・農
228	中野	防災重点 ため池	下中野町 (花の木第二溜池)	◎	下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		4.9		1 (6,000㎡)		県道 100	700		整備計画はない。 下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから 浸水想定区域図を作成した。	県農・農

箇所 番号	地区	災害区分	位置	工事 状況	現 況	分 及 果 指 定	災害予想							所 管 課	
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)		家屋 (戸)
229	中野	防災重点 ため池	山中町 (永田池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		2.2	0.5	1 (500㎡)		市道 250	200	4	果農・農・農 整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。
230	中野	防災重点 ため池	山中町 (大原溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		14.0		1 (2,100㎡)		県道 260		2	果農・農・農 整備計画はない。 下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。
231	中野	防災重点 ため池	坊方町 (一の宮溜池)	◎	下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		13.2		1 (80,000㎡)		県道 300	1,200		果農・農・農 整備計画はない。 下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。
232	中野	防災重点 ため池	水垂町 (野中溜池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		4.1		1 (200㎡)		市道 140	180	1	果農・農・農 整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。
233	中野	山崩れ	主師町白石地区	○	令和2年7月の豪雨により県道平戸生月線の上部斜面で大規模な山腹崩壊が発生した。大雨時に下流の県道へ土石が流出する危険があり、注意を要する。	○	1					県道 100			果農・農・農 災害関連緊急治山事業 令和2年度より対策工事実施中
234	中野	崖崩れ	中野大久保地区	◎	長年の大雨により法面の表土が流出し、転石や樹木の倒木の危険性が懸念される。法面付近には、市道松の上線が通過しており公共施設（中野小学校や中野ふれあい会館）及び中野大久保地区の主要道路であるため、早急な対策が必要である。	○						市道 120			市・総・務・教・育 令和4年度に防災対策事業（自然災害防止事業）を活用し、法面対策工事を行う。
中野地区 34箇所															
301	獅子	地すべり	春日町小春日	●	赤石池（貯水量6,000）からため池下県道、山林一帯。道路から耕地にかけて広範囲に亀裂が生じており大雨時にはため池決壊のおそれがあり注意を要する。（山口善作28-1825）	8				1					農 平成10年度災害復旧旧事業 完了
302	獅子	地すべり	獅子町第2地区	●	獅子小300m先、54年度の豪雨時に水田の落差や道路に亀裂が生じ災害復旧工事をしたが、その後も畦畔の崩壊等が発生している。	8 ○	15.0	16.0	0.6	1	6.4	市道 2,200	450	22	果農 平成元年度災害復旧旧事業 完了
303	獅子	急傾斜	根獅子町(2)地区と美野地区	●	根獅子町964(松口光男宅 28-2126)から根獅子町1441(村田洋一宅 28-2063)、及び県道平戸・田平線下一帯。豪雨長雨時には注意を要する。	9 ○	9.0		1.0			市道 200		30	建・田 急傾斜地崩壊防止事業 平成19年度美野地区完了 平成22年度西の段地区完了
304	獅子	地すべり	北飯良地区	●	(建)地すべり区域指定 S36.5.7 追加指定 S47.1.13 (農)地すべり区域指定 S47.3.18 旧保青所の上及び飯良町159(永田勝宅 28-1974)裏一帯。豪雨長雨時には地区内の田、畑、畦畔が崩壊し、修理工費を費やしている状況にある。	9 ○	17.1	55.33	0.8	1	11.39	県道 2,800	2,100	61	田・果農 地すべり対策事業 昭和54年度概成 小規模地すべり防止工事 平成18～23年度概成(県)監視中
305	獅子	地すべり	根獅子町名古屋地区	◎	平成元年9月の豪雨により山腹が約70mの亀裂及び数カ所に地すべりが生じ、豪雨時には注意を要する。	9	3.8	0.3				県道 270			果農 監視中（平成8年度）
306	獅子	防災重点 ため池	獅子町(ガラダ溜池)	◎	堤体が老朽化し堤尻より漏水している。また、堤内は流入土砂による堆積が著しく貯水量を阻害している。下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	8 ○		14.5		1 (67,500㎡)		県道 200	300		果農・農・農 整備計画はない。 下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。
307	獅子	防災重点 ため池	大石陽町(神の池)	◎	下流域に紐差小学校、人家、国道等があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	8 ○		16.2	0.4	1 (180,000㎡)	紐差小学校 墓地1	国道 300 県道 1,050	1,300	75	果農・農・農 整備計画はない。 下流域に紐差小学校、人家、国道等があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。
308	獅子	地すべり	獅子地区	●	地すべり区域指定 S38.8.29 地すべり的なクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	8 ○		12.75							果農・農 監視中

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	団 体 及 県 指 定	災 害 予 想							所 管 課		
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)		家屋 (戸)	防止対策工事の現況
323	獅子	防災重点 ため池	獅子町 (山田溜池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		0.5		1 (100㎡)		市道 120		5	整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから 浸水想定区域図を作成した。	県 農・ 農・ 農・
324	獅子	法面崩壊	根獅子町	◎	市道根獅子旧県道4号線の路面が陥没し、路肩の法面が崩壊する恐れがある。		0.05	0.01	0.01			市道 50		2	法面崩壊対策を検討する。	建
獅子地区 24箇所																
403	紐差	自然災害	宝亀町京崎地区	●	平戸市森林組合裏山崩壊 今後の豪雨時に崩壊のおそれがあり注意を要する。	12	2.0				ハウス9棟 外8棟				自然災害防止事業 平成11年度完了	農
404	紐差	急傾斜	深川町	◎	深川町346-1(田ロー一宅)から深川町324(福田茂宅)裏山一帯地すべり崩壊のおそれ。	10						市道 220		9	監視中(平成13年度～)	建
405	紐差	ため池	大川原町 (雨久保溜池)	◎	堤体が老朽化し堤尻より漏水している。又、石垣が崩壊している。	11									監視中(平成13年度)	農
406	紐差	砂防	深川町 安瀬川	●	昭和46年7月・昭和47年7月の豪雨により、溪岸崩壊浸食が発生し、耕地に多大の被害及び本川に異常埋塞。	10		50				国道 150 市道 2,000		300	昭和49年度～昭和51年度	田
407	紐差	地すべり	田崎地区	●	地すべり区域指定 S37. 3. 24 地すべりのなクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	10 ○	8.2	14.8	0.9		5.6	市道 1,100		14	昭和34～38年度地すべり対策事業実施 横孔ボーリング・三面張コンクリート 監視中	県 農・ 農・ 農・
408	紐差	地すべり	神鳥地区	●	地すべり区域指定 S37. 2. 14 地すべりのなクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	10 ○	3.45	7.35	0.2		3.1	900		3	昭和35～38年度地すべり対策事業実施 横孔ボーリング・三面張コンクリート 監視中	県 農・ 農・ 農・
409	紐差	地すべり	京崎地区	●	地すべり区域指定 S43. 2. 27 地すべりのなクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	12 ○	40.4	40.8			6.5			42	昭和43～49年度地すべり対策事業実施 監視中	県 農・ 農・ 農・
410	紐差	地すべり	宝亀地区	●	地すべり区域指定 S37. 2. 14 地すべりのなクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	12 ○	1.2	17	0.8			県道 400		15	昭和34～37年度地すべり対策事業実施 監視中	県 農・ 農・ 農・
411	紐差	地すべり	大川原地区	●	地すべり区域指定 S37. 2. 14 地すべりのなクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	11 ○	3.6	7.54	0.21		2.8	200		4	昭和37年度地すべり対策事業施工 横孔ボーリング 監視中	県 農・ 農・ 農・
412	紐差	地すべり	宝亀地区 (宝亀第3)	◎	宝亀保育園、宝亀小グラウンド上から宝亀教会までの一帯で、道路の亀裂、ブロックの崩壊等あり	12	0.5	0.1	0.3			市道 300		7	地すべり等の調査要望中 監視中	田・ 県 農・
413	紐差	急傾斜	木ヶ津	○	木ヶ津町822(松永幸二宅 28-1433)から木ヶ津町887(萩原達也宅 28-1444)の裏一帯が急傾斜崖地と近接しており豪雨時に崩壊の恐れがある。	11	0.5	0.1	0.5		0.7	県道 70 市道 180	80	10	急傾斜地崩壊防止事業 平成26～令和4年度工事実施中	建
414	紐差	地すべり	迎紐差町	●	地すべり域指定 昭和36年5月17日 松尾氏、植原氏宅裏一帯にて平成21年度の豪雨により地すべり発生している。	10	0.1	1			0.02	国道 150		2	昭和29年砂防事業により工事完了 平成22年度県単独自然災害害地すべり事業にて工事完了	田
415	紐差	防災重点 ため池	木場町 (大坂溜池)	◎	下流域に市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	10 ○	0.02	3.8		1 (15,000㎡)		市道 300	1200		整備計画はない。 下流域に市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。	県 農・ 農・ 農・
416	紐差	防災重点 ため池	紐差町 (平原(森の木)溜池)	◎	漏水量78L/min/100mが確認される。施設の老朽化も著しく下流域には人家、国道があることから仮に決壊した場合2次被害が想定される。	10 ○		4.6	1	1 (7,000㎡)	集会施設 商業施設	国道 230 県道 260 市道 80	580	6	整備を予定している。 下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。	県 農・ 農・ 農・

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	分 及 指 定	災害予想							所管 課		
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)		家屋 (戸)	
417	紐差	高潮	宝亀町字平松	☆	コンクリート護岸に亀裂が入って段差が生じており、倒壊する恐れがある。	12	0.2	0.3							平成30年度に、自然災害防止事業により一部対策工事完了	水産
418	紐差	防災重点 ため池	大石脇町 (長谷溜池)	◎	下流域に県道、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		10.8		1 (30,000㎡)		県道 400 市道 150	1,800		整備計画はない。 下流域に県道、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農・農
419	紐差	山崩れ	大石脇町	●	令和2年6月豪雨により、大石脇町659-1宅地裏山が約60mに亘り崩壊し、住宅及び牛舎に被害が発生した。豪雨時には更に崩壊する恐れがある。		0.1					市道 70		1	県営林地荒廃防止事業 令和3年度完了	県林・農
420	紐差	自然災害 地すべり	草積町	●	アパート裏の山腹に約50mの亀裂が入り、豪雨時には更に崩壊し、下流の店舗、国道まで被害を及ぼす恐れがある。		0.4					国道 60		2	県営自然災害防止事業 令和2年度完了	県林・農
421	紐差	山崩れ	大川原町	●	溪流に多量の不安定な土石が堆積しており、豪雨時に下流の宅地及び県道へ流出し被害が発生している。		1					県道 30		3	県営災害関連緊急治山事業 令和2年度完了	県林・農
紐差地区 19箇所																
501	中津良	地すべり	堤町馬込地区	●	地すべり区域指定 S37・2・14 堤小学校先北西500m一帯が地すべり地域。 市道に段差が生じ、又海岸にも亀裂が生じ、活動していることを示している。豪雨長雨時注意を要する。	14 ○	4.00	10.20			2.8	市道 850	500		地すべり対策事業 昭和39年度概成 監視中	農・県農
502	中津良	急傾斜	堤町神上	●	堤町55(里村宅)から堤町157(針尾宅)と島田源次郎宅(27-1844)裏山一帯。 旧堤小学校の運動場に降った雨が流れ込み、付近一帯の崖崩れ、流水のおそれがあり、注意を要する。	14 ○								15	急傾斜地崩壊防止事業 平成10年度工事完了(県) 平成11年度着手 平成18年度工事完了(市)	田
503	中津良	地すべり	堤町小島地区	●	地すべり区域指定 S37・2・14 小島地区旧県道一帯、昭和37、38年度において、水抜きボーリング及び水路工を実施していたが、その後においても市道に亀裂及び宅地に小規模の崩落が起きている。	14	3.5	10.35	0.8			市道 500		16	地すべり対策事業 平成14年度概成 監視中	県農
504	中津良	急傾斜	堤町西浜地区	●	堤町2475(近藤善三宅27-1913)宅から堤町2512(本田宅)の裏一帯。 裏の崖地が家屋と接近しており、豪雨時崩壊のおそれがあり注意を要する。	14 ○						市道 200		12	急傾斜地崩壊防止事業 平成12年度工事実施(県) 平成14年度工事完了(県)	田
505	中津良	地すべり	猪渡谷南地区	●	平成元年9月12日～13日にかけての集中豪雨により地すべりが生じ県道が不通になった。亀裂は落差1.0～2.0mで約90mに渡って馬蹄形状に追跡され、このまま放置すれば直下の県道、猪渡谷川、猪渡谷集落に基大な被害を与えるおそれがある。	14 ○	13.85	6.49	1.96		1.55	県道 1,440		23	地すべり対策事業 平成7～26年度概成	県砂
506	中津良	急傾斜	猪渡谷町平野地区	◎	猪渡谷町2110宅地から猪渡谷町2148宅地裏一帯。 家屋周辺に亀裂が見られ、今後の豪雨時には更に崩壊のおそれがある。	14								5	監視中(平成10年度～)	建
507	中津良	急傾斜	猪渡谷町浜の山地区	●	猪渡谷町394-1宅地から猪渡谷町398宅地裏山一帯。 裏山が家屋と接近しており、今後の豪雨時には更に崩壊のおそれがある。	14 ○	0.7	0.3	0.5			250		13	急傾斜地崩壊防止事業 平成13年度より工事実施(県) 平成16年度工事完了	田
508	中津良	河川	下中津良町若宮原	◎	飯佐川河口付近一帯。 未改修河川の護岸が老朽化し、大雨時には護岸決壊益水、氾濫のおそれがある。	13 ○						県道 200		10	昭和56年度河口付近一部掘削	田
509	中津良	急傾斜	下中津良町(1)	◎	下中津良町415-3宅地から下中津良町434宅地の裏山が家屋と接近しており(一部崩壊) 今後の豪雨時には更に崩壊のおそれがある。	13								5	監視中(平成9年度～) 平成15年度一部崩壊自己復旧 平成16年度指定範囲拡大	建
510	中津良	急傾斜	下中津良町(2)頭無	●	下中津良町346宅地から下中津良町360-2宅地裏一帯。 裏山が家屋と接近しており、今後の豪雨時には更に崩壊のおそれがある。	13 ○								14	急傾斜地崩壊防止事業 平成15年度より工事完了(県) 平成18～21年度工事実施(市)	田
512	中津良	砂防	猪渡谷町白猪川・平野川	●	昭和46年7月・昭和57年7月・平成元年7月・9月の豪雨により、浜岸崩壊浸食が発生し、耕地に多大の被害及び本川に異常埋塞。	14	15.0					市道 500		40	昭和61年度～平成11年度	田

箇所番号	地区	災害区分	位置	工事状況	現況	団及び県指定	災害予想							所管課			
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)		家屋 (戸)		
513	中津良	崖崩れ	堤町94 一帯	◎	急傾斜工事後、雨水が流れ込むようになり、石垣が崩壊のおそれ。	14								5	監視中（平成14年度～）	建	
514	中津良	自然災害	猪渡谷町井上地区	☆	猪渡谷町2259-1(宅地から猪渡谷町2267-2宅地の間、崩壊のおそれあり。	14	2.0							2	平成元年度一部施工済 監視中	農	
515	中津良	崖崩れ	下中津良	●	中津良ふれあい会館から村山伝宅の裏山一帯、崖地が高く豪雨時には注意を要する。	13	1.0		0.20				100	2	県営奥地保安林整備事業 平成21年度完了	県林	
516	中津良	ため池	敷佐立山池	●	堤体が老朽化し漏水している。また、永年にわたり土砂が堆積し、豪雨時において洪水調整機能が著しく低下しており、堤体崩壊の危険性がある。	13		20.00	0.10				500	300	4	県営自然災害防止事業 平成18年度工事完了	県農
517	中津良	山腹崩壊	上中津良町神の前地区	●	山腹の急斜面に浮石等が連続しており、梅雨期や豪雨時に落石や崩壊が発生し、真下を走る国道383号線に危害を与えている。	13									10	県営予防治山事業 平成19年度完了	県林
518	中津良	山崩れ	猪渡谷町水川原地区	●	平成23年8月23日の豪雨により、猪渡谷町2328(氏田産業会社事務所及び倉庫)裏山一帯が山崩れした。大雨時には下側の県道まで影響が及ぶ危険性がある。	14	0.5		0.5		事務所1戸 倉庫1棟	県道 100				県営自然災害防止事業 平成24年度完了	県林
519	中津良	山崩れ	堤町石垣田地区	●	平成23年8月23日の豪雨により、西浜入り口の堤町(日高作雄氏倉庫)裏山一帯が山崩れした。大雨時には下側の市道・県道まで影響が及ぶ危険性がある。	14	0.5		0.5		倉庫2棟	県道 50 市道 50				県営自然災害防止事業 平成24年度完了	県林・農
520	中津良	防災重点 ため池	敷佐町 (渡江の本溜池)	◎	下流域に市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	13 ○		5.0		1 (5,000㎡)		市道 300	500			整備完了。 下流域に市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農
521	中津良	防災重点 ため池	猪渡谷町 (平床溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	14 ○		6.0	0.05	1 (10,000㎡)		県道 260 市道 200	950	3		整備計画はない。 下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。	県農・農
中津良地区 20箇所																	
601	津吉	急傾斜	津吉町元牧ノ地区	●	津吉町774-7(吉富逸夫宅27-0437)から津吉町774-2(御厨弘宅27-0532)裏一帯、裏の崖地が高く家屋と接近しているため、豪雨時には注意を要する。	16 ○	0.5	0.3	0.8			国道 240			31	急傾斜地崩壊防止事業 平成12年度より工事実施(県) 平成18年度工事完了(市)	建・田
602	津吉	地すべり	前津吉地区(南部支所 東3km)	●	地すべり区域指定 S45-11.26 前津吉町207(山川利奈美宅27-1037)から前津吉町127(吉住サキ子宅27-0421)裏一帯、近年地すべりの兆候があり、集落背後の急傾斜面で法面崩落が顕著である。	15 ○	15.8	40.4	4.4	3	2.2	県道 6,600	2,280	93		地すべり対策事業 平成13年度概成 監視中	県農
604	津吉	防災重点 ため池	大志佐町 (深坂溜池)	◎	堤体は老朽化しておりパイピング等発生しており堤尻より漏水している。下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	16 ○	1.0	6.8		1 (13,700㎡)		市道 260	700	1		監視中(平成4年度) 整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。	県農・農
605	津吉	ため池	鮎川町山中の上ため池	◎	堤体が老朽化し堤尻より漏水している。又、堤内は流入土砂による堆積が著しく貯水状態を阻害している。	16 ○		2.0				市道 50	50			監視中(平成7年度)	県農
606	津吉	急傾斜	前津吉町南川原地区	◎	前津吉町332(吉田和弘宅)から前津吉町107(松元信雄宅)裏山一帯が家屋に接近し崩壊のおそれ。	15								5	監視中(平成13年度～)	建	
607	津吉	河川	津吉町古田川	○	西中山町宇大橋より海に至る付近一帯、前津吉町332(吉田和弘宅)から前津吉町107(松元信雄宅)裏山一帯が家屋に接近し崩壊のおそれがある。	16		3.7	5.0			国道 600		44	昭和57年度 平成14～21年度対策工事実施中	田	
608	津吉	ため池	下船木ため池	◎	堤体が老朽化し漏水している。放水路等も傷みがひどく、下には民家(大石正敏宅)もあり、豪雨時には災害のおそれがある。	15	1.00	5.0	0.1	1		県道 100	500	1	監視中(平成16年度)	農	
609	津吉	急傾斜	下船木	◎	船木町275-1(森山チヨ宅)裏山が平成15年7月の豪雨で一部崩落。今後の豪雨時には、更に崩壊のおそれがある。	15	1.00	0.1	0.1			市道 100	100	4	監視中(平成16年度～)	建・農	
610	津吉	ため池	山の神ため池	◎	堤体が老朽化しており、豪雨時には注意を要する。	15 ○		3	0.2			200		5	平成21年度 ため池整備事業完了	県農	

3-1 災害危険箇所一覧表

工事状況：●工事完了 ○工事中 ◎未実施 ☆一部施工

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	分 及 県 指 定	災害予想							所 管 課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)
611	津吉	急傾斜 ため池	津吉中央 松本墓地	○	墓地下法面に地すべりの兆候があり、今後の豪雨時には更に崩壊のおそれがあるため注意を要する。	16	0.5	0.1	0.1		0.1	市道 100		10
612	津吉	高潮	前津吉町 薄山地区	◎	台風等の南風による高潮等の影響により、農作物や人家に甚大な被害をもたらしているため、護岸のかさ上げを行い海岸堤防の高潮対策を実施する。	15		7.1	6			1,620		64
613	津吉	防災重点 ため池	津吉町 (井手頭溜池)	◎	下流域に人家、中学校、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。少量ではあるが、漏水が確認される。	16 ○		4.4	1	1 (5,400m ³)	南部中学校	国道 370 市道 740		50
614	津吉	防災重点 ため池	津吉町 (六郎松溜池)	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	16 ○		2.8	0.4	1 (5,000m ³)		国道 110 市道 300		30
615	津吉	防災重点 ため池	前津吉町 (黒岩溜池)	◎	漏水量232L/min/100mが確認される。施設の老朽化も著しく下流域には人家があることから仮に決壊した場合2次被害が想定される。	15 ○		2.5	0.8	1 (7,600m ³)		県道 120 市道 400		15
616	津吉	急傾斜 ため池	前津吉町 1367-3 1367-4	◎	急傾斜地の法面が崩壊し危険な状況となっており、豪雨時には注意を要する。	15			0.1					3
617	津吉	防災重点 ため池	神船町 (田端の下溜池)	◎	下流域に国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		2.1		1 (100m ³)		国道 400		
618	津吉	防災重点 ため池	津吉町 (針木溜池)	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		4.5	0.1	1 (8,000m ³)		国道 100 市道 100		4
619	津吉	防災重点 ため池	辻町 (中瀬溜池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		2.7	2.5	1 (1,700m ³)		市道 400		7
620	津吉	防災重点 ため池	西中山町 (第一助成溜池)	◎	下流域に国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		8.3		1 (1,500m ³)		国道 120 市道 60		
621	津吉	防災重点 ため池	西中山町 (第二助成溜池)	◎	下流域に国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		9.3		1 (5,000m ³)		国道 120 市道 60		
622	津吉	防災重点 ため池	西中山町 (川頭溜池)	◎	下流域に国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		7.1		1 (5,000m ³)		国道 120 市道 60		
623	津吉	防災重点 ため池	神ノ川町 (神の川溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		3.7	0.6	1 (9,000m ³)		県道 200		6
624	津吉	防災重点 ため池	田代町 (堀田溜池)	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		9.2	1.7	1 (5,700m ³)	津吉小学校	国道 110 県道 170 市道 160		5

津吉地区 23箇所

3-1 災害危険箇所一覧表

工事状況：●工事完了 ○工事中 ◎未実施 ☆一部施工

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	団 体 及 県 指 定	災害予想							防止対策工事の現況	所 管 課	
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)			家屋 (戸)
701	志々伎	急傾斜	早福地区里	●	早福町456-1(里崎武徳宅27-1150)から早福町255(里崎明人宅27-1468)裏一帯。 元年の大雨で里崎公俊宅付近が崩壊した。裏山が高いうえ、岩の上に土が載っているため大雨時崩落のおそれがある。	16 ○						市道 230	70	19	急傾斜地崩壊防止事業 平成12年度完了(県)	田
702	志々伎	急傾斜	向月地区	●	野子町4228(吉岡藤重宅 27-1682) 裏一帯。 家屋裏山からの流水がひどいため豪雨時には崩壊のおそれがあり、注意を要する。監視中	17 ○	19.0	0.4				市道 100		5	災害関連緊急急傾斜事業 平成7年度工事完了(県) 急傾斜地崩壊防止事業 平成13年度工事完了(市)	田
703	志々伎	急傾斜	大志々伎町興宇佐地区	●	大志々伎町1277(小田切貞夫宅27-1761)から大志々伎町1023(山口明彦宅27-0765)裏一帯。 家屋裏の崖地が豪雨時崩壊のおそれあり、注意を要する。	17 ○	0.4	0.4	0.6		公民館1	市道 380		19	急傾斜地崩壊防止事業 平成14年度完了(県) 平成21年度完了(市)	田
704	志々伎	山崩れ	早福地区	●	森林が荒廃し、山腹崩壊の危険あり、土石流により下方農地、集落に被害が予想される。	16 ○	40.0	22.0					500	66	集落水源山地整備事業 平成12年度完了	県 林
706	志々伎	地すべり	小田町船越地区	◎	小田町89(宮崎伊平治宅27-1729)裏山が崩壊しており、今後豪雨時に更に崩壊のおそれあり、注意を要する。	17								5	監視中(平成10年度～)	建
707	志々伎	ため池	無代寺町大池	●	永年にわたって土砂が堆積し、豪雨時において洪水調整機能があり、著しく低下しており、堤体崩壊の危険性がある。	16 ○		6.0	0.03				600	1	平成9年度対策工事完了 監視中	県 農・ 農
708	志々伎	砂防	早福地区棒山川	●	平成元年7月・9月の豪雨により、流岸崩壊浸食が発生し、耕地に多大の被害及び本川に異常埋塞。	16		0.8			第1種漁港	市道 500		20	平成元年～平成3年度	田
709	志々伎	砂防	早福地区火岳川	●	平成10年に崩壊し、風化がすすんでいるため豪雨時崩壊のおそれがある。	16	2.9				公民館1 漁港1	市道 1,200		31	平成11年度～平成13年度	田
710	志々伎	急傾斜	志々伎町岡地区	●	志々伎町1312(竹山清次宅27-0191)から志々伎町1321(宮田貞満27-1814)宅裏大雨時に崩壊のおそれ(志々伎小学校体育館下)	17		0.5	0.5			市道 200	50	5	漁港集落環境整備事業全体事業は19年度完了(防災事業は平成16年度完成)	水
711	志々伎	地すべり	大志々伎地区	●	地すべり区域指定 S38、8、30 地すべり的なクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	17 ○	0.5	4	0.15		0.05				昭和39～44年度地すべり対策事業実施 監視中	県 農・ 農
712	志々伎	地すべり	立石地区	●	地すべり区域指定 S37、2、14 地すべり的なクラック等の徴候があるので、豪雨時には注意を要する。	17 ○	9.8	8.27	0.19		7.3				昭和33～37年度地すべり対策事業実施 監視中	県 農・ 農
713	志々伎	地すべり	宮の浦	○	平成元年9月12日～13日にかけて集中豪雨により地滑りが発生し、民家が一戸全壊、三戸半壊した。現在、墓地に亀裂が生じ、墓石の一部が傾いており、大変危険である。大雨が降れば地すべりが拡大する危険性があるため監視中である。	18	3.8	2.1	1.5		公民館	市道		64	平成元年～4年度対策工事済 平成12年度から工事実施	県 農
714	志々伎	山崩れ	早福町江川地区	●	平成23年8月23日の豪雨により、早福町(元吉組会社事務所及び倉庫)裏山一帯が山崩れした。大雨時には下側の漁協冷蔵庫及び荷揚場まで影響が及ぶ危険性がある。	16	1		0.5		事務所1戸 倉庫1棟 漁協施設				県営復旧治山事業 平成24年度完了	県 林・ 農
715	志々伎	山崩れ	野子町操峰地区	●	平成23年8月23日の豪雨により、野子町4468(藤澤修氏養殖施設)裏山一帯が山崩れした。大雨時には下側の漁港施設まで影響が及ぶ危険性がある。	17	0.5				養殖施設1棟 漁港施設				県営自然災害防止事業 平成24年度完了	県 林・ 農
716	志々伎	防災重点 ため池	無代寺町 (重箱溜池)	●	施設の老朽化が著しく下流域には市道があることから仮に決壊した場合2次被害が想定される。	15 ○		18.2		1 (9,000㎡)		市道 100			令和2年度整備完了 下流域に市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県 農・ 農
717	志々伎	防災重点 ため池	船木町 (上船木溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	18 ○		2.5	0.2	1 (10,000㎡)		県道 100 市道 450	350	10	整備計画はない。 下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。	県 農・ 農
718	志々伎	防災重点 ため池	野子町 (福良溜池)	◎	周辺に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。少量であるが漏水が確認される。	18 ○		3.3	0.3	1 (57,000㎡)		県道 70 市道 500	610	6	整備計画はない。 周辺に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。	県 農・ 農

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	分 及 県 指 定	災害予想						河川 水路 (m)	家屋 (戸)	防 止 対 策 工 事 の 現 況	所 管 課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)				
719	志々伎	防災重点 ため池	志々伎町 (山ノ田溜池)	◎	下流に人家や市道があり仮に決壊した場合、2次被害が想定される。	17 ○		2.6	3.5	1 (15,000㎡)	志々伎漁港	市道 240	500	55	整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。	県農
720	志々伎	防災重点 ため池	志々伎町 (矢轡川内溜池)	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		2.4		1 (8,000㎡)	志々伎小学校	国道 100 市道 100	500	1	整備計画はない。 下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農
721	志々伎	防災重点 ため池	志々伎町 (鎌の首溜池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		1.1		1 (6,000㎡)		市道 60	460	1	整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農
722	志々伎	防災重点 ため池	志々伎町 (新池溜池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		1.3		1 (7,000㎡)		市道 60	460	1	整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農
723	志々伎	防災重点 ため池	志々伎町 (甲の上(墓の後)溜池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		1.5		1 (2,200㎡)		市道 100	160	5	整備計画はない。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農
724	志々伎	防災重点 ため池	小田町 (古尾簡溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	○		2.0		1 (1,600㎡)		県道 100	460	4	整備計画はない。 下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農
725	志々伎	山崩れ	野子町	●	溪流に多量の不安定な土石が堆積しており、豪雨時に下流の宅地及び市道へ流出し被害が発生している。		1					市道 10		3	県営災害関連緊急治山事業 令和元年度完了	県林・農
726	志々伎	山崩れ	野子町	●	令和元年8月豪雨により、野子町2652-2宅地裏山が崩壊し、住宅が一部崩壊する被害が発生した。斜面勾配が急であり、豪雨時には更に崩壊する恐れがある。		0.1					県道 10		2	県営自然災害防止事業 令和2年度完了	県林・農
727	志々伎	山崩れ	野子町	○	溪流に多量の不安定な土石が堆積しており、豪雨時に流出し、下流の市道及び県道に被害を及ぼす恐れがある。		1					県道 30 市道 20		88	県営予防治山事業 令和2年度より工事着手	県林・農
728	志々伎	防災重点 ため池	野子町向月地区 (柳ノ又溜池)	◎	施設の老朽化が著しく漏水が有り、下流域には県道があることから仮に決壊した場合2次被害が想定される。			10.3		1 (4,000㎡)		県道 300	500		整備計画を検討している。 下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。	県農
志々伎地区 27箇所																
801	生月	地すべり	松本地区 支所南方0.6km	○	現在微動あり、クラック等が発生しており、豪雨長雨時には警戒を要する。	2 ○	12	136	2	5	学校1	1,000		109	昭和38年2月27日指定 平成13年事業完了 監視中	県農
802	生月	地すべり	佳路地区 支所南方3.0km	○	排水路の暗渠部分(コルゲート管)が腐食し陥没を起こしている。又腐食箇所より漏水し地すべりを誘発する危険性がある。警戒を要する。	3 ○	11.7	71.7	178	13	役場1 学校1 保育所2	5,880		836	昭和38年8月30日指定 昭和43～53年度対策工事実施 平成9年度より対策工事実施 監視中	県農
803	生月	地すべり	森岳崎地区 支所北方1.0km	○	現在微動箇所があり、クラック等が見受けられ豪雨長雨時には警戒を要する。	2 ○	19.0	108	7.6	1	公民館1	10,300	5,200	330	昭和38年8月30日指定 昭和62年度より対策工事実施 監視中	県農
804	生月	地すべり	里塚目地区 支所南方0.3km	●	農地、農業用施設、家屋、宅地等に亀裂、段差が発生しており、豪雨長雨時には警戒を要する。	2 ○	19.5	142.3	19	9	学校1 保育所2 公民館1 レストラン1 工場2	4,980	5,550	603	昭和38年8月30日指定 昭和48～56年対策工事実施 昭和62年度より対策工事実施 平成19年度完了	県農
806	生月	急傾斜	小守地区 支所南方1.0km	●	降雨時に崩落あり注意を要する。	2	1.5	1.5	0.2		工場2	100		1	平成7年に法面吹付工事完了 監視中	建

箇所番号	地区	災害区分	位置	工事状況	現況	団及び県指定	災害予想							防止対策工事の現況	所管課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)	
807	生月	防災重点 ため池	生月町里免 (ヨクロー溜池)	●	対策工事を実施しているが、上流部に汚柿ため池があるため大雨等の異常気象には注意が必要。下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	2 ○		10.7	0.8	1 (21,000㎡)	海岸	県道 180 市道 1,200	1,400	9	県 農・ 農・ 農
808	生月	防災重点 ため池	生月町里免 (幸四郎溜池)	●	対策工事を実施しているが、上流部に有田溜池があるため大雨等の異常気象には注意が必要。下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	2 ○	0.8	20.5	7.4	1 (9,000㎡)	公民館	県道 470 市道 2,270	3,600	190	県 農・ 農・ 農
809	生月	ため池	履田ため池 支所北方1.7km	○	堤体が道路兼用で老朽しており今後の豪雨時には注意を要する。 貯水量9,000㎡	2 ○	0.8	25.4	2.1	1	0.6	1,800	2,300	52	県 農
810	生月	ため池	コーソコため池 支所西方1.0km	☆	堤体が道路を兼用しているので豪雨時には警戒を要する。 貯水量6,000㎡	2 ○		11.0	1.2		0.5	130	480	4	農
811	生月	防災重点 ため池	生月町山田免 (沢村溜池)	●	対策工事を実施しているが、下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	2 ○	1.2	30.0	2.0	1 (29,970㎡)	生月病院	県道 320 市道 1,600	3,200	11	県 農・ 農・ 農
813	生月	防災重点 ため池	生月町山田免 (大場溜池)	◎	堤体は老朽化し不安定であり豪雨時には注意を要する。下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	3 ○		3.5	1.0	1 (12,000㎡)	縮浦漁港	県道 270 市道 340	650	85	県 農・ 農・ 農
814	生月	防災重点 ため池	生月町山田免 (上田溜池)	◎	堤体は老朽化し不安定であり豪雨時には注意を要する。下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	3 ○		5.4	1.0	1 (4,000㎡)	縮浦漁港	県道 270 市道 400	1,100	88	農
815	生月	防災重点 ため池	生月町里免 (平田溜池)	●	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	2 ○	0.8	10.5	10.0	1 (34,000㎡)	生月支所 縮浦漁港	県道 740 市道 1,500	700	70	県 農・ 農・ 農
816	生月	ため池	落木場ため池 支所南方2.4km	☆	樋管より漏水している、又堤体が道路を兼用している。今後、豪雨時には警戒を要する。 貯水量167,000㎡	3 ○	7.0	15	0.6	1	2.5	1,500	2,000	5	県 農
817	生月	ため池	生月第二ため池 役場北方3.5km	●	堤体が老朽化し、樋管部及び放水路から漏水が見られる。又、道路兼用のため豪雨時には警戒を要する。	2 ○	1.0	35.0	2.0			3,500	800	35	県 農
819	生月	山くずれ	岳ノ平地区 生月町老部	●	強風、豪雨により、山腹内の石礫が落下している。	2 ○	1.4	0.4	0.4			400		11	県 林
820	生月	急傾斜	生月町日草地区	●	生月町山田免937-1から939-2の裏山一帯が一部崩壊しており、今後の豪雨時には更に崩壊のおそれがある。	3	0.04							1	県 林
821	生月	地すべり	生月町谷内地区	◎	生月町老部5239-4から5242-1の裏山一帯の石垣が膨らんでいる状況にある。裏山と家屋が接近しているため豪雨時には注意を要する。	1	0.05							4	県 林
822	生月	山崩れ	生月町御崎元浦地区	●	裏山と家屋とが接近しており、石礫が落下している。下方は港となっており、豪雨時には、崩壊の恐れがあり警戒を要する。	2	0.1				漁港施設			2	水
823	生月	山崩れ	農道生月西海岸線	○	西海国立公園内の農道全体に石礫落下及び法面崩壊の恐れがあり、この道路は2車線で観光目的のバスやマイカー等がよく通行するため、注意を要する。	2・3					農道 L=9km				県・ 農
824	生月	防災重点 ため池	生月町里免 (金石田溜池)	●	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	2 ○	1.3	3.6	3.9	1 (4,000㎡)	生月支所 縮浦漁港	県道 250 市道 850	300	25	県 農・ 農
825	生月	ため池	山頭のため池 支所南西2.3km	◎	堤体が老朽化しており、豪雨時には注意を要する。	3		2.1				120	230	10	県・ 農
826	生月	高潮・津波	生月町老部地区漁港海岸	●	津波、高潮時に、海岸開口部から波が浸入するおそれがあり、注意を要する。	1	1	2				2,147 (管理用)			県・ 漁

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	分 及 県 指定	災害予想							所 管 課	
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)		家屋 (戸)
827	生月	防災重点 ため池	生月町里免 (有田溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想 定される。	○		16.7	8.7	1 (54,000㎡)		県道 400 市道 760		115	県 農・ 農・ 農・ 農・ 農・ 農
828	生月	防災重点 ため池	生月町里免 (上堤溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想 定される。	○		7.2		1 (32,000㎡)		県道 100 市道 360	600	1	県 農・ 農・ 農・ 農・ 農・ 農
829	生月	防災重点 ため池	生月町里免 (上川池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想 定される。	○		1.1	4.1	1 (1,700㎡)	生月支所	県道 180	2.5	27	県 農・ 農・ 農・ 農・ 農・ 農
830	生月	防災重点 ため池	生月町山田免 (吉永溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想 定される。	○		4.7	1.9	1 (1,900㎡)	山田小学校	県道 220 市道 200	630	60	県 農・ 農・ 農・ 農・ 農・ 農
831	生月	防災重点 ため池	生月町山田免 (佳路池)	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想 定される。	○		3.0	1.9	1 (1,000㎡)	館浦漁港	県道 220 市道 300	500	64	県 農・ 農・ 農・ 農・ 農・ 農
生月地区 28箇所															
901	田平	急傾斜地 崩壊	田平町古槐免水口	◎	古根公民館一帯 地表は風化作用を受け一部粘土化し斜面が常時湿り気をおび 又、湧水がある。崩壊履歴として古い崩壊地がある。	5	0.7	0.3	0.1		公民館	市道 140		2	建
902	田平	急傾斜地 崩壊	田平町深月免宮ノ元	◎	深月公民館裏手一帯 亀裂が開いており落石、浮石が点在する。	3	0.1		0.2		公民館 消防団	市道 110		3	建
903	田平	急傾斜地 崩壊	田平町深月免堂ノ坂	☆	深月区各口喜八郎宅付近一帯 地形の状況としてオーバーハングがあり古い崩壊から新しい 崩壊がある。又、常時湧水があるが斜面は乾燥している。	3 ○	0.2	0.02	0.3			市道 150		9	田
904	田平	急傾斜地 崩壊	田平町深月免深月	☆	深月区山崎酒店付近一帯 表面に、風化、亀裂が発達した岩があり、亀裂間隔が30～ 50cm程度である。	3 ○	0.2		0.3			市道 125		9	田
905	田平	急傾斜地 崩壊	田平町深月免深月	☆	急傾斜地6-5-4の近接 崩壊地は認められないが、オーバーハングがあり亀裂間隔が 30～50cm程度の軟岩がある。	3 ○	0.6		0.2			市道 85		9	田
906	田平	急傾斜地 崩壊	田平町下寺免生向	☆	生向漁港集落部一帯 強風化岩であり、軟岩の上に礫混り土・砂質度が堆積してい る状態であり、斜面中部に古い崩壊地がある。	1	1.7	0.1	0.3			市道 190		5	田
907	田平	急傾斜地 崩壊	田平町小手田免八幡崎	☆	平戸大橋管理事務所の西部海岸に位置する斜面部であり、風 化・亀裂が発達した岩がある。	1	0.2		0.1		平戸大橋管 理事務所				田
908	田平	急傾斜地 崩壊	田平町小手田免八幡崎	☆	八幡神社から漁協にかけた一帯 亀裂が発達・開口しており落石・浮石が点在する。 湧水が常時あり古い崩壊地がある。	1	1.1		0.4			国道 195		11	建・ 田
909	田平	急傾斜地 崩壊	田平町山内免日の浦	☆	高橋酒造跡地の急傾斜地帯。 平成13年度迎町川の改修を行い水の越流の防止対策済みであ るが豪雨時には注意を要する。	1 ○	1.2		0.7		報恩寺 北浦旅館 公民館	国道 110 市道 120		30	田
910	田平	急傾斜地 崩壊	田平町山内免山内	☆	田平土木事務所手前、右手側 市道沿いの石積が膨らみだし、崩落すれば道路封鎖が予想さ れる。	1	0.1		0.3			市道 110		6	建
911	田平	急傾斜地 崩壊	田平町山内免日の浦	☆	城山展望所から日の浦公民館に至る急な谷間。 表面に風化・亀裂が発生した岩があり斜面全体に凹凸があ る。又、常時湧水があり豪雨時には注意を要する。	1 ○	2.7		1.9		報恩寺 公民館 森田旅館			56	田
912	田平	急傾斜地 崩壊	田平町山内免城山	●	青洲会病院裏に位置し、県道と病院に挟まれた斜面部 平成15年5月の豪雨で一部崩落、今後も崩落のおそれがあり 注意を要する。	1	0.3		0.3		老人保健施設 青洲会病院	県道 150		2	田

箇所 番号	地区	災害区分	位 置	工事 状況	現 況	団 体 及 指 定	災害予想							防止対策工事の現況	所 管 課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)	
913	田平	急傾斜地 崩壊	田平町野田免野田	◎	愛恵会田平保楽院裏手の傾斜地 風化・亀裂が生じた岩があり、古い崩壊地が見受けられる。 一部風化作用を受けており、常時湧水も見受けられる事から 豪雨時には注意を要する。	1	0.9	0.2	0.1		医療法人 愛敬会 愛恵病院			7	監視中
915	田平	急傾斜地 崩壊	田平町大久保免釜田	●	釜田公民館七郎に位置する傾斜地 地表面は、礫混り土・砂質土であるが地質の風化状況から見る と岩質は非常に堅硬で新鮮であり、降雨時に湧水がある事か ら豪雨時には注意を要する。	2 ○	0.4		0.4			市道 280		12	S45.12.1指定 S56円弧7°半径・落石防護柵・コンクリート擁 壁工事実施（県）
916	田平	急傾斜地 崩壊	田平町大久保免釜田	●	釜田公民館南部に位置する傾斜地 地表面は、亀裂が発達・開口しており落石・浮石が点在する。 降雨時に湧水がある事から豪雨時には注意を要する。	2 ○	0.5	0.2	0.6			市道 345		18	S45.12.1指定 S55～S56コンクリート擁壁・落石防護柵・円 弧7°半径・モルタル吹付・ブロック積工事実施
917	田平	急傾斜地 崩壊	田平町山内免山内	◎	国道から釜田海港への入り口表面に、風化・亀裂が発達した 岩があり、亀裂間隔が30～50cm程度ある。降雨時に湧水があ る事から豪雨時には注意を要する。	1	0.3	0.04	0.5		浄水場	国道 40 市道 140		14	監視中
918	田平	急傾斜地 崩壊	田平町大久保免釜田	●	釜田公民館の対岸に位置する。 表面に、風化・亀裂が発達した岩があり、降雨時に湧水があ る事から豪雨時には注意を要する。	2 ○	1.2	0.1	1.0		民宿黒門	市道 295		13	S45.12.1指定 S53～S54円弧法枠・コンク リート擁壁・落石防護柵・ネットフェンス工事実
919	田平	急傾斜地 崩壊	田平町以善免カノ原	☆	旧以善公民館跡地背後地。 斜面部分が常時しめっており新しい崩壊地もある事から豪雨時 には注意を要する。	3	0.08		0.08		旧公民館	県道 15		1	S60 7°半径積工事実施（県）
920	田平	急傾斜地 崩壊	田平町小手田免鳴山	☆	県立北松農業高等学校校舎下部法面部 崩壊地・湧水等は見受けられないが斜面部の対策がないいま 上部に建造物があることから豪雨時には注意を要する。	1	0.07		0.009		北松農業高校	県道 35		2	H1～H27°半径積・ネットフェンス工事実施
921	田平	急傾斜地 崩壊	田平町下亀免高野	◎	円通寺背面斜面 背面斜面に新しい崩壊跡があり、寺院下部に保育園がある事 から豪雨時には注意を要する。	4	0.08		0.1		円通寺				監視中
922	田平	急傾斜地 崩壊	田平町下亀免松原	☆	真小学校一帯 小学校裏手一帯が砂岩で岩が露出しており崩壊跡もある事か ら豪雨時には注意を要する。	4		0.07	0.1		東小学校 公民館	国道 170 市道 125		6	S44.5 S47.7井桁擁壁 H7.97°半径積工事実施（県）
923	田平	急傾斜地 崩壊	田平町山内免日ノ浦	◎	城山展望台から青州会病院上県道に至る傾斜 30°以上の傾斜地の上下に崩壊危険区域が設定されており、 豪雨時には注意を要する。	1	0.7		0.2					6	監視中
924	田平	地すべり	田平町小手田免 八幡浦	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	2.1	0.1	1.1		病院 駐在所	国道 240 市道 210		22	監視中
925	田平	地すべり	田平町山内免 日ノ浦	☆	国土交通省指定地域（日ノ浦） 県工事により一部、法枠工により法面保護を行う。	1 ○	17.0	2.4	7.0	1		国道 530 県道 620 市道 490		138	告示年月日S36.5.17 指定面積6.70ha 監視中
926	田平	地すべり	田平町山内免 野田	☆	国土交通省指定地域（野田）	1 ○	10.8	1.9	3.2		消防倉庫 公民館 郵便局 病院 旅館	県道 620		41	告示年月日S36.5.17 指定面積6.80ha 監視中
927	田平	地すべり	田平町小手田免 小手田1	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	3.0	8.0	1.9	3	MR80 橋 池	国道 250 県道 280 市道 750	620	15	監視中（平成15年度～）
928	田平	地すべり	田平町小手田免 小手田2	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	9.7	26.2	0.4		MR1210 橋	国道 1,150 市道 690	1,650	11	監視中（平成15年度～）

箇所番号	地区	災害区分	位置	工事状況	現況	団及び県指定	災害予想								防止対策工事の現況	所管課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)		
929	田平	地すべり	田平町下寺免 江里	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	9.0	4.7	0.8	1	池土手部	市道 1,080	20	14	監視中(平成15年度～)	建
930	田平	地すべり	田平町荻田免 丸尾	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	5.3	4.9	0.3		橋	市道 660	710	3	監視中(平成15年度～)	建
931	田平	地すべり	田平町荻田免 桜久保	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	14.1	11.2	0.5		橋	市道 950	720	6	監視中(平成15年度～)	建
932	田平	地すべり	田平町荻田免 荒平	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1・2	14.0	9.2	0.1		公民館 MR640 橋	国道 540 市道 1,000	970	3	監視中(平成15年度～)	建
933	田平	地すべり	田平町荻田免 横立	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	12.3	15.4	0.8	1	ダム 橋 池	国道 740 市道 1,180	810	17	監視中(平成15年度～)	建
934	田平	地すべり	田平町深月免 馬ノ元	☆	国土交通省指定地域(馬ノ元)	3 ○	6.7	5.5	2.9	1	駐在所 郵便局 池	国道 670 市道 590	620	37	告示年月日H3.3.30 指定面積9.40ha 監視中	田
935	田平	地すべり	田平町荻田免 川内	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	2	17.8	9.6	0.4		MR860 橋	国道 610 市道 1,360	1,070	2	監視中(平成15年度～)	建
936	田平	地すべり	田平町荻田免 天神塚	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	2	13.8	30.3	2.7	1	公民館 MR1,200 橋 池	国道 800 市道 830	1,940	25	監視中(平成15年度～)	建
937	田平	地すべり	田平町荻田免 小手田3	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	5.6	13.2	0.3		MR540 橋	国道 300 市道 570	740	4	監視中(平成15年度～)	建
938	田平	地すべり	田平町荻田免 郷通	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	2	9.2	12.9	0.4	2	池	市道 520		5	監視中(平成15年度～)	建
939	田平	地すべり	田平町里免 ニレノ木	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	4	13.3	37.1	2.3	2	公民館 MR140 橋 池	国道 170 市道 2530	1,080	22	監視中(平成15年度～)	建
940	田平	地すべり	田平町下龜免 下亀1	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	4	21.9	16.8	0.8		MR150 ダム	国道 220 市道 1,380	500	11	監視中(平成15年度～)	建
941	田平	地すべり	田平町上龜免 上亀1	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	4.5	16.0	14.1	0.5		橋	市道 1,890	970	5	監視中(平成15年度～)	建
942	田平	地すべり	田平町上龜免 上亀2	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	5	17.8	13.4	0.3	1	橋 池	市道 1,070	580	2	監視中(平成15年度～)	建
943	田平	地すべり	田平町上龜免 上亀3	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	5	12.8	10.2	0.2	4	池	市道 1,100	320	2	監視中(平成15年度～)	建
944	田平	地すべり	田平町上龜免 上亀4	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	5	9.3	8.9	0.9	3	池	市道 890	430	8	監視中(平成15年度～)	建
945	田平	地すべり	田平町上龜免 上亀5	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	5	37.0	23.6	1.2	2	公民館 橋 池	市道 3,020	1,500	14	監視中(平成15年度～)	建

3-1 災害危険箇所一覧表

工事状況：●工事完了 ○工事中 ◎未実施 ☆一部施工

箇所 番号	地区	災害区分	位置	工事 状況	現 況	団 体 及 県 指 定	災害予想								所 管 課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)	
946	田平	地すべり	田平町下龜免 下龜2	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	5	27.9	31.4	1.3	3	小学校 保育所 公民館 MR460 池 備	国道 450 市道 3,550	1,650	23	監視中（平成15年度～） 建
947	田平	地すべり	田平町小崎免 小崎1	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	5	33.9	10.5	2.4	1	MR1,000 池	国道 930 市道 2,280	1,230	21	監視中（平成15年度～） 建
948	田平	地すべり	田平町小崎免 鎮守の元	☆	国土交通省指定地域（鎮守の元）	5 ○	11.0	23.3	0.1	1	池	市道 750	1,520		告示年月日S36.5.17 指定面積6.81ha 監視中 田
949	田平	地すべり	田平町田代免 平松	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	4・5	38.3	17.9	2.9	7	公民館 池	市道 3,970		22	監視中（平成15年度～） 建
950	田平	地すべり	田平町以善免 畑	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	3 ○	12.1	10.0	0.7	1	池	市道 1,560		4	監視中（平成15年度～） 建
951	田平	地すべり	田平町以善免 宮ノ谷	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	3 ○	12.3	10.1	1.4			市道 1,050		10	監視中（平成15年度～） 建
952	田平	地すべり	田平町下寺免 桃木	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	1	4.0	5.1	0.4	4	池	市道 360		3	監視中（平成15年度～） 建
953	田平	地すべり	田平町小手田免 唐舟	☆	国土交通省指定地域（唐舟）	1 ○	9.5	2.3	0.6			市道 590		3	告示年月日S36.5.17 指定面積6.70ha 監視中 田
954	田平	地すべり	田平町下寺免 青砂崎	●	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 平成18年9月の豪雨により地滑りが発生した。	3	14.1	16.0	0.5	1	池	市道 950		8	災害復旧事業（市道） 平成18年度より工事実施中 平成20年度完了 （市）大型7トントラック工 L=304.0m 7トンカー工 n=18 横断方向工事 n=11 水路工 L=299 監視中（平成15年度～） 建
955	田平	地すべり	田平町下寺免 大切	◎	平成11年～平成13年調査により地すべり危険箇所に認定 平成15年3月28日公表 現在監視中であり豪雨時注意を要する。	3	15.0	6.0	0.5	2	池	市道 970		9	監視中（平成15年度～） 建
956	田平	地すべり	田平町下寺免生向	●	平成16年度対策工事実施済 監視中	1 ○	3.0	9.9	0.3			県道 100 市道 600	排水ボーリング 杭打工 山腹排水路溝 平成15年度掘成 監視中 整備を予定している。	20	果 林 ・ 農 林 ・ 農 業 ・ 農 業
957	田平	防災重点 ため池	田平町福崎免 （茅場溜池）	◎	堤体は老朽化しており一部漏水が見られる。下流域に人家、 市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	5 ○		5.5	0.4	1 (13,000 m)	一六漁港	市道 100	500	3	下流域に人家、市道があり、仮に決壊 した場合2次被害が想定されることから ハザードマップを作成した。 平成21年度堤体及び漏水箇所の補修工 事を実施。 農
958	田平	ため池	田平町下寺免堤末	●	堤体が老朽化しており一部漏水が見られる。豪雨時には注意 を要する。貯水量40,000m ³	3	0.5	2.8	0.1			市道 300	水路 400	4	農
959	田平	地すべり	田平町深月免	◎	深月地区急傾斜地に囲まれた緩勾配の法面 人工石積み5mを超え一部沈下・亀裂が生じているため、万 一地すべりを起こした場合、下の家屋が危険にさらされる恐 れがある。	3			0.3			100		15	監視中（平成19年度～） 建
960	田平	高潮・津 波	田平町久保免後平	◎	波浪し車両通行が危険な状態にある。また、背後の住宅にも 波浪の影響が大きく及んでいる。また、右横護岸が老朽化し 護岸崩壊の危険性が大きい。	2						市道 290		4	平成21年度対策工事予定 田
961	田平	港湾	田平町唐崎地区 （久吹港）	●	防波堤の基礎部分が沈没されており、波浪により崩壊し背後 の施設が被災する恐れがある。	5	1					市道 100			自然災害防止事業 平成27年度対策工事完了 県 港

箇所番号	地区	災害区分	位置	工事状況	現況	団及び県指定	災害予想							所管課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)
962	田平	高潮	田平町小手田免字八幡崎（八幡地区海岸一帯）	○	海岸施設が未整備のため、台風時及び荒天時の波浪により、既設石積が洗掘され、背後地が被災する恐れがある。	1	0.3		0.1	1 (86,400㎡)	漁港 0.1ha			1
963	田平	防災重点 ため池	田平町小手田免（嶋山溜池）	◎	堤体からの漏水が確認され、施設の老朽化も著しく下流域に国道があることから仮に決壊した場合、2次被害が想定される。	1 ○		15.8	2.3	1 (86,400㎡)		国道 200 市道 1,200	1,850	30
964	田平	防災重点 ため池	田平町本山免（姥山溜池）	◎	堤体からの漏水が確認され、施設の老朽化も著しく下流域に国道があることから仮に決壊した場合、2次被害が想定される。	2 ○		28.0		1 (45,000㎡)	松浦鉄道	国道 200 農道 1,200	3,600	
965	田平	防災重点 ため池	田平町下亀免（堀田溜池）	◎	下流域に松浦鉄道、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	4 ○		5.8		1 (42,000㎡)	松浦鉄道200	国道 70	1,000	
966	田平	防災重点 ため池	田平町荻田免（横立溜池）	◎	下流域に国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	2 ○		8.6		1 (30,000㎡)		国道 90	1,600	
967	田平	防災重点 ため池	田平町深月免（新堤）	◎	下流域に人家、国道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	3 ○		12.3	2.0	1 (10,600㎡)		国道 400	2,300	44
968	田平	防災重点 ため池	田平町小手田免（小手田溜池）	◎	下流域に人家、市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	1 ○		2.4	0.1	1 (1,600㎡)		市道 400	600	4
田平地区 67箇所														
1001	大島	急傾斜	東神浦（三軒家）	●	西福寺裏から犬浦和子宅裏一帯。延長L=440m 平成16年度に対策工事施行済みであるが、豪雨時には注意を要する。	1 ○	22.0		1.0		郵便局1 待合所1 等1	市道 490	85	37
1002	大島	急傾斜	東神浦（前の辻）	●	東公民館裏から真敷寺裏一帯。延長L=450m 平成12年度にはほぼ完了しているが、未完了のところが合わせて、豪雨時には崩壊のおそれがあり、注意を要する。	1 ○	20.0		1.5		公民館1 等1 格納庫1	県道 710 市道 140		23
1003	大島	急傾斜	西神浦（西片）	●	渡辺和雄宅裏から山田実宅裏一帯。延長L=500m 平成12年度にはほぼ完了しているが、未完了のところが合わせて、豪雨時には崩壊のおそれがあり、注意を要する。	1 ○	20.0		1.5		公民館1 旅館1 格納庫1	市道 660	120	48
1004	大島	急傾斜	大根坂（屋東）	●	大根坂浦集落一帯。延長L=150m 平成12年度に工事完了しているが、家屋の裏一帯が崖地と接近しており、豪雨時には崖崩れのおそれがある。	4 ○			0.4		漁港施設	市道 200		14
1005	大島	急傾斜	的山（浦方）	●	正林寺下から2分団詰所裏一帯。延長L=200m 工事は完成しているが、豪雨時には警戒を要する。	2 ○		0.1			JA事業所1 民宿1 格納庫1	市道 200 県道 100		10
1006	大島	急傾斜	的山（浦の坂）	●	富元孝志宅裏からの山天満宮下付近一帯。延長L=200m 平成20年度に工事完了しているが、人家の裏山が高く急斜面で家が接近しているため豪雨時には落石等があり、特に警戒を要する。	2 ○	1.0		0.5		神社1	市道 320		17
1007	大島	地すべり	的山地区	●	西光寺付近から辻田集落一帯。延長L=300m 工事は昭和60年度に完了しているが、豪雨時には警戒を要する。又、面積が広く人家も集中しており災害発生時は大規模の可能性がある。	2 ○	0.5	1.0			寺1	市道 350		37
1008	大島	地すべり	的山川内地区	●	的山川内東新砂防ダム上邸一帯にかけて、昭和61、62年の豪雨により地すべり変動が生じ、平成元年度から9年度にかけて地すべり防止対策工事として施工されたが、まだ完全ではなく豪雨時には注意を要する。	2 ○	0.5	2.0	0.8	砂防ダム1基 活性化センター1		市道 480	100	21

箇所番号	地区	災害区分	位置	工事状況	現況	及び 指定	災害予想								所管課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)	
1009	大島	地すべり	的山区(追加)	●	的山区より地すべり発生し、平成15年度から16年度にかけて地すべり防止対策工事として施工されたが、まだ完全ではなく豪雨時には注意を要する。	2 ○	1.4	1.1	1.3		郵便局1 活性化セ ター1	市道 605	100	69	地すべり対策事業 平成15年度完了 (県)
1010	大島	地すべり	前平地区(保育所裏)	●	本地域は、台地斜面帯よりなり保育所、学校等公共施設が集中しており、平成2、3年にかけて地すべり変動が生じ特に保育所の建物、擁壁等に亀裂が入り、平成4年度から施工され安定しているもののまだ完全ではなく公共施設でもあり豪雨時には注意を要する。	3 ○	2.1	8.0	2.9	1	小中学校 保育所 N T T	県道 620 市道 470		2	地すべり対策事業 平成5年度完了 (県)
1011	大島	急傾斜	城山地区	●	小松納屋橋延長150m 平成5年頃に一部崩壊し、その後小規模の落石が続き平成11年から12年に大規模な落石が数回あり平成13年度に仮設の防護柵を設置したが老朽化しており対策を要する。	1 ○	1.0							1	県営自然災害防止事業 平成26年度着工 (県) 平成27年度完了
1012	大島	防災重点 ため池	大島村前平 (中岳溜池)	◎	一部漏水が見られる。下流域に人家、県道があることから仮に決壊した場合、2次被害が想定される。	3 ○	2.0	4.1	2.2	1 (11,700㎡)	東神浦公民 館 神浦港	県道 360 市道 650	700	75	整備計画はない。 下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。
1013	大島	防災重点 ため池	大島村前平 (前田溜池)	●	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	3 ○	1.8	1.5	4.1	1 (7,400㎡)	大島支所	県道 1,170 市道 500	770	130	整備完了。 下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。
1014	大島	防災重点 ため池	大島村前平 (長田溜池)	◎	堤体は明治時代構築されており老朽化し不安定であり豪雨時には注意を要する。下流域に県道があることから仮に決壊した場合、2次被害が想定される。	3 ○	3.6	9.2		1 (40,000㎡)		県道 250 市道 720	3		整備を予定している。 下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることからハザードマップを作成した。
1015	大島	ため池	佐志宇戸池	●	整備事業は完了しているものの、豪雨時には注意を要す。 貯水量28,000㎡	3		10				200	600		整備事業済 監視中
1016	大島	ため池	藤田池	☆	堤体は明治時代築造されており老朽化しており豪雨時には注意を要す。 貯水量36,000㎡	3		7				200	400		堤体の半分は災害にて施工済み
1017	大島	ため池	柳ノ元池	●	整備事業は完了しているものの、豪雨時には注意を要す。 貯水量33,000㎡	3 ○		3		1		200	600		平成24年度ため池等整備事業実施済
1018	大島	ため池	水ノ元池	◎	堤体全体は全体的に老朽し不安定であり豪雨時には注意を要す。 貯水量14,000㎡	4		5				400			監視中
1019	大島	防災重点 ため池	大島村前平 (唐池)	◎	堤体は明治時代構築されており老朽化し不安定であり豪雨時には注意を要する。下流域に県道があることから仮に決壊した場合、2次被害が想定される。	3 ○		2.6		1 (5,560㎡)		県道 40 市道 80	500		整備を予定している。 下流域に県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定されることから浸水想定区域図を作成した。
1020	大島	ため池	笹田池	◎	堤体が老朽化し、樋管部及び放水路から漏水が見られる。又、道路兼用のため豪雨時には警戒を要する。 V=40,000㎡	4		2.5				400			監視中
1021	大島	ため池	大島村的山 (瀬溜池(上))	●	下流域に人家、県道があり、豪雨時には注意を要する。 貯水量95,000㎡	2		15	2			県道 400	500	40	整備完了。 下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。
1022	大島	ため池	城ノ前池	◎	堤体は明治時代築造されており老朽化しており豪雨時には注意を要する。 貯水量3,200㎡	4 ○		2				200			監視中
1023	大島	ため池	今久保池	●	堤体は明治時代築造されており老朽化し不安定であり豪雨時には注意を要する。 貯水量18,000㎡	3 ○		3				200			平成28～31年度農村災害対策事業にて 改修を実施済
1024	大島	ため池	白岩池	●	整備事業は完了しているものの、豪雨時には注意を要す。 貯水量16,000㎡	2 ○		4				400			平成24年度ため池等整備事業完了
1025	大島	ため池	沖山ため池	●	整備事業は完了したものの、豪雨時には注意を要する。	2		3.2				131			H25～H28農村災害対策事業完了

3-1 災害危険箇所一覧表

工事状況：●工事完了 ○工事中 ◎未実施 ☆一部施工

箇所 番号	地区	災害区分	位置	工事 状況	現 況	団 体 指 定	災害予想								所 管 課
							山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	ため池 (箇所)	その他	道路 (m)	河川 水路 (m)	家屋 (戸)	
1026	大島	ため池	藤畑ため池	●	堤体が老朽化し、不安定であり豪雨時には注意を要する。	3		2.5				131			県農
1027	大島	防災重点 ため池	大島村前平 (平川山溜池)	◎	堤体が老朽化し、不安定であり豪雨時には注意を要する。	3 ○	1.2	4.4		1 (20,610㎡)		農道 200	1,000		県農・ 農
1028	大島	山崩れ	大島村前平 通山地区	●	平成24年6月24日の豪雨により、大島村前平1372（金剛院）裏山一帯が山崩れした。大雨時には下側の民家及び市道・県道まで影響が及ぶ危険性がある。	1	0.01		1		市道 50 県道 50			5	県林・ 農
1029	大島	防災重点 ため池	大島村前平 (薩の時溜池)	◎	下流域に人家、県道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。少量であるが、漏水が確認される。	3 ○	1.2	5.0		1 (3,800㎡)		市道 300 県道 200	840		県農
1030	大島	防災重点 ため池	大島村的山 (蔵溜池（下）)	◎	下流域に人家、県道及び市道があり、仮に決壊した場合2次被害が想定される。	2 ○		15.0	2	1 (16,360㎡)		県道 200 市道 200	500	40	県農・ 農
1031	大島	地すべり	大島村赤葉恵地区	○	令和元年の豪雨により地すべり変動が生じ、災害復旧工事により施工中。			0.4			橋梁 赤葉恵大橋 65m	市道 77			農
大島地区 31箇所															

3-2 急傾斜指定地一覧表

(県北振興局田平土木維持管理事務所 管内概要)

指定区域名	所在地	指定関係事項				備考
		告示年月日	告示番号	面積 (ha)	人家 (戸)	
日の浦 (1)	田平町	S 45. 6. 9	375	4. 00	55	
日の浦 (2)	田平町	S 45. 6. 9	375	2. 50	27	
釜田第一地区	田平町	S 45. 12. 1	810	8. 00	85	
釜田第二地区	田平町	S 45. 12. 1	810	2. 50	34	
深 月	田平町	S 51. 11. 9	896	2. 50	41	H 6. 11. 18追加
崎 方	崎方町	S 56. 11. 20	1083	0. 82	17	
志 々 伎	志々伎町	S 57. 2. 23	176	0. 38	16	H 2. 3. 16追加
新 町	新町	S 59. 10. 26	826	0. 28	5	
白 浜	岩ノ上町	S 58. 1. 18	62	0. 52	18	
的 山 川 内	大島村	S 57. 2. 23	177	0. 61	19	
日の浦第2	田平町	S 56. 9. 1	816	0. 41	10	
薄 香 浦	鏡川町	S 59. 10. 30	837	0. 25	16	
宮 の 浦	野子町	S 61. 7. 11	599	0. 70	10	
潮 の 浦	大久保町	S 61. 7. 11	599	1. 00	23	H 14. 7. 19追加
宝 亀 中 田	宝亀町	S 61. 7. 11	599	0. 57	9	
野 子	野子町	S 61. 9. 19	844	0. 10	7	
田 助	田助町	S 62. 12. 1	1086	0. 38	21	
宮 の 浦 第 2	野子町	S 63. 4. 12	575	0. 50	24	H 2. 5. 15追加
木 ケ 津	木ヶ津町	S 63. 11. 15	1023	0. 19	10	
小 曲 り	大久保町	H 3. 12. 13	1165	0. 90	12	
小 川	大久保町	H 3. 12. 13	1164	0. 13	11	
津 室 崎	中野大久保町	H 3. 11. 1	1019	3. 60	7	
西 片 町	大島村	H 4. 12. 8	1117	1. 83	60	
大 志 々 伎	大志々伎町	H 4. 12. 8	1112	0. 52	10	
新 立	猪渡谷町	H 4. 12. 8	1110	0. 24	9	
幸 ノ 浦	大久保町	H 4. 12. 8	1111	0. 06	5	
田 助 (3)	田助町	H 5. 11. 5	1180	0. 05	6	
向 月	野子町	H 5. 12. 3	1257	0. 34	10	
猪 渡 谷	猪渡谷町	H 5. 12. 3	1259	0. 10	6	
番 屋 崎	川内町	H 6. 5. 2	539	0. 21	15	
前 の 辻	大島村	H 6. 3. 18	306	0. 33	38	
堂 の 坂	田平町	H 6. 11. 18	1106	0. 36	14	
神 上	堤町	H 7. 3. 3	239	0. 89	22	H 13. 7. 27追加 H 17. 3. 31追加
根 獅 子 (2)	根獅子町	H 5. 12. 3	1258	0. 34	19	
神 上 (2)	上中津良町	H 8. 2. 27	204	0. 95	7	
幸 ノ 浦 (3)	大久保町	H 7. 3. 17	286	0. 027	7	

〔5〕 3－2 急傾斜指定地一覧表

幸ノ浦(2)	大久保町	H 7. 2. 7	115	0. 048	7	
根獅子	根獅子町	H 2. 3. 16	262	0. 31	7	
椎木原	度島町	H 2. 3. 16	261	0. 42	6	
西浜	堤町	H15. 2. 4	112	0. 42	14	
興宇佐	大志々伎町	H14. 11. 1	1246	0. 74	19	
牧ノ地	津吉町	H14. 11. 1	1248	0. 56	25	
浜ノ山	猪渡谷町	H14. 11. 1	1247	0. 65	10	
三軒家	大島村	H 9. 4. 25	707	0. 40	37	
早福	早福町	H14. 11. 1	1249	1. 12	17	
勝尾岳	鏡川町	H11. 7. 16	761	1. 10	35	
峯	神上町	H11. 7. 16	758	0. 16	7	
敷佐	敷佐町	H11. 7. 16	759	0. 20	5	
清水	野子町	H11. 7. 16	760	0. 36	9	
宝亀神上	宝亀町	H17. 3. 31	352の28	0. 28	5	
野田	田平町	H17. 3. 31	352の30	0. 23	3	
田助(2)	田助町	H 2. 10. 16	968	0. 09	17	
頭無	下中津良町	H17. 11. 11	1085	5. 90	13	
潮の浦(2)	大久保町	H20. 10. 10	900	0. 71	12	H25. 7. 23追加
美野	根獅子町	H20. 12. 19	1089	0. 08	5	
薄香浦(第二)	鏡川町	H21. 1. 6	6	0. 08	9	
小川	度島町	H25. 7. 23	800	0. 41	10	
木ヶ津町(小田)	木ヶ津町	H27. 11. 17	1032	0. 43	7	

3－3 地すべり指定地一覧表

(県北振興局田平土木維持管理事務所 管内概要)

地 域 名		所 在 地	地 域 面 積 (ha)	家 屋 数 (戸)	告 示 年 月 日	告 示 番 号	地 す べ り 地 の 概 要 発 生 年 月 日 そ の 他	備 考
区 域 名	関 係 河 川 名							
川内		川内町	9.00	145	S35.10.1	2119	昭28年 昭34年7月	
川内		川内町	6.35	30	H7.11.24		平1年9月	追加
田助		田助町	5.28	48	S35.10.1	2119	昭34年7月	
飯良		飯良町	5.04	33	S36.5.17	1063	大8年 昭31年	
飯良		飯良町	19.28	31	S47.1.13	41		追加
迎紐差		迎紐差町	7.90	22	S36.5.17	1063	昭28年	
津吉		津吉町	5.88	81	S39.1.18	54		
鏡川	鏡川川	鏡川町	3.00	43	S54.6.14	1125	昭42年 昭47年	
田代		田代町	9.50	23	S60.3.27	703	昭8年	
猪渡谷南		猪渡谷町	27.15	23	H7.11.24	138	平1年	
寺ノ坂		戸石川町	4.23	20	H7.11.24	223	平5年	
鎮守の元	坂瀬川	田平町	5.80	1	S36.5.17	1063	昭28年	
日の浦		田平町	6.70	3	S36.5.17	1063	昭28年	
野田		田平町	6.80	6	S36.5.17	1063	昭28年	
唐舟		田平町	6.70	3	S36.5.17	1063	昭28年	
馬の元	釜田川	田平町	9.40	53	H3.3.30	916	平2年	
的 山		大島村	11.30	35	S35.9.13	1941	昭28年 昭34年7月	
的 山		大島村	2.98	14	H8.2.23	1837		追加
的 山川内		大島村	10.47	16	H1.3.31	878	昭63年	
前平		大島村	14.87	1	H3.3.30	917	平2年	

3-4 砂防指定地一覧表

(県北振興局田平土木維持管理事務所 管内概要)

河 川 名		所 在 地	指 定 関 係 事 項		
幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積 (ha)
鏡 川	戸 石 川	戸石川町	S 47. 3. 29	604	6. 00
安 満 川	安 満 川	深川町	S 50. 5. 27	898	6. 08
猪 渡 谷 川	白 猪 川	猪渡谷町	S 62. 1. 26	112	0. 50
			H 8. 3. 21	729	1. 45
	平 野 川		H 2. 6. 27	1236	2. 43
里 川	椿 山 川	早福町	H 2. 6. 27	1236	0. 62
	火 岳 川		H 12. 1. 27	162	1. 05
神 の 川	神 の 川	生月町	S 49. 5. 23	804	9. 00
			H 4. 3. 13	629	5. 52
東 流 川	東 流 川	大島村	H 6. 11. 10	2170	3. 98
轟 川	轟 川	大島村	S 51. 3. 5	249	2. 99
種 子 田 川	種 子 田 川	水垂町	H 28. 6. 9	809	0. 12

3－5 土砂災害（特別）警戒区域一覧表

告示年月日 告示番号 指定町名	土石流 （箇所）		急傾斜地崩壊 （箇所）		地すべり		計	
	警戒 区域	うち 特別 警戒 区域	警戒 区域	うち 特別 警戒 区域	警戒 区域	うち 特別 警戒 区域	警戒 区域	うち 特別 警戒 区域
H29. 3. 10 長崎県告示第 200 号 平戸市田平町（一部）	1	1	90	89	0	0	91	90
H30. 3. 30 長崎県告示 304 号 平戸市（一部）	6	5	162	157	0	0	168	162
H30. 5. 15 長崎県告示 380 号 平戸市田平町（一部）	0	0	45	45	0	0	45	45
R2. 3. 17 長崎県告示 224 号 平戸市（一部）	87	81	305	280	0	0	392	361
R2. 3. 27 長崎県告示 261 号 平戸市（一部）	0	0	0	0	167	0	167	0
合計	94	87	602	571	167	0	863	658

4 消防・水防関係

4-1 災害対策出場計画表

区 別	出 場 区 分		第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備
	災 害 の 程 度		予 想 さ れ る と き	発生し警戒防御するため常時の体制では不能の場合	災 害 の 発 生
	指 令 方 法		電 話 及 び 防 災 メ ー ル	電 話 及 び 防 災 メ ー ル	電 話 及 び 防 災 メ ー ル
署 隊	消 防 署 隊		当 務 者 及 び 所 要 の 日 勤 者 (非番者、週休者自宅待機)	当 務 者 及 び 所 要 の 非 番 者 (非番者の一部、週休者自宅待機)	全 員 招 集
消 防 団 隊	平戸地区 (北部)	第 1 分団	自 宅 待 機	団長及び地区団長は、分団長の他所要の団員を招集する	団長及び地区団長は、地域の状況により全員招集する
		第 2 分団			
		第 3 分団			
		第 4 分団			
		第 5 分団			
		第 6 分団			
		第 7 分団			
	平戸地区 (中部)	第 8 分団			
		第 9 分団			
		第10分団			
		第11分団			
		第12分団			
	平戸地区 (南部)	第13分団			
		第14分団			
		第15分団			
		第16分団			
		第17分団			
		第18分団			
	生月地区	第 1 分団			
		第 2 分団			
第 3 分団					
田平地区	第 1 分団				
	第 2 分団				
	第 3 分団				
	第 4 分団				
	第 5 分団				
大島地区	第 1 分団				
	第 2 分団				
	第 3 分団				
	第 4 分団				
備 考			1 平戸地区第5分団にあっては、消防長、署長又は団長の指示によるものとする。 2 総務、予防課長及び当務隊の属する副署長、各係長並びに各出張所長が詰める時期は第1配備体制となった時とする。 3 地区団長及び副団長は第2配備体制となった時、各々の格納庫等に詰め、団長の指示を受けるものとする。		

※ 注 この出場計画は、地震及び津波による災害が発生した場合にもおおむね適用する。

4－2 消防団の現況

1 分団の名称及び管轄区域

分団名称	分団名	部 名	管 轄 区 域
平戸地区	第1分団	第1部	新町、職人町、魚の棚町、戸石川町、岩の上町の一部（上大垣、清水川の一部）
		第2部	紺屋町、木引田町、築地町、岩の上町の一部（亀岡の一部）、鏡川町の一部（赤坂、西の久保の一部）
		第3部	宮の町、浦の町、崎方町、大久保町の一部（小川、大久保の一部）、鏡川町の一部（田原崎の一部）
	第2分団		田助町、大久保町（小川、大久保の一部を除く全域）
	第3分団		木引町、鏡川町（赤坂、田原崎、西の久保の一部を除く全域）
	第4分団		大野町、明の川内町、岩の上町（亀岡、清水川、上大垣の一部を除く全域）
	第5分団		度島町
	第6分団		大山町、川内町、中野大久保町、水垂町
	第7分団		山中町、下中野町、古江町、坊方町、主師町
	第8分団	第1部	獅子町、大石脇町
		第2部	高越町、春日町
	第9分団		根獅子町、飯良町
	第10分団	第1部	紐差町、迎紐差町、深川町、朶の原町、草積町
		第2部	木場町（田崎、神鳥）
	第11分団		木ヶ津町、大川原町、赤松町
	第12分団	第1部	宝亀町
		第2部	木場町（木場）
	第13分団	第1部	上中津良町、下中津良町
		第2部	敷佐町
	第14分団		堤町、猪渡谷町
	第15分団		田代町、神上町、前津吉町、神ノ川町、船木町
	第16分団	第1部	神船町、津吉町、東中山町、西中山町、辻町、無代寺町、鮎川町、大佐志町
		第2部	早福町
	第17分団		大志々伎町、志々伎町、小田町、石堂町、野子町の一部（向月、船越）
	第18分団		野子町（向月、船越を除く）

生月地区	第1分団		浦北、浦南
	第2分団		御崎、老部、堺目、元触
	第3分団		山田、舘浦
田平地区	第1分団		日の浦、野田、平戸口、山内、永田、坊田、小手田、西荻田、南荻田、生向
	第2分団		釜田、大久保、大崎、下里、永久保、米の内、東荻田
	第3分団		深月、以善、万場、下寺、外目
	第4分団		下亀、上里、岳崎、田代
	第5分団		小崎、福崎、上亀、古梶
大島地区	第1分団		神浦全域
	第2分団		的山全域
	第3分団		前平及び西宇戸全域
	第4分団		大根坂全域

2 階級別定員及び配置

分団名称等		団長	地区 団長	副団長	分団長	副分 団長	部長	班長	団員	計	地区 別定 員等
本部		1	6	6			1	2	12	28	36
平戸 地区 (北部)	第1分団				1	1	3	7	29	41	222
	第2分団				1	1	2	7	23	34	
	第3分団				1	1	2	5	14	23	
	第4分団				1	1	2	3	16	23	
	第5分団				1	1	2	3	30	37	
	第6分団				1	1	2	5	12	21	
	第7分団				1	1	2	5	17	26	
	(中部) 第8分団				1	1	2	7	25	36	190
	第9分団				1	1	2	6	25	35	
	第10分団				1	1	2	6	31	41	
	第11分団				1	1	2	6	28	38	
	第12分団				1	1	2	7	21	32	
	(南部) 第13分団				1	1	2	7	21	32	190
	第14分団				1	1	2	6	19	29	
	第15分団				1	1	2	5	20	29	
	第16分団				1	1	2	6	24	34	
	第17分団				1	1	2	6	24	34	
	第18分団				1	1	2	6	19	29	

生月地区	第1分団				1	1	2	7	34	45	175
	第2分団				1	1	2	8	51	63	
	第3分団				1	1	2	8	45	57	
田平地区	第1分団				1	1	2	6	21	31	170
	第2分団				1	1	2	6	17	27	
	第3分団				1	1	2	5	18	27	
	第4分団				1	1	2	5	18	27	
	第5分団				1	1	2	5	24	35	
大島地区	第1分団				1	1	2	5	12	21	96
	第2分団				1	1	2	5	12	21	
	第3分団				1	1	2	5	4	13	
	第4分団				1	1	2	6	19	29	
合計		1	6	6	30	30	62	176	685	996	1,079

4－3 防火対象物現況表

用途別			区 分	対象物数
(1)	イ	観覧場等		1
	ロ	公会堂・集会場		2
(2)	イ	キャバレー等		0
	ロ	遊技場・ダンスホール		3
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		0
	ニ	カラオケボックス等		1
(3)	イ	料亭・割烹		0
	ロ	飲食店		73
(4)		百貨店・マーケット等		55
(5)	イ	旅館・ホテル		73
	ロ	下宿・寄宿舍・共同住宅		104
(6)	イ(1)	避難のために患者の介助が必要な病院		2
	イ(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所		1
	イ(3)	上記(1)以外の病院		6
		上記(2)以外の有床診療所、有床助産所		
	イ(4)	無床診療所・無床助産所		11
	ロ(1)	老人短期入所施設等		22
	ロ(2)	救護施設		0
	ロ(3)	乳児院		0
	ロ(4)	障害児入所施設		0
	ロ(5)	障害者支援施設等		4
	ハ(1)	老人デイサービス施設等		18
	ハ(2)	更正施設		0
	ハ(3)	助産施設、保育所等		22
	ハ(4)	児童発達支援センター等		1
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等		14
	ニ	幼稚園		5
(7)		学校等		73
(8)		図書館・博物館		9
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場		0
	ロ	公衆浴場		2
(10)		車輛船舶の発着場		0

(11)		神社・寺院・教会	42
(12)	イ	工場・作業場	105
	ロ	映画・テレビスタジオ	0
(13)	イ	駐車場	10
	ロ	飛行機の格納庫	0
(14)		倉庫	89
(15)		各項に該当しない事業場	162
(16)	イ	複合対象物 1～4・5(イ)・6・9(イ)	66
	ロ	イ以外の複合用途	33
(17)		文化財等	12
計			1,031

5 危険物関係

5-1 危険物施設一覧

事業所番号	事業主体	区分	設置場所	備考
1	海上自衛隊	地下タンク貯蔵所	大久保町神崎上野1070	
2	(株)松岡石油店	給油取扱所	築地町513	
		屋外タンク貯蔵所	岩の上町白浜	
		屋外タンク貯蔵所	岩の上町白浜	
		一般取扱所	岩の上町白浜	
		移動タンク貯蔵所	岩の上町1256	
		移動タンク貯蔵所	岩の上町1069-22	
		移動タンク貯蔵所	岩の上町1069-22	
		移動タンク貯蔵所	草積町石原田免1105-1	
		給油取扱所	津吉町791-4	
		給油取扱所	草積町石原田前1108-7	
3	石本石油店	給油取扱所	紐差町1052-4	休止
4	森石油(有)	給油取扱所	前津吉町117の1	
		移動タンク貯蔵所	前津吉町117の1	
5	(有)川淵石油店	屋外タンク貯蔵所	鏡川町田原崎144	
		屋内タンク貯蔵所	鏡川町田原崎144	
		給油取扱所(船舶)	鏡川町田原崎144	
		一般取扱所	鏡川町田原崎144	
		地下タンク貯蔵所	鏡川町495	
6	平戸市 平戸市役所	地下タンク貯蔵所	岩の上町1508の3	
	平戸市 平戸斎場	地下タンク貯蔵所	深川町字平尾677の13	
	平戸市 シーライフ平戸	地下タンク貯蔵所	鏡川町字冷水850	
	平戸市 平戸市民病院	地下タンク貯蔵所	草積町1158-1	
7	平戸鉄工造船(株)	屋内貯蔵所	鏡川町1272	
8	田中米穀店	一般取扱所	戸石川町新道982の2	休止
9	港祐産業(有)	給油取扱所(自家用)	下中野町神曾根116の17	
		屋外タンク貯蔵所	下中野町神曾根116の17	
		一般取扱所	下中野町神曾根116の17	
10	平戸建設株式会社 ニューポート石油	給油取扱所	宮の町字宮の町647番6	
		移動タンク貯蔵所	明の川内町299-5	
11	たつみ産業(株)	給油取扱所(自家用)	木場町勝負の久保777-1	
12	西肥自動車(株)平戸営業所	給油取扱所(自家用)	大久保町字山頭1258	
13	大川テクノ(有)	給油取扱所(自家用)	大山町581の2	

14	老人ホーム光の園	地下タンク貯蔵所	大久保町325	
15	平戸市森林組合	屋外タンク貯蔵所	宝亀町91番1	
16	(資)東船具店	屋内貯蔵所	崎方町805	
17	西日本電信電話株式会社	地下タンク貯蔵所	岩の上町1507の1	
18	湯快リゾート株式会社	屋外タンク貯蔵所	川内町100	
		屋外タンク貯蔵所	川内町55	
19	(有)旗松亭	地下タンク貯蔵所	大久保町2520	休止
		地下タンク貯蔵所	大久保町2520	
		地下タンク貯蔵所	大久保町2520	
20	(株)ニュー平戸海上ホテル	屋内タンク貯蔵所	大久保町2231番地3	
21	株式会社 彩陽	地下タンク貯蔵所	岩の上町西稗田1123-1	休止
		屋内タンク貯蔵所	岩の上町西稗田1123-1	
22	平戸市漁業協同組合 (度島)	屋外タンク貯蔵所	度島町飯盛地先	
		給油取扱所(船舶)	度島町飯盛	
		屋外タンク貯蔵所	度島町本村漁港埋立地	
		給油取扱所(船舶)	度島町本村漁港埋立地	
		一般取扱所	度島町本村	
	平戸市漁業協同組合 (薄香)	屋外タンク貯蔵所	鏡川町薄香小浦	
		給油取扱所(船舶)	鏡川町薄香	
	平戸市漁業協同組合 (獅子)	屋外タンク貯蔵所	獅子町661-3	
		屋外タンク貯蔵所	獅子町661-3	
		給油取扱所(船舶)	獅子町661-4	
		一般取扱所	獅子町661-4	
	平戸市漁業協同組合 (中津良)	一般取扱所	堤町8番-2	
		屋外タンク貯蔵所	堤町8番-2	
		給油取扱所(船舶)	堤町8番-2	
	平戸市漁業協同組合 (本所)	屋外タンク貯蔵所	岩の上町白浜	
		給油取扱所(船舶)	岩の上町白浜	
	平戸市漁業協同組合 (津吉)	屋外タンク貯蔵所	前津吉町332	
		給油取扱所(船舶)	前津吉町332	
		屋外タンク貯蔵所	大佐志町地先	
		給油取扱所(船舶)	大佐志町1-4	

23	中野漁業協同組合	屋外タンク貯蔵所	古江町古江埋立地	
		給油取扱所(船舶)	古江町古江埋立地	
24	志々伎漁業協同組合	屋外タンク貯蔵所	木ヶ津町漁港埋立地	
		給油取扱所(船舶)	木ヶ津町漁港埋立地	
		屋外タンク貯蔵所	志々伎町1857の4	
		給油取扱所(船舶)	志々伎町1857の4	
		屋外タンク貯蔵所	野子町宮の浦埋立地	
		給油取扱所(船舶)	野子町宮の浦埋立地	
		屋外タンク貯蔵所	早福町無番地	
		給油取扱所(船舶)	早福町無番地	
25	ながさき西海農業協同組合	地下タンク貯蔵所	辻町下鮎川185の3	
		一般取扱所	度島町590-1	
		給油取扱所	生月町里免字宮田2918-2	
		給油取扱所	大島村大字大島前平1720-1 他	
		地下タンク貯蔵所	田平町福崎免956-1	
		一般取扱所	田平町福崎免956-1	
26	(有)山下造船所	屋内貯蔵所	津吉町160	休止
27	舘浦漁業協同組合	屋外タンク貯蔵所	生月町舘浦早崎	
		屋外タンク貯蔵所	生月町舘浦早崎	
		給油取扱所(船舶)	生月町舘浦早崎	
		屋内貯蔵所	生月町舘浦早崎	
		一般取扱所	生月町舘浦早崎	
28	(財)生月船員福祉会館	地下タンク貯蔵所	生月町舘浦107-2	休止
29	有限会社 藤村商店	給油取扱所	生月町里免水畑3740-4	
30	(有)森石油	屋外貯蔵所	生月町里免字田渕2703	
		給油取扱所	生月町里免1679-4	
31	生月漁業協同組合	屋外タンク貯蔵所	生月町壺部浦168-16地先	
		給油取扱所(船舶)	生月町壺部浦168-16地先	
		一般取扱所	生月町壺部浦168-14地先	
32	アオキ石油(有)	給油取扱所	田平町里免241-3	
		地下タンク貯蔵所	田平町小手田免八幡崎865-1	
33	九十九島漁業協同組合	給油取扱所(船舶)	田平町野田免埋立地	
		屋外タンク貯蔵所	田平町野田免埋立地	
		屋外タンク貯蔵所	田平町野田免埋立地	
34	平戸市田平町福祉保健センター	地下タンク貯蔵所	田平町里免字久保田90	
35	医療法人平戸愛恵病院	地下タンク貯蔵所	田平町野田免202	

36	医療法人青洲会青洲会病院	地下タンク貯蔵所	田平町山内免612-4	
37	平戸急送有限会社	給油取扱所(自家)	田平町下亀免丸米304-1	
38	長崎県立北松農業高等学校	屋内貯蔵所	田平町小手田免54-1	
39	浦添造船所	屋内貯蔵所	田平町野田免埋立地	
40	(有)ニシマイカーセンター	給油取扱所	田平町小手田免1255-1	
		給油取扱所	紐差町1400-3	
		屋内タンク貯蔵所	紐差町1407-3	
		移動タンク貯蔵所	紐差町1400-3	
		移動タンク貯蔵所	紐差町1400-3	
		移動タンク貯蔵所	紐差町1400-3	
		一般取扱所	紐差町1407-3	
41	コメリ	一般取扱所	田平町里免4-1他	
		一般取扱所	紐差町森の木1401-1他	
42	大島漁業協同組合	屋外タンク貯蔵所	大島村大根坂無番地	
		給油取扱所(船舶)	大島村大根坂2292-24	
		屋外タンク貯蔵所	大島村的山330-14	
43	山川石油(有)	給油取扱所(自家)	大島村的山川内山浦347-1	
44	森商事	給油取扱所	川内町933-1	
		屋外タンク貯蔵所	川内町字番屋崎	休止
45	ナフコ平戸店	一般取扱所	山中町736	
46	ダイレックス平戸店	一般取扱所	岩の上町167-1他	
47	全農エネルギー株式会社	給油取扱所	田平町小手田免柚ノ木1048-1	
48	彩木陸運	屋外タンク貯蔵所	田平町小手田免坊田1153-1	
		給油取扱所(自家)	田平町小手田免坊田1153-1	
49	ホームインプルーブメントひろせ	一般取扱所	岩の上町町1278番地3	

6 避難収容関係

6-1 指定緊急避難場所、指定避難所一覧表

No.	対象 地区	避難場所	所在地	収容 人数	地区 人数	該当地区	海拔 (m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定 避難 所	福祉 避難 所	臨時 避難 所	電話
								洪水	崖崩れ、 土石流、 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火事				
1	度 島 地 区	度島小中学校	度島町1082	1,815	659	度島浦、度島中部、度島三 免	63.1	○	○	○	○	○		○			22-9238
2		度島小中学校グラウンド								○	○	○	○				
3		度島町へき地保育所	度島町1655	89	181	度島浦	10	○		○	○	○		○			25-2615
4		ふれ愛センター度島	度島町1673	59	181	度島浦	10	○		○	○	○		○			25-2501
5		度島交流館	度島町1656-3	51	181	度島浦	10	○		○	○	○		○			25-2501
6	北 部 地 区	田跡小学校	大久保町441-1	1,418	1,305	幸の浦、田の浦、曲り、潮の浦、田 跡在、田跡浦、神崎	54.5	○	○	○	○	○		○			22-9231
7		田跡小学校グラウンド								○	○	○	○				
8		平戸市田跡ハイヤ節伝承館	大久保町326-15	96	35	油水	54.5	○	○	○	○	○		○			
9		光の園保育園	大久保町322-11	318	389	神崎、田の浦、潮の浦	53.6	○		○	○	○		○			23-2612
10		平戸中学校	鏡川町42	2,699	1,746	中の原、大久保、小川、田原崎、 西の久保、薄香浦、梅崎、後平、 薄香越	53	○	○	○	○	○		○			22-9245
11		平戸中学校グラウンド								○	○	○	○				
12		平戸市総合運動公園「ライフカントリー」 多目的グラウンド	鏡川町944-3				134			○	○	○	○				57-3104
13		平戸市総合運動公園「ライフカントリー」 赤坂野球場	鏡川町944				69			○	○	○	○				57-3104
14		みのり子ども園	鏡川町252	231	142	田原崎	18.1	○	2階以上可	○	○	○		○			22-2575
15		家の園保育所	鏡川町361	548	347	西の久保	40.4	○	○	○		○		○			22-2244
16		平戸小学校	岩の上町1509	2,927	2,670	清水川、稚田、中の崎、下大垣、 上大垣、新町、職人町、島の郷町	7.5	○	○	○	○	○		○			22-9230
17		平戸小学校グラウンド								○	○	○					
18		平戸文化センター	岩の上町1529	994	780	亀岡、白浜、榎原町、木引田町、 高地町、宮の町、津の町、崎方町	2.8	○	○					○			22-5300
19		平戸市社会福祉センター	岩の上町1466	661		対象：避難行動要支援者	13	○	○	○	○	○			○		22-2180
20		あんのん	戸石川町950	64		対象：避難行動要支援者	18	○	○	○	○	○			○		23-8815
21		さくらば公園	戸石川町485番地				10		○	○	○	○	○				22-9165
22		長崎県立造興館高等学校体育館	岩の上町1443	5,837	3,277	亀岡、清水川、白浜、稚田、中の 崎、明の川内、下大垣、上大垣、 大野、木引、赤坂	5	○	○	○	2階以上可	2階以上可		○			22-2064
23		長崎県立造興館高等学校武道場		286				○	○	○				○			
24		長崎県立造興館高等学校第1運動場	岩の上町1240-2				20			○	○	○					
25		平戸市未来創造館	岩の上町1458-2	946	899	高麗町、戸石川、杉山	13	○	○	○	○			○			22-2418
26		古江町民体育館	古江町548	225	104	古江、大瀬	28	○	○	○	○	○		○			22-9214
27		古江町民体育館グラウンド								○	○	○					
28		山中公会堂	山中町781	95	217	山中	59	○	○	○	○	○		○			
29		中野中学校	中野大久保町1096	1,550	549	大山、水重、山中、坊方、主師、 山野、白石	25	○	2階以上可	○	○	○		○			22-9246
30		中野中学校グラウンド								○	○	○	○				
31		中野小学校	中野大久保町888	1,244	662	川内浦、中野大久保、下中野、古 江、大瀬	22	○	2階以上可	○	○	○		○			22-9232
32		中野小学校グラウンド								○	○	○	○				
33		中野ふれあい会館	中野大久保町796-1	237	195	川内在	21	○		○	○	○		○			22-9214
34		川内漁民センター	川内町1024-10	268	296	川内浦	2	○	2階以上可					○			

35	中部地区	春日公民館	春日町189-1	60	63	春日	38	○		○	○	○		○			
36		高越町公会堂	高越町566-1	60	61	高越	68	○	○	○	○	○		○			
37		旧獅子小学校体育館	獅子町782	466	335	高越、獅子第1、獅子第2、獅子第4	23	○	○	○		○		○			22-9213
38		獅子町民運動場	獅子町480							○	○	○					
39		獅子ふれあい会館	獅子町1025-1	178	84	獅子第3	24	○	○	○	○	○		○			22-9214
40		宝亀第2公会堂	宝亀町973-1	70	336	宝亀第1、宝亀第2、宝亀第3、宝亀第4	55	○		○	○	○		○			
41		平戸市ふれあいセンター	紐差町678-1	369	246	紐差第1	6	ため池を除く		○	○	○	○	○			22-9181
42		東和愛児園	紐差町690-1	308	175	紐差第2	10	○		○	○	○		○			28-0156
43		紐差小学校	紐差町665	1,740	1,021	紐差第3、紐差第4、深川、迎紐差、木ヶ津第1、木ヶ津第2、木ヶ津第3、木ヶ津第4、赤松、草積、大石脇	2.3	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可		○			22-9234
44		紐差小学校グラウンド											○				
45		中部中学校	紐差町363	2,174	1,175	春日、高越、獅子第1、獅子第2、獅子第3、獅子第4、石原田、木場、田嶋、神島、宝亀第1、宝亀第2、宝亀第3、宝亀第4、染の原	12	○	○	○	○	○		○			22-9247
46		中部中学校グラウンド								○	○	○					
47		中部市民運動場	紐差町1108				31			○	○	○					22-9181
48		平戸荘	紐差町450	1,434		対象：避難行動要支援者	20	○		○	○	○			○		28-1155
49		旧大川原小学校体育館	赤松町23	981	267	大川原、赤松、木ヶ津第4	120	○		○	○	○		○			22-9213
50		大川原第一公会堂	大川原町568-3	87	170	大川原	31	○	○	○	○	○		○			
51		長崎県立平戸高等学校体育館	草積町261	3,654	2,698	春日、高越、獅子第1、獅子第2、獅子第3、獅子第4、紐差第1、紐差第2、紐差第3、紐差第4、深川、迎紐差、木ヶ津第1、木ヶ津第2、木ヶ津第3、木ヶ津第4、赤松、草積、石原田、木場、田嶋、神島、宝亀第1、宝亀第2、宝亀第3、宝亀第4、染の原、上中津良	107	○	○	○	○	○		○			28-0744
52		長崎県立平戸高等学校武道場		198				○	○	○	○	○		○			
53		長崎県立平戸高等学校グラウンド								○	○	○	○				
54		根獅子小学校	根獅子町181	1,236	587	根獅子第1、根獅子第2、根獅子第3、根獅子第4、飯良第1、飯良第2	35	○	○	○	○	○		○			22-9233
55		根獅子小学校グラウンド								○	○	○	○				
56		飯良町公会堂	飯良町690-1	90	134	飯良第1、飯良第2	5									○	
57	南部地区	旧中津良小学校	下中津良町409	995	558	上中津良、下中津良、敷佐、猪渡谷	3.6	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可		○			22-9213
58		旧中津良小学校グラウンド											○				
59		猪渡谷地区集落センター	猪渡谷町219	114	208	猪渡谷	8	○		○	○	○		○			
60		旧堤小学校	堤町382	1,046	554	堤、猪渡谷	20.3	○	○	○	○	○		○			22-9213
61		旧堤小学校グラウンド								○	○	○	○				
62		南部中学校	津吉町241	1,937	654	神船、津吉中央、津吉元、鮎川、大佐志	12.2	2階以上可	2階以上可	○	○	○		○			22-9248
63		南部中学校グラウンド								○	○	○	○				
64		平戸市多目的研修センター	辻町199	756	265	鮎川、中山	2.2	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可		○			22-9191
65		平戸市多目的運動広場											○				
66		南部市民屋内運動場	辻町199	400	232	津吉元	2	ため池を除く						○			22-9191
67		わたつみの里	辻町178	1,797		対象：避難行動要支援者	2.8	ため池を除く				○				○	27-2200
68		津吉小学校	田代町575	1,608	508	田代、神上、前津吉浦、前津吉浜、船木	37	2階以上可	2階以上可	○	○	○		○			22-9235
69		津吉小学校グラウンド								○	○	○					
70		前津吉公会堂	前津吉町165-1 165-2	133	86	前津吉浜	5	○	○	○	○			○			
71		志々伎小学校	志々伎町1295	1,247	795	大志々伎、志々伎浦、志々伎岡、志々伎肥、船越、向月	12	○	○	○	○	○		○			22-9236
72		志々伎小学校グラウンド								○	○	○					
73		志々伎ふれあい会館	志々伎町292-1	242	121	志々伎岡	2.5	ため池を除く						○			22-9214
74		旧志々伎小学校早稲分校	早稲町229	750	190	早稲	18	○	○	○	○	○		○			
75		旧志々伎小学校早稲分校グラウンド								○	○	○					
76		野子小学校	野子町1955	1,561	522	野子、宮の浦	22	○	2階以上可	○	○	○		○			22-9237
77		野子小学校グラウンド								○	○	○	○				
78		旧野子小中学校高島分校	野子町159	886	23	高島	5	○	○	○				○			
79		宮の浦漁民研修センター	野子町1044-15	158	329	宮の浦	2.5	○	○					○			

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事				
80	生月地区	生月小学校	生月町里免3174	2,233	2,203	堺目地区、浦北地区、浦南地区、沓部地区	57	○	○	○	○	○		○			22-9242
81		生月小学校グラウンド								○	○	○					
82		生月中学校	生月町山田免2451-1	3,037	1,330	元触地区、山田地区	120	○	○	○	○	○		○			22-9250
83		生月中学校グラウンド								○	○	○	○				
84		山田小学校	生月町山田免511	2,275	1,260	山田地区、館浦地区(第1、第2)	39	2階以上可	○	○	○	○		○			22-9243
85		山田小学校グラウンド								○	○	○					
86		生月勤労者体育センター「野球場」	生月町里免2174-1				138			○	○	○	○				22-9203
87		旧生月保育所	生月町里免2968-3	199	1,190	沓部浦地区	17	○	○	○	○	○		○			22-9200
88		旧生月保育所グラウンド								○	○	○					
89		生月こども園	生月町山田免526-1	248	826	山田地区	34	ため池を除く	○	○	○	○		○			22-9206
90		山田児童館	生月町館浦284-20	104	151	館浦地区(第2)	2.5	○	○					○			53-1759
91		山田地区活性化センター	生月町山田免712-1	389	826	山田地区	52	○	○	○	○	○		○			22-9200
92		平戸市多目的集会所	生月町沓部4873-1	257	545	沓部地区	44	○	○	○	○	○		○			22-9200
93		生月町元触地域交流センター	生月町里免1372-1	250	504	元触地区	80	ため池を除く	○	○	○	○		○			22-9200
94		生月町御崎コミュニティセンター	生月町御崎292-1	300	151	御崎地区	59	○	○	○		○		○			22-9200
95		生月船員福祉会館	生月町館浦107-2	1,250	984	館浦地区(第3、第4、第5)	2.5	○	○					○			53-2583
96		生月町中央公民館	生月町里免1660	567	1,190	沓部浦地区	4	○	○		○			○			22-9203
97		生月町開発総合センター	生月町里免1610	500		一時避難所	4	2階以上可	○					○			22-9207
98		生月高齢者生活福祉センター	生月町山田免3011	642		対象：避難行動要支援者	82	○	○	○	○	○			○		53-2615
99		堺目地区活性化センター	生月町里免3849-1	533	468	堺目地区	68	ため池を除く	○	○	○	○		○			22-9200
100		平戸市生月町B&G海洋センター	生月町里免2277-1	716			138	○	○	○	○	○	○	○			22-9214
101		平戸市生月大橋公園	生月町南免4375-1				13			○	○	○	○				22-9200

No.	対象 地区	避難場所	所在地	収容 人数	地区 人数	該当地区	海拔 (m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定 避難 所	福祉 避難 所	臨時 避難 所	電話
								洪水	崖崩れ、 土石流、 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火事				
102	田 平 地 区	日の浦区公民館	田平町山内免361-2	64	176	日の浦	3									○	57-1323
103		平戸市田平ターミナルビル	田平町山内免344番5	202			3	○	2階以上	2階以上	2階以上	2階以上	○				
104		野田研修センター	田平町野田免131-5・132-3	101	246	野田	28	○	○	○	○	○		○			
105		永久保区公民館	田平町大久保免1239-2	47	191	永久保	43	○	○	○		○		○			57-2727
106		平戸口社会館	田平町山内免764-2	71			39	○	○	○	○	○		○			57-0236
107		山内区公民館	田平町山内免42-1	73	243	山内	25	○	○	○	○	○		○			
108		大崎区公民館	田平町大久保免829	39	62	大崎	32	○	○	○		○		○			
109		釜田区公民館	田平町大久保免134-10	58	165	釜田	2.5	○	○					○			
110		大久保団地集会所	田平町大久保免41	46	158	大久保	22	○	○	○	○	○		○			
111		田平ホーム	田平町山内免232	50		対象：避難行動要支援者	36	○	○	○		○			○		57-1966
112		山内団地集会所	田平町山内免469-4	28	331	平戸口	37	○	○	○	○	○		○			
113		平戸口区公民館	田平町山内免458-11	115	331	平戸口	25	○	○	○		○		○			
114		田平町民センター	田平町山内免270-1	884	812	山内、平戸口、大崎、日の浦	34	○	○	○	○	○		○			22-9211
115		永田団地集会所	田平町山内免66-5	50	896	永田	30	○	○	○	○	○		○			
116		田平北小学校	田平町小手田免970-2	1,867	1,832	日の浦、野田、永久保、釜田、大久保、永田	37	○	○	○	○	○		○			22-9239
117		田平北小学校グラウンド								○	○	○	○				
118		田平公園運動広場	田平町小手田免823-1				67			○	○	○	○				095-894-3031
119		田平公園テニスコート	田平町小手田免823-1				62			○	○	○	○				
120		坊田区公民館	田平町小手田免1144-1	67	370	坊田	71	○	○	○		○		○			
121		長崎県立北松農業高等学校体育館	田平町小手田免54-1	370	685	小手田、坊田	81	○	○	○	○	○		○			57-0511
122		長崎県立北松農業高等学校格技場		370				○	○	○	○	○		○			
123		長崎県立北松農業高等学校グラウンド						73		○	○	○	○				
124		小手田区公民館	田平町小手田免194-1	41	315	小手田	80	○	○	○		○		○			
125		長崎県肉用牛改良センター	田平町小手田免26-6	30			105	○	○	○		○		○			57-1684
126		たびら昆虫自然園	田平町荻田免1628-4	114			101	○	○	○	○	○		○			22-9210
127		米の内区公民館	田平町一関免194-3	125	371	米の内	65	○	○	○		○		○			
128		田平中学校	田平町荻田免20-1	2,902	2,007	坊田、小手田、米の内、東荻田、西荻田、生向、下里、上里	66	○	○	○	○	○		○			22-9249
129		田平中学校グラウンド								○	○	○					
130		西荻田区公民館	田平町荻田免1544	37	94	西荻田	54	○	○	○		○		○			
131		南荻田区公民館	田平町荻田免1013-3・1013-4	60	93	南荻田	101	○		○		○		○			
132		下寺区公民館	田平町下寺免1168-5	127	192	下寺	96	○	○	○		○		○			
133		生向区公民館	田平町下寺免642-102・103	79	132	生向	102	○	○	○	○	○		○			
134		田平町南地区交流センター	田平町深月免43-1	108			126	○	○	○	○	○		○			22-9214
135		田平南小学校	田平町下寺免47	1,488	1,206	南荻田、下寺、外目、以養、万瀬、田代、古隈、深月	126	○	○	○	○	○		○			22-9240
136		田平南小学校グラウンド								○	○	○					
137		外目区公民館	田平町下寺免1801-2・1828-8	63	95	外目	95	○	○	○	○	○		○			

田平地区

No.	対象地区	避難場所	所在地	収容人数	地区人数	該当地区	海拔(m)	指定緊急避難場所 (避難先が対象とする災害に○を表示しています。)						指定避難所	福祉避難所	臨時避難所	電話
								洪水	崖崩れ、土石流、地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事				
155	大島地区	東神浦公民館	大島村前平1049-1	113	78	東神浦	7	ため池を除く						○			
156		西神浦公民館	大島村神浦104	94	143	西神浦	3									○	
157		大島村公民館	大島村前平1840-1	560	330	東神浦、西神浦、前平	10	○	2階以上可	○	○	○		○			55-2511
158		ながさき西海農業協同組合大島支店	大島村神浦188-1	125	143	西神浦	2.5	○	2階以上可					○			55-2541
159		前平公民館	大島村前平1086-2	52	109	前平	70	○		○		○		○			
160		西宇戸公民館	大島村西宇戸1372-2	54	66	西宇戸	92	○		○		○		○			
161		大根板公民館	大島村大根板2158-1	135	327	大根板	45	○		○		○		○			
162		大島村漁業協同組合大根板漁民センター	大島村大根板2292-22	75	327	大根板	2	○	2階以上可					○			55-2374
163		大島村漁業協同組合的山漁村センター	大島村的山川内330-3	129	269	的山浦、的山在	2.5	○	2階以上可					○			55-2531
164		板の浦集会所	大島村的山戸田679-5	25	31	的山在(板の浦)	45	○	○	○		○		○			
165		大島地区活性化センター	大島村的山川内790-1	165	269	的山浦、的山在	3	○						○			55-2511
166		大島高齢者生活福祉センター	大島村前平2727	457		対象:避難行動要支援者	122	○		○	○	○			○		55-2100
167		大島村保育所	大島村前平2737	209			114	○		○	○	○		○			55-2006
168		大島小学校	大島村前平2749	1,614	992	東神浦、西神浦、前平、西宇戸、大根板、的山浦、的山在、板の浦	110	○	2階以上可	○	○	○		○			22-9244
169		大島小学校グラウンド								○	○	○	○				
170		大島中学校	大島村前平2037-1	1,761	502	前平、西宇戸、大根板	110	○	2階以上可	○	○	○		○			22-9251
171		大島中学校グラウンド								○	○	○	○				

6-2 平戸市避難所運営マニュアル

1 事前対策

(1) 避難所管理責任者の配置及び避難所管理責任者の業務

- ① 避難者の把握
- ② 必要物資の管理
- ③ 避難行動要支援者への支援

〈マニュアル・帳簿類の整備〉

(主な例示)

① 避難者名簿	⑤ 避難行動要支援者リスト
② 避難者用物品受け払い簿	⑥ 避難所施設に要した物品受払帳簿
③ 避難所設置報告書（設置日時・収容状況記録表）	⑦ ボランティア受付簿
④ 施設の安全チェックリスト	⑧ 現金出納簿
	⑨ 寄贈物資受払簿

(2) 避難所開設訓練の実施

- ① 避難所の周知
- ② 避難所開設訓練の実施

〈避難所開設訓練のメニュー〉

(主な例示)

① 実際に指定されている避難所を活用する。	⑧ トイレの使用可否の確認（仮設トイレの備蓄がある場合は、組み立て訓練を実施）
② 実際に避難する市民と共同し、情報を共有すること	⑨ 防災資機材倉庫の開錠、備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験
③ 避難誘導	⑩ 掲示板の設置
④ 施設の開錠	⑪ 電話・FAX等通信機器の設置
⑤ 施設の被災状況の確認	⑫ 生活ルールの確認
⑥ 避難者カード（資料2）の配布、避難者人数、家族構成等の確認、集約	⑬ 避難所生活の役割分担（責任者の決定・連絡員の設定）
⑦ 水道水（飲料水等）の使用可否の確認	⑭ テレビ・ラジオ等の設置
	⑮ ボランティア受け入れ訓練

※避難所開設訓練や自主防災組織を支援する災害時のリーダーシップを地域単位で訓練する。

2 発災～3時間程度

(1) 避難者の誘導及び安全確認

- ① 施設管理者又は警備員（夜間や施設が閉館の場合等）が避難所（学校等指定されている施設）を開錠する。
- ② 傷病者の救護、避難誘導灯は避難者の協力を求める。
- ③ 避難所の被害状況や安全確認は、目視で3ランク（A～C等）に区分する（資料1）

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。

「C」＝被害甚大につき使用不能

- ④ 避難者を一時的に、安全確認された施設等に避難誘導する。

(2) 避難所の区域設定

- ① 避難者立ち入り禁止区域の設定
- ② 避難者スペースの設定
- ③ 避難所運営組織の活動拠点や医療救護所スペース等の確保

(あらかじめ避難所ごとに各区域を設定した平面図を作成しておく)

(3) 避難所設営の準備

- ① 避難所を開設する場合、市は、各避難場所ごとに市の職員等を派遣・駐在させる。
- ② 防災関係設備の確認（防火設備、放送設備、非常電源等）
- ③ 備蓄物資の確認
- ④ 散乱危険物の除去や清掃等の実施
- ⑤ トイレの確保、設置
- ⑥ その他入浴施設や給食施設の使用確認

(4) 避難所開設の報告

〈避難収容該当者〉

- ・市が決定した避難指示に基づき又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者
- ・住家災害により全焼、全壊、流失し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常生活する場所を失った者
- ・以上の他住家等の危険を察して自主避難した者

- ① 避難者に避難者カード（資料2）を配布し、記入後回収
- ② 避難所管理責任者は、避難所開設の日時、場所、避難者数、被害及び避難状況、開設期間、管理責任者等を市災害対策本部へ報告する（資料3）。
- ③ 避難所が不足し、一時的に被災者を受け入れるための野外受け入れ施設を開設する場合も、①の業務を実施し、報告する。
- ④ 市で準備した野外受け入れ施設の資材が不足した場合には、①の報告時にテント等避難所設営関係の調達を県災害対策本部へ依頼する。

(5) 応急危険度判定士の支援要請

避難所としての使用可否確認のため、被害の規模等により必要な場合は、県に「被災建築物応急危険度判定士」の支援を要請する。

(6) 通信手段の確保

- ① あらかじめ各避難所ごとに電話の開設あるいは携帯電話の配布を実施する。
- ② 防災行政無線（移動系）の避難所への配備を検討する。
- ③ 避難所間のインターネットを活用する。

- ④ 伝令要員（バイク・自転車・徒歩）を確保する。

3 発災後1日～避難所生活

(1) 避難者の確認

① 避難者カード（資料2）の配布・回収

区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを配布し、記入後回収する。

② 避難者の把握

避難者カードは、必要な食料や物資の算出、組（班）の編制のデータ等になるので、配布漏れや記入漏れがないようチェックする。

また避難者名簿を作成し、名簿には特別な食料の要否（アレルギー、乳児、宗教的理由等）、医療関係での対応の要否、介助の要否、言語の違いによる通訳の要否等を記入する欄を設け、以後の対応の資料とする。

③ 避難者の移送

避難所管理責任者は、人数超過等により、避難所に被災者を受け入れることが困難な場合には、各支所に報告する。

また市で対応が困難な場合には、県災害対策本部へ要請する。

（移送方法については、市と県災害対策本部が協議し、実施する）

(2) 運営組織の確立と避難者中心の組織への移行

① 施設職員で組織を編成

発災直後は、避難所からの報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、避難所の職員が中心となって避難所の運営組織を立ち上げる。（避難所及び支所近辺に居住する職員が参集し、初動体制を確立する。）

② 組（班）の編成及び代表者選出

避難者の中で組（班）を編成し、代表者を選出し、給水、給食、日用品等の必要数等の把握及び配布、情報の収集・伝達等を組織的に実施し、避難所生活が円滑に実施できるように努める。

ア 組（班）の構成

班の構成は日常の自治組織を活用できるような居住地区ごとに編成し、組織的に機能できるよう配慮することが望ましい。

イ 組（班）の代表者

避難所内でのトラブルの発生を防止する目的で、代表者及び副代表者を選出する。

③ 避難者及びボランティア中心の組織編成

避難所開設の目的は、避難者が1日でも早く自立していくことで、短期間の緊急避難が基本である。そのためには、発災後3日までは避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行し、職員等は、後方支援業務に従事するように努める。

(3) 水の供給（飲料水・生活用水等）

① 水道施設の被害状況確認

ア 受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況の確認

- イ 揚水ポンプの運転可否の確認
- ウ 散水栓の使用可否の確認
- ② 近隣の「給水拠点」の確認及び給水（飲料水）
 - ア 近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況確認
 - イ 給水拠点での飲料水の給水（給水拠点における市民対応は市）
- ③ 災害時用の井戸水や、プールの水の状況把握及び給水（主に生活用水）
 - ア 飲料水としての水質の確認
 - イ 給水のための設備（浄水機、エンジンポンプ等）の確認
- ④ 飲料水等の緊急要請
 - ア 要請ルートの確認
 - イ 必要水量の把握（飲料水は一人1日3ℓが目安）
 - ウ 車両輸送を受ける場合は、受水槽の設置場所等、受け入れ体制の調整
- ⑤ その他
 - 水道施設の復旧状況の確認
- (4) 食料・生活必需品の調達・供給
 - ① 必要物資の品目、数量確認及び備蓄調達物資の配布

避難所管理責任者は、避難者の人数を確認後、必要な物資を配布する。発災直後は市備蓄及び市調達物資により対処することになるので、各支所では調達（備蓄）品目の選定（高齢者への配慮）、備蓄倉庫の整理等をしておく。
 - ② 不足する物資の把握、供給要請

避難所の管理者は、不足する物資を各支所へ要請する。市が不足する物資は県災害対策本部へ要請する。

※救援物資の受け入れに当たり避難所では、物資受け入れ体制及び配布体制を確立しておく。

市は、避難所への輸送経路、輸送方法、救助物資の調達先、配分方法等を（災害救助法施行細則に定めるところにより）確立しておく。
 - ③ 炊き出し用食料の要請及び提供

炊き出しによる食事を提供する場合、体制の整備（人手の確保）、炊き出しに必要な道具の調達や水・熱の確保をしておく。
- (5) し尿処理・ゴミ処理
 - ① 水洗トイレの使用の可否を確認
 - ② 水洗トイレが使用可能であっても断水している場合には、学校のプールや防災用井戸により水を確保し、活用する。
 - ③ 仮設トイレ等の設置

避難所において水洗トイレの使用が不可能な場合には、市は便槽付きの仮設トイレ等を設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。また事前にし尿処理体制を確立しておく。

④ 臨時集積所の設置

事前にごみの集積可能な場所を選定しておき、臨時集積所への分別を徹底した上で排出する。

⑤ ごみの排出ルール確立

地域を担当する自治会の清掃部門と連携し、避難所における円滑なごみ排出ルールを確立し、避難者に周知する。

(6) 情報の収集及び伝達

① 情報担当の選任

避難所の運営組織に情報担当を設置し、情報の窓口の一本化を図り、錯綜した情報の混乱を避ける。

避難所管理責任者は、事前に必要な情報を収集するため、各種機関への連絡先の一覧表を作成しておく。

情報の収集方法は、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆる手段を活用する。

② 掲示板等の設置

情報担当者は、避難者の見やすい場所（出入り口等）に掲示板を設置し、情報を提供する。常に新しく正確な情報を提供する。

また掲示板には、避難所の生活ルールや避難所の平面図等を掲示し、避難者に周知する。

③ テレビ・ラジオ・電話・FAX等の設置

避難者の不安を取り除くために極力早く設置する。娯楽の提供にも配慮する。

(7) ボランティアの受け入れ体制の確立

避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行するに当たり、ボランティアにも参画してもらうよう努める。またボランティアの受け入れを積極的に実施できる市の体制の確立が求められる。避難所におけるボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア受付表（資料4）を作成し、参加者の確認及び人員の把握ができる体制を確立する。

4 長期化への対応

〈避難所の開設期間〉

災害救助法で定められた避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に逐次退所させ、期間内に退去が完了するよう努める。

期間内に退去することができず継続する場合で、その人数が少数の場合は、市独自の収容として実施する。多数の場合は、期間延長の申請を県に行う。

(1) プライバシーの確保

① 体育館のような広い避難場所では、避難者のプライバシーを確保することは難しいが、早い段階で各世帯単位でパーティション等で間仕切りをすることが望ましい。

② 避難者カードや個別の相談等により知り得た個人情報、避難者名簿等に記入し、食事医療面で配慮を実施することになるが、こうした名簿等は必ず職員が管理することとし、避難者のプライバシーには十分に配慮する。

(2) 相談体制の確立

- ① 避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談できる相談窓口を設置し、ストレスの軽減に努める。

また避難者がだれでも気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者の意見を聞き、避難所運営の改善に努める。

- ② 避難者の意見や相談を受けながら、避難者の自立の方法を探り、1日でも早く自立できるよう努める。

(3) 食事メニューの改善

避難者への食事の提供は、当初の非常食から運営組織による炊き出しに移行されるが、避難生活が長期化すると、同じような食事になりがちである。時々偏った食事になっていないかチェックし、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(4) 避難所の統廃合

- ① 避難所は短期の緊急避難が基本である。設置期間が長期にわたる場合は、避難所となっている施設は、本来の目的で使用できない等問題が生じてくる。

そこで段階的に避難所を縮小・統合等を行い、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが必要である。

〈例〉

・避難所を縮小・統合

自立し避難所を退所した避難者のスペースを残っている避難者で分けるのではなく、避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を検討する。

・避難者の現状把握

避難所のさらなる長期化を防ぐため、避難者のおかれている現状を明確に把握することが必要である。避難所の縮小・統合又は閉鎖するために障害となる問題点は何かなどの調査を行ったり、個別相談を実施する。

・その他仮設住宅や公設住宅の避難者居住スペースの確保等を実施する。

5 避難行動要支援者対策

(1) 地域に居住する避難行動要支援者に対する支援対策

- ① 避難所における当面の避難行動要支援者支援対策
② 避難行動要支援者に対応した救援・救護対策
③ 長期化する避難所生活に対する避難行動要支援者支援対策

〈避難所における当面の避難行動要支援者支援対策〉

〈課題と方針〉

避難行動要支援者は、日常的に介護、支援等が必要であり、災害時においても介護等は不可欠である。避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護・支援等ができるようにきめ細かな配慮を行う。

- ④ 避難行動要支援者に応じた避難所の設備、機器等の設置

【支援内容】

車イス、障害者に利用しやすいトイレ、文字放送付きテレビ、ファックス、パソコン、見えるラジオ等の情報機器

⑤ 避難行動要支援者に配慮した対応

【支援内容】

トイレに近い場所、和室や採光等の良い部屋、階段を使わなくても行動できる場所

(2) 避難行動要支援者に対応した救援・救護対策

〈課題と方針〉

多くの避難行動要支援者は、健康者とは異なる生活環境が必要である。そこで避難所における生活に著しい支障が生じないように、避難行動要支援者に応じた日常品・物資の配布等や持病等に対する医療措置等の対策を講じる。

① 避難行動要支援者に応じた生活・物資の配布

【支援内容】

(高齢者) 車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ

(障害者) 文字放送テレビ、ファックス、見えるラジオ、車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ、補装具等

(乳児等) 哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等

② 避難行動要支援者の行動等を支援する人材の確保

【支援内容】

(日常的な行動に介護を要する者) …ホームヘルパー

(聴覚障害者への情報伝達) ……手話通訳者

(失聴・難聴者) ……要約執筆者

(重度の視覚障害者) ……ガイドヘルパー

(重度の脳性麻痺等全身障害者) ……ガイドヘルパー

③ 放置すると生命にかかわる持病等を有した避難行動要支援者に対する対策

【支援内容】

・人工透析を必要とする避難行動要支援者への救急医療対応

人工透析は、慢性腎臓障害患者に対して、定期的かつ継続的な実施が不可欠であり、クラッシュ・シンドロームによる急性腎障害患者にも必要な医療措置である。

市は、避難行動要支援者台帳から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制を確保する。

・難病患者等避難行動要支援者への救急医療対応

難病の治療等には、特定の医薬品が不可欠であり、常に確保し、使用することが求められる。また、難病である避難行動要支援者においては、長期間の療養が余儀なくされており、ストレスが大きく、家族等の肉体的、精神的な負担も大きいことから、

発災時から速やかな医療体制の確保及び家族の負担を軽減できる環境等への配慮が必要である。

市は、避難行動要支援者台帳から難病等の患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関との連絡調整を図り、医薬品等の確保等難病治療が滞ることがないように治療体制を確保する。

〈参考〉難病等の治療に必要な医薬品

A L S等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品、糖尿病のインスリン等

- ・低肺機能者である避難行動要支援者への救急医療対応

呼吸器や心臓の機能障害者等により、酸素吸入を必要とする低肺機能患者に対しては、小型酸素ボンベの携帯が必要である。酸素の充填機やスペアボンベが必要である。

（注）避難行動要支援者台帳等に登録されていない人工透析や難病治療等を要する被災患者に向けて、テレビをはじめ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、市が実施している救急医療体制に関する情報を提供する。

④ 長期化する避難所生活に対する避難行動要支援者支援対策

〈課題と方針〉

避難行動要支援者は、日常的に介護、支援等を要し、治療が必要な者が多いにもかかわらず、避難所で不便な生活を強いられることになる。

そこで避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護等の支援だけでなく、健康管理の指導や避難所生活に対する不満等に関しても、きめ細かな配慮に心がける。

【支援内容】

- ・救護所等の設置

避難行動要支援者の多くは、持病を有しており、避難所における生活が長期化すると持病が悪化したり、新たな病気にかかったりすることが懸念される。こうした状況にならないように避難所の規模に応じて救護所の設置、看護師等の常駐などの措置を講じて、健康管理に対応する。

- ・避難行動要支援者に対するメンタルケアの実施

避難所生活が長期間になると健康者でもストレスにより体調を崩すことがあるほど精神的な負担が大きい。まして避難行動要支援者においては、生活の不安、避難所における不便さ等精神的なストレスが大きいことから、精神科医師の配置を行い、メンタルケアを実施する。

また、児童相談所等では、被災した児童の精神不安の軽減を図るため、避難所に出張してメンタルケアを早期に実施する。

⑤ 避難行動要支援者のプライバシー確保対策

【支援内容】

避難所の生活が長期化する場合には、プライバシー保護対策が重要であり、特に避難

行動要支援者には、プライバシー保護に配慮する目的で、避難行動要支援者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーテーションや衝立等による間仕切りなどの設置をする必要がある。

⑥ 被災者悩み事相談所の設置

【支援内容】

避難所生活が長くなれば、被災に伴う生活再建への不安、避難所における生活への不満等の多くの悩みや不満を持つことになる。こうした悩みや不満に対処するため、避難所に「悩み事相談所」を設置する。

(参考 1)

避難所における共通理解ルール（例）

避難する方は、ルールを守るよう心がけてください。

平戸市災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点である。
- 2 避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
 - ・委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行う。
 - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成する。
 - ・避難者の個々の要望や提案については、各組（班）の代表者をとおして実施する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖する。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要がある。
 - ・避難所を退所するときは、委員会に転居先を連絡する。
 - ・犬、猫など動物類（ペット）を室内に入れることは禁止する。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難（入室）を禁止する。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的実施する。
- 6 食料、物資等は、原則として全員に配給できるまでは配給しない。
 - ・食料、生活物資は避難者の組（班）ごとに配給する。
 - ・特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから実施する。
 - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく実施する。
 - ・ミルク、おむつなど特別な要望については 室で対処する。
- 7 消灯は、午後 時とする。
 - ・廊下等は点灯したままとし、体育館等は照明を落とす。
 - ・管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとする。
- 8 放送は、午後 時で終了する。
- 9 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみ実施する。
 - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝える。
 - ・公衆電話は、緊急用とする。
- 10 トイレの清掃は、午前 時、午後 時に、避難者が順番を決めて実施する。
 - ・清掃時間は、放送で伝える。
 - ・水洗トイレは、大便のみくみ置きバケツの水で流す。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止する。
 - ・裸火の使用は厳禁とする。

※避難者は、当番などをとおして自主的に避難所運営に参加する。

※下線部は、任意に設定する。

※避難所を設置後、速やかに掲示する。

(参考2)

避難所運営のチェックリスト

(標準的な例示)

避難所		
状況	主 な チ ェ ッ ク 項 目	チェック
発災から3時間程度	避難所の開錠（事前に決めている施設管理等）	
	避難所の被災状況の確認、安全確認（資料1）、開設（資料3）	
	避難所の生活スペースの確保	
	安全が確認された避難所へ、市が発令した避難指示に基づき避難誘導（指示あるまでは自宅待機。避難者に協力を求める。自主避難者も含める。）	
	避難者カード（資料2）の配布・回収（避難者の確認）	
	避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 情報連絡員（災害の概要を周知した職員）、外来者等への対応窓口、避難者対応職員の設置（組織表の掲示及び名札・腕章等の携帯）	
	水道を含むライフライン施設の被害状況の確認 井戸水やプールの水の状況把握、生活用水としての使用可否、飲料水等の緊急要請、給水拠点の確認及び給水、飲料水の確保	
	必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布	
	水洗トイレの使用可否の確認 仮設トイレの設営準備及び市災害対策本部への要請準備	
発災後3時間から1日避難所生活	医療救護所スペースの設置	
	避難所におけるルールの確定・周知	
	掲示板の設置	
	不足する物資の把握、供給要請及び救助物資の配布（継続業務）	
	仮設トイレ等の設置	
	避難者の組（班）の編成及び代表者の選出	
	帰宅困難者の受け入れ（継続業務）	
	ボランティアの要請	
	ボランティアセンターの設置（電話、机、イス等）	
	臨時物資集積所の設置	
	ごみ排出ルールの確立	

	テレビ、ラジオ、電話、ファックス等の設置	
	ボランティアによるボランティアの受け入れ（資料4）	
	炊き出し用食料の要請及び提供	
	その他食生活及び日常生活への支援	
長期化への対応	避難者及びボランティア中心の組織編成への移行	
	プライバシーの確保	
	避難者からの相談体制の確立	
	食事メニューの改善	
	避難所の縮小・統廃合に向けての取り組み、閉鎖（資料3）	

資料 1

避難所安全チェックリスト

○チェック基準

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし

「C」＝被害甚大につき使用不可能

該 当 施 設	区 分	チェック	確 認 事 項
施 設 全 体	外観		傾斜、ゆがみ
	柱		亀裂、破断、傾斜
	壁		亀裂、ズレ、変形、剥落
	屋根		亀裂、壁の落下、ゆがみ
施 設 内	天井		亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床		
	照明		
	窓ガラス		
廊 下	窓ガラス		破損、飛散の有無
階 段	防火シャッター		通行ができるか否か
	非常階段		
給 湯 ・ 調 理 室	水道		水道管の破損、水漏れ
	ガス		元栓の損傷
	電気器具		電線の切断、使用の可否
	冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否
	食器類		転倒、落下、使用の可否
手洗い場、便所	水道 排水		水道管の破損、水漏れ 排水の状況
○その他気づいたこと			
○総合評価			

資料2

避難者カード

No.

報告日時	年 月 日 時 分				
避難日時	年 月 日 時 分				
地域名					
避難所名					
避難所所在地					
避難者氏名	続柄	性別	年齢	介護	特記事項
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
		男・女	歳	要・不	
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否					可 ・ 否
(備考)					

※本様式は世帯単位で記入することを想定。

資料3

避難所《開設・閉鎖》報告書

地 域 名				
避 難 所 名				
避難所所在地				
開設・閉鎖 日 時	開設	年 月 日 時 分	閉鎖	年 月 日 時 分
避難者数	世帯 人 (月 日 時 分) 現在			
管理責任者	氏 名		連絡先 (電話)	
報告日時	年 月 日 時 分			
報告者	所属名 氏 名		連絡先 (電話)	
被害状況 及び 避難状況				

- (注) 1 開設・閉鎖のいずれかに○をする。
2 施設ごとに作成する。

資料 4

ボランティア受付表

No.	氏 名 住 所 電 話 番 号	参加日（参加日の欄に○を記入する）					
		／	／	／	／	／	／
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						

6－3 要配慮者利用施設

区分	施設名称	住所	電話番号	災害種別		
				土砂	浸水	津波
高齢者施設	介護老人保健施設ひらどせと・ショートステイ・デイサービス・青洲会デイケアセンター	田平町山内免613番地18・612番地4	57-2222 57-2155	○		
	平戸市社協通所介護度島事業所	度島町1673番地	25-2834	○		
	通所リハビリ 毎快	宮の町596番地1	23-2151	○		
	特別養護老人ホーム平戸荘・平戸荘デイサービスセンター・平戸荘ショートステイセンター・平戸荘グループホーム・平戸荘第二グループホーム	紐差町450番地 紐差町494番地	28-1155 28-2710	○		
	グループホーム翔里・翔里第二グループホーム・デイサービスセンター翔里	津吉町1051番地	29-1071 29-1074	○		
	特別養護老人ホーム わだつみの里・デイサービス事業所・ショートステイ事業所	辻町178番地	27-2200 27-2300	○		
	平戸市大島高齢者生活福祉センター・平戸市社協通所介護大島事業所	大島村前平2727番地	55-2100	○		
	グループホームおれんじ友	大島村前平2742番地1	55-2220	○		
障害児・障害者施設	平戸市社協 障害者訪問介護大島事業所	大島村前平2727番地	22-2180	○		
	木ヶ津文庫『絆』（就労継続支援B型事業所）	木ヶ津町908番地4	28-0045	○		
	共同生活事業所 サンライフ鏡川（グループホーム）	鏡川町301番地13	23-2061	○		
	相談支援事業所 つばき	田平町野田免202番地	57-3223	○		
	椿の会 リベラルⅠ（グループホーム）	田平町野田免202番地	57-3223	○		
	就労継続支援B型事業所 つばきの郷	田平町下亀免1133番地	57-3223	○		
	椿の会 リベラルⅡ（グループホーム）	田平町下亀免1133番地	57-3223	○		
	ワークハウス（グループホーム）	田平町小崎免739番地	75-2048	○		

児童福祉施設等	みのりこども園	鏡川町252	22-2575	○		
	愛の園保育所	鏡川町361	22-2244	○		
	光の園保育園	大久保町322-11	23-2612	○		
	中野愛児園	山中町391	24-2358	○		
	東和愛児園	紐差町690-1	28-0156	○		
	小鳩こども園	辻町205	27-0333	○		
	しおかこども園	鏡川町127-1	22-3360	○		
	花園認定こども園	田平町下亀免968-1	57-0744	○		
	大島村保育所	大島村前平2737	55-2006	○		
	青洲会病院とびっこ保育園	田平町山内免613-18	57-2799	○		
	度島町へき地保育所	度島町1655	25-2615	○		
	みのりの森児童クラブ	鏡川町252	22-2575	○		
	こばと児童クラブ	辻町207-2	27-0333	○		
医療施設	社会医療法人青洲会 青洲会病院	田平町山内免612-4	57-2155	○		
	医療法人愛恵会 平戸愛恵病院	田平町野田免202	57-1150	○		
	医療法人裕光会 谷川病院	田平町山内免400	57-0045	○		
	医療法人社団 流星群 はたえ眼科	田平町山内免460-1	57-0109	○		
	平戸市国民健康保険大島診療所の山出張所	大島村の山川内796-1	55-2533	○		
	平戸市国民健康保険 度島診療所	度島町1673	25-2014	○		
	医療法人医理会 柿添病院	鏡川町278	23-2151	○		
	医療法人 くわはら医院	宮の町581	22-2306	○		
	医療法人医理会木引田健康クリニック	木引田町414	22-7600	○		
	幸福堂医院	辻町184-33	27-2603	○		
教育施設	中野小学校	中野大久保町888	22-9232	○		
	根獅子小学校	根獅子町181	22-9233	○		
	紐差小学校	紐差町665	22-9234	○		
	津吉小学校	田代町575	22-9235	○		
	野子小学校	野子町1955	22-9237	○		
	田平東小学校	田平町下亀免583	22-9241	○		
	大島小学校	大島村前平2749	22-9244	○		
	中野中学校	中野大久保町1096	22-9246	○		
	南部中学校	津吉町241	22-9248	○		
	大島中学校	大島村前平2037-1	22-9251	○		
	山田小学校	生月町山田免511	22-9243	○		
	中部中学校	紐差町363	22-9247	○		

7 医療救護関係

7－1 県災害拠点病院

圏 域	病 院 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
佐世保県北	地方独立行政法人 北松中央病院	859-6131	佐世保市江迎町赤坂299	0956-65-3101

7－2 医薬品調達先一覧

名 称	所 在 地	電話番号
アップル調剤薬局	草積町1167-1	26-3030
生月調剤薬局	生月町山田免3009-1	53-3111
石橋調剤薬局	田平町山内免609-8	21-1030
石橋薬局	田平町山内免387-1	57-1005
門谷薬局	浦の町755	23-3547
木寺薬局	木引田町406-1	22-2058
きでら調剤薬局	宮の町586-1	21-8181
北原薬品 館浦店	生月町館浦2	53-1712
北原薬局 壱部浦店	生月町壱部浦149-5	53-0054
クスリの石橋	田平町山内免315	57-0014
くすりのまるご	津吉町791-18	27-0059
すみや薬局 田平店	田平町小手田免945-5	57-3434
そうごう薬局ミヤノ店	宮の町606	23-3088
ダイレックス 平戸店	岩の上町167-1	21-8015
谷口医薬品	田平町荻田免1445-1	57-2030
田平薬局	田平町山内免413	57-2125
ドラッグすみや	生月町館浦136	53-1102
とまと薬局 平戸店	戸石川町472-2	20-0770
のぞみ薬局	宮の町585	21-8110
ひらど中央薬局	草積町1166-1	28-0169
平戸調剤薬局	浦の町748	23-8221
ドラッグストアマツモトキョシ 平戸店	築地町568-1	26-0570
ドラッグストアコスモス 平戸店	岩の上町392-6	20-0051
ドラッグストアモリ 平戸店	岩の上町144	29-9090
HIヒロセ OKホーム&ガーデン平戸店	岩の上町1278	26-0100
かわさき薬局田平店	田平町小手田免951-1	22-7838

7－3 市内医療機関

名 称	診 療 科 目	所 在 地	病床数	電 話	F A X
国民健康保険 平戸市民病院	内科 外科 小児科 眼科 放射線科 整形外科 救急科 リハビリテーション科	草積町1125-12	87	28-1113	28-0800
医療法人 医理会 柿添病院	内科 外科 小児外科 小児 科 整形外科 皮膚科 循環 器内科 泌尿器科 耳鼻咽喉 科 放射線科 歯科 脳神経 外科 リハビリテーション科 麻酔科 血液内科	鏡川町278	111	23-2151	22-5131
医療法人 光佑会 北川病院	内科 外科 胃腸科 小児科 放射線科 循環器科 整形外 科 リハビリテーション科	浦の町737	52	22-2344	23-8254
平戸市立 生月病院	内科 外科 小児科 整形外 科 リハビリテーション科	生月町山田免2965	60	53-2155	53-3009
医療法人 愛恵会 平戸愛恵病院	精神科 心療内科	田平町野田免202	120	57-1150	57-1544
社会医療法人 青洲会 青洲会病院	内科 外科 胃腸科 整形外 科 放射線科 脳神経外科 泌尿器科 リハビリテーショ ン科	田平町山内免612-4	183	57-2155	57-2096
医療法人 裕光会 谷川病院	内科 小児科 呼吸器科 消化器科 循環器科 皮膚科 リハビリテーション科	田平町山内免400	54	57-0045	57-2098
医療法人 くわはら医院	内科 消化器科 整形外科	宮の町581	18	22-2306	22-4572
幸福堂医院	内科 小児科 リハビリテー ション科	辻町184-33	—	27-2603	27-2605
ごとう耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	戸石川町964	—	22-4377	22-4530
平戸市国民健康保険 度島診療所	内科 外科	度島町1673	—	25-2014	25-2447
医療法人医理会 柿添病 院附属中野診療所	内科 耳鼻咽喉科	山中町696-3	—	20-4100	20-4101
平戸市国民健康保険 大島診療所・大島歯科診 療所	内科 外科 歯科	大島村前平1840-1	—	55-2039	21-6602
平戸市国民健康保険 大島診療所の山出張所	内科 外科、小児科	大島村的山川内796-1	—	55-2533	
医療法人社団 流星群 はたえ眼科	眼科	田平町山内免460-1	8	57-0109	57-2097
医療法人 純健会 しおざわ内科消化器科	内科 消化器科	田平町小手田免946	—	57-2121	57-1525

8 緊急輸送関係

8－1 緊急物資集積場所

番号	物資輸送拠点場所	住 所	電 話	地 域
1	平戸文化センター	岩の上町1529番地	22-5300	北部地区
2	平戸市ふれあいセンター	紐差町678番地1	22-9181	中部地区
3	平戸市多目的研修センター	辻町199番地	22-9191	南部地区
4	生月町開発総合センター	生月町里免1610番地	22-9207	生月地区
5	田平町民センター	田平町山内免270番地1	22-9211	田平地区
6	大島村公民館	大島村前平1456番地1	55-2511	大島地区
7	度島小中学校	度島町1082	22-9238	度島地区

8－2 ヘリポート

名 称	地 区	所 在 地	所有者	T E L	土 地 の 状 況			
					長さ	幅	縦断 勾配	横断 勾配
大島村ヘリポート	大島地区	前平2047-1	平戸市	0950-22-4111	50	35	0	0
生月ヘリポート	生月地区	里免2174-17 里免2174-18 里免2188-1			24	24	0	0
度島ヘリポート	平戸地区	度島町2314			44	44	0	0
津吉ヘリポート	平戸地区	辻町220			52	52	0	0

8－3 ヘリコプター場外離着陸場適地一覧

	着 陸 場	所 在 地	所有者	管理者（担当課）
1	川内峠第3駐車場	川内町287	平戸市	観光課
2	生月ヘリポート	生月町里免2174-17 生月町里免2174-18 生月町里免2188-1		総務課
3	度島ヘリポート	度島町2314		総務課
4	大島村ヘリポート	大島村前平2047-1		総務課
5	津吉ヘリポート	辻町220		総務課
6	潮見グラウンド	生月町南免4333		生月支所地域振興課
7	平戸市総合運動公園	鏡川町944-3		教育委員会
8	根獅子海浜公園	大石脇町1502-1		水産課
9	飯盛漁港運動公園	度島町635-4地先埋立地		水産課
10	福良漁港運動公園	野子町2517地先埋立地		水産課
11	志々伎浦漁港運動公園	志々伎町288-3地先埋立地		水産課
12	野子町へき地保育所グラウンド	野子町2628		福祉課
13	中瀬草原	田平町大久保免1111-12		都市計画課
14	平戸中学校	鏡川町42		教育委員会
15	中野中学校	中野大久保町1096		教育委員会
16	中部市民運動場	紐差町1108		ふれあいセンター
17	南部中学校	津吉町241		教育委員会
18	野子小中学校	野子町1955		教育委員会
19	生月町上場グラウンド	生月町里免2174の第1		教育委員会
20	田平東小学校	田平町下亀免583		教育委員会
21	平戸高校	草積町261	長崎県	県教育委員会
22	田平北小学校グラウンド	田平町小手田免970	平戸市	教育委員会
23	田平南小学校グラウンド	田平町下寺免44		教育委員会
24	田平中学校グラウンド	田平町萩田免20		教育委員会

※ 緊急事態の場合で、関係者等から離着陸に対する同意が得られれば上記の適地以外にも離着陸することができる。

8－4 運送業者関係一覧

(1) バス・タクシー業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大川陸運(株)	大山町581番地の2	24-2423
西肥自動車(株)平戸営業所	大久保町1256-2	22-3171
シルバータクシー(株)平戸営業所	岩の上町226-1	23-2441
中部タクシー	紐差町1081	28-0040
生月自動車(有)	生月町里免657-3	53-0516
生月タクシー	生月町里免657-3	53-0516
マンボウタクシー	田平町深月免221-6	21-1188
(有)大島村産業	大島村神浦379番地2	57-2456

(2) 運送業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ケイライン	戸石川町467-1	22-3336
(株)大川陸運	大山町581-2	24-2421
(有)平戸急送	大久保町1826	22-2643
栗山運送	志々伎町1377	27-1245
ヤマト運輸(株)平戸宅急便センター	山中町688-1	24-2772
生月貸物(有)	生月町壺部浦211	53-0006
北松通運(株)	田平町山内免218-1	57-1313
未来運送	田平町福崎免343-1	57-0411

9 建設・土木関係

9－1 平戸市内建設業者一覧

(令和4年度指名願い提出業者・50音順)

業 者 名 称	住 所	電 話
綾香工務店	平戸市主師町785番地22	22-7778
石橋建築	平戸市生月町里免3275番地1	53-3015
(有)石原機工	平戸市生月町里免3297番地	53-1060
伊藤組	平戸市西中山町466番地9	27-0310
(有)井元建設	平戸市大島村神浦174番地	55-2025
(有)今村建設	平戸市田平町下寺免1194番地6	57-2886
(有)氏田産業	平戸市猪渡谷町2328番地	27-0856
(有)浦上工務店	平戸市宝亀町976番地	28-0298
えんどう建設(有)	平戸市紐差町1164番地イ	28-0183
大石建設(株) 生月支店	平戸市生月町里免2933番地2	53-0043
(有)大石工務店	平戸市宝亀町1340番地3	28-0566
大浦大工	平戸市大島村前平2023-3	55-2104
大川テクノ(有)	平戸市大山町581番地の2	24-2314
大坪建設(株)	平戸市田平町山内免625番地の4	57-0171
門田建設(株) 生月本店	平戸市生月町里免1025番地	53-0555
川久保産業	平戸市戸石川町89番地	22-4128
(有)川本建設	平戸市田平町小手田免69番地20	22-7311
(株)九電工 平戸営業所	平戸市戸石川町868番地1	22-3188
(有)共栄組	平戸市田平町小手田免69番地の20	57-1773
(株)玄海電設	平戸市田平町小崎免1023番地	57-0907
(株)恋塚組	平戸市田平町深月免702番地1	57-1850
(株)小出通信工業	平戸市田平町小手田免283番地4	21-1212
港祐産業(有)	平戸市下中野町116-17	22-5400
采光設備(有)	平戸市田平町小手田免283-1	22-7101
坂本鉄工	平戸市明の川内町167番地1	22-2831
(有)崎村電業	平戸市田平町里免640番地1	57-2992
(有)里美建設	平戸市生月町里免1476番地	53-3053

(株)三栄プラント建設工業	平戸市田平町下亀免 1065	57-2550
実勇建設	平戸市宝亀町 1260-4	26-3010
白石建設(株)	平戸市戸石川町 480 番地 1	20-0101
(株)シンコー	平戸市田平町小手田免 511 番地 1	57-0302
(有)末永建設	平戸市獅子町 1740 番地 1	28-0808
(有)末吉組	平戸市紐差町 1024 番地	28-1281
早田建設(有)	平戸市築地町 525 番地	22-5522
(株)ダイコウ建設 生月支店	平戸市生月町里免 704 番地 3	53-1225
大松建設(有)	平戸市生月町山田免 418 番地	53-1792
高増建設(株)	平戸市木引町 160 番地	22-2729
(有)田川建設	平戸市度島町 746 番地	25-2317
瀧下造園	平戸市戸石川町 193 番地 2	23-2645
立石重機工業(有)	平戸市生月町里免 3852 番地 3	53-2532
田中組	平戸市生月町里免 625 番地	53-0253
(有)田平クリーンサービス	平戸市田平町田代免 65-8	57-3637
(有)田平プロパン商会	平戸市田平町山内免 421 番地	57-0214
(有)津吉電工社	平戸市津吉町 791 番地 7	27-1013
(有)鶴丸設備	平戸市大久保町 1732 番地 4	23-3629
(株)テラダ	平戸市主師町 172 番地 1	24-2023
(有)寺田工務店	平戸市山中町 723 番地 3	24-2546
(株)年徳建設	平戸市田代町 429-2	27-0460
(株)永田管工設備	平戸市生月町里免 3203 番地	53-3888
(株)中野ハウジング	平戸市築地町 479 番地 1	22-3128
中山興産	平戸市岩の上町 493 番地 5	22-4291
(株)浜崎組	平戸市田平町小手田免 19 番地 50	57-0265
(有)林建設	平戸市草積町 385 番地	28-0185
(株)原田総建	平戸市木場町 861 番地	28-1874
(株)久田組	平戸市下中津良町 395 番地	27-0039
平戸建設(株)	平戸市新町 95 番地の 1	22-3138
平戸鉄工造船(株)	平戸市鏡川町 1272 番地	22-2115
平戸電工社	平戸市岩の上町 167 番地 2	22-2903
平戸緑化土木(有)	平戸市岩の上町 200 番地 3	22-3883

(有)藤村商店	平戸市生月町壺部浦 89-2	53-0266
増山建設(株)	平戸市生月町壺部浦 67 番地 1	53-0522
松石建設(株)	平戸市生月町里免 777 番地 1	53-0078
(有)松尾組	平戸市紐差町 488 番地の 7	28-0245
(有)松尾設備	平戸市岩の上町 187-4	22-3351
松田産業(株)	平戸市田平町里免 243 番地 3	57-1710
松永建設(有)	平戸市生月町山田免 1540	53-2392
松本土建	平戸市東中山町 4-4	27-2117
松山建設	平戸市獅子町 1050 番地	28-1890
(有)丸田建設	平戸市鏡川町 1845 番地 2	23-2687
丸田大工	平戸市大島村神浦 231	55-2131
(有)丸徳産業	平戸市田平町下寺免 181 番地	57-1488
(株)マルビ産業	平戸市田平町小手田免 19-50	57-0377
(株)迎地建	平戸市田平町福崎免 120 番地	57-2622
村設備土木	平戸市木ヶ津町 1477 番地	28-1458
村田工務店	平戸市田平町深月免 684-24	57-1060
(株)元吉組	平戸市生月町里免 749 番地 3	53-0174
山内造船(株)	平戸市田助町 110 番地	22-2525
(有)山川組	平戸市大島村的山川内 411 番地	55-2048
(株)山川建設	平戸市津吉町 199-1	27-2552
山組	平戸市大久保町 201-125	23-8566
(株)山野総合設備	平戸市中野大久保町 67-1	24-2700
(有)山村造園	平戸市大野町 307 番地 4	23-2081
吉住建設(株)	平戸市前津吉町 174 番地 1	27-0206
吉永建設	平戸市生月町壺部 4824 番地	53-2025
吉永土木	平戸市下中津良町 640 番地	27-0459

10 廃棄物関係

10－1 廃棄物関係施設

1 ごみ処理施設

施設名	所在地	処理対象区域	規模 (t / 日)	処理方式	電話
北松北部クリーンセンター	田平町下寺免1318	平戸市、松浦市	70	直接溶融炉	0950-26-1300

2 し尿処理施設

施設名	所在地	処理対象区域	規模 (kl / 日)	処理方式	電話
北松北部クリーンセンター 汚泥再生処理施設	田平町下寺免1318	平戸市、松浦市	148	膜分離高負荷 脱窒素	0950-26-1300

3 一般廃棄物最終処分場

施設名	所在地	埋立面積 (㎡)	埋立容量 (m³)	区分	電話
生月町管理型最終処分場	生月町里免5468	4,300	25,000	管理型	0950-53-0469
志保良最終処分場	生月町里免5476, 5477	4,345	21,150	安定型	〃

11 遺体の収容・処理関係

11－1 火葬場一覧表

名 称	住 所	電話番号
平戸斎場	平戸市深川町677番地13	24-2131
大島村火葬場やすらぎ苑	平戸市大島村前平3633番地1	55-2511

12 文教関係

12－1 平戸市内文化財一覧表

(令和3年3月23日現在)

区分	種 別	名 称	管理者・認定団体	所 在 地
国 指 定	絵画	絹本著色仏涅槃図 一通	最教寺	岩の上町1206
	工芸	鑢頭大刀無銘拵付 一口附 大刀図 一通	亀岡神社	岩の上町1517
	史跡	平戸和蘭商館跡	管理平戸市	崎方町、大久保町
	天然記念物	黒子島原始林	平戸市	大久保町黒子島
		阿値賀島	平戸市	早福町阿値賀
	建造物	幸橋	平戸市	岩の上町
	無形民俗	平戸神楽	平戸神楽振興会	長崎県平戸市
	工芸	紺糸緘肩白赤胴丸	松浦史料博物館	鏡川町12
	無形民俗	平戸のジャンガラ	各地区自安和楽保存会	市内9地区
	天然記念物	平戸礫岩の岩石地植物群落	長崎県	大佐志町
	建造物	田平天主堂	カトリック長崎大司教区	田平町小手田免19
	名勝	棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園	個人・管理：平戸市	岩の上町 明の川内町
国 選 定	伝統的建造 物群	大島村神浦伝統的建造物群保存地区	平戸市	大島村神浦
	文化的景観	平戸島の文化的景観	管理平戸市	平戸市
国 選 択	無形民俗	かくれキリシタン習俗	カレキリシタン信者	生月町
		大島の須古踊り	的山・西宇戸・東・西 神浦保存会	大島村
県 指 定	史跡	鄭成功居宅跡	平戸市	川内町1114
	天然記念物	平戸市中の浦ソテツ群落	個人	大久保町
	史跡	コックスの甘藷畑跡	個人	川内町
		積徳堂跡	個人	岩の上町
	天然記念物	亀岡のマキ並木	管理平戸市	岩の上町
		平戸古館のビロウ自生地	個人	大久保町
		平戸のシカ	管理平戸市	安満岳
	史跡	中野窯跡	平戸市	山中町28の7、126の1
	絵画	長崎日蘭貿易絵巻一卷	松浦史料博物館	鏡川町12
		長崎日清貿易絵巻三巻	松浦史料博物館	鏡川町12
		文珠菩薩絵像一幅	松浦史料博物館	鏡川町12
		異国船絵巻一卷	松浦史料博物館	鏡川町12

県 指 定		原城攻囲陣営並城中図一幅	松浦史料博物館	鏡川町12
		伝八幡船の旗一流	松浦史料博物館	鏡川町12
	工芸	松浦家伝来紋入古旗二流	松浦史料博物館	鏡川町12
		松浦家伝来船幟一流	松浦史料博物館	鏡川町12
		資始具足一領	松浦史料博物館	鏡川町12
		大哉具足一領	松浦史料博物館	鏡川町12
	彫刻	伝オランダ船船首飾り木像	松浦史料博物館	鏡川町12
	有形民俗	捕鯨銃（火矢抜き・早盒）一式	松浦史料博物館	鏡川町12
	天然記念物	志自岐神社地の宮・沖の宮社叢	志自岐神社	野子町
	彫刻	最教寺の懸仏	最教寺	岩の上町1206
	史跡	式内社志々伎神社跡	志自岐神社	野子町
	工芸	最教寺の繡帳誕生仏 一幅	最教寺	岩の上町1206
	彫刻	阿弥陀寺の木造十一面観世音菩薩坐像	阿弥陀寺	野子町3077
	史跡	平戸の六角井戸	浦の町	鏡川町6-2
	工芸	オランダ船鉄錨及び付属文書	松浦史料博物館	鏡川町12
	天然記念物	平戸沖の島樹叢	三輪神社	紐差町1614
	無形民俗	度島の盆ごうれい	度島町民俗芸能保存会	度島町
	書跡	紺紙金字法華経八巻（箱つき）	平戸市	岩の上町1508
	有形民俗	長泉寺の鯨供養石造五重塔	長泉寺	前津吉町1274
	彫刻	普門寺の金銅菩薩立像 一体	普門寺	松浦史料博物館 鏡川町12
	建造物	雄香寺開山堂	雄香寺	大久保町2169
		宝亀教会	カトリック長崎大司教区	宝亀町1170番地外
	彫刻	大聖寺の銅製大日如来坐像	大聖寺	松浦史料博物館 鏡川町12
	歴史資料	甲子夜話（副本・写本）	松浦史料博物館	鏡川町12
		地球儀・天球儀	松浦史料博物館	鏡川町12
	天然記念物	塩俵断崖の柱状節理	平戸市	生月町老部免
	無形民俗	大島のジャンガラ	大根坂ジャンガラ保存会	大島村
	史跡	里田原遺跡	平戸市	田平町里免239-3 ほか
	天然記念物	平戸口のビロウ自主地	平戸市	田平町山内免
		海寺跡のハクモクレン	個人	田平町
		是心寺のソテツ	是心寺	田平町山内免659
	考古資料	里田原遺跡出土の多鈕細文鏡	平戸市	田平町里免236-2
	歴史資料	壱岐国続風土記	松浦史料博物館	鏡川町12
	絵画	絹本著色松浦義像	松浦史料博物館	鏡川町12
	史跡	笠松天神社古墳	笠松天神社氏子	田平町小手田免
	史跡	岳崎古墳	個人	田平町

	無形民俗	田助ハイヤ節	田助ハイヤ節保存会	田助町・大久保町
	工芸品	田平熊野神社の懸仏	熊野神社	田平町里免236-2
	史 跡	鯨組主益富家居宅跡	個人	生月町壺部浦
	建造物	旧松浦家住宅(千歳閣・九臯斎・玄関)	松浦史料博物館	鏡川町12
	建造物	紐差教会	カトリック長崎大司教区	紐差町1039
	工芸品	松浦家伝来少年用渡来上着2着	松浦史料博物館	鏡川町12
	天然記念物	平戸戸石川のハルサザンカ	個人	戸石川町
	古文書	松浦文書	松浦史料博物館	鏡川町12
		石志文書	松浦史料博物館	鏡川町12
		伊万里文書	松浦史料博物館	鏡川町12
		相知文書	松浦史料博物館	鏡川町12
		吉村組捕鯨文書	生月町博物館・島の館	生月町南免
考古資料	里田原遺跡出土の木製品	平戸市	田平町里免236-2	
建造物	益富家恵比寿社霊殿	個人	生月町	
	益富家住宅恵比寿社	個人	生月町	
市	史跡	天山流指南豊嶋権平的場跡	平戸市	大久保町2047-2
		富春庵跡	千光寺	木引町354
	彫刻	阿弥陀寺の地藏菩薩座像	阿弥蛇寺	野子町3077
		阿弥陀寺の懸仏	阿弥蛇寺	野子町3077
	天然記念物	金立神社の社叢	金立神社	前津吉町246
		八幡神社の社叢	八幡神社	小田町1639
	考古史料	田助古墳出土の一括遺物	個人	大久保町
	工芸	不空訳「仁王護国般若波羅密多經」 版木一揃（両面彫刻37枚）	最教寺	岩の上町1206
	彫刻	媽姐像及びその隨身	川内観音寺	川内町
	史跡	普門寺（旧龍瑞寺跡）	普門寺、松浦章	木ヶ津町1457
指定	無形民俗	築地町のジャ踊り	築地町ジャ踊り保存会	築地町
	工芸	オランダ船錨	平戸市	岩の上町1508
	無形民俗	獅子の須古踊り	獅子須古保存会	獅子町
	有形民俗	大川原の六地藏壺基	弘法大師堂	大川原町ヌ395
	史跡	旧平戸藩志自岐家武家屋敷	個人	岩の上町
	天然記念物	山野のサザンカ 2 本	個人	主師町
		獅子のアコウ	個人	獅子町
	史跡	御部屋の坂	平戸市ほか	大久保町
	天然記念物	平戸ニドザキサクラ	個人	戸石川町
		慈眼桜	個人	木ヶ津町
史跡	富永古墳	平戸市	生月町山田免987	
	井上氏墓地	個人	生月町	

有形民俗	永光寺梵鐘	永光寺	生月町山田免2841
史跡	殉教地・一部氏屋敷跡	平戸市	生月町壱部浦194-3
	殉教地・焼山	個人	生月町
	殉教地・ガスバル様	個人	生月町
	殉教地・千人塚	平戸市	生月町山田免20
	殉教地・ダンジク様	個人	生月町
	御崎浦捕鯨納屋場跡	生月漁業協同組合	生月町壱部免1460-1、1409-1
	古賀江網干場跡	生月漁業協同組合	生月町壱部免2158-2
有形民俗	白山神社二の鳥居	白山神社	生月町壱部免5096
	住吉神社鳥居	住吉神社	生月町里免2917-2
	鯨恵比寿像	白山神社	生月町壱部免5096
建造物	光明寺の経堂・鐘堂・山門	光明寺	鏡川町285-1
無形民俗	生月勇魚捕唄	生月勇魚捕唄保存会	生月町
	館浦須古踊行事	館浦須古踊保存会	生月町
考古史料	里田原遺跡出土遺物	平戸市	田平町里免236-2
無形民俗	萩田浮立	萩田浮立保存会	田平町萩田免
史跡	焼罪	平戸市	田平町野田免
	里田原条理遺構	平戸市	田平町里免
	城山焼窯跡	個人	田平町山内免
天然記念物	塩俵一玄武岩柱状節理	平戸市	田平町
有形民俗	本山神社の石鳥居	本山神社	大島村の山1658
書籍・典籍	本山神社の文書	本山神社	大島村の山1658
有形民俗	天降神社の石鳥居	天降神社	大島村前平1351
	天降神社の石灯籠	天降神社	大島村前平1351
書籍・典籍	天降神社の文書	天降神社	大島村前平1351
工芸	金剛院の版本仁王経	金剛院	大島村前平1372
	金剛院の大般若経	金剛院	大島村前平1372
	金剛院の釈迦涅槃図	金剛院	大島村前平1372
彫刻	金剛院の釈迦誕生仏	金剛院	大島村前平1372
	金毘羅大権現地藏菩薩坐像	金剛院	大島村前平1372
有形民俗	天降神社の棟札	天降神社	大島村前平1351
彫刻	西福寺の阿弥陀仏如来坐像	西福寺	大島村前平1316
	薬師如来立像	前平薬師堂講中	大島村前平1589
	阿弥陀如来立像	大根坂区	大島村
有形民俗	阿弥陀堂の半鐘と胴鼓	大根坂区	大島村
	大根坂の六地藏	個人	大島村
	鯨の供養碑	個人	大島村
工芸	井元宗傳夫婦絵像	真教寺	大島村前平1426

市 指 定	書籍・典籍	真教寺の文書	真教寺	大島村前平1426
	有形民俗	真教寺の梵鐘と半鐘	真教寺	大島村前平1426
		真教寺の絵像絵伝	真教寺	大島村前平1426
		魚の供養碑	真教寺	大島村前平1426
	彫刻	山王権現坐像	川内地区	大島村
	有形民俗	塩吹出之図	個人	大島村
	考古史料	中国宗代青磁香炉	平戸市	大島村前平1456
	有形民俗	篠崎組の奉納絵馬	本山神社	大島村の山1658
		益富組の奉納絵馬	天降神社	大島村前平1351
	書籍・典籍	大島羽差文書	個人	大島村
	史跡	勘定場の井戸	平戸市	大島村神浦192
	無形民俗	大島の流儀 西神浦流儀	西神浦流儀保存会	大島村
		大島の流儀 前平東流儀	前平東流儀保存会	大島村
		大島の流儀 前平川畑・東流儀	前平川畑流儀保存会	大島村
		大島の流儀 前平神山・西流儀	前平神山・西流儀保存会	大島村
		大島の流儀 西宇土流儀	西宇土流儀保存会	大島村
		大島の流儀 大根坂流儀	大根坂流儀保存会	大島村
		大島の流儀 的山流儀	的山流儀保存会	大島村
		大島の六斎念仏	大根坂六斎念仏保存会	大島村
	史 跡	宋賀様	前平薬師堂講中	大島村前平1589
		殿川	長徳寺	大島村前平1534
		千人塚	個人	大島村
		鯨の浦	平戸市	大島村西神浦
		朝鮮井戸	的山迎地区	大島村的山迎
		岳下古墳跡	個人	大島村
		政務役の墓	個人	大島村
		大根坂支石墓	個人	大島村
		天道山祭祀遺跡	個人	大島村
	天然記念物	板の浦アコウ	平戸市	大島村戸田
		天降神社のエノキ	天降神社	大島村前平1372
		恵籠ソテツ	平戸市	大島村前平1840-1
		スキヤクジャク	個人	大島村
		沖禎介宅跡の大イヌマキ	個人	鏡川町
	史 跡	ウシワキの森	平戸市	大石脇町
		鄭成功関連史跡	県・平戸市	川内町
	天然記念物	田平町本山のノダフジ	個人	田平町
	歴史資料	戸石川毛槍文書	個人	戸石川
	有形民俗	志自岐神社沖の宮薩摩塔及び宋風獅子	志々伎神社	野子町沖の宮

国 登 録	工芸	観中公鎧	亀岡神社	岩の上町
		心月公鎧	亀岡神社	岩の上町
	建造物	大曲家住宅主屋	個人	岩の上町
		大曲家住宅石段及び石垣	個人	岩の上町
		大曲公家住宅主屋	個人	岩の上町
		大曲公家住宅石段及び石垣	個人	岩の上町
		内野家住宅主屋	個人	岩の上町
		内野家住宅煉瓦塀	個人	岩の上町
		内野家住宅門及び塀	個人	岩の上町
		内野家住宅石段	個人	岩の上町
		益富家住宅主屋	個人	生月町
		益富家住宅座敷	個人	生月町
		益富家住宅御成門	個人	生月町
		梅ヶ谷津偕楽園主屋	個人	明の川内町
		梅ヶ谷津偕楽園石塀及び石段	個人	明の川内町
		梅ヶ谷津偕楽園石垣	個人	明の川内町
		梅ヶ谷津偕楽園稻荷社	個人	明の川内町
		「松浦史料博物館(旧松浦詮邸)」閑雲亭	松浦史料博物館	鏡川町12
		「松浦史料博物館(旧松浦詮邸)」閑雲亭待合	松浦史料博物館	鏡川町12
		鮎川家住宅母屋	個人	田平町
		鮎川家住宅石垣及び石段	個人	田平町
		永山家住宅主屋	個人	田助町
		永山家住宅隠居屋	個人	田助町
	建造物	亀岡神社本殿	亀岡神社	岩の上町1517
		亀岡神社幣殿及び登廊	亀岡神社	岩の上町1517
		亀岡神社拝殿	亀岡神社	岩の上町1517
		亀岡神社神楽殿	亀岡神社	岩の上町1517
		松浦家住宅主屋	個人	鏡川町
		松浦家住宅御祠堂	個人	鏡川町
		金剛庫	松浦史料博物館	鏡川町12
		仙禽庫	松浦史料博物館	鏡川町12
		旧角屋主屋	個人	田助町

13 その他

13-1 過去の災害履歴

1 平戸地区

(1) 風水害

年 月 日	原 因	気象状況（平戸）			被 害 状 況				
		最 低 気 圧 (mb)	最大 風速 (m/s)	総 降 水 量 (mm)	死者 行方 不明	負 傷 者	住 家 全 半 壊 失 流	浸水家屋 床上床下	備 考
S 28. 6. 4～7	豪 雨			456.1		18	116	2,995	北松全域
S 29. 6. 28～29	〃			245.6		2	27	2,158	〃
S 31. 9. 9～10	台風 12 号	967.8	SSE 32.0	84.2		7	387	244	
S 32. 7. 25～26	豪 雨			328.2	1		4	473	
S 34. 7. 13～14	〃			445.1	12	3	105	659	
S 47. 7. 10～13	〃			550.5			6	440	
S 53. 6. 24～25	〃			225.5	4	1	7	97	
S 55. 7. 8～11	〃			248.0			4		
S 55. 8. 28～31	〃			573.0				4	
S 57. 7. 23～25	〃			233.0		1	3	125	
S 58. 4. 3～	ひ ょ う								平戸北部
S 58. 7. 15～17	豪 雨			256.5				2	
S 58. 9. 26～28	台風 10 号	989.3	N 19.1	239.5			1		
S 60. 8. 31～9. 1	台 風	985.4	NW 16.3	131.0			2		
S 61. 9. 19～9. 21	風 雨			250.0	1		7		前津古龍巻
S 62. 8. 30～8. 31	台風 12 号	968.6	SSE 27.0	43.5		8	1,200	4	
H元. 7. 28～29	台風 11 号	991.3	SE 16.5	294.5	1	1	29	23	
H元. 9. 12～14	豪 雨			240.5		3	44	86	
H 3. 6. 9～13	〃			370.5				2	
H 3. 7. 29～	台 風 9 号	978.6	S 19.5	178.0		1	224		
H 3. 9. 27～	台風 19 号	953.7	NW 26.8	135.5		1	43		
H11. 8. 29～9. 2	豪 雨			362.5			7	47	主要道通行止（3か所）

(2) 火 災

（S 46 年～H15 年）

区分 年別	発生件数	損 害 額	焼 失 面 積		死 傷 者	
		（千円）	建物（㎡）	林野（ha）	死者（人）	傷者（人）
昭和46	6	1,700	119.4	0.3	1	2
47	9	4,106	104.7	0.2	0	3
48	19	7,279	216.9	0.2	3	1
49	25	20,285	681.6	16.0	0	2
50	35	26,113	863.0	6.1	0	5
51	26	14,614	553.5	4.8	0	3
52	25	17,985	687.0	1.5	1	1
53	46	164,444	2,167.0	1.1	1	5
54	33	19,076	767.0	3.0	0	5
55	20	43,450	600.3	3.5	0	0
56	12	2,917	107.4	1.1	0	0

57	23	41,487	1,103.0	0.6	0	1
58	9	6,013	1,140.0	0.8	0	2
59	27	208,014	1,014.0	0.6	0	4
60	33	68,935	931.0	0.2	0	3
61	19	39,396	921.0	3.4	1	1
62	24	23,891	699.0	13.0	0	1
63	19	17,329	488.0	0.14	2	0
平成元	18	33,065	787.0	0.4	0	4
2	14	110,673	1,623.0	0.01	2	3
3	19	33,821	916.0	0.02	0	11
4	12	26,460	515.0	0	0	2
5	22	30,426	458.0	0.66	0	1
6	36	26,087	505.0	0.15	1	1
7	24	80,655	1,078.0	0.39	2	6
8	20	27,173	637.0	1.09	0	2
9	16	127,297	1,519.0	0.54	0	1
10	12	5,837	5,567.0	0	1	2
11	22	56,186	877.0	0.42	0	2
12	17	59,616	5,941.0	1.1	3	2
13	27	23,363	400.0	350.0	1	0
14	25	39,458	895.0	23.0	3	8
15	19	78,557	1,137.0	0.05	1	1

2 生月地区

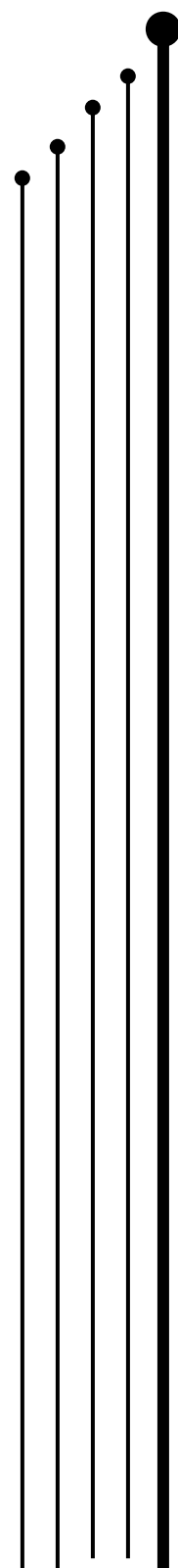
年月日	原因	風速 (m/s)	降水量 (mm)	被害状況			
				死者行方不明	負傷者	住宅全半壊	浸水家屋
昭26.10.14	台風（ルース）						
昭28.6.25 (6.5)～28	豪雨						
昭29.6.29	豪雨						50戸
昭29.7.30	豪雨						40戸
昭31.9.9	台風12号						
昭34.7.13 ～14	豪雨						
昭34.8.6	壱部地区大火災						
昭37.9.3	豪雨		150				
昭37.10.11	豪雨			2			
昭42.6.19 ～	異状干拔						
昭42.7.10	（松本地区）地 すべり						
昭47.7.10 ～12	豪雨		323.5				
昭53.4.10 ～約2ヶ月	異状干拔						

昭 53. 8. 6 ～ 7	豪 雨		254				
昭 55. 8. 29 ～ 30	豪 雨		471				
昭 57. 7. 23	豪 雨		305				221 戸
昭 62. 8. 31	台風 12 号	(推計 70) 53. 2			10	全 12 半 27	一部破損 2288
平元. 9. 12 ～ 13	豪 雨		495				
平 2. 7. 1 ～ 2	豪 雨		210				
平 3. 6. 9 ～ 10	豪 雨		360				
平 3. 7. 29 ～ 30	台風 9 号	46	198				
平 5. 8. 10	台風 7 号	45					
平 5. 8. 16 ～ 20	豪 雨		349				45 戸
平 6. 9. 23 ～ 平 7. 5. 15	異状渇水						
平 9. 7. 8 ～ 9	豪 雨		188. 5				
平 9. 8. 5 ～ 6	豪 雨		295				

3 大島地区

被災年月日	被害原因	主 なる 被害地	死 傷 者 行方不明	被 害 額 (千円)				
				公共土木 施設	農 業 用 施設	農産物	その他	計
S 28. 6. 5	豪 雨	島内一円		5, 000	9, 300	15, 565	6, 853	36, 718
31. 9. 10	台風 12 号	〃		11, 246	450	13, 319	14, 137	39, 152
32. 8. 21	台風 7 号	〃		1, 305	160	15, 951	3, 757	21, 173
34. 7. 14	豪 雨	〃		1, 450	1, 500	3, 473	7, 726	14, 149
34. 9. 17	台風 14 号	〃		103, 000		15, 760	49, 862	168, 622
53. 9. 25	台風 18 号	〃		65, 000		63, 000	45, 280	173, 280
54. 6. 27	豪 雨	〃		24, 564			2, 960	27, 524
57. 7. 23	〃	〃	1	105, 250	99, 000	33, 340	231, 990	469, 580
58. 9. 27	台風 10 号	〃		5, 300	19, 000	19, 713	1, 070	45, 083
59. 8. 20	〃	〃		2, 236	750	38, 336		41, 322
62. 8. 30	台風 12 号	〃	3	18, 510	135, 439	190, 642	585, 797	930, 388
H 3. 7. 29	台風 9 号	〃		8, 000	26, 970	96, 100	50, 330	181, 400
5. 8. 9	台風 7 号	〃		1, 400	33, 000	113, 297	11, 844	159, 541

第7編
樣式編



〔災害救助法による応急救助実務〕

災害発生状況報告		報告日時	
		市町村名	
災害名	第 報	報告者名	

災害の概況	発生場所					発 生 日 時	月 日 時 分			
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住家	全壊	世帯	一部破損	世帯
		負傷者	人	計	人		半壊	世帯	床上浸水	世帯
救助法適用見込又は適用月日										
応急救助の状況	[措置済]									
	[今後検討]									
特記事項										

別紙様式 1

〔 災 害 概 況 即 報 〕

災 害 名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時		月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況						避 難 状 況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

被 害 状 況 調			報告日時	年	月	日	時	分	
災 害 名		第 報 発生 ・ 中間 ・ 確定							
市 町 村 名		報告者名							
人 的 被 害	死	者						人	
	行	方 不 明						人	
	負 傷	重	傷						人
		軽	傷						人
		小	計						人
	計								人
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 出						棟	
		半 壊 又 は 半 焼						棟	
		一 部 破 損						棟	
		床 上 浸 水						棟	
		床 下 浸 水						棟	
	世帯数及び人員	全 壊 ・ 全 焼 又 は 流 出	世 帯						世帯
			人 員						人員
		半 壊 又 は 半 焼	世 帯						世帯
			人 員						人員
		一 部 破 損	世 帯						世帯
			人 員						人員
		床 上 浸 水	世 帯						世帯
			人 員						人員
		床 下 浸 水	世 帯						世帯
人 員								人員	

- 注(1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。
- (2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- (3) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- (4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- (5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

別紙様式2

被 害 状 況 報 告

(市町村→地方本部)

市 町 村 名				月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在
報 告 者 名				即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区 分				被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
人 的 被 害	死 者	1	人							
	行 方 不 明 者	2	人							
	負 傷 者	重 傷	3	人						
		軽 傷	4	人						
住 家 被 害	全 壊	5	棟							
		6	世帯							
		7	人							
	半 壊	8	棟							
		9	世帯							
		10	人							
	一 部 破 損	11	棟							
		12	世帯							
		13	人							
	床 上 浸 水	14	棟							
		15	世帯							
		16	人							
	床 下 浸 水	17	棟							
		18	世帯							
		19	人							
計		20	千円							
非 住 家	公 共 建 物	21	棟							
	そ の 他	22	棟							
そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	23	ha						
		冠 水	24	ha						
	畑	流 失 ・ 埋 没	25	ha						
		冠 水	26	ha						
	文 教 施 設	27	箇所							
	医 療 機 関	28	箇所							
	道 路	29	箇所							
	橋 り よ う	30	箇所							
	河 川	31	箇所							
	港 湾	32	箇所							
	砂 防	33	箇所							
	清 掃 施 設	34	箇所							
	崖 く ず れ	35	箇所							
	鉄 道 不 通	36	箇所							
	被 害 船 舶	37	隻							
	水 道	38	戸							
	電 話	39	回線							
	電 気	40	戸							
ガ ス	41	戸								
ブ ロ ッ ク 塀 等	42	箇所								
り 災 世 帯 数	43	世帯								
り 災 者 数	44	人								
火 災 発 生	建 物	45	件							
	危 険 物	46	件							
	そ の 他	47	件							
公 共 文 教 施 設	48	千円								
農 林 水 産 業 施 設	49	千円								
公 共 土 木 施 設	50	千円								
そ の 他 の 公 共 施 設	51	千円								
そ の 他	農 産 被 害	52	千円							
	林 産 被 害	53	千円							
	畜 産 被 害	54	千円							
	水 産 被 害	55	千円							
	商 工 被 害	56	千円							
そ の 他	57	千円								
被 害 総 額	58	千円								
災 害 対 策 本 部		設 置	月 日 時 分							
		解 散	月 日 時 分							
災 害 救 助 法 適 用			月 日 時 分							
消 防 職 員 出 動 延 人 数		人								
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人								

災害救助費算出内訳(災害別)

(災害名)

(市町村名)

種 目 別 区 分		市町村繰替支弁分(A)			県 支 給 分(B)			合 計(C=A+B)			基 準			算定額(C、Dのうち低い額)		
		員数	単価 円	金額 円	員数	単価 円	金額 円	員数	単価 円	金額 円	員数	単価 円	金額 円	員数	単価 円	金額 円
避難所設置費	既存建物	延			延			延			延			延		
	野外仮設	延			延			延			延			延		
	天幕借上	延			延			延			延			延		
応急仮設住宅設置費	炊き出しその他による食品給与費	戸			戸			戸			戸			戸		
	飲料水供給費	延			延			延			延			延		
	被服寝具その他必需品半壊(焼)床上浸水給与費	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
医療及び助産費	診療費	延			延			延			延			延		
	助産費	延			延			延			延			延		
	計	延			延			延			延			延		
災害にかかった者の救出費	災害にかかった住宅の応急修理費	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
	生業資金の貸与費	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
	小学校児童教科書等	人			人			人			人			人		
学給用品等の費	中学校教科書	人			人			人			人			人		
	中学生文具等	人			人			人			人			人		
	計	人			人			人			人			人		
埋葬費	大	体			体			体			体			体		
	小	体			体			体			体			体		
	計	体			体			体			体			体		
死体の処理費	洗滌縫合消毒等	体			体			体			体			体		
	一時保存	体			体			体			体			体		
	検案	体			体			体			体			体		
障害物の除去費	計	体			体			体			体			体		
	障害物の除去	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
	輸送	費			費			費			費			費		
法人第34条の補助費	人夫	費			費			費			費			費		
	法の補助	費			費			費			費			費		
	救済	費			費			費			費			費		
合計	計			計			計			計			計			

救助実施記録日計票	
救助の種類	
No.	
年 月 日 時 分現在	
対象世帯数	
場 所	
方 法	
特記事項	

救 助 日 報

No.

報 告 機 関				受 信 機 関				
送 信 者				受 信 者				
報 告 時 限 月 日 時現在				受 信 時 間 月 日 時				
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	点	
	既存建物	箇所数	カ所				半失、床上浸水世帯数	点
		避難人員	人		翌日への繰越量		点	
	野外仮設	箇所数	カ所		医療・助産救助	医療班	医療班出動数	カ所
		避難人員	人				救助地区名	
炊き出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療班		診療者数	医療	人
		終了予定日	月 日				助産	人
	炊出箇所数		カ所	医療機関		医療	施設数	カ所
	炊出人員	朝	人				診療人員	人
		昼	人		助産	施設数	カ所	
		夕	人			診療人員	人	
計		人	救助終了予定月日		月 日			
給水	供給地区数		地区	被災者救出	救出地区名			
	供給実人員		人		救出をした人員		人	
	供給水量		リットル		今後救出を要する人員		人	
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日	
		終了予定日	月 日		救出の方法			
	給水方法							

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量			点	死亡原因別人員				
	本日支給	小学生	全失世帯数	点		遺体処理	遺体洗滌	体	
			半失、床上浸水世帯数	点			遺体縫合	体	
		中学生	全失世帯数	点			遺体保存	遺体消毒	体
			半失、床上浸水世帯数	点		既存建物利用		カ所	
	翌日への繰越量			点		仮設建物	カ所		
埋葬	前日までの埋葬			体	遺体の処理	遺体処理機関			
	本日埋葬	大	人	体		今後遺体処理を要する遺体		体	
		小	人	体		遺体処理終了予定月日		月 日	
		計		体		障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸
	翌日以降の要埋葬数			体			本日除却した戸数		戸
	埋葬終了予定年月日			月 日			障害物除去の終了予定月日		月 日
遺体の搜索	搜索地区名				輸送	公用車使用		台	
	遺体	搜索を要する遺体		体		借上車使用		台	
		本日発見遺体		体		救助の種類			
		今後の要搜索遺体		体					
	搜索の方法				人	人夫雇上数		人	
	搜索終了予定月日		月 日	従事作業					
仮設住宅	着工 月 日		月 日	夫	その他				
	竣工 月 日		月 日		備考				
住宅修理	着工 月 日		月 日	備考					
	竣工 月 日		月 日						

救助の種目別受払状況

市町村名

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による 食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具 燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
なお、物資等において、県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況			実支出額	備考
					品名	数量			
		月 日 ～ 月 日	人	人				円	
計									

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を備考欄に記入すること。

応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	家族数	所 在 地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備 考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地欄」は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

[illegible]

(注) 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

飲料水の供給簿

市町村名

供給月日	対象人員	給 水 用 機 械 器 具							実支出額	考 備	
		名 称	借		上		修繕				燃料費
			数 量	所有者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人			円	月 日	円		円	円		
計											

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず、作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
2 「修繕の概要」欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

物資の給与状況

市町村名

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物 資 給 与 の 品 名							実支出額	考 備
				布団	毛布							
		人	月 日								円	
計	世帯											

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名 印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊、全焼、流出又は半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

救護班活動状況

救護班名
班長：医師 氏名 印

月 日	市町村名	患 者 数	措 置 の 概 要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

(注) 1 「備考」欄に班の編制、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名

診療機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額	考 備
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	
計	機 関	人							

(注) 1 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

帳
台
産
助

市町村名

[illegible]

被災者救出状況記録簿

市町村名

月 日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数 量	所 有 者 (管理者) 氏 名	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円		
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に計上すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

住宅応急修理記録簿

市町村名

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了年月日 月 日	実支出額 円	備 考
計				

生業資金貸付台帳

市町村名

貸付を受けた者		保 証 人				事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業	業				
								円	
計	世帯								

(注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。

[illegible]

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

三
四
五

給与責任者(学校長)

氏名

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

埋 葬 台 帳

市町村名

死亡年月日	埋葬年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				考 備
		氏 名	年 齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺 (附属品 を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

死体処理台帳

市町村名

[illegible]

障害物除去の状況

市町村名

住宅被害程度区分	氏 名	除去に要した期間 月 日 ～ 月 日	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備 考
			円		
半壊（半焼）	世帯				
床上 浸 水	世帯				
計					

輸送記録簿

市町村名

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上			修繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円	円			

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

〔自衛隊災害派遣要請〕

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

平戸市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者・連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

平戸市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

〔県防災ヘリコプター出動要請〕

(様式第1号)

年	件目	災	害	発	生	等	に	伴	う
月	件目	航	空	機	災	害	派	遣	要
									請

(口頭受理用紙)

覚 知	月	日	機 関 名		担 当 者		電 話			
	時	分					(内線)	(	)	
災 害 の 状 況	災害発生日時		年	月	日	時	分			
	災害発生場所									
	災害名									
	災害発生状況並びに処置状況									
派遣を必要とする区域										
現地着陸場所										
希望する活動内容										
現場指揮者			職				氏名			
現場との連絡手段										
必要とする資機材										
その他参考となる事項										
搭 乗 者	所属	職	氏名	年令	所属	職	氏名	年令		
	フリガナ				フリガナ					
	フリガナ				フリガナ					
	フリガナ				フリガナ					

(様式第2号)

年 件目	救 急 活 動 に 伴 う
月 件目	航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受理	月 日	市町		担当者		電話					
	時 分					(内線) ()					
患者の状況	住所				氏名		年齢	性別	職業		
	フリガナ										
	漢字										
	患者が子供の場合	親族氏名			続柄		年齢				
	病気発生日時		年	月	日	時	分				
	病気発生場所										
	病気(事故)名		フリガナ								
			漢字								
	病気発生状況並びに処置状況										
	感染症の恐れ			感染症名 ()							
特記事項		保育器		その他資機材 ()							
搬送要件確認	緊急性 (片方のみチェック)	☐	【疾病等】生命に			☐	【事故等】生命/身体の重大な障害に				
	非代替性	☐	船舶搬送不可理由:			☐	民間航空機搬送不可理由:				
	公共性	☐	現地医療機関対応不可: 医師診断			☐	慢性疾患				
	確認理由・補足事項等										
現地病院名					医師名						
収容病院名					医師名						
搬送要請区間		搬送元:				→	搬送先:				
(注) 搬送先: 長崎医療センターHPは防災ヘリのみ。海自22空群飛行の場合A滑走路に変更します。											
搭乗者	氏名		年齢	職種	搭乗	付添者	氏名		年齢	続柄	
	フリガナ							フリガナ			
	漢字							漢字			
	氏名		年齢	職種	搭乗		氏名		年齢	続柄	
	フリガナ							フリガナ			
	漢字							漢字			

(様式第3号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事 様

(機 関 長 名) 印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害発生状況並びに派遣を要する事由	覚知		年		月		日		時		分
	災害発生日時		年		月		日		時		分
	災害発生場所										
	災害名										
	災害発生状況並びに処置状況										
派遣を必要とする区域											
現地着陸場所											
希望する活動内容											
必要とする資機材											
その他参考となる事項											
搭乗者	所属	職	氏名	年令	所属	職	氏名	年令			

(様式第4号)

救 急 活 動 に 伴 う 航 空 機 災 害 派 遣 要 請

年 月 日

長崎県知事 様

(市 町 長 名) 印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理		年	月	日	時	分			
患者の 状 況	住所			氏名		年齢	性別	職業	
	患者が子供の場合	親族 氏名		続柄	年齢	職業			
	病気発生日時		年	月	日	時	分		
	病気発生場所								
	病気(事故)名								
病気発生状況 並びに 処置状況									
現地病院名					医師名				
収容病院名					医師名				
搬送要請区間		搬送元 :			→	搬送先 :			
搭 乗 者	氏名		年齢	職種	付 添 者	氏名		年齢	続柄
	氏名		年齢	職種		氏名		年齢	続柄

(様式第 5 号)

災害状況報告書

要請機関名						(担当名)				
災害発生日時		年		月		日		時		分
災害発生場所										
災害発生概要										
活動内容										
要救助者数										
死傷者数等	死者					負傷者				
搬送先	(受入病院)									
ヘリ搭乗人員										
現場出動人員										
現地飛行時間										
参考事項										